

練馬区長期計画

平成22年度(2010年度)～26年度(2014年度)

〈素 案〉



平成21年(2009年)7月

練馬区

長期計画 目次

第1部 総論編

第1章 長期計画の基本的考え方

1 策定の目的	2
2 計画期間	2
3 計画の性格	2
4 計画の構成・内容	3
5 個別計画との関係	3

第2章 計画策定の前提・背景

1 練馬区の現況	4
2 人口の動向	5
3 社会の動向	7

第3章 計画を実現する仕組み

1 「区政経営の基本姿勢」に基づく計画の推進	12
2 計画と行政評価との連動	12

第2部 基本計画編

第1章 ねりま未来プロジェクト

ねりま未来プロジェクトとは	16
1 みどりプロジェクト	18
2 農プロジェクト	20
3 アニメプロジェクト	22
4 人づくりプロジェクト	24
5 地域コミュニティ活性化プロジェクト	26

第2章 施策体系と分野別重点事業

計画における分野別の政策と施策の体系	30
1 子ども分野	32
2 健康と福祉分野	34
3 区民生活と産業分野	36
4 環境とまちづくり分野	38
5 行政運営分野	40

第3章 各政策・施策の内容

1	子ども分野	42
2	健康と福祉分野	70
3	区民生活と産業分野	126
4	環境とまちづくり分野	166
5	行政運営分野	226

第3部 実施計画編

1	施策の体系および計画事業	242
2	区立施設の改修・改築	254

参考資料

練馬区新長期計画（平成18～22年度）計画事業の 平成21年度末における達成状況 [見込み]	255
---	-----

第 1 部 総論編

第1章 長期計画の基本的考え方

1 策定の目的

区では、概ね10年後の平成30年代初頭を目標年次とした「新練馬区基本構想」（以下「新基本構想」といいます）を、平成21年12月を目途に策定するよう検討を進めています。

新基本構想は、区民と区が、練馬区のめざす姿を目標として共有し、ともに手を携えて着実にこれからの練馬区を築いていくための指針であり、区の計画体系の最上位に位置する区政運営の基本的指針となるものです。

新基本構想素案では、概ね10年後の平成30年代初頭を目標年次としてめざしていく、練馬区のあるべき姿を下記のとおり掲げています。

練馬区のめざす10年後の姿

創造都市
人とみどりが輝く ふるさと都市を
ともに築き、未来へつないでいきます

（新基本構想素案「第1章 練馬区のめざす10年後の姿」より抜粋）

この長期計画は、新基本構想で設定する「練馬区のめざす姿」を実現する施策・事業を体系的に明らかにするために策定します。

2 計画期間

長期計画の計画期間は、新基本構想が目標年次としている平成30年代初頭までの前半5か年に当たる平成22年度（2010年度）から26年度（2014年度）までとします。

3 計画の性格

- 新基本構想の「練馬区のめざす姿」の実現に向けて、計画期間内に取り組む施策・事業を体系的に示すとともに、施策の5年後の目標を明示する計画です。
- 新基本構想において掲げる、区民の参画・協働を得ながら分野横断的に取り組む「ねりま未来プロジェクト」を具体的に示す計画です。
- 区が単独で実施する施策に限らず、区民、事業者等との協働や、国、都、他自治体との役割分担、連携により進めていく取組も含んだ計画です。

4 計画の構成・内容

この計画は、基本計画と実施計画により構成します。

(1) 基本計画

「ねりま未来プロジェクト」の主要な取組を示すとともに、「分野別の政策・施策体系」および「各施策の目標と主な取組内容」を明らかにします。

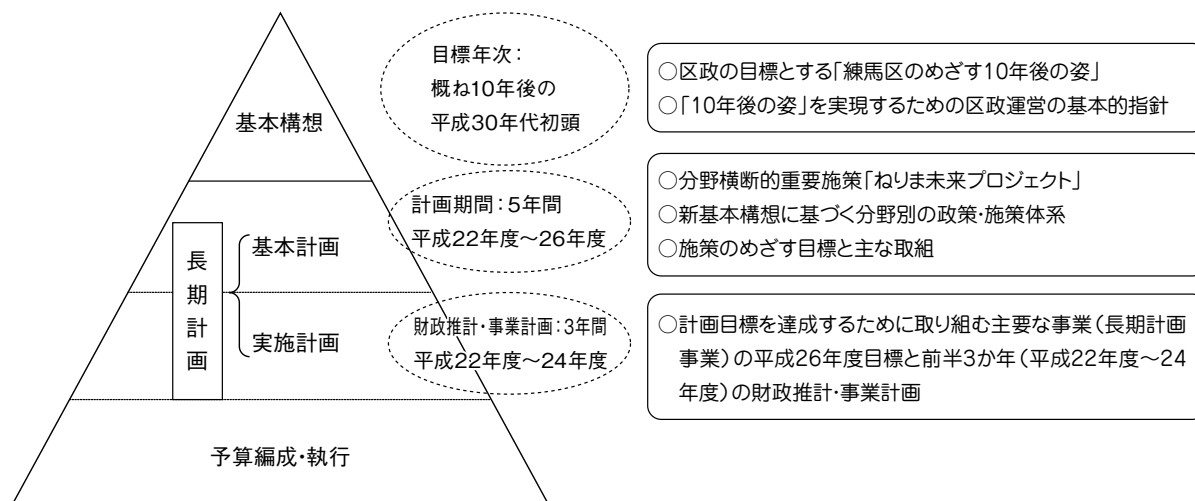
分野別の政策・施策体系においては、分野別目標—政策—施策—基本事務事業の4段階に体系化し、それぞれ目的—手段の関係となるよう整理しています。政策、施策、基本事務事業は最も関係の深い分野にそれぞれ位置付けていますが、必要に応じて他の分野とも連携を図りながら展開していきます。

(2) 実施計画

長期計画素案では、計画の目標を達成するために取り組む主要な事業（長期計画事業）について、事業のあらましと平成26年度目標を示します。計画策定の際には、計画期間の前半3か年に当たる平成22年度～24年度の財政推計と長期計画事業の事業計画についても明らかにする予定です。

※実施計画については、社会経済情勢の変化や新たなニーズに対応するため、中間に見直しを行い、平成24年度～26年度の改定計画を策定する予定です。

区の計画体系のイメージ図



5 個別計画との関係

区では、各分野において、法令等に基づくものなどさまざまな個別計画を策定しています。新基本構想および長期計画は、全ての個別計画を先導する上位計画として位置付けます。

第2章 計画策定の前提・背景

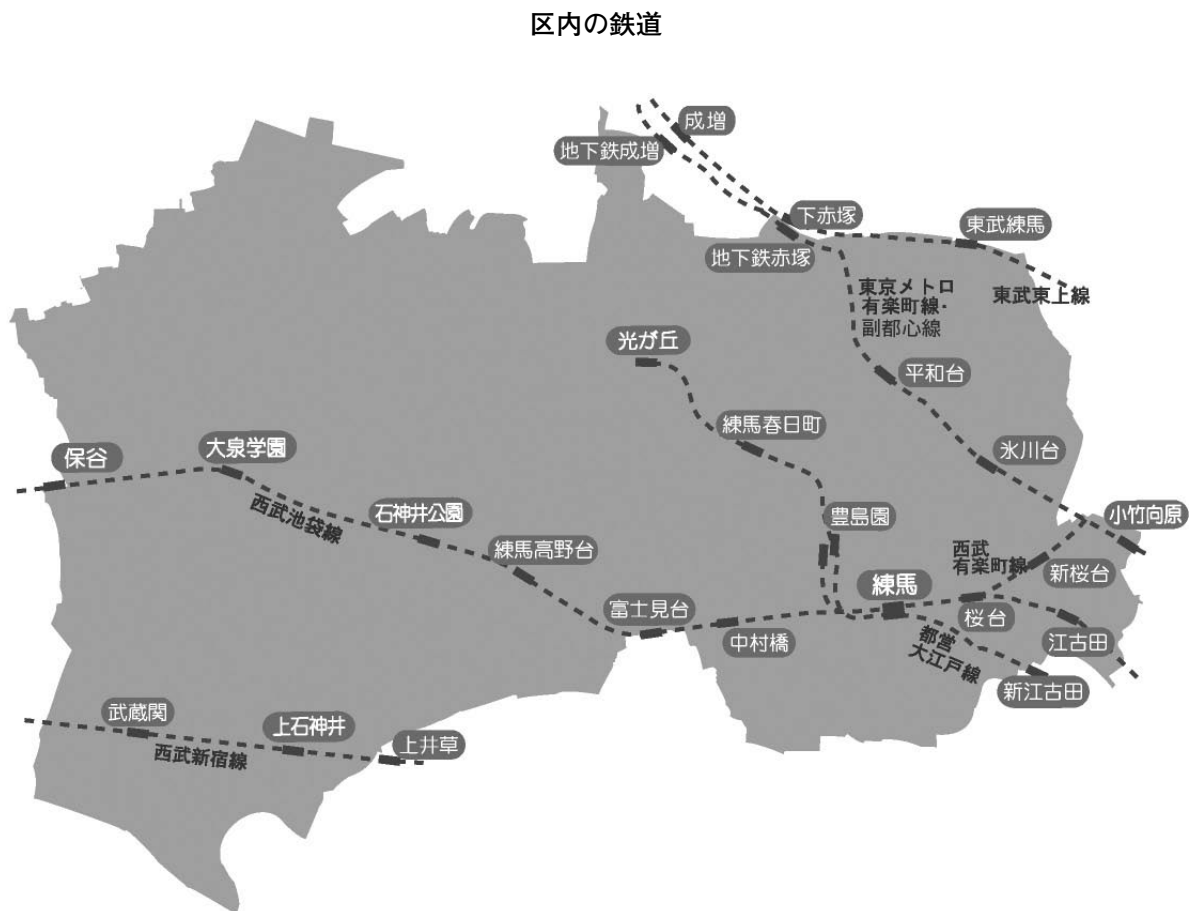
1 練馬区の現況

(1) 位置・面積・地形等

練馬区は23区の北西部に位置し、東西約10km、南北約4～7kmのほぼ長方形で、面積は48.16km²です。23区では、大田区、世田谷区、足立区、江戸川区に続いて5番目の広さです。

地盤高は西側が高く、東側へ行くにつれて低くなっていきますが、比較的高低差の少ないなだらかな地形をしています。

練馬区内には、西武池袋線、西武豊島線、西武新宿線、東武東上線、東京メトロ有楽町線、西武有楽町線、都営大江戸線が運行しています。平成20年6月には東京メトロ副都心線が開通し、乗り入れが開始されました。

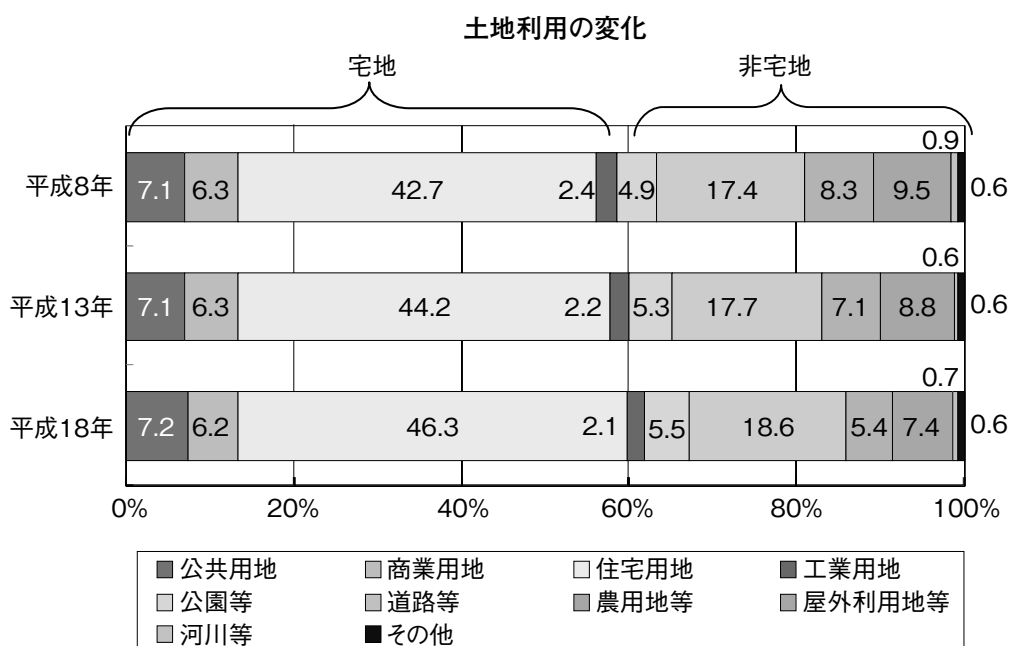


(2) 土地利用の状況

平成18年の土地利用現況調査では、宅地の比率は61.8%で、宅地のうち住宅用地の比率が全体の46.3%を占め最も高く、次いで公共用地が7.2%、商業用地が6.2%となっています。

非宅地の比率は38.2%で、そのうち道路等が18.6%、屋外利用地等が7.4%、公園等が5.5%、農用地等が5.4%でした。

平成8年、平成13年の調査と比較すると、住宅用地、道路等が増加している一方で、農用地等と屋外利用地等は減少しています。このことから、農用地等や屋外利用地等が住宅用地に変化していることがうかがえます。



(出典:練馬区の土地利用)

2 人口の動向

(1) 人口の現況

練馬区の人口は平成20年4月に70万人を超え、平成21年1月1日時点での人口（住民基本台帳による人口および外国人登録人口）は、702,922人であり、23区の中では世田谷区に次ぐ人口規模となっています。

年齢構成は、年少人口（0歳～14歳）が89,770人（12.8%）、生産年齢人口（15歳～64歳）が480,173人（68.3%）、65歳～74歳の高齢者が72,860人（10.4%）、75歳以上の高齢者が60,119人（8.6%）となっています。

(2) 人口推計

平成16年1月から平成21年1月までの人口の推移の実績に基づいて、平成36年までの人口を推計したところ、推計期間を通じて人口は増加し続け、平成26年には72万人を、平成34年には74万人を超えますが、増加率は徐々に低下していき、平成36年には約74万4千

人となる結果になりました。今後の人口増加数は、平成36年までで約4万2千人と推計されます。

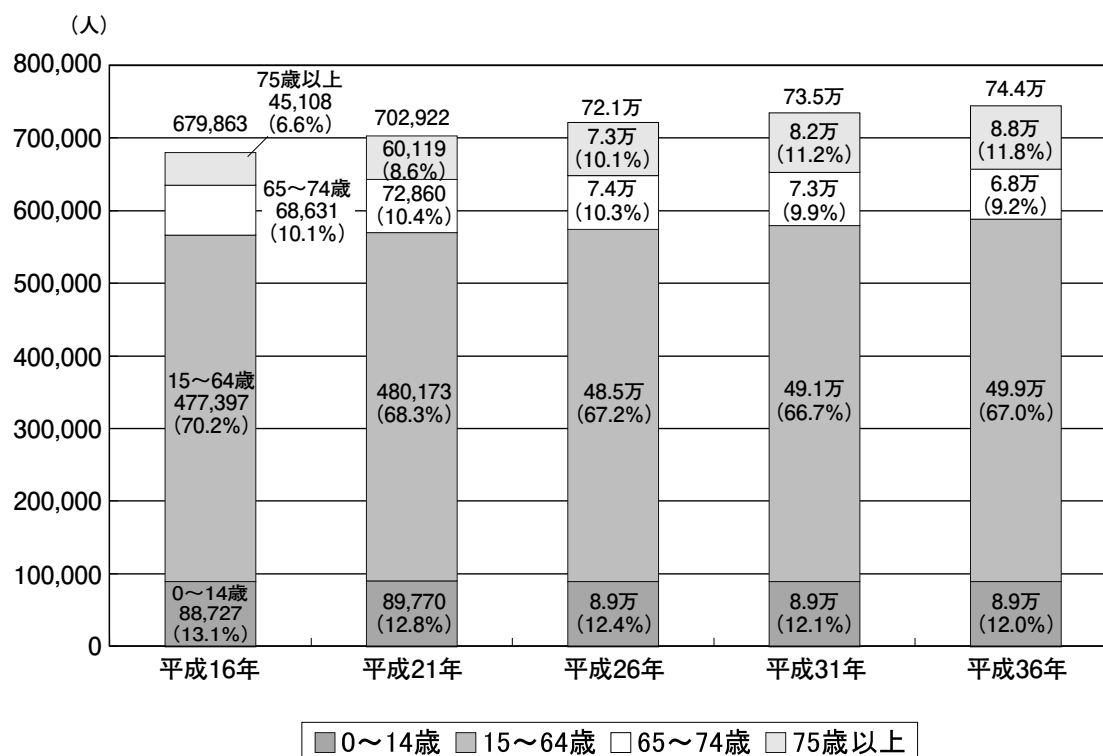
男性人口は約1万5千人増加し、平成36年には約36万2千人に、女性人口は約2万7千人増加し、平成36年には約38万2千人になります。

《年齢4区分別人口構成》

年少人口（0歳～14歳）は、推計期間を通じて9万人弱で推移し、割合は平成21年の12.8%からわずかず減少して、平成36年には12.0%となります。

生産年齢人口（15歳～64歳）は現在の約48万人から緩やかに増減した後、平成28年から少しずつ増加していき、平成36年には約49万9千人になります。割合は現在の約68%からわずかに減少し、67%前後で推移していきます。

高齢者人口（65歳以上）は増加していき、割合は平成25年中に20%に達すると推計されます。また、65歳～74歳の高齢者と75歳以上の高齢者に分けて見ると、前者は10%前後で推移したのち減少していきませんが、後者は増加傾向が続きます。



3 社会の動向

(1) 世界的経済不況

平成19年(2007年)、サブプライム・ローン問題に端を発し、平成20年(2008年)の大手証券会社リーマン・ブラザーズの経営破綻などにより、アメリカからはじまった金融不安は、100年に一度ともいわれる世界同時不況を招きました。

わが国でも、円高、株安、消費の落ち込みなどにより、企業収益は大幅に減少し、企業の倒産が相次ぎ、雇用情勢も急速に悪化しました。

このような経済状況に対し、国や地方自治体ではさまざまな緊急経済対策を実施しています。練馬区でも、平成20年度補正予算、21年度予算において、総事業費規模200億円を超える緊急経済対策に取り組んでいます。

景気の悪化により区の歳入は大幅な減収が見込まれ、景気が回復に向かうまで、ここ数年の間は非常に厳しい財政状況が予想されます。こうした中で、区政の多様な課題に対応しつつ、区民生活を守り、向上させていくために、限られた財源を効果的・効率的に優先度の高い事業に配分する「選択と集中」をより一層進め、持続可能な区政経営を行うことが求められています。

(2) 地球環境問題への対応

京都議定書^{※1}の平成17年2月の発効により、わが国は、温室効果ガス^{※2}の排出量を、平成20年から24年までの間で、基準年である平成2年と比べ6%削減することが義務付けられていますが、排出量は基準年を上回ったまま増加傾向にあります。また、限りある資源を有効に活用するためにも、循環型社会への転換の必要性が打ち出され、3R(廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクル)の取組が求められています。

練馬区でも、温室効果ガスの排出量は増加傾向を示しており、住宅都市という性格から、特に民生部門(一般家庭・事業活動)における排出量が大きく増加しています。区では、地球温暖化問題に対する足元からの行動を広げるために、区民・事業者が日常生活や事業活動において進める省エネルギーなど環境配慮の取組に対する支援を行っています。また、区内のごみ排出量は減少傾向にありますが、平成20年10月から資源とごみの分別区分を変更するとともに、容器包装プラスチックの資源回収を開始するなど、回収品目の拡大と資源化を進めています。

今後区は、区民や事業者との連携を深め、温室効果ガスを削減する取組を進めることが急務となっています。また、各種リサイクル事業などへの区民・事業者の参加を一層促し、循環型社会づくりを推進することが求められています。

一方、都市におけるみどりは、うるおいのある生活環境の形成などに加え、ヒートアイ

▶用語解説

※1 京都議定書：平成9年12月に京都市で開催された「第3回気候変動枠組条約締約国会議(COP3)」において議決した議定書。この中で、平成2年を基準年とした、温室効果ガス排出量の約束期間内の削減目標が国別に定められました。

※2 温室効果ガス：大気中であって赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっています。

ランド現象の緩和や温室効果ガス（二酸化炭素）の吸収など、地球環境問題に対しても重要な役割を果たすものと期待されています。

練馬区の緑被率^{※3}は、平成13年度調査までは減少傾向にありましたが、平成18年度調査ではやや増加し、26.1%となりました。しかし、区内のみどりの約8割は民有地にあり、約2割は農地です。このため、相続などに伴い消失する可能性がきわめて高い状況にあります。また、区民一人当たりの公園面積も23区の中では低い水準にあることなどから、樹林地や農地の保全、学校や公共施設の緑化、公園の整備など、さまざまな取組を進めています。

今後、環境問題への対応を強化する観点からも、みどりの保全・創出をより一層積極的に進める分野横断的な取組が求められています。

（3）グローバル社会の進展

国境を越えた人、物、資金、情報の流通が進む「グローバル化」は、世界規模の企業再編、国際競争の激化に対応できる経営基盤の確立や、付加価値の高い技術革新・開発が求められるなど、経済面においてさまざまな変化をもたらしています。特に、IT技術の発達や高速インターネットインフラ^{※4}の急速な普及は、世界中のあらゆる情報を入手し発信することを可能とし、コンテンツ産業^{※5}は先端的な新産業分野として高い成長可能性を見込まれています。一方、アニメをはじめとした日本文化が海外で高い人気を保つなど、産業のグローバル化は社会・文化の面にも影響を与えています。

練馬区には、わが国最大のアニメ産業集積^{※6}があります。日本のアニメは国際的な評価が高く、コンテンツ産業の中でも将来有望な産業の一つであることから、区内のアニメ産業集積を活かして国際競争力をもつ産業へと育成し、地域経済全体の活性化を図ることが必要となっています。また、アニメをはじめ地域の文化を内外に発信していくことで、練馬区の魅力を一層高めることが期待されます。

（4）少子高齢化の進展

わが国では、戦後、年少人口（0歳～14歳）比率は減少傾向、高齢者人口（65歳以上）比率は増加傾向にあり、平成9年には、年少人口比率と高齢者人口比率が逆転しました。平成20年には高齢化率（65歳以上の人口比）は22.1%になっています。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」（平成18年12月）では、平成25年には高齢化率が25%を超え、4人に1人が高齢者となると見込まれています。また、生産年齢（15歳～64歳）人口は、平成8年をピークとして減少に転じ、今後も減少が続くものと予測されています。

※3 緑被率：樹木や草などのみどりに覆われた部分および農地の、その地域全体の面積に占める割合。平成18年度調査では、13年度調査と同じ抽出規模10㎡単位では22.2%で、13年度の20.9%より1.3ポイントの増加、抽出規模1㎡単位では26.1%でした。

※4 高速インターネットインフラ：常時接続でかつ大容量のデータを短時間で送受信することが可能なインターネット回線のこと。ADSL回線を利用したサービスの低価格化が進んだことに伴って、平成13年以降急速に普及しており、近年は光ファイバなどの超高速インターネットインフラの普及も進んでいます。

※5 コンテンツ産業：映画、音楽、放送、アニメ、ゲーム、出版、キャラクタービジネスなどの様々な情報産業の総称。

※6 アニメ産業集積：アニメの企画・制作にかかわる産業の集積。

一方、総人口に目を向けると、平成17年、わが国は出生数より死亡数が上回る人口減少を経験しました。平成18年には再び増加に転じたものの、長期的にみると人口は今後減少傾向となるものと見込まれています。

人口減少と高齢者人口の増大に対し、年金や医療、介護など社会保障制度の持続性を確保していくこと、子育ての不安感や負担感を軽減し、次世代を担う子どもが健やかに生まれ育つ社会づくりを進めることなどが求められています。また、生産年齢人口の減少に伴い、労働力人口は高齢化しながら減少していくと予想されることから、若年者、女性、高齢者などの就業の促進や、仕事と生活との調和（ワーク・ライフ・バランス）を図りながら労働生産性を高める取組が必要となっています。

練馬区でも、高齢者人口は増加し、平成21年には高齢化率が19.0%に達しています。一方、年少人口は近年わずかに増加し、今後も9万人弱で推移すると見込んでいますが、人口の増加の中で比率は微減傾向にあります。

区では、高齢者の生活を支える体制づくりに向けて、介護保険施設の整備や高齢者相談センターおよび支所の設置、高齢者の社会参加や就労への支援などを行ってきました。また、安心して子どもを産み育てられるよう、妊婦健診の公費負担の拡充や中学生までの子ども医療費の無料化、保育所や子ども家庭支援センターの整備などを進めてきました。

今後、高齢者人口の増加に対応した取組を一層進めるとともに、在宅子育て家庭への支援や仕事と育児の両立支援など、区民の多様なニーズに応じた子育て支援をさらに拡充していくことが求められています。

（５）生活の安全安心への関心

マグニチュード7程度の地震が今後30年以内に南関東で発生する確率は70%程度※7といわれており、切迫する首都直下型地震への関心が高まりつつあります。また近年、局地的豪雨による都市型水害が問題となっています。一方、振り込め詐欺などの犯罪の多発、食品偽装や毒物混入による健康被害、新型インフルエンザの国内での感染拡大など、生活の安全を脅かすさまざまな事件・事象が存在しています。

このような状況に対し、練馬区においても住宅等の耐震化・不燃化や河川等の改修の促進など、災害に強いまちづくりを推進するとともに、区民の安全安心を守るための危機管理体制の充実を図っています。

災害や犯罪をはじめ、さまざまな危機に対し、区民生活の安全を確保するためには、「自分の責任で行うべきことは自分自身が行う」「自分だけでは解決困難なことは地域で力を合わせて助け合う」「個人や地域、民間の力では解決できないことについては行政等が行う」という自助・共助・公助の考え方が基本となります。区は、区民自らが生活の安全対策に取り組むよう意識の向上等を図るとともに、町会・自治会をはじめ各種の地域団体などと連携しながら、警察・消防などの関係機関とともに地域社会の安全確保に取り組むことが必要となっています。

※7 70%程度：地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価より。

また、国民の命と健康を守る医療については、中核的病院の勤務医の不足等により、救急医療や小児救急医療、周産期医療など、地域に必須の医療機能の確保が困難な状況が全国的に生じています。

区は、地域医療を充実するために、平成3年に日本大学医学部附属練馬病院を、平成17年に順天堂大学医学部附属練馬病院を誘致してきました。しかし、現在も人口10万人当たりの一般・療養病床数は23区で最も少ない状況にあります。

このため、既存病院の増築・増床や新たな病院の整備等により医療環境を整えることが求められています。

(6) 福祉のまちづくり・地域福祉の推進

従来、高齢者や身体障害者を主な対象としてバリアフリー※⁸施策が国や地方自治体において展開されてきましたが、近年、さらに対象範囲を拡大し、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に立った施策への転換が図られています。また、少子高齢化、核家族化等の進行により、地域の相互扶助機能が低下しつつある状況に対し、地域における新たな支えあいをつくる地域福祉の推進が重視されています。

練馬区においても、すべての区民が地域の一員としていきいきと快適に生活し、自由な行動と社会参加ができる福祉のまちの実現をめざして、ハード・ソフトの両面から取組を進めています。また、さまざまな生活課題に対して地域社会全体で相互支援を行う地域福祉を推進する体制づくりにも取り組んでいます。

練馬区では、ひとりぐらしや高齢者のみの世帯、認知症高齢者等、支援の必要な高齢者が増加しています。また、障害者数も増加傾向にあります。

このような状況に対し、だれもが安心して生活できる地域社会づくりへ向けて年齢、性別、言語、個人の能力等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいまちづくりを着実に進めていく必要があります。また、区民の多様な地域福祉活動への支援の充実が求められています。

(7) 成熟型社会への移行

物質的な豊かさに加え、精神的な面での豊かさが重視されるようになり、社会が成熟段階を迎えた今日のわが国では、生きがいのある人生と自己実現への希求が高まっています。また、各個人が、社会の変化に応じて知識を習得し技能等を更新しながら、それぞれのもつ資質や能力を生涯にわたり向上させることができる環境づくりが求められています。さらに、学んだことを職場や地域等に還元することも社会の要請となっています。

練馬区では、公民館や図書館、美術館、練馬文化センターなどの文化・生涯学習施設や各種スポーツ施設が多く、区民に利用され、多様な生涯学習活動が活発に行われています。

区民の文化・生涯学習・スポーツ活動に対する関心やニーズは今後も高まるものと考えられ、生涯にわたって学び、活動することができる社会の実現のための多様な場や機会の充実が一層求められています。また、学習成果を適切に活かし、地域社会全体の課題解決と向上に貢献するための仕組みづくりも必要です。

※8 バリアフリー：障害者等の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁を除去すること。

（８）「新しい公共」と地域コミュニティの活性化

人々の社会への参加意識が高まり、住民が自ら地域の問題の解決に取り組んでいく活動が活発になっています。このような意識の変化を背景に、個人や町会・自治会、NPO^{※9}・ボランティア団体、企業などが、行政との協働のもとに、地域における新たな公共的・公益的活動を担っていく「新しい公共」と呼ばれる取組が進められています。こうした活動を活性化するためには、その基盤となる地域コミュニティに活力があることが重要です。

練馬区では、人口が増加する中で、町会・自治会の加入世帯割合は近年では40%台前半で推移しているため、活動費の補助や加入促進パンフレットの作成など、町会・自治会への支援を充実しています。一方、さまざまな分野で公益的な活動に取り組むNPOは増加しており、練馬区NPO活動支援センターの運営等を通じて支援を行っています。また、平成20年度には、地域活動の場として大きな役割を果たしている地域集会施設を一層利用しやすくするため、地区区民館・地域集会所・区民館について名称や機能等を見直し、21年度から区民館を地域集会所と名称変更したほか、これらの施設の利用方法、利用料金の見直しなどを行ったところです。

今後は、地域における人と人とのつながりをつくり、地域コミュニティの活動がさらに活性化するように、地域の実情に即した支援を拡充していくことが求められています。また、区民や地域で活動している団体等と区との協働のあり方を明確にし、多様な主体と区が役割分担しながら、効率的・効果的に公共サービスを提供できるようにするための仕組みを構築することが必要となっています。

（９）地方分権改革の進展

国と地方との関係、都道府県と市町村との関係を「対等・協力」の関係にすることをめざした第一期地方分権改革から、地方の税財政に焦点を当てた三位一体の改革などを経て、現在、一層の地方分権改革をめざす第二期地方分権改革が進められています。また、国と都道府県のあり方を抜本的に見直すこととなる「道州制」の議論も本格化しています。

地方自治体の権限拡大が進む一方で、責任も増し、地方自治体には「自己決定・自己責任」の原則に基づき、自立的な財政力と政策形成能力を高め、自治体としての魅力を高めていくことが求められています。

また、練馬区を含む特別区は、平成12年の特別区制度改革により、都の内部的団体から他の市町村と同じ基礎的自治体として位置付けられ、清掃事業をはじめとした区民生活に身近な事業も都から区に移管され、区民ニーズに応じたきめ細かな対応が可能となりました。現在、さらなる都区制度改革の推進に向けて、都と区の間で検討が続いています。

練馬区においても、基礎的自治体としての役割にふさわしい権限と、それに見合った財源が確保されるよう、引き続き都区制度改革について東京都や他の特別区と協議しながら取り組んでいく必要があります。さらに、区民に最も身近な「地方政府」としての責務を果たしていくことが求められています。

※9 NPO:Non-profit Organization の略称で、社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。「NPO 法人」という場合は、一般に特定非営利活動促進法（NPO 法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」を指します。

第3章 計画を実現する仕組み

1 「区政経営の基本姿勢」に基づく計画の推進

新基本構想素案では、「練馬区のめざす10年後の姿」を実現するための、区政全般にわたる三つの原則的な考え方を、「区政経営の基本姿勢」として明示しています。

区政経営の基本姿勢

1 区民主体、地域コミュニティ重視のまちづくり

区は、区民の暮らしの基盤となる地域コミュニティを重視します。区民は、地域に暮らす人とふれあい、地域の活動に参加するなどして、互いに信頼感をもってつながることによって、支えあい、心豊かに暮らすことができます。こうした地域コミュニティをはぐくむのは、一人ひとりの区民です。区は、区民の自発性・主体性を尊重しながら、地域コミュニティづくりを支援していきます。

2 区民と区との協働のまちづくり

区は、区民の区政への参画を一層促します。区民やさまざまな団体、事業者と区が、それぞれ持ち味を十分に発揮しながら、地域の多様な課題の解決に力を合わせて取り組み、より良い練馬のまちをともに築いていけるよう、協働の仕組みづくりを進めます。

3 持続可能な区政経営の実現

区は、区民福祉の向上をめざし、さまざまな地域の資源を有効に活用しながら、区民の視点に立った質の高い行政サービスを効果的・効率的に提供します。そして、その成果を検証して公表し、区民との情報の共有を図ります。このような仕組みを構築することで、区政を取り巻く情勢の変動に柔軟かつ確に対応するとともに、財政基盤を強固にしながら、持続可能な区政経営を実現します。

（新基本構想素案「第2章 区政経営の基本姿勢」から抜粋）

長期計画においても、この三つの基本姿勢を、すべての政策・施策・事業の展開において貫く考え方とし、新基本構想の実現に取り組んでいきます。

2 計画と行政評価との連動

区は、限りある行政資源（財源、人）を一層有効かつ適正に活用するために、施策や事務事業を評価し、改革・改善につなげていく仕組みとして、平成14年から行政評価を実施しています。

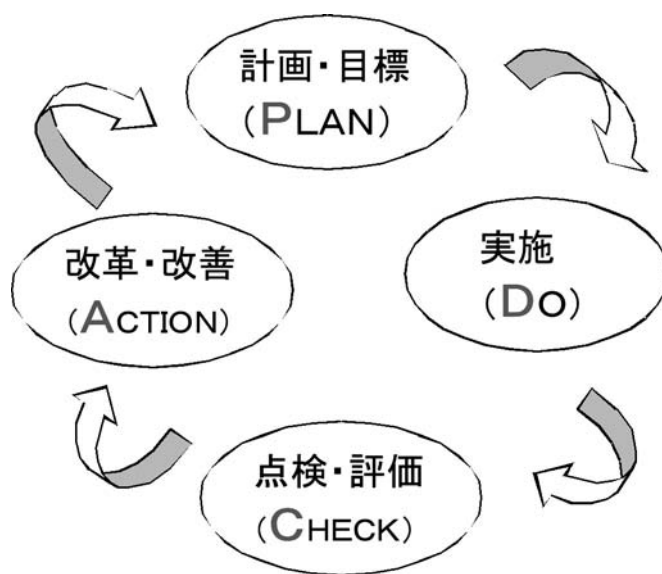
行政評価は、従来の「予算をいくら使ってどれだけ事務事業量をこなしたか」（執行重視）の視点に加え、「事務事業の実施によって区民の生活がどう変わり向上したのか」（成果重視）を評価・説明するものです。例えば「道路整備」という事業は「いくら費用をかけて、どれだけ道路をつくったか」（執行重視）を評価することに加えて、「どのように仕事をして、どれだけ渋滞を解消したか」（成果重視）を評価し、評価の結果を説明するものです。

この長期計画（平成22年度～26年度）でも、行政評価との連動により、「計画・目標＝施策・事業の立案と指標・目標値の設定」（PLAN）⇒「実施＝予算編成・事業執行」（DO）⇒「成果の点検・評価」（CHECK）⇒「改革・改善」（ACTION）という一連のサイクルにより計画の目標の実現に向けた取組を推進します。

このため、「ねりま未来プロジェクト」や各施策において、達成度を測る具体的な成果指標（モノサシ）と目標を設定します。目標の達成状況については、行政評価において毎年行う事務事業評価、隔年で行う施策評価と連動して把握し、公表していきます。

また、施策評価の結果については、公募区民や学識経験者等による行政評価委員会において第三者評価を行い、その提言に基づき行政評価制度の改善を行いながら計画目標の達成に取り組んでいきます。

行政評価のイメージ



第2部 基本計画編

第1章 ねりま未来プロジェクト

ねりま未来プロジェクトとは

(1) 新基本構想の「未来の練馬を区民とともにはぐくむ」視点を具体化するものです

新基本構想では、「練馬区のめざす10年後の姿」の実現に向けて、区民の参画・協働を得ながら、政策分野を超えて横断的に取り組む重要施策として、三つの「未来の練馬を区民とともにはぐくむ」視点を設定しています。

「未来の練馬を区民とともにはぐくむ」視点

- 1 豊かなみどりを守り、増やし、活かす
- 2 まちの魅力を引き出し、活力を高める
- 3 未来を拓く人の学びや活動を支援する

(新基本構想素案「第3章 未来の練馬を区民とともにはぐくむーねりま未来プロジェクト」より抜粋)

ねりま未来プロジェクトは、この「未来の練馬を区民とともにはぐくむ」視点に基づき、「みどり」「農」「アニメ」「人づくり」の四つの課題について、長期計画の5か年の計画期間内に、分野横断的に取り組む具体的な事業の方向性を示すものとして設定します。

また、新基本構想の「基本構想を実現するために」において掲げる「地域コミュニティ活性化」のプロジェクトも計画化します。

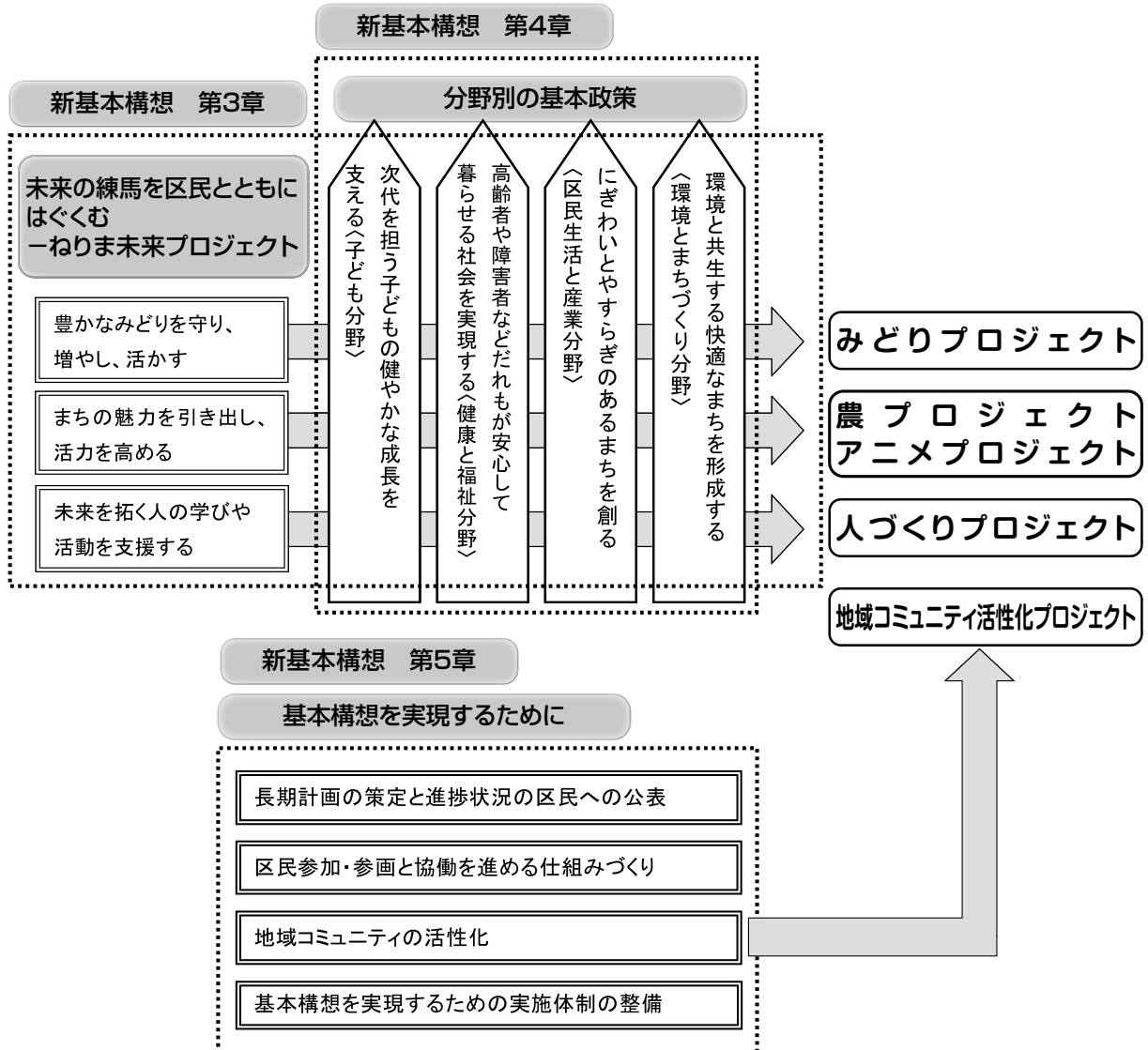
ねりま未来プロジェクトのめざす5年後の目標を数値で示すため、プロジェクトの指標となるものを、関連する複数の分野から抽出して設定しています。

(2) 区民と区との協働により推進するプロジェクトです

ねりま未来プロジェクトは、従来の区民参加に加え、区民・地域の団体・事業者等との新たな協働の枠組みにより、その知恵と力を活かしながら取り組んでいくものです。

プロジェクトごとに、庁内の連携と区民の参画・協働を進める方向性を示しています。

＜ねりま未来プロジェクト イメージ図＞



みどりを基軸とした環境都市を実現する

みどりは、まちにうるおいを与えるだけでなく、地球温暖化やヒートアイランド現象の緩和など都市環境への負荷を軽減する重要な役割をもっています。

練馬区は23区で最も緑被率が高く、みどりは練馬区を特徴付ける大切な資源です。区民意識意向調査では、半数近くの方が練馬区の住みよいと感じるところとして、「みどりが豊かで環境がよい」を選び、最も多くなっています。

みどりを守り、増やし、そして活かすことで、環境都市練馬区を実現します。

■主な取組（例）■

（１）みどりを愛し守る心をはぐくむ

- だれもが参加できる、みどりをはぐくむ活動としての練馬みどりの葉っぱい基金^{※1}のPR
- 民間の庭園などを対象とした新しいイベントの実施
- 環境イベントの拡充

（２）みどりや自然にかかわる情報を共有する

- 環境情報メールマガジンの創設
- 区民参加で行う「区民と見つけるねりまの自然」調査の実施

（３）区民の力でみどりを守り育てる仕組みをつくる

- 一般財団法人「練馬みどりの機構」^{※2}による「森のカルテづくり」の推進
- 地域住民による公園・花壇の自主管理などのみどりに関する活動の推進
- 地域の区民等による地域のみどりの保全や緑化を推進するための「みどりの協定」の締結の拡充
- みどりの街並みづくりの推進のための各種助成制度の実施など身近な取組への支援

※1 練馬みどりの葉っぱい基金：平成16年10月、条例により設置した基金で、樹林地等の練馬らしいみどりを公有化するために積み立てています。

※2 練馬みどりの機構：区民・事業者・区の三者の協働により、練馬らしいみどりの保護と保全、育成、活用や新たなみどりの創造と、みどりを介した地域コミュニティの形成を目的として、平成18年3月に区民による任意団体として設立され、21年4月に一般財団法人となりました。将来は、都市緑地法による緑地管理機構となることをめざしています。

※3 みどり30推進計画：今の子どもたちが大人になって活躍する概ね30年後に、緑被率が30%となることをめざす「みどり30基本方針」をもとに平成18年12月に策定した計画。10か年の目標と5か年の事業量を示しています。

(4) みどりを多角的に活かす

- 災害に強いまちづくりの実現のために生垣化を促進
- 練馬らしいみどりの景観や文化資源をつなぎ、観光資源として活用
- こどもエコクラブ活動への支援による環境学習の推進
- 学校の緑化と学校のみどりを教材とした環境学習の推進

■プロジェクトの指標（モノサシ）と目標値■

指標	20年度の状況	26年度目標	設定理由
練馬みどりの葉っぱい基金の積立額	3億2,800万円	7億6,000万円	だれもが参加できるみどりをはぐくむ活動であるため
みどりのボランティア活動がされている公園等の数	40か所	58か所	地域の力で地域のみどりをはぐくむ活動であるため
練馬区から排出される温室効果ガスの年間総排出量 (CO ₂ 換算)	17年度末 実績値 202万4千t	24年度末 目標値 185万7千t	練馬区地球温暖化対策地域推進計画における目標値（京都議定書第1約束期間による）

■行政内の連携の考え方■

「みどり30推進計画^{※3}」を進めるための庁内組織「みどり30推進本部」により、みどりにかかわる施策の連携を図りながら、みどりプロジェクトを進めます。

■区民の参画・協働を進める方向性（例）■

- 「練馬みどりの機構」との協働により、みどりにかかわる区民、団体間の情報の共有化、連携を進めます。
- みどりや環境にかかわるイベントにおいて、アンケートなどを実施し、区民参画に対する意見やアイデアを募集し、仕組みづくりに活用します。
- みどりを愛し守りはぐくむ条例に基づく緑化委員会への区民参加のあり方を検討します。

農の豊かさを実感できる都市をつくる

長い歴史と風土がはぐくんできた練馬の農業は、練馬大根に象徴されるように、練馬区のイメージを特徴付ける産業であり、練馬区は23区内で最大の農地面積を有しています。

都市における農地は、農産物を供給するだけでなく、区民の暮らしを豊かにする多面的機能をもっており、区民の8割以上が農地を残してほしいと考えています。

都市型農業を振興するとともに、都市農業・農地の魅力と重要性を区の内外に発信し、農の豊かさを実感できる都市づくりを進めます。

■主な取組（例）■

（１）魅力的な都市型農業を振興する

- 農産物の共同直売所や農業生産者の自宅前直売所、農業関係イベントなどの情報を掲載したパンフレットの作成
- 農業体験農園※¹の増設
- 区立小中学校や保育所の給食での地場産物の使用拡大、食育への活用
- ブルーベリー観光農園、ふれあい農園など観光・交流型事業や、野菜ウォークラリー、練馬大根引っこ抜き大会などのイベントを観光資源として活用
- 農業経営の安定や都市と調和のとれた都市型農業への整備を支援
- ねりまの農業の現状を踏まえた次期農業振興計画の策定

（２）都市農地保全に向けた制度の見直しを働きかける

- 市街化区域内農地を保全するため、都市農地保全推進自治体協議会※²を通じて他自治体と連携しながら国に対して制度の見直しを要望

（３）農のあるまちづくりを推進する

- 農業・農地と都市が共存する「都市農業・農地を活かしたまちづくりプラン」の推進
- 郷土景観保全地区の指定の推進
- 農とふれあえる公園等の整備

（４）食と直結する農に対しての理解を深める

- 区民、関係団体、区などで構成する食育推進ネットワークを通じた食と農の情報の発信

※¹ 農業体験農園：区が管理する区民農園、市民農園と異なり、農家が開設し、耕作の主導権を持って経営・管理している農園で、平成8年に練馬区で誕生し、全国に広がっています。利用者は、入園料・野菜収穫代金を支払い、園主（農家）の指導のもと、種まきや苗の植付けから収穫までを体験できます。

■プロジェクトの指標（モノサシ）と目標値■

指標	20年度の状況	26年度目標	設定理由
農業体験農園の数	14園	20園	区民が農とふれあえる場を提供し、都市の農業や農地に対する理解を深める
農地関係制度に関する国への要望回数	1回	7回	都市農地保全のためには農地関係制度の見直しが必要であるため、継続して国へ要望する
郷土景観保全地区の指定数	0地区	2地区	練馬らしい景観を保全し、農のあるまちづくり推進する

■行政内の連携の考え方■

○みどりの保全・創出に関連して、環境やまちづくり分野と連携して施策を推進します。

■区民の参画・協働を進める方向性（例）■

- 農業者はもとより、J A東京あおば、農業体験農園園主会などの農業団体とも連携しながら都市型農業振興施策を展開します。
- 援農ボランティアや農作業ヘルパーなど、農家を支援する人材の育成を進めます。
- 区民の声を聴きながら、次期農業振興計画を策定します。

※2 都市農地保全推進自治体協議会：都市農地の保全をめざし、平成20年10月に都内の34自治体が組織。現在38自治体が加入。都市農地保全に関する調査、研究のほか、国および関係団体との情報・意見交換や、国等への要望を行っています。

アニメを核として区内産業を活性化し 練馬の魅力を拡大する

練馬区は日本のアニメ産業の発祥の地であり、現在も90社を超えるアニメ関連企業が所在し、日本一の集積地となっています。

この集積をさらに拡大・強化し、世界をリードする国際競争力をもつ産業へと育成することで、雇用の創出や商店街振興など地域経済に波及効果をもたらし、区内産業全体の活性化を図ります。

また、アニメ文化を「練馬区のシンボル」として、区のさまざまな事業との相乗効果を図るとともに、区の内外への発信拠点を整備することで練馬の魅力をさらに高め、アニメを核として区民の地域への誇りを醸成します。

■主な取組（例）■

（１）国際競争力をもつ産業へ育成する

- 国際的見本市への出展支援
- フランス・アヌシー市※¹との産業交流
- 国際アニメビジネスセンター設置の検討

（２）作品製作や人材育成を支援する

- アニメ関連企業の区内への誘致
- 録音スタジオなど共同利用施設の整備
- アニメーション・コンテンツ産業※²に関する専門学校等の誘致

（３）アニメ文化を通して練馬の魅力を高める

- アニメの普及啓発や観光の拠点となる民間アミューズメント施設の整備支援
- 区内小学校へのアニメ出前講座「ねりたんアニメキャラバン」
- アニメ制作現場の見学コース整備
- 石神井公園ふるさと文化館でのアニメ資料展示、観光資源としての活用
- 練馬区独自のアニメキャラクターの開発、関連商品の販売

※¹ アヌシー市：フランス東部、アヌシー湖岸に位置するローヌ＝アルプ地方の都市。1960年にカンヌ映画祭からアニメーション部門を独立させ、世界最大規模を誇るアニメーション専門の国際映画祭が開催されています。

※² コンテンツ産業：映画、音楽、放送、アニメ、ゲーム、出版、キャラクタービジネスなどの様々な情報産業の総称。

■プロジェクトの指標（モノサシ）と目標値■

指標	20年度の状況	26年度目標	設定理由
区内のアニメ関連企業の従業者数	1,980人	2,500人	区内アニメ産業集積の進展度を測る
ねりたんアニメカーニバルやアニメプロジェクト in 大泉等アニメイベントの来場者数	29,500人	35,400人	アニメ関係イベントの来場者数により、アニメ文化の浸透度を測る
石神井公園ふるさと文化館・東映アニメーションギャラリー等のアニメ展示施設の見学者数	13,500人	115,000人	練馬区のアニメを紹介・展示する施設の見学者数により、情報発信・PRの度合いやアニメ文化の浸透度を測る

■行政内の連携の考え方■

○産業振興、観光振興、文化・国際交流および教育施策の連携を図ります。

■区民の参画・協働を進める方向性（例）■

- 練馬アニメーション協議会※³との協働により、アニメ産業振興を推進します。
- 商店街およびアニメ関連産業、鉄道事業者やバス会社、区内大学との連携を図ります。

※3 練馬アニメーション協議会：平成15年、練馬区や東京商工会議所練馬支部の積極的な働きかけにより、区内のアニメ関連事業者が集結して発足。会員数は50社を超え、平成19年12月には合同会社（LLC）練馬アニメーション協議会を設立しています。

未来の練馬を担う人をはぐくむ

地域の課題が多様化する中で、地域と行政が「ともに」課題に取り組むことが、より良い地域社会の実現につながります。そのため、区内産業や地域活動を担う人材を育成し、学びや活動の成果を地域に還元しながら、生きがいをもって自己実現できる仕組みづくりを進めます。

また、未来を担う青少年が、地域社会とのかかわりの中で、希望と自信をもって自らの未来を切り拓いていけるように、社会参加や就労を支援します。

■主な取組（例）■

（１）学校、家庭、地域の連携による子どもの健全育成を支援する

- 特色ある学校づくりにおいて地域人材を活用
- 学習支援、部活動指導などの学校支援ボランティアの育成
- 学校応援団による子どもの放課後の居場所の充実
- 家庭・地域の教育力の向上

（２）青少年の自立を支援する

- 区内の商店街、企業、農家等での職業体験機会の拡充
- 若者の就労に向けた学習等の支援の充実
- 若者が文化芸術に関することを学び、成果を発表する場の拡充
- 青少年館事業の充実と、児童館等を活用した若者の居場所の確保
- 図書館の青少年コーナーを活用した、就労などに関する資料の充実

（３）福祉サービスや地域産業を担う人材を育成する

- 福祉サービスを担う人材の育成と定着への支援
- アニメ産業などの練馬区の特徴的な産業を担う人材の育成
- 区内産業への就労や創業への支援と、コミュニティビジネスの推進

（４）地域を担う人材の育成や活動の支援を進める

- 福祉、防災、環境などの地域活動を担う人材の育成等を進める学習の場「（仮称）ねりま区民大学」の整備、学習相談・情報提供などの支援事業の実施
- 区民の職業体験や学習成果などが地域に活かされる仕組みづくりの検討
- 区ホームページなどを活用した、生涯学習・スポーツ・地域活動に関する総合的な情報提供
- 大学などの地域教育資源も活用した、地域と「人」を結びつけるシステムの構築

■プロジェクトの指標（モノサシ）と目標値■

指標	20年度の状況	26年度目標	設定理由
青少年育成地区委員など地域で青少年育成活動を担っている活動者数	4,771人	6,084人	地域での青少年健全育成活動の取組状況を示す指標となる
若者スタート支援事業の参加者・利用者数	2,382人	3,160人	青少年の自立・就労に結びつく事業の参加者数等を測定する
区内の介護サービス事業所数に対する練馬介護人材育成・研修センターの事業所登録数の割合	— ※平成21年度からの事業	70%	事業所登録により人材育成への取組が進み人材の定着率の向上につながると考えられる。
各種人材育成・活用事業の登録者数	3,751人	12,430人	区のさまざまな部署で行われている事業により、地域を担う人材が育成されているかを示す指標となる

■行政内の連携の考え方■

- 全庁的に行われている「地域活動を担う人材育成事業」を総合的に調整する庁内組織について検討します。
- 「ねりま未来プロジェクト5 地域コミュニティ活性化プロジェクト」との調整を図りながら進めます。

■区民の参画・協働を進める方向性（例）■

- 未来を担う青少年を地域で支えていくために、地域人材の育成・活用とともに、学校と地域団体等との連携を図ります。
- 青少年の就労支援や、福祉サービスや地域産業を担う人材の育成については、区内の事業者、産業団体、大学、ハローワーク等と連携を図りながら進めます。
- 福祉、教育、環境といった分野にかかわらず、区民一人ひとりのもつ能力の地域への還元という生涯学習の視点に基づいた参画・協働を進めていきます。

人と人とのつながりと支えあいのある 地域コミュニティづくりを支援する

人口の流入が進むとともに、区民のライフスタイルや価値観が多様化する中で、町会・自治会への加入率が低下するなど、地域における人と人とのつながりや地域活動への関心の希薄化が指摘されています。

一方、子育て、介護、防犯・防火・防災、環境への取組など、多様な地域課題に対して、地域コミュニティの果たす役割への期待は大きくなっています。

そこで、地域活動団体への支援や多くの区民が地域活動へ参加しやすい環境づくり、区民相互、団体相互のつながりを豊かにしていくための取組を進め、区民の自発性や主体性を尊重しながら、地域コミュニティづくりを支援していきます。

■主な取組（例）■

（１） 地域活動団体を支援する

- 地域コミュニティの総合的な活動を担う町会・自治会に対する、活動の活発化・加入促進等に向けての支援
- 子育てや介護、地域福祉、環境など、専門的活動を担うNPO・ボランティア団体に対する、NPO活動支援センターの運営などを通じての支援

（２） 地域活動への入り口をつくり、人と人とのつながりづくりを進める

- 町会・自治会や小学校の区域なども踏まえた身近な地域を単位として、地域活動への参加について気軽に相談ができ、地域情報の発信や交流ができる機能等をもった「入り口」となる仕組みについて検討・実施し、安全安心な暮らしの土台となる人と人とのつながりづくりを支援

（３） 地域活動団体のネットワークを形成する

- 異なる目的や機能をもった地域活動団体が、それぞれの特徴を活かしながら連携・協力し、地域の総合力で地域課題に取り組めるよう、地域の実情に合わせた団体・組織間のネットワーク化を促進

（４） 相談役、調整役となる人材を確保する

- 人と人とのつながりづくりや、地域活動団体のネットワーク化等を進めるための、相談役、調整役となる人材を確保

(5) 地域活動推進拠点を整備する

- 地域活動の入り口づくりや地域活動団体のネットワーク化など、地域活動を推進するための拠点を整備

■プロジェクトの指標（モノサシ）と目標値■

指標	20年度の状況	26年度目標	設定理由
地域活動団体のネットワークが構築されている状態	—	モデル地域での実施	団体のネットワーク化を進めることが、地域コミュニティの活性化に結び付くため
町会・自治会や、NPO・ボランティア団体の活動など、地域活動へ参加している区民の割合	—	上昇※	地域活動へ参加している区民が増えることが地域コミュニティの活性化に結び付くため

※「都民生活に関する世論調査」（平成19年11月 東京都生活文化スポーツ局）によると、自治会、町会などの会合や行事の参加状況（区部西部・南部）は20.7%、NPO・ボランティア団体の活動の参加状況（区部西部・南部）は10.9%となっています。区では区民意識意向調査等アンケートにより、地域活動へ参加している区民の割合を測定し、参加率の上昇をめざします。

■行政内の連携の考え方■

- 地域コミュニティ活性化につながる事業を実施している部署間の連携・調整を図りながら取り組みます。
- 「ねりま未来プロジェクト4 人づくりプロジェクト」との調整を図りながら進めます。

■区民の参画・協働を進める方向性（例）■

- 地域コミュニティを活性化する方策を、町会・自治会、NPO・ボランティア団体等の代表者など、区民の参加により検討する場を設け、「（仮称）地域コミュニティ活性化プログラム」を策定し、実施していきます。

第2部 基本計画編

第2章 施策体系と分野別重点事業

計画における分野別の政策と施策の体系

1 子ども分野

次代を担う子どもの健やかな成長を支える

11 子どもと子育て家庭を地域で支える

- 111 地域で子育てを支える
- 112 就学前の子どもの成長を支える
- 113 学齢期の子どもの成長を支える
- 114 特に援助が必要な子どもと子育て家庭を支援する

12 子どもが楽しく学ぶことができ、地域に開かれた学校教育を進める

- 121 地域の特色を活かした教育を推進する
- 122 幼稚園教育を充実する
- 123 小中学校の教育内容を充実する
- 124 教育環境を充実する
- 125 児童・生徒の健やかな体の成長を促す

13 青少年を健やかに育成する

- 131 青少年の自主的な活動を支援する
- 132 家庭・学校・地域で連携して青少年の健全育成を推進する

2 健康と福祉分野

高齢者や障害者などだれもが安心して暮らせる社会を実現する

21 健康な暮らしを支える

- 211 健康づくりを支援する
- 212 健康づくりの条件整備を行う
- 213 健康に関する危機管理を行う
- 214 安全な衛生環境を確保する

22 安心して医療を受けられる環境を整える

- 221 地域における医療体制を確立する

23 地域で福祉を支える

- 231 地域福祉活動との協働を進める
- 232 保健福祉の総合支援体制を確立する
- 233 保健福祉サービスの利用を支援する
- 234 福祉のまちづくりの考え方を広める

24 高齢者の生活と社会参加を支援する

- 241 高齢者の多様な社会参加を促進する
- 242 特定高齢者等を支援する
- 243 要支援・要介護高齢者を支援する
- 244 高齢者の生活基盤づくりを支援する
- 245 地域で高齢者を支える

25 障害者が自立して生活できるよう支援する

- 251 総合相談体制を構築する
- 252 サービス提供体制を拡充する
- 253 障害者の就労を促進する
- 254 障害者の社会生活を支援する

26 生活の安定を図る

- 261 生活の安定に向けた自立支援を行う

5 行政運営分野

未来を拓く区政経営を進める

51 持続可能な区政経営を行う

- 511 参加と連携による開かれた行政を進める
- 512 健全な財政運営を行う
- 513 区民本位の効率的で質の高い区政経営を行う
- 514 区税負担の公平性を確保する
- 515 基礎的な住民サービスを効率的に提供する
- 516 医療保険等制度運営を行う

11 子どもと子育て家庭を地域で支える	…政策
111 地域で子育てを支える	…施策

3 区民生活と産業分野 にぎわいとやすらぎのあるまちを創る

31 まちの地域力を高める
311 地域コミュニティを活性化し、協働を推進する
312 地域活動を支える情報・機会・場の提供を行う
32 経済活動を活発にする
321 練馬区の特徴的な産業を支援する
322 中小企業の経営を支援する
323 中小企業の勤労者と就労を支援する
324 消費者の自立を支援する
325 都市農地を保全し都市農業を支援する
326 魅力的な商店街づくりを進める
327 まち歩き観光を推進する
33 文化芸術・生涯学習、スポーツ活動を活発にする
331 区民の文化芸術・生涯学習活動を支援する
332 読書活動を支援する
333 スポーツ活動を支援する
334 文化財を保存・活用・継承する
335 多様な文化・社会への理解を進める
34 安全で安心な区民生活を支える態勢を整える
341 犯罪等に対する態勢を強化する
342 自然災害に対する態勢を強化する
35 平和と人権を尊重する
351 平和を尊ぶ心をはぐくむ
352 人権の尊重と男女共同参画を進める

4 環境とまちづくり分野 環境と共生する快適なまちを形成する

41 みどり豊かなまちをつくる
411 ふるさとのみどりを保全し、新たなみどりをつくる
412 みどりを愛しはぐくむ活動を広げる
42 環境への負荷を低減し、持続可能な社会をつくる
421 区民・事業者による身近なところからの地球温暖化防止を促進する
422 まちづくりで環境に配慮する
423 区が率先して地球温暖化防止に取り組む
424 ごみの発生を抑制する
425 リサイクルを進める
426 ごみの適正処理を進める
43 良好な地域環境をつくる
431 公害問題の解決を図り、地域環境の保全・改善を推進する
432 まちの美化を進める
44 地域特性に合ったまちづくりを進める
441 区民・事業者とともにまちづくりを進める
442 土地利用を計画的に誘導する
443 調和のとれた都市景観を形成する
45 災害に強く生活しやすいまちをつくる
451 良好な市街地を形成する
452 まちの拠点機能を向上させる
453 災害に強いまちをつくる
454 だれもが利用しやすいまちをつくる
46 良好な交通環境をつくる
461 公共交通を充実する
462 道路交通ネットワークを整備する
463 快適な道路環境を整備する
47 安心して生活できる住まいづくりを進める
471 公共賃貸住宅を管理・運用する
472 良質な住まいづくりを支援する
473 だれもが安心して暮らせる住まいづくりを促進する

1 子ども分野

次代を担う子どもの健やかな成長を支える

子育て家庭への支援や保育サービスの充実、青少年の健全育成に向けた取り組みなど、地域全体で子どもを見守り育てる仕組みづくりを進めます。また、開かれた学校づくりにより、地域のさまざまな資源を活かした学校教育の充実を図るとともに、学校を地域の核として位置付け、地域とのかかわりの中で「生きる力」を育てる機会を充実します。

この分野で展開する政策・施策

政策

- 11 子どもと子育て家庭を
地域で支える
- 12 子どもが楽しく学ぶことが
でき、地域に開かれた学校
教育を進める
- 13 青少年を健やかに育成する

施策

- 111 地域で子育てを支える
- 112 就学前の子どもの成長を支える
- 113 学齢期の子どもの成長を支える
- 114 特に援助が必要な子どもと子育て家庭を支援する
- 121 地域の特色を活かした教育を推進する
- 122 幼稚園教育を充実する
- 123 小中学校の教育内容を充実する
- 124 教育環境を充実する
- 125 児童・生徒の健やかな体の成長を促す
- 131 青少年の自主的な活動を支援する
- 132 家庭・学校・地域で連携して青少年の健全育成を
推進する

この分野で5年間に取り組む重点事業

★保育所の待機児童の解消をめざします

- 私立保育所・認証保育所の誘致・新設と既設の保育所の増改築等により平成26年度までに約1,900名の受け入れ枠の拡大をめざします。
- 認証保育所・家庭福祉員などの認可外保育施設の量・質の充実を図ります。

★子育て支援施設を充実します

- 子ども家庭支援センターを5か所とし、きめこまやかに子育てを支援します。
- 子育てのひろばを24か所に増やします。
- 子育てのひろばに一人ひとりの子育てを案内する「(仮称) すくすくナビゲーター」を新たに配置します。

項 目	15年度調査	20年度調査
子育てに関する不安・負担感	44.3%	52.7%
子育てのひろばの利用意向	50.7%	54.1%
子育て情報のホームページの利用意向	64.8%	75.5%

＜出典：練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書＞

★学校教育への支援を充実します

- 区民がより身近なところで相談が受けられるように、教育相談室体制を拡充します。
- 教職員の研究・研修事業や教育相談事業等の拠点となる（仮称）学校教育支援センターを整備します。

★小中一貫・連携教育を推進します

- 練馬区初の小中一貫教育校を開校し、義務教育9年間の一貫した教育課程と学校環境のもとで、子どもたちの発達段階に応じた指導を行うことにより、一人ひとりの個性や能力を伸ばします。
- 小中一貫教育校の取組とその成果をほかの小中学校に情報発信し、小中連携教育等に活かすことにより、学校教育の活性化を図ります。



2 健康と福祉分野

高齢者や障害者などだれもが安心して 暮らせる社会を実現する

区民自らの健康づくりを促進・支援するとともに、区と医療機関との連携を推進し、保健・医療環境を整備します。

また、高齢者や障害者をはじめ、支援を必要とする人がその状況に応じて適切な支援を受けながら、社会参加ができるよう、地域のさまざまな資源や人の連携によって地域福祉を推進するとともに、福祉サービスの充実を図ります。

この分野で展開する政策・施策

政策

- 21 健康な暮らしを支える
- 22 安心して医療を受けられる
環境を整える
- 23 地域で福祉を支える
- 24 高齢者の生活と社会参加を
支援する
- 25 障害者が自立して生活
できるよう支援する
- 26 生活の安定を図る

施策

- 211 健康づくりを支援する
- 212 健康づくりの条件整備を行う
- 213 健康に関する危機管理を行う
- 214 安全な衛生環境を確保する
- 221 地域における医療体制を確立する
- 231 地域福祉活動との協働を進める
- 232 保健福祉の総合支援体制を確立する
- 233 保健福祉サービスの利用を支援する
- 234 福祉のまちづくりの考え方を広める
- 241 高齢者の多様な社会参加を促進する
- 242 特定高齢者等を支援する
- 243 要支援・要介護高齢者を支援する
- 244 高齢者の生活基盤づくりを支援する
- 245 地域で高齢者を支える
- 251 総合相談体制を構築する
- 252 サービス提供体制を拡充する
- 253 障害者の就労を促進する
- 254 障害者の社会生活を支援する
- 261 生活の安定に向けた自立支援を行う

この分野で5年間に取り組む重点事業

★区内の病床確保に向けた対策を推進します

- 新しい病院の整備により500床程度を確保します。
- 既存病院の増築・増床により200床程度を確保します。
- 疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）ごと・事業（救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療）ごとの医療連携を構築します。

★福祉サービスを担う人材を育成します

- 練馬介護人材育成・研修センターの運営を支援します。
- （仮称）障害福祉人材育成・研修センターを整備するなど、障害福祉サービスを担う人材等の育成を図ります。



研修センターによる就職面接会

★高齢者の生活を支援する施設を整備します

- 特別養護老人ホームや介護老人保健施設の充実を図ります。
- 地域密着型サービス拠点やショートステイの充実を図ります。
- 高齢者相談センター（地域包括支援センター）の充実を図ります。



大泉特別養護老人ホーム

★障害者の自立を支援する取組を進めます

- グループホーム、ケアホーム事業の充実を図ります。
- ショートステイ事業の充実を図ります。
- （仮称）こども発達支援センターを整備し、障害児支援の充実を図ります。
- 高次脳機能障害者等を対象とした相談・自立訓練等支援事業を実施し、中途障害者等への支援の充実を図ります。



（仮称）こども発達支援センターの整備

3 区民生活と産業分野

にぎわいとやすらぎのあるまちを創る

区民の多様な活動を活性化し、地域の人々のふれあいを通じたつながりをつくりま
す。また、地域の特性を活かした産業の振興により、まちのにぎわいを創出します。
さらに、区民と区が力を合わせて、安心して生活できる地域づくりを進めます。

この分野で展開する政策・施策

政策

- 31 まちの地域力を高める
- 32 経済活動を活発にする
- 33 文化芸術・生涯学習、
スポーツ活動を活発にする
- 34 安全で安心な区民生活を
支える態勢を整える
- 35 平和と人権を尊重する

施策

- 311 地域コミュニティを活性化し、協働を推進する
- 312 地域活動を支える情報・機会・場の提供を行う
- 321 練馬区の特徴的な産業を支援する
- 322 中小企業の経営を支援する
- 323 中小企業の勤労者と就労を支援する
- 324 消費者の自立を支援する
- 325 都市農地を保全し都市農業を支援する
- 326 魅力的な商店街づくりを進める
- 327 まち歩き観光を推進する
- 331 区民の文化芸術・生涯学習活動を支援する
- 332 読書活動を支援する
- 333 スポーツ活動を支援する
- 334 文化財を保存・活用・継承する
- 335 多様な文化・社会への理解を進める
- 341 犯罪等に対する態勢を強化する
- 342 自然災害に対する態勢を強化する
- 351 平和を尊ぶ心をはぐくむ
- 352 人権の尊重と男女共同参画を進める

この分野で5年間に取り組む重点事業

★地域コミュニティを活性化し、区民との協働を推進します

- 町会・自治会やNPO・ボランティア団体など、地域課題に取り組む多様な活動主体を支援します。
- 協働事業の提案を受け付けます。
- 多様な活動主体の活動・交流や情報の発信、地域活動についての相談等ができる場を整備します。

★練馬区の特徴的産業であるアニメ産業と都市農業を支援します

- 区内アニメ関連企業の集積を拡大・強化して、国際競争力のある産業に育成します。
- 都市にある農地の機能を最大限に活かした都市型農業経営を支援します

★文化芸術・生涯学習活動を支援するための環境を整備します

- （仮称）文化芸術振興計画の策定や推進組織の設置などにより、文化芸術振興施策を計画的に推進します。
- 若者をはじめとする多様な世代が文化芸術活動を行う場を整備します。
- 文化芸術資産の活用を図るための拠点を整備します。
- 地域を担う人材の育成や活動の支援等を進める（仮称）ねりま区民大学を設置します。

★「いつでも どこでも いつまでも」 スポーツに親しめる施設を整備します

- 練馬総合運動場をはじめ、3か所の屋外スポーツ施設の整備を行います。
- 総合体育館の改築に向けて調査・設計等を行います。



中村南スポーツ交流センター（平成21年1月開館）

★犯罪や災害にも安全・安心な地域の態勢をつくります

- 地域でさまざまな防犯・防火活動を行っている団体を支援・助成し、連携を進めていきます。
- （仮称）ねりま防災カレッジを設置します。

4 環境とまちづくり分野

環境と共生する快適なまちを形成する

区民・事業者と区が連携して、身近な暮らしや事業活動を環境への負荷の少ない持続可能なスタイルに転換していくとともに、みどりや水など練馬区の自然環境を活かしたまちづくりを進めます。

また、道路、交通機関、公共施設などの都市基盤を、災害に強く、便利で快適に生活できるよう整備します。

この分野で展開する政策・施策

政策

- 41 みどり豊かなまちをつくる
- 42 環境への負荷を低減し、持続可能な社会をつくる
- 43 良好な地域環境をつくる
- 44 地域特性に合ったまちづくりを進める
- 45 災害に強く生活しやすいまちをつくる
- 46 良好な交通環境をつくる
- 47 安心して生活できる住まいづくりを進める

施策

- 411 ふるさとのみどりを保全し、新たなみどりをつくる
- 412 みどりを愛しはぐくむ活動を広げる
- 421 区民・事業者による身近なところからの地球温暖化防止を促進する
- 422 まちづくりで環境に配慮する
- 423 区が率先して地球温暖化防止に取り組む
- 424 ごみの発生を抑制する
- 425 リサイクルを進める
- 426 ごみの適正処理を進める
- 431 公害問題の解決を図り、地域環境の保全・改善を推進する
- 432 まちの美化を進める
- 441 区民・事業者とともにまちづくりを進める
- 442 土地利用を計画的に誘導する
- 443 調和のとれた都市景観を形成する
- 451 良好な市街地を形成する
- 452 まちの拠点機能を向上させる
- 453 災害に強いまちをつくる
- 454 だれもが利用しやすいまちをつくる
- 461 公共交通を充実する
- 462 道路交通ネットワークを整備する
- 463 快適な道路環境を整備する
- 471 公共賃貸住宅を管理・運用する
- 472 良質な住まいづくりを支援する
- 473 だれもが安心して暮らせる住まいづくりを促進する

この分野で5年間に取り組む重点事業

★地球温暖化対策の推進とともに資源循環型社会をめざします

- 地球温暖化対策の新たな仕組みとして、練馬区独自のカーボンオフセット制度や(仮称)ねりま環境グリーンファンドの創設に取り組みます。
- 太陽光発電設備等の設置費用を助成し、住宅や事業所での普及を促進します。
- (仮称)練馬資源循環推進センターやリサイクルセンターの整備とともに、みどりのリサイクル事業を進めます。

★みどりを増やします

- (仮称)中村中央公園(1.3ha)、日本銀行石神井運動場を取得して整備する公園(4.7ha)などの大規模公園の整備を進め、平成26年度までに区立公園の面積を約10ha増加します(平成21年度比)。
- 牧野記念庭園の拡充や武蔵関公園などの改修を計画的に進めます。
- 住宅や民間施設の生け垣化、屋上緑化、壁面緑化を進めます。

＜平成 21 年度＞

区立公園の面積

66ha

＜平成 26 年度＞

区立公園の面積

76ha

★生活しやすいまちづくりを進めます

- 石神井公園駅や大泉学園駅周辺など、駅周辺地区の利便性を高め、だれもが安全に利用できるように駅前広場等の整備を進めます。
- 都営大江戸線の延伸予定地区や目白通りの延伸地区、外かく環状道路沿道など、地域の環境に大きな変化が見込まれる地区のまちづくりを進めます。
- 密集市街地の整備や建物の耐震化を進め、災害に強いまちづくりを進めます。

★道路・鉄道等の基盤を整備します

- 西武池袋線の連続立体交差事業を着実に推進するとともに、西武新宿線の立体化に向けた取組を進めます。
- 都営大江戸線の大泉学園町方面への延伸に向けた取組を進めます。
- 都市の骨格を形成する都市計画道路や生活幹線道路の整備を進めます。



石神井公園駅駅舎改築後の完成イメージ

5 行政運営分野

未来を拓く区政経営を進める

区民の参加・参画の仕組みづくりや、区政に関する分かりやすい情報提供を進めます。
また、さまざまな地域の資源を有効に活用しながら、区民の視点に立った質の高い行政サービスを効果的・効率的に提供します。そして、財政基盤を強固にしながら、持続可能な区政経営を行います。

この分野で展開する政策・施策

政策

51 持続可能な区政経営を行う

施策

511 参加と連携による開かれた行政を進める

512 健全な財政運営を行う

513 区民本位の効率的で質の高い区政経営を行う

514 区税負担の公平性を確保する

515 基礎的な住民サービスを効率的に提供する

516 医療保険等制度運営を行う

この分野で5年間に取り組む重点事業

★行政改革を推進し、区民本意の効率的で質の高い行政をめざします

- 区民本位の行政サービスの提供、協働型地域経営や財政の健全化の推進、職員の意識改革などを柱として、行政改革を推進し、区民福祉の向上をめざします。

★学校適正配置に伴う跡施設の活用を進めます

- 「区立学校適正配置第一次実施計画」に伴い、光が丘地区に生ずる4小学校の跡施設の有効活用を図ります。

★区民事務所等のサービスのさらなる拡充をめざします

- 区民事務所・出張所の地域拠点としての機能も含めた今後のあり方の検討を行います。
- 大泉区民事務所を、分かりやすい場所に移転し、施設を拡充します。

第2部 基本計画編

第3章 各政策・施策の内容

政策ごとに、各施策の内容を見開きで掲載しています。

左ページ：その施策の目標（めざす状態）を示すとともに、施策をめぐる現状と課題、国・都・他自治体の動向を掲載しています。

右ページ：その施策で展開する主な事業と、施策の成果を図る指標（モノサシ）と目標値を掲載しています。末尾には、その施策の主な担当組織（平成21年4月1日現在）を記載しました。

1 子ども分野

次代を担う子どもの 健やかな成長を支える

政策11 子どもと子育て家庭を地域で支える

政策12 子どもが楽しく学ぶことができ、地域に
開かれた学校教育を進める

政策13 青少年を健やかに育成する

政策 11

子どもと子育て家庭を地域で支える

政策の概要

子育て支援の拠点の整備や子育て家庭の交流の促進、経済的な支援を進めるとともに、子育て家庭を地域で支える仕組みづくりなどを行います。また、認可保育所や認証保育所をはじめ多様な保育サービスを提供し、就学前の子どもの成長を支えます。さらに、学童クラブ・児童館事業や放課後子どもプランの推進などを通じて学齢期の子どもの成長を支えます。このほか、特に援助が必要な子どもと子育て家庭を支援します。

この政策で展開する施策と基本事務事業

政 策

11 子どもと子育て家庭を地域で支える

施 策

111
地域で子育てを支える

基本事務事業

子育て拠点の整備と子育て支援情報の提供
 子育て家庭の交流の促進
 子育て家庭を地域で支える仕組みづくり
 子どもが自ら考え、参画する機会の拡充
 経済的な支援
 次世代育成支援行動計画を推進する仕組みづくり

112
就学前の子どもの成長を支える

保育所待機児の解消
 認可保育所の運営
 多様な保育サービスの展開
 民間の子育て支援事業への支援
 保育と教育の総合的な提供

113
学齢期の子どもの成長を支える

学童クラブ事業等の充実
 児童館機能の拡充
 放課後子どもプランの推進

114
特に援助が必要な子どもと子育て家庭を支援する

児童虐待防止対策の充実
 ひとり親家庭の自立の支援

政策11 子どもと子育て家庭を地域で支える

施策111

地域で子育てを支える

この施策の目標（めざす状態）

地域社会全体で家庭の「育てる力」と子ども自らの「育つ力」を応援することによって、安心して子育てができ、そして、子どもが健やかに成長することができる状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や不安の増大等といった問題が生じています。

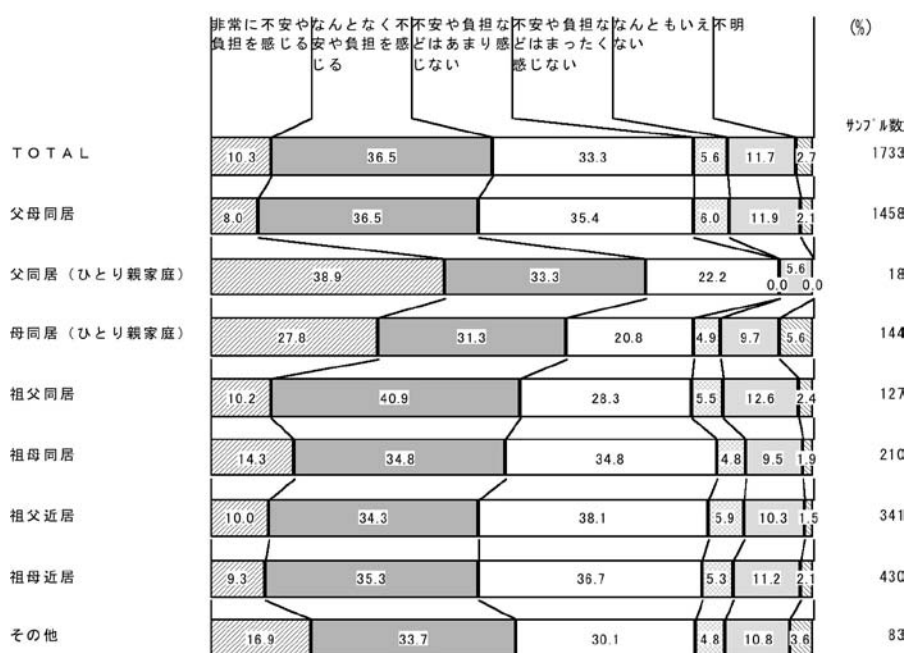
■課題

子育て家庭の不安や負担感を和らげるため、子育て家庭の交流等を促進するとともに、行政だけでなく、地域や事業主と連携して社会全体で子どもと子育て家庭を支える仕組みづくりを進める必要があります。

■国・都・他自治体の動向

平成20年12月に、地域の子育て家庭の交流等を促進する「地域子育て支援拠点事業」が法律上位置付けられました。また、次世代育成支援対策推進法に基づき、全国の自治体等が「次世代育成支援行動計画」の後期計画（平成22～26年度）を策定することとなっています。

図1 小学校児童家庭の子育てに関する不安感・負担感（同居・近居状況別）



（図1 出典：区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成21年3月））

この施策で展開する主な事業

<子育て拠点の整備と子育て支援情報の提供>

- 子どもと子育て家庭を支援する中核的機関である子ども家庭支援センターの5か所目を開設するとともに、機能の充実を図ります。

実施計画1：子ども家庭支援センターの整備

- 子育て支援情報を効果的に提供するために情報基盤を整備するとともに、様々な相談に対し、適切な子育て支援事業を案内する（仮称）すくすくナビゲーターを子育てのひろばに配置します。

実施計画2：（仮称）すくすくナビゲーター事業の実施

<子育て家庭の交流の促進>

- 0歳から3歳の子どもを育てる子育て家庭の交流を促進し、孤立感の解消を図るとともに、子育て相談を通じて子育ての不安を解消するため、子育てのひろばの施設数を増やします。

実施計画3：子育てのひろばの整備

<子育て家庭を地域で支える仕組みづくり>

- 区民同士が助け合い精神で子育てを支援するファミリーサポート事業を充実させるとともに、乳幼児の一時預かり等を行う施設を増やすことで、子育て家庭を支えていきます。

実施計画4：ファミリーサポート事業の充実

<子どもが自ら考え、参画する機会の拡充>

- 児童館こどもスタッフの活用など、子どもたちが主体的に考え、参画できる場を充実するとともに、NPO等の民間活動団体との協働により、子どもたちが外遊びできる場の提供を進めます。

実施計画5：外遊びの場の提供事業

<経済的な支援>

- 児童手当の支給、子ども医療費の助成など経済的な支援を実施します。

写真1 子育てのひろば「ぴよぴよ」



（写真1 出典：区子育て支援課）

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
子育てのひろば利用者数	100,775人	200,000人	増加

（指標と目標値の設定理由）

地域における子育て家庭の交流を測定します。平成20年度の数値を基準に、毎年12%の増加を見込み、概ね倍増とすることをめざします。

この施策の主な担当組織

健康福祉事業本部 児童青少年部 子育て支援課

政策11 子どもと子育て家庭を地域で支える

施策112

就学前の子どもの成長を支える

この施策の目標（めざす状態）

さまざまな保育サービスが充実し、各家庭が必要なサービスを必要な時に利用できることにより、就学前の子どもが健やかに成長できる状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

少子化の進展に伴い、未就学児の人口は減少傾向にありますが、保育所入所希望者は増えています。平成17～21年度に約760人の受け入れ枠を増加しましたが、平成21年度には待機児童数が429人に急増しました。また、就労形態の多様化などにより保育サービスへの要望も多様化しています。

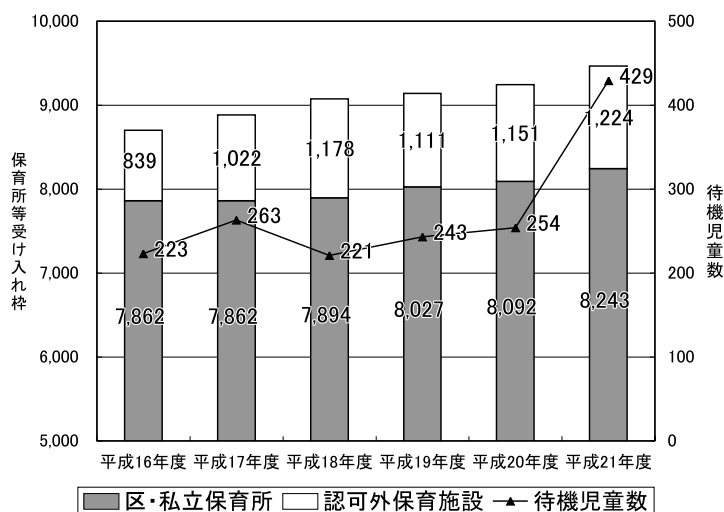
■課題

待機児童の解消に向け、保育所等の新增設や改築等による入所枠の拡大が必要です。また、多様な要望に応じた保育サービスの拡充や子どもの発達援助、保護者に対する子育て支援サービスの提供とともに、効率的な保育所の運営が求められています。

■国・都・他自治体の動向

国は、保育サービスの量・質の充実を図る「新待機児童ゼロ作戦」を展開しています。また、都の「10年後の東京」への実行プログラム2009でも、待機児童の解消に取り組むこととしています。

図1 保育所等受け入れ枠の増加と待機児童数の増加



（図1 出典：区保育課）

この施策で展開する主な事業

<保育所待機児の解消>

- 私立保育所の新設、既設園の改築等による定員増、認証保育所の新設などにより入所枠を拡大し、待機児童の解消を図ります。

実施計画6：保育所待機児の解消

<認可保育所の運営>

- さまざまな保育サービスを展開していくために、区立保育所の委託化などにより効率的な運営を図り、財政的資源、人的資源を効果的に活用していきます。

<多様な保育サービスの展開>

- 延長保育・病後児保育・一時保育など多様な保育サービスを拡充します。

実施計画7：多様な保育サービスの充実

<民間の子育て支援事業への支援>

- 認証保育所、家庭福祉員等へ補助を行い、認可外保育施設の量・質の充実を図ります。

<保育と教育の総合的な提供>

- 認定こども園を整備し、保育・教育と保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進していきます。

写真1 区立保育所での保育の様子



(写真1 出典：区保育課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
保育所入所希望者受入率	96.9%	100%	上昇

（指標と目標値の設定理由）

保育所入所待機児童の状況を測定します。全ての待機児童が解消された状態をめざします。

この施策の主な担当組織 健康福祉事業本部 児童青少年部 保育課

政策 11 子どもと子育て家庭を地域で支える

施策 113

学齢期の子どもの成長を支える

この施策の目標（めざす状態）

児童が児童館・学童クラブ・学校応援団*のひろばなどを拠点として、さまざまな活動に参加・参画している状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

少子化や核家族化が進む中、子どもを取り巻く地域環境や子育て環境が厳しくなっています。また、保護者の就労などにより放課後保育に欠ける児童も増加傾向にあります。

■課題

人間関係を学ぶ機会を増やし、地域の中で子ども同士のつながりを強めるとともに、大人との交流の場を拡大することが求められています。また、放課後の居場所を充実するとともに、学童クラブ入会待機児童を解消する必要があります。

■国・都・他自治体の動向

国は「放課後子どもプラン」の推進を掲げ、子どもの放課後の安全安心な居場所確保をめざしています。都も「子育て応援都市東京・重点戦略」を策定し、学童クラブの増設など総合的な放課後対策を進めています。各自治体も、学童クラブ入会待機児童解消に向け、さまざまな取組を行っています。

表 1 学童クラブ入会希望者受入状況

年度	クラブ数（か所）	定員数（人）	受入児童数（人）	待機児童数（人）
平成 17	87	3,340	3,712	155
平成 18	89	3,420	3,815	218
平成 19	90	3,460	3,848	170
平成 20	90	3,470	3,852	203
平成 21	91	3,510	3,847	117

（表 1 出典：区子育て支援課）

▶用語解説

※ 学校応援団：小学校の児童および地域のために、学校教育に支障のない範囲で学校・地域間の人材活用と学校施設の有効活用を図る組織で、PTA や町会・自治会、青少年委員などの地域住民を主体とした小学校を応援する組織。

この施策で展開する主な事業

<学童クラブ事業等の充実>

○学童クラブ入会希望者受入率を高めるため、施設の新築・増改築等による受入人員の拡大を図るとともに、児童が快適に過ごせる保育環境をめざします。また、受入時間や障害児受入の拡大などの保育サービスの向上を図ります。

<児童館機能の拡充>

○魅力ある児童館事業を行うために、地域の人材活用を図るとともに、児童・保護者の意見が反映できるよう運営協議会や児童館子どもスタッフの活用を計画します。また、児童館の開館時間の拡大を検討します。

<放課後子どもプランの推進>

○児童の放課後の居場所として、共働き家庭など留守家庭児童に対して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る学童クラブ事業と、地域の人々の参画を得て実施されている学校応援団のひろば事業の2つの事業があります。この2つの事業を連携することにより、放課後の子どもの安全で健やかな居場所の充実を図ります。

実施計画8：放課後子どもプランの推進

写真1 放課後の児童の様子



(写真1 出典：区子育て支援課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
学童クラブ入会希望者受入率	95.0%	100%	上昇

（指標と目標値の設定理由）

学童クラブ入会待機児童の状況を測定します。すべての待機児童が解消された状態をめざします。

この施策の主な担当組織	健康福祉事業本部 児童青少年部 子育て支援課
-------------	------------------------

政策 11 子どもと子育て家庭を地域で支える

施策 114

特に援助が必要な子どもと子育て家庭を支援する

この施策の目標（めざす状態）

相談体制・支援体制を整備し、関係機関間の連携を確保することで、児童虐待をはじめとする要保護児童の発生を防ぐとともに、保護や支援を要する児童や保護者に対しては、適切な対応を図り、特に援助が必要な子どもと子育て家庭への支援を行うことにより、子どもの健全な成長と人権が守られている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

子どもと家庭に関する相談件数は、年々増加しています。こうした相談を通じて、子育て家庭の負担感の軽減と、深刻な虐待等の存在を確認することが可能となり、必要な援助や保護につながっています。

また、離婚件数の増加に伴い、不安定な生活状況になりがちなひとり親家庭の世帯数も増加しています。

■課題

児童虐待の防止や早期発見に向けて、関係機関のネットワークの強化に加え、予防のための子育て支援施策を充実する必要があります。また、ひとり親家庭の支援については、特に経済的自立をめざした事業の充実が求められています。

■国・都・他自治体の動向

国は、子育て支援拠点事業等の子育て支援事業を法律に位置づけるとともに、要保護児童対策地域協議会※の機能強化を図っています。また、ひとり親家庭の対策として、きめ細かな福祉サービスを展開し、自立・就業に主眼を置いた支援を進めることとしています。

表1 区内子ども家庭支援センターに寄せられた子どもと家庭に関する相談件数（児童相談種類別）

（単位：件）

年度	虐待	養護相談	育児しつけ他	不登校	合計
平成17年	275	88	185	18	566
平成18年	308	148	340	11	807
平成19年	308	371	452	35	1,166
平成20年	374	356	564	24	1,318

（表1 出典：区子育て支援課）

▶用語解説

※ 要保護児童対策地域協議会：平成17年に改正された児童福祉法に基づく組織。児童虐待等の問題に対して広範な連携・協力を確保するために、関係機関間で情報を交換するとともに、対応方針を決定する場。要保護児童としては虐待を受けた子ども、非行児童等が対象となっていました。平成21年の法改正により、養育支援が特に必要な児童やその保護者、妊婦も協議対象として拡大されることとなりました。

この施策で展開する主な事業

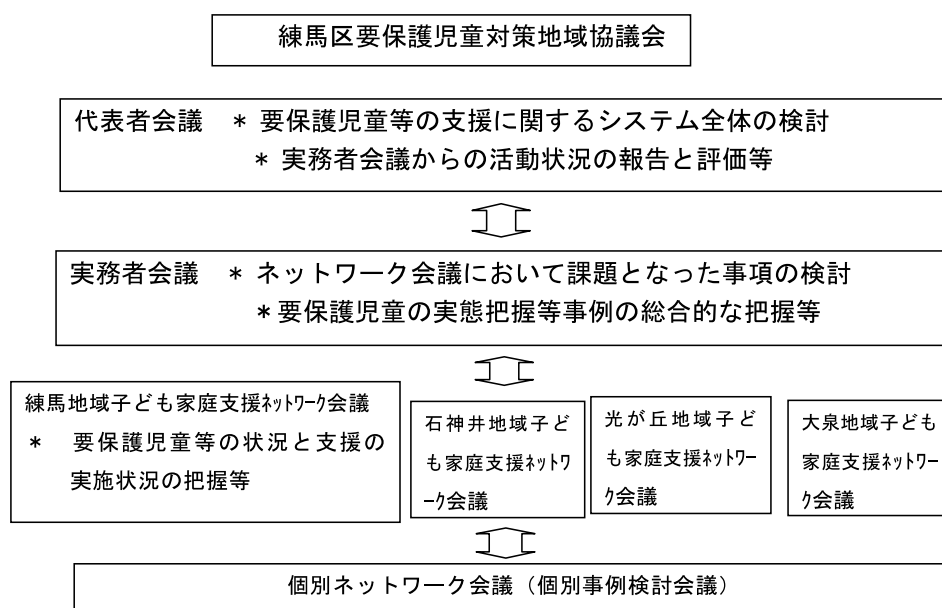
<児童虐待防止対策の充実>

- 要保護児童対策地域協議会の個別ネットワーク会議、地域子ども家庭支援ネットワーク会議、実務者会議等を充実し、関係機関の連携を強化し、児童虐待の防止を図ります。

<ひとり親家庭の自立の支援>

- ひとり親家庭の父および母に対し能力開発や資格取得に向けた給付金等を支給し、就業支援を行います。また、公共職業安定所等との連携を図り継続的な自立・就労支援を行います。

図1 練馬区要保護児童対策地域協議会 構成図



（図1 出典：練馬区児童虐待防止マニュアル）

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
子ども家庭相談の対応件数	1,318件	1,866件	増加

（指標と目標値の設定理由）

相談の対応件数を測定します。相談を通じて、子育て家庭の負担感を軽減し、虐待の存在等を確認することが可能になるため、全国児童相談所の対応件数（平成16年度～19年度）の平均増加率（6％）と同程度の相談件数の増加に対応できる相談体制の充実をめざします。

この施策の主な担当組織 健康福祉事業本部 児童青少年部 子育て支援課

次代を担う子どもの 健やかな成長を支える

政策11 子どもと子育て家庭を地域で支える

政策12 子どもが楽しく学ぶことができ、地域に
開かれた学校教育を進める

政策13 青少年を健やかに育成する

政策 12

子どもが楽しく学ぶことができ、地域に開かれた学校教育を進める

政策の概要

地域に開かれた学校として、家庭や地域社会と連携した教育を推進します。また、区立・私立の幼稚園教育を充実するとともに、児童生徒への指導方法、相談体制の充実や小中一貫・連携教育の推進、特別支援教育の充実により、小中学校の教育を充実します。また、学校施設等の教育環境の整備を進めるとともに、学校保健や給食、食育を通じて児童生徒の健やかな体の成長を促します。

この政策で展開する施策と基本事務事業

政 策

12 子どもが楽しく学ぶことができ、地域に開かれた学校教育を進める

施 策

基本事務事業

121

地域の特色を活かした教育を推進する

地域とともに歩む学校づくりの推進

122

幼稚園教育を充実する

- 区立幼稚園の教育内容の充実
- 私立幼稚園等への助成
- 特別支援教育の充実

123

小中学校の教育内容を充実する

- 教育内容の充実
- 指導方法の充実
- 教職員研修の充実
- 教育相談体制の充実
- 小中一貫・連携教育の推進
- 特別支援教育の充実
- 学校教育への支援の充実

124

教育環境を充実する

- 学校施設の整備推進
- 区立学校の就学事務
- 学校設備・物品の整備
- 区立学校・区立幼稚園の適正配置

125

児童・生徒の健やかな体の成長を促す

- 学校保健の運営
- 学校給食の運営
- 児童・生徒の食育の推進

政策12 子どもが楽しく学ぶことができ、地域に開かれた学校教育を進める

施策121

地域の特色を活かした教育を推進する

この施策の目標（めざす状態）

区立幼稚園、小中学校が家庭、地域社会と連携し地域の特性を活かした特色ある教育活動を進めるとともに、地域の核として学校施設が活用されている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

教育委員会では、学校評議員※1制度や学校応援団※2、学校安全安心ボランティア※3の活動支援などを通じ、地域の意見を学校運営に取り入れ、地域社会との連携協力を進めています。

■課題

学校が、学校経営について自己評価を行い、保護者や地域社会へ情報提供することを通じて、説明責任を今まで以上に果たすとともに、保護者や地域住民から理解を得て、学校、家庭、地域の連携協力による学校づくりを進めることも必要です。また、各小中学校に設置される学校応援団の活動を活発化し、地域の核としての開かれた小中学校づくりをさらに推進していく必要があります。

■国・都・他自治体の動向

平成18年、教育基本法が改正され、学校、家庭、地域の連携協力に関する規定が新たに盛り込まれました。また、国は、全国を対象に学校支援地域本部※4事業を進めています。

表1 学校評議員の設置状況（平成21年3月31日現在）

幼稚園	小学校	中学校	計
5園	69校	34校	108園・校

（表1出典：区教育指導課）

表2 学校安全安心ボランティアの登録者数（各年度の3月31日現在）

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
登録者数	2,073人	2,841人	3,109人	3,510人

（表2出典：区庶務課）

▶用語解説

※1 学校評議員：保護者や地域の方々の意見を幅広く校長が聞き、地域や社会に開かれた学校づくりを一層推進するために設置するもの。

※2 学校応援団：小学校の児童および地域のために、学校教育に支障のない範囲で学校・地域間の人材活用と学校施設の有効活用を図る組織で、PTAや町会・自治会、青少年委員などの地域住民を主体とした小学校を応援する組織。

※3 学校安全安心ボランティア：小学校の授業時間中に来校者へ声かけなどを行うことにより児童の安全を高めるとともに、ふれあい給食などにより児童との交流を進める、保護者や地域住民のボランティアのこと。

※4 学校支援地域本部：学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えるため、地域住民の学校支援ボランティアなどの参加をコーディネートする組織。

この施策で展開する主な事業

<地域とともに歩む学校づくりの推進>

- 区立小学校に町会・自治会やPTAなどの地域住民を主体とした「学校応援団」を設置し、小学校の児童および地域のために、学校・地域相互の人材活用および学校施設の地域活用を図ります。
- 区立幼稚園、小中学校における学校評議員制度がより活発化するように支援し、開かれた学校づくりを図ります。

表3 学校応援団の設置校数および構成員数

年度	設置校数	構成員数
平成17年度	6校	259人
平成18年度	10校	442人
平成19年度	23校	1,090人
平成20年度	41校	2,131人

(表3出典：区生涯学習課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
学校応援団構成員数	2,131人	3,250人	拡大

（指標と目標値の設定理由）

学校・地域間の人材活用を測定します。平成20年度の1校当たりの学校応援団構成員数（約50人）を基準に、全校（65校）設置をめざします。

この施策の主な担当組織 | 教育委員会事務局 | 学校教育部 | 庶務課

施策122

幼稚園教育を充実する

この施策の目標（めざす状態）

幼児の就園が確保され、より良い教育環境の中、健やかな成長を促すことができる状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

幼稚園には、就学前教育の充実や小学校との連携、地域の子育て支援の拠点などの役割が期待されています。しかし、少子化による幼児総数の減少や厳しい運営状況など、幼稚園を取り巻く環境は厳しさを増しています。

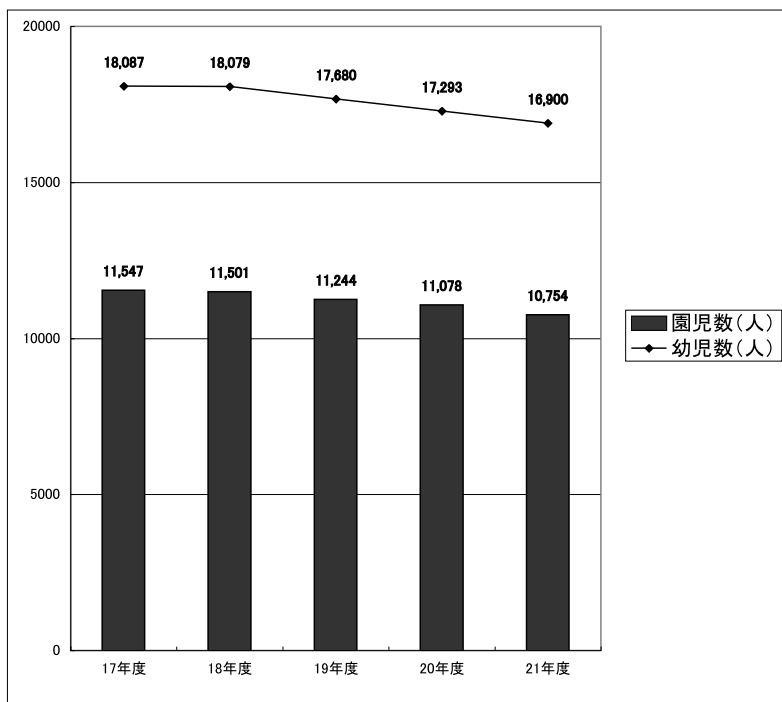
■課題

幼児教育の振興を図るため、幼稚園や園児の保護者に適切な補助・援助を続ける必要があります。また、軽度の障害児の入園・通園のため、幼稚園へ適切な支援を行い、特別支援教育の充実を図る必要があります。

■国・都・他自治体の動向

私立幼稚園の園児の保護者を対象として、国や東京都のほか、区が補助金を交付しています。国や都の補助金には住民税額による制限がありますが、東京都の多くの区市町村では、上乗せ支給や対象者の拡大等を行っています。

図1 幼児数と幼稚園児数の推移



(図1 出典：区学務課)

この施策で展開する主な事業

<区立幼稚園の教育内容の充実>

幼児と児童の交流の機会を増やすなど、幼小連携の拡充を検討していきます。

また、幼児期の教育に関する情報提供等を充実し、子育て支援機能の強化を図ります。

<私立幼稚園等への助成>

幼児の就園奨励と保護者負担に配慮して、公私の格差是正を考慮しながら、適切な補助を行っています。また私立幼稚園に対して必要な補助を行い幼児教育の充実に努めます。

<特別支援教育の充実>

区立幼稚園においては、引き続き障害児の受け入れを全園で行い、巡回相談制度の利用を積極的に進めます。さらに、学校生活支援員配置を検討します。また、私立幼稚園における心身障害児保育委託事業を拡充するとともに、巡回相談制度の活用を検討します。

写真1、写真2 幼小連携・地域交流



(写真1,2出典：区学務課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
区立幼稚園における幼小連携の実施率	100%	100%	拡充

（指標と目標値の設定理由）

幼小連携の拡充を測定します。区立幼稚園においては、全園で幼稚園と小学校との交流事業を実施していますが、教職員間の情報共有や意見交換等も含めた、より多様な連携事業の実施をめざします。

この施策の主な担当組織	教育委員会事務局 学校教育部 学務課
-------------	--------------------

政策12 子どもが楽しく学ぶことができ、地域に開かれた学校教育を進める

施策123

小中学校の教育内容を充実する

この施策の目標（めざす状態）

児童・生徒一人ひとりが、基礎学力や体力、社会的ルールを身に付け、学校が真に楽しい学びの場となっているとともに、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援ができている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

子どもを取り巻く環境が急激に変化し、いじめや不登校※¹、問題行動などの課題が顕在化しています。また、特別支援学級に入級、通級する児童・生徒は年々増加しています。

■課題

個々の児童・生徒に応じた学習・生活指導に加え、学校内外の相談体制を充実するとともに、家庭・地域と連携した基本的生活習慣の確立、体力向上のための取組を拡充する必要があります。また、特別支援教育の充実に向け、地域バランスを考慮した特別支援学級の設置や、教員・保護者の理解の促進が必要です。

■国・都・他自治体の動向

児童・生徒の実態把握と指導改善のため、「全国学力・学習状況調査」と「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」が実施されています。

表1 全国学力・学習状況調査の各調査の東京都における平均正答率 ※（ ）は全国公立

<小学校>

	19年度	20年度
国語A（知識）	82.8% (81.7%)	68.5% (65.4%)
国語B（活用）	66.0% (62.0%)	54.1% (50.5%)
算数A（知識）	83.7% (82.1%)	74.2% (72.2%)
算数B（活用）	65.7% (63.6)	55.7% (51.6%)

<中学校>

	19年度	20年度
国語A（知識）	81.6% (81.6%)	73.5% (73.6%)
国語B（活用）	72.0% (72.0%)	61.4% (60.8%)
数学A（知識）	71.4% (71.9%)	62.6% (63.1%)
数学B（活用）	60.6% (60.6%)	48.9% (49.2%)

表2 全国学力・学習状況調査における意識調査結果（練馬区）

<小学校>

	平成19年度	平成20年度
国語の内容がよく分かる	82.0%	82.8%
算数の内容がよく分かる	79.8%	81.8%

<中学校>

	平成19年度	平成20年度
国語の内容がよく分かる	67.4%	69.6%
数学の内容がよく分かる	64.5%	67.0%

（表1、2出典：平成20年度全国学力・学習状況調査結果〔練馬区の意識調査結果〕）

▶用語解説

※1 不登校：何らかの要因により、児童生徒が登校しないあるいは登校したくてもできない状況（病気や経済的な理由によるものを除く）にあること。

この施策で展開する主な事業

<教育内容の充実>

○全国学力・学習状況調査の結果を分析し、授業を改善していきます。

<指導方法の充実>

○学力向上支援講師を配置し、少人数指導やチームティーチングによる個に応じた指導を充実します。

<教育相談体制の充実>

○区民がより身近なところで相談が受けられるよう、教育相談室を増設します。また、心のふれあい相談員※²、スクールカウンセラー※³などの校内相談体制も充実します。

☞実施計画9：教育相談室の充実（大泉地区教育相談室の設置）

<小中一貫・連携教育の推進>

○義務教育9年間にわたる一貫した教育課程により、知・徳・体の調和のとれた児童・生徒を育成するため、小中一貫・連携教育を推進します。

☞実施計画10：小中一貫・連携教育の推進

<特別支援教育の充実>

○児童・生徒一人ひとりの障害の状態や特性などに応じた教育を行うとともに、地域バランスを考慮しながら特別支援学級を増設します。

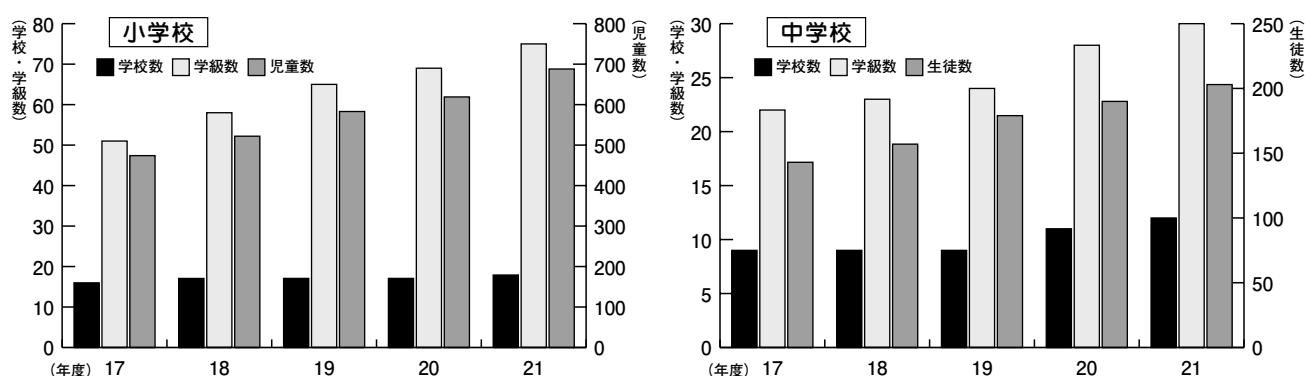
☞実施計画11：特別支援学級の設置

<学校教育への支援の充実>

○教職員の研究・研修事業や教育相談事業等の充実を図ります。

☞実施計画12：（仮称）学校教育支援センターの整備

図1 特別支援学級数および児童・生徒数



（図1出典：区学務課）

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
授業に対する理解の程度	小学生 82.3% 中学生 68.3%	100%	上昇

（指標と目標値の設定理由）

児童・生徒の授業に対する理解の程度を測定します。すべての児童・生徒がよく分かる授業の実現をめざします。

この施策の主な担当組織 教育委員会事務局 学校教育部 教育指導課

※2 心のふれあい相談員：児童からの相談を受け、話し相手になり、児童の悩みや不安、ストレスなどを和らげるために練馬区が配置している相談員のことです。

※3 スクールカウンセラー：いじめや不登校の未然防止や改善・解決を図るために小中学校に東京都が配置している相談員のことです。臨床心理士の資格をもっています。

政策12 子どもが楽しく学ぶことができ、地域に開かれた学校教育を進める

施策124

教育環境を充実する

この施策の目標（めざす状態）

児童・生徒の安全が確保され、より良い環境のもとで学習ができ、その効果を十分に高めている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

小中学校の施設には、老朽化した建物や耐震性能に問題のある建物がある一方、児童・生徒が環境問題への理解を深める場や地域の方々が交流する場としての役割も期待されています。また、区立学校の児童・生徒数と学級数は、学校間で格差が生じており、教育指導上・学校運営上の課題が生じる傾向があります。

■課題

児童・生徒の安全を確保するとともに、災害時には避難拠点となる観点から、学校施設の計画的な耐震補強が必要です。また、地域のみどりの拠点や環境教育への活用に向け、環境を考慮した学校施設整備が必要です。さらに、校具等の更新や新学習指導要領への対応など、学習環境の整備も求められています。児童・生徒が良好な教育環境の中で、学び、成長していけるよう、小中学校の適正規模※1を確保する必要があります。

■国・都・他自治体の動向

国は、地震防災緊急5か年計画に基づく学校建物の耐震化への財政支援や、エコスクール※2の整備を推進しています。また、小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度から新学習指導要領が実施される予定です。

表1 小中学校校舎・体育館の耐震化状況（平成21年3月末現在）

校舎		全棟数	耐震化済棟数	耐震化未棟数	耐震化率（％）
	小学校	154	93	61	60.4
	中学校	88	55	33	62.5
	計	242	148	94	61.2
体育館		全棟数	耐震化済棟数	耐震化未棟数	耐震化率（％）
	小学校	69	60	9	87
	中学校	49	47	2	95.9
	計	118	107	11	90.7
幼稚園		全棟数	耐震化済棟数	耐震化未棟数	耐震化率（％）
	計	8	8	0	100
総計		全棟数	耐震化済棟数	耐震化未棟数	耐震化率（％）
		368	263	105	71.5

（表1出典：区施設課）

▶用語解説

※1 適正規模：練馬区では、小学校は12～18学級（19～24学級までは許容範囲）、中学校は11～18学級を適正規模と定めています。

この施策で展開する主な事業

<学校施設の整備推進>

- 耐震補強や学校緑化を進めます。校舎の老朽化に伴い改築時期が集中することから、改築を予定する学校数を基に年次計画を策定し、計画的な改築を進めます。なお、改築にあわせ、文部科学省の進めるエコスクール整備も行います。

☞ **実施計画 13：校舎等の耐震化の推進、14：みどりと環境の学校づくりの推進**

<区立学校の就学事務>

- 区立小中学校の適正な学級編制と児童・生徒の学籍の管理および転入学に関する相談を行います。

<学校設備・物品の整備>

- 電子情報ボード等の活用や、校内LAN敷設等をはじめとする、児童・生徒の学習環境の向上を図ります。

<区立学校・区立幼稚園の適正配置>

- 児童・生徒数の動向や校舎の改築時期を踏まえて区立学校の適正配置※³を進めます。また、区立幼稚園のあり方等の検討結果を踏まえて区立幼稚園の適正配置を検討します。

☞ **実施計画 15：区立学校・区立幼稚園の適正配置**

写真1 校庭の芝生化（関町北小学校：平成20年度整備）



（写真1出典：区施設課）

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
小中学校校舎・体育館の耐震性能を確保した棟数の割合	71.5%	100%	上昇

（指標と目標値の設定理由）

児童・生徒が安全に学習できる環境と避難拠点としての安全性の確保を測定します。平成18年6月策定の練馬区立学校等施設整備計画に基づき、計画的に耐震化工事を実施し、耐震化率100%をめざします。

この施策の主な担当組織

教育委員会事務局 学校教育部 施設課

※2 エコスクール：環境を考慮した学校施設。

※3 適正配置：適正規模を下回る学校は通学区域の変更や学校の統合により、適正規模を上回る学校は通学区域の変更により、適正規模を確保します。

施策125

児童・生徒の健やかな体の成長を促す

この施策の目標（めざす状態）

児童・生徒の「生きる力」の基礎となる健康と体力が十分はぐくまれ、食に関する指導が充実した状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

近年、新型インフルエンザの脅威など、子どもの健康を取り巻く問題が深刻化しています。一方、食育への関心の高まりから、各小中学校で、給食の自校調理化や食に関する計画の策定などに取り組んでいます。

■課題

児童・生徒の健康状況の把握と適切な指導が求められています。また、安全でおいしい給食の提供のため、給食形態の検討や設備更新を進めるとともに、食育の推進に向けた各学校の取組や家庭・学校・地域の連携を支援する必要があります。

■国・都・他自治体の動向

東京都教育委員会は平成20年12月に「都立学校における新型インフルエンザ対応マニュアル（暫定版）」を策定しました。

国は、食育推進基本計画や新学習指導要領などを通じて学校での食育を推進しています。

図1 地場産物を活用している学校の割合

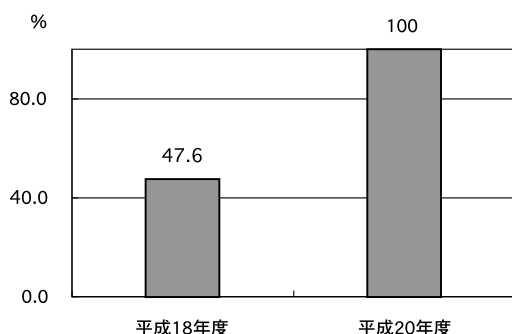
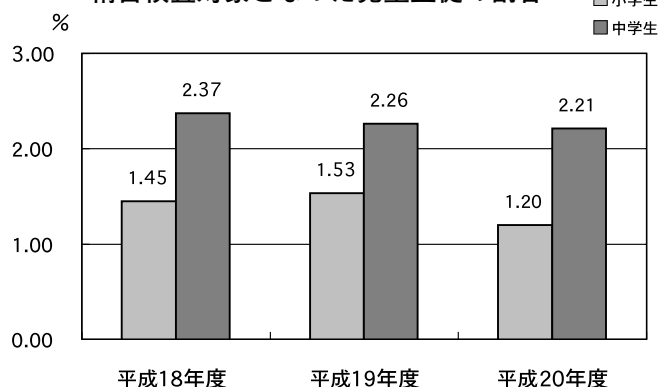


図2 練馬区小中学校の内、生活習慣病の精密検査対象となった児童生徒の割合



（図1, 2 出典：区保健給食課）

▶用語解説

※1 食に関する指導の全体計画：文部科学省の「食に関する指導の手引き」や「練馬区小中学校における食育推進計画」に基づき、子どもたちが食に関して計画的に学べるように各学校において作成した計画。

この施策で展開する主な事業

<学校保健の運営>

- 成長期にある児童・生徒の身体測定や定期健康診断を行い、健康の保持増進や疾病の早期発見に努めます。

<学校給食の運営>

- 安全でおいしい学校給食を提供するために、栄養管理、衛生管理などに取り組みます。

<児童・生徒の食育の推進>

- 「練馬区立小中学校における食育推進計画」を改定するほか、各学校で食に関する指導の全体計画※¹の策定や食育推進チーム※²の活動など、食育の充実を進めます。

写真1、2 健康な心とからだをはぐくむ学校給食



(写真1、2出典：区保健給食課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
朝食に主食とおかず等をそろえて食べた児童・生徒の割合	4.7%	10%	増加

（指標と目標値の設定理由）

食育の大切さが児童・生徒に理解されているかを測定します。食育の充実を進め、朝食に主食とおかず等をそろえて食べた児童・生徒の割合が10%以上となることをめざします。

この施策の主な担当組織 教育委員会事務局 学校教育部 保健給食課

※2 食育推進チーム：各学校に設置された、「食に関する指導の全体計画」に沿って食に関する指導の支援を行う組織。学校長、副校長、主幹、教務主任、保健主任、給食主任などの教職員と、養護教諭、家庭科担当教諭、栄養教諭、栄養職員のように食に関する専門性をもった教職員で構成されています。

1 子ども分野

次代を担う子どもの 健やかな成長を支える

政策11 子どもと子育て家庭を地域で支える

政策12 子どもが楽しく学ぶことができ、地域に
開かれた学校教育を進める

政策13 青少年を健やかに育成する

1 子ども分野

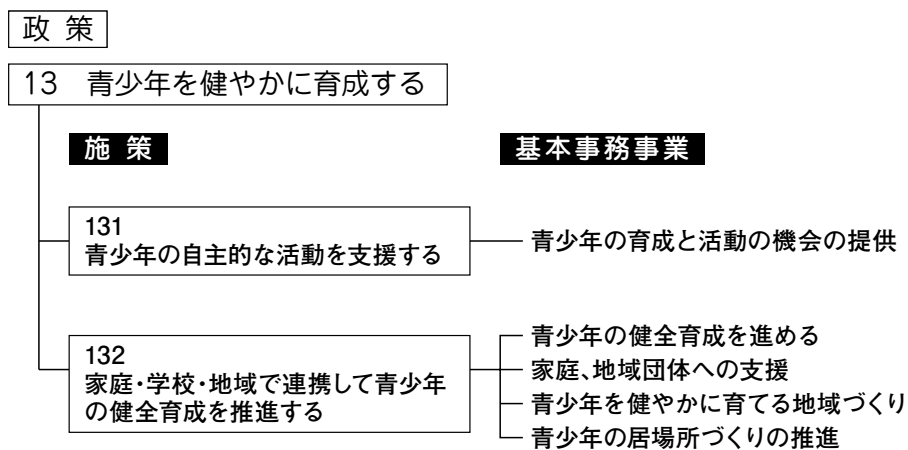
政策 13

青少年を健やかに育成する

政策の概要

青少年への活動の機会の提供などにより、青少年の自主的な活動を支援します。また、家庭や地域団体への支援や、青少年を健やかに育てる地域づくりなどを進め、家庭・学校・地域の連携による青少年の健全な育成を推進します。

この政策で展開する施策と基本事務事業



政策13 青少年を健やかに育成する

施策131

青少年の自主的な活動を支援する

この施策の目標（めざす状態）

青少年が地域社会の一員として、自主的に地域行事やボランティア活動に参加し、また、職業体験などを通じて、地域社会とのつながりが醸成され、青少年の自立の意欲が高まっている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

青少年が仲間同士で活動できる場所の減少や、携帯電話・インターネットの普及等により、青少年が直接人と交流したり地域社会とかかわりをもつ機会が少なくなり、青少年の人格形成において社会性の健全な育成が十分行われないことが危惧されています。また、ニート（若年無業者）やひきこもりなどの職に就かない若者の存在が社会問題化しています。

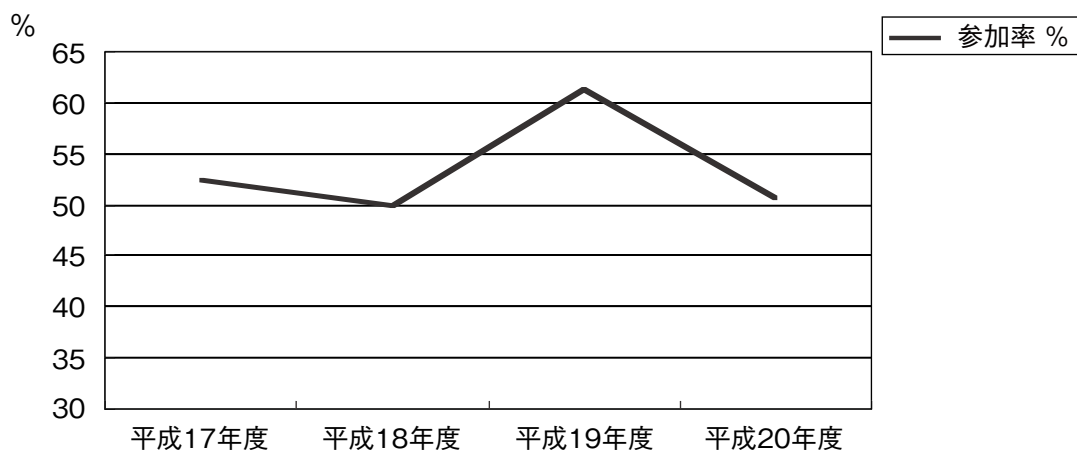
■課題

青少年が多様な世代とともに活動し、目的を達成する喜びを体験できる地域行事やボランティア活動の場を広げる必要があります。また、社会的自立が困難な青少年への対策や、就業に役立つ能力・技能等の習得の支援が求められています。

■国・都・他自治体の動向

国は、平成20年12月に「青少年育成施策大綱」を改訂しました。21年7月には「子ども・若者育成支援推進法」を策定しました。また、東京都は、人が生きていく上での心得を伝える「心の東京革命」を推進しています。これらに基づき、青少年の健全な育成及び自立の支援を効果的に推進していくための取組が行われています。

図1 地域の子ども会事業へ、企画運営スタッフとして
青少年が参加している割合



（図1 出典：区青少年課）

この施策で展開する主な事業

<青少年の育成と活動の機会の提供>

- 青少年が様々な年齢の人と交流し、実際の体験を通して自立心や社会性を養えるよう、青少年の育成と活動の機会の提供を行います。

写真1 子ども会事業の様子



(写真1 出典：区青少年課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
企画・運営のスタッフとして青少年が参加している子ども会事業の割合	50.6%	100%	上昇

（指標と目標値の設定理由）

青少年の社会性や自主性を測定します。区内の小学校区域ごとに子ども会事業が行われ、すべての子ども会事業にスタッフとして青少年が参加することをめざします。

この施策の主な担当組織	健康福祉事業本部	児童青少年部	青少年課
-------------	----------	--------	------

政策13 青少年を健やかに育成する

施策132

家庭・学校・地域で連携して青少年の健全育成を推進する

この施策の目標（めざす状態）

社会全体で次代を担う青少年の健全育成に取り組み、青少年が健やかに成長している状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

しつけが十分できないなどの家庭の教育力の低下に加え、子どもが地域の人々と接する機会が減少し、地域の教育力も低下しています。

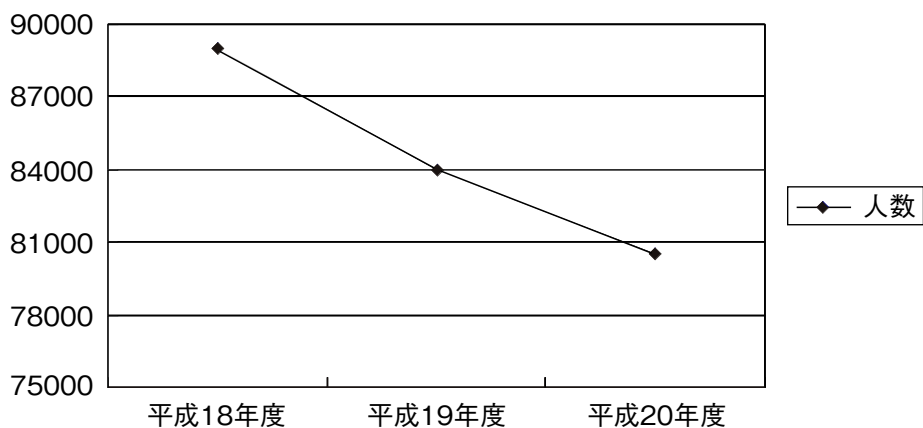
■課題

青少年の基本的生活習慣や規範意識を培う家庭の教育力を学校・地域で支えるとともに、家庭・学校・地域・関係機関が一体となって青少年の健全育成に取り組む必要があります。

■国・都・他自治体の動向

国は、政府の青少年育成の基本理念と施策の中長期的な方向性を示す「青少年育成施策大綱」を平成20年12月に改訂し、一層の推進を図ることとしています。東京都では、青少年育成総合対策として、青少年健全育成の推進、東京子ども応援協議会の活動推進、「心の東京革命」の推進などを行っています。

図1 青少年育成地区委員会※事業参加者の推移



(図1 出典：区青少年課)

▶用語解説

※青少年育成地区委員会：青少年の健全育成と青少年にとってより良い環境づくりのため、地域の実情に合った様々な事業を実施している団体のこと。旧17出張所の管轄区域を活動範囲として、約2,000名のボランティアの委員で構成されています。

この施策で展開する主な事業

<家庭、地域団体への支援>

○家庭、地域団体が青少年の健全育成を推進できるよう、周知活動や支援を行います。

<青少年を健やかに育てる地域づくり>

○家庭・学校・地域で連携して、青少年を健全に育成する考え方を推進し、発信します。

○青少年の非行防止や環境の浄化を進め、青少年を健やかに育てる地域づくりを行います。

<青少年の居場所づくりの推進>

○青少年育成活動を通じて青少年がさまざまな活動ができるよう、青少年の居場所づくりを進めます。

実施計画 16：中高生の居場所づくり

写真1 青少年育成地区委員会事業の様子



(写真1 出典：区青少年課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
青少年育成地区委員会事業に参加した青少年の延べ人数	80,505人	85,000人	上昇

（指標と目標値の設定理由）

地域における青少年の健全育成を測定します。青少年の生活環境の変化から事業への参加者数が減少傾向にありますが、広く周知を行い区内17地区で実施される様々な青少年事業に、毎年85,000人以上の参加をめざします。

この施策の主な担当組織

健康福祉事業本部 児童青少年部 青少年課

2 健康と福祉分野

高齢者や障害者などだれもが 安心して暮らせる社会を実現する

政策21 健康な暮らしを支える

政策22 安心して医療を受けられる環境を整える

政策23 地域で福祉を支える

政策24 高齢者の生活と社会参加を支援する

政策25 障害者が自立して生活できるよう支援する

政策26 生活の安定を図る

政策21

健康な暮らしを支える

政策の概要

乳幼児、児童・生徒、成人、高齢者といったそれぞれの年代に応じた健康づくりを支援します。また、地域における健康づくりを推進するための人材育成や支援を行うとともに、受動喫煙の防止や食育の推進など、健康づくりの環境整備に取り組みます。さらに、区民が安心して健康な暮らしを送ることができるよう、感染症対策、食中毒対策の充実など健康に関する危機管理とともに、安全な衛生環境の確保に取り組みます。

この政策で展開する施策と基本事務事業

政策

21 健康な暮らしを支える

施策

211
健康づくりを支援する

212
健康づくりの条件整備を行う

213
健康に関する危機管理を行う

214
安全な衛生環境を確保する

基本事務事業

乳幼児と親の健康づくり
児童・生徒の健康づくり
成人の健康づくり
高齢者の健康づくり

健康づくり活動の育成・支援
健康づくりの環境整備
食育を推進する環境整備

健康危機管理体制の充実
感染症対策の充実
食中毒対策の充実

営業施設等の衛生環境の確保
安全な食生活環境の確保

政策21 健康な暮らしを支える

施策211

健康づくりを支援する

この施策の目標（めざす状態）

乳幼児、児童・生徒、成人、高齢者の各年代で健康目標を持ち、区民一人ひとりが健康づくりに取り組み、心身ともに健やかに生活できている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

高齢化の急速な進展に伴い疾病構造が変化し、がん（悪性新生物）、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病が増加し、区民の死亡原因の約6割を占めています。また、がんの死亡率は依然として第1位です。一方、核家族化の進行などにより、育児に対する不安感や負担感を抱く子育て家庭が増加しています。

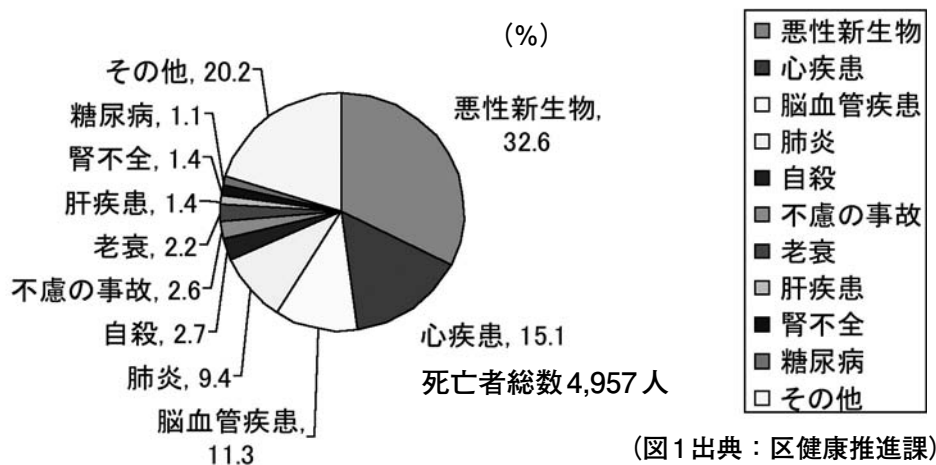
■課題

特定健康診査・特定保健指導や健康教育を通じて、食生活の改善、禁煙、日常的な運動の習慣化を指導し、生活習慣病を未然に予防していくとともに、がん検診の受診率を向上させることにより、がんの早期発見に努め、死亡率の減少につなげることが必要です。さらに、育児に対する不安感や負担感を軽減するため、親子の心身の状況や養育状況を把握し、助言や指導を行うことが必要です。

■国・都・他自治体の動向

国は、「がん対策基本法」（平成19年4月施行）で、がんの早期発見の観点から、がん検診受診率の抜本的な向上を図ることとしています。また、平成20年度から、メタボリックシンドローム※に着目した特定健康診査・特定保健指導の実施が、医療保険者に義務付けられました。

図1 平成20年1～12月中の練馬区民の主な死亡原因



▶用語解説

※ メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）：内臓脂肪に加え、高血糖、脂質異常、高血圧が重なった状態。放っておくと動脈硬化の進行が速くなり、心臓病や脳卒中などの命に関わる病気を招くことがあります。

この施策で展開する主な事業

<乳幼児と親の健康づくり>

○妊娠・出産・子育ての期間を通じ、安全な出産、子どもの健全な発育を応援します。

<児童・生徒の健康づくり>

○健康なからだ、健康な歯の大切さを伝えるための事業を推進していきます。

<成人の健康づくり>

○生活習慣の改善を通じ、生活習慣病の予防を応援します。

<高齢者の健康づくり>

○高齢者それぞれの目標に沿って、社会的な活動を行うための健康の維持を応援します。

写真1 平成21年度歯科衛生図画ポスター
コンクール 図画の部 特賞受賞作品



写真2 平成21年度歯科衛生図画ポスター
コンクール ポスターの部 特賞受賞作品



(写真1、2出典：区健康推進課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
40～74歳までの国保加入者におけるメタボリックシンドローム該当者および予備群の人数	4,803人 (平成21年3月31日速報値)	平成24年度に、平成20年度比で10%減少	減少

（指標と目標値の設定理由）

特定健康診査・特定保健指導や健康教育を通じた、食生活の改善、禁煙、日常的な運動の習慣化の状況を測定します。練馬区特定健康診査等実施計画に基づき、平成24年度に平成20年度比で該当者数を10%減少させることをめざします。

この施策の主な担当組織

健康福祉事業本部 健康部 健康推進課

政策21 健康な暮らしを支える

施策212

健康づくりの条件整備を行う

この施策の目標（めざす状態）

区民が「健康」や「食」の大切さについて意識を高め、「健康」や「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行うことによって、心身の健康を増進し健全な食生活を実践するとともに、地区組織、地域ボランティア、関係団体・事業者などが、行政と連携することにより、区民の健康づくり活動が推進されている状態。

この施策をめぐる現状と課題

■現状

生活習慣の乱れや生活習慣病が増加しているほか、健康および食に関する情報の氾濫から、区民が正しい情報を選択することが困難になっています。また、健康づくりのボランティア活動に興味はあるが、何をすればよいのか分かりにくいといった区民の声もあります。

■課題

区民が健康や食に関する必要な情報を整理し選択できる条件を整備するとともに、地域で健康づくりを推進する人材の育成と確保が必要です。また、民間事業者、NPO、ボランティア団体とも連携して、広く区民に健康づくり・食育※1を推進していく必要があります。さらに受動喫煙被害に対する対応も求められています。

■国・都・他自治体の動向

食育基本法の施行を受け、農林水産省関東農政局ではNPO、民間団体、個人、行政等の相互間の連携をとり、食育を推進していくための「東京食育推進ネットワーク」を立ち上げています。

また、(財)健康・生きがい開発財団では、中高年の健康や生きがいづくりを支援する人材として「健康生きがいづくりアドバイザー」を養成しています。

▶用語解説

※1 食育：様々な体験や学習を通じて食の知識と食の選択力を学び、食の大切さの理解を深めて、生涯を通して健やかに過ごしていくことを実現するもの。

※2 練馬区食育推進ネットワーク会議：食育を区民・関係団体などと共に地域に広めるための検討や活動を行っています。

※3 健康づくり協力店：外食利用者が適切な栄養情報のもとに食事を選択できるように、栄養成分表示や栄養情報を店内に掲示している店舗。

この施策で展開する主な事業

<健康づくり活動の育成・支援>

○健康づくりボランティアを育成し、地域での自主的な健康づくり活動を支援します。

<健康づくりの環境整備>

○受動喫煙が健康に及ぼす影響を周知するとともに、受動喫煙防止対策を推進し、たばこを吸わない人にも配慮された環境づくりを進めます。

実施計画 17：受動喫煙防止のための分煙化推進事業

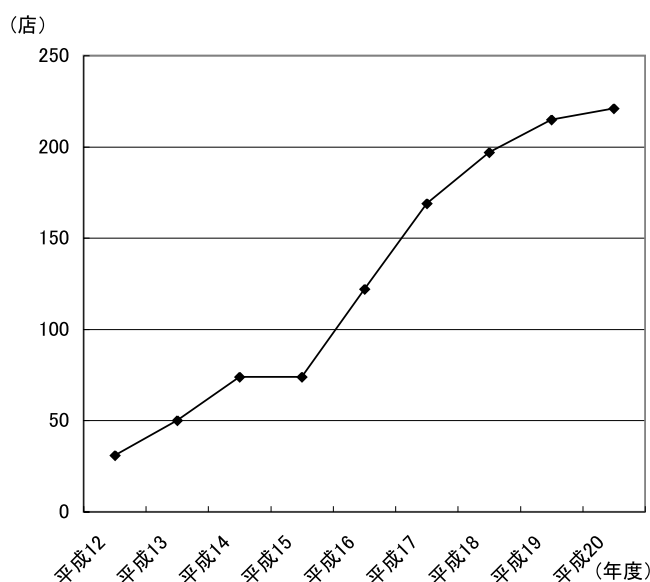
<食育を推進する環境整備>

○練馬区食育推進ネットワーク会議※²等を開催し、区民、関係団体、行政が連携して食育の普及啓発活動と情報交換を行い、食育を推進します。

○区内飲食店や食品販売店が、健康づくり協力店※³として栄養成分表示や栄養情報を店内に掲示することにより、区民に食の情報を提供します。

○区内の給食施設に対し、適切な給食が利用者に提供されるように支援します。

図1 健康づくり協力店数の推移



(図1 出典：区健康推進課)

写真1 健康づくり協力店登録証



(写真1 出典：区健康推進課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
食育に関心を持っている区民の割合	75%	85%	上昇

(指標と目標値の設定理由)

「食」の大切さについて、区民の意識をどれだけ高められているかを測定します。内閣府の食育推進計画を踏まえ、毎年2%ずつ上昇させていくことをめざします。

この施策の主な担当組織

健康福祉事業本部 健康部 健康推進課

政策21 健康な暮らしを支える

施策213

健康に関する危機管理を行う

この施策の目標（めざす状態）

区民の生命、健康が損なわれる危機を回避し、発生時には被害を最小限にとどめることにより、区民が日常生活を安心して送ることができる状態。

この施策をめぐる現状と課題

■現状

健康危機の発生防止には、何よりも予防が重要です。区は、感染症の予防に有効な予防接種を推奨するために個別通知を行っています。さらに新型インフルエンザに対しては、国や都の対策動向を見定めつつ、正確な情報提供と可能な限り感染拡大を阻止することが求められています。

また、ノロウイルスによる感染症※および食中毒や、鶏肉や牛レバーの生食および加熱不足によるカンピロバクター食中毒が年間を通じて多数発生しています。さらに、食品に薬物が混入している事件も発生しています。

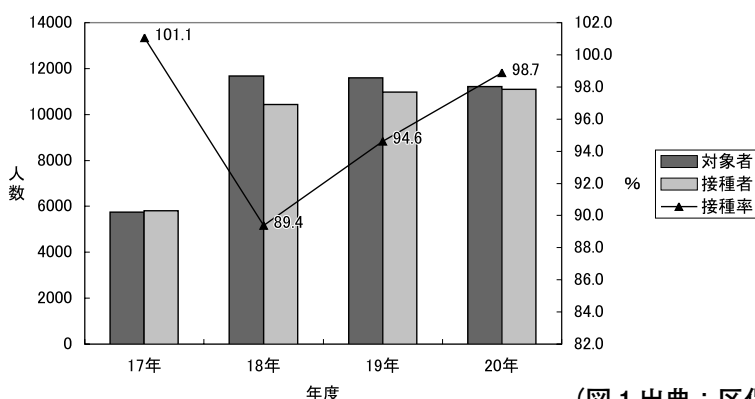
■課題

健康危機の発生を未然に防止し、発生時の被害を最小限に抑えるためには、国、都、区の役割分担のもと、十分な監視体制を整えることが必要です。また、発生規模や内容により地域の警察署、消防署、医療機関などとの協力・連携体制も必要です。

■国・都・他自治体の動向

国は平成21年2月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定し、都でも行動計画の改定と業務継続計画の策定を進めています。また、保健所は、健康危機管理の拠点と位置付けられています。

図1 練馬区の麻しん風しん混合ワクチンの接種率



(図1 出典：区保健予防課)

※平成17年までは、麻しん単抗原での接種。接種期間は生後12か月～90か月未満。

※平成18年から麻疹風疹混合ワクチンでの接種。2期制の導入。1期の接種期間は生後12か月～24か月未満。2期の接種期間は小学校就学前1年間。

▶用語解説

※ 感染症（1類～5類）：感染症法の中で、感染症の発生に伴う医療機関から保健所への届出等の対応・措置基準が1類～5類に分類されています。

1類…エボラ出血熱など8疾患 2類…結核など4疾患 3類…コレラなど5疾患 4類…A型肝炎など41疾患 5類…麻しんなど32疾患。

この施策で展開する主な事業

<健康危機管理体制の充実>

○健康危機管理対策本部の設置・運営と、状況に応じた危機管理対策本部への円滑な移行を図ります。

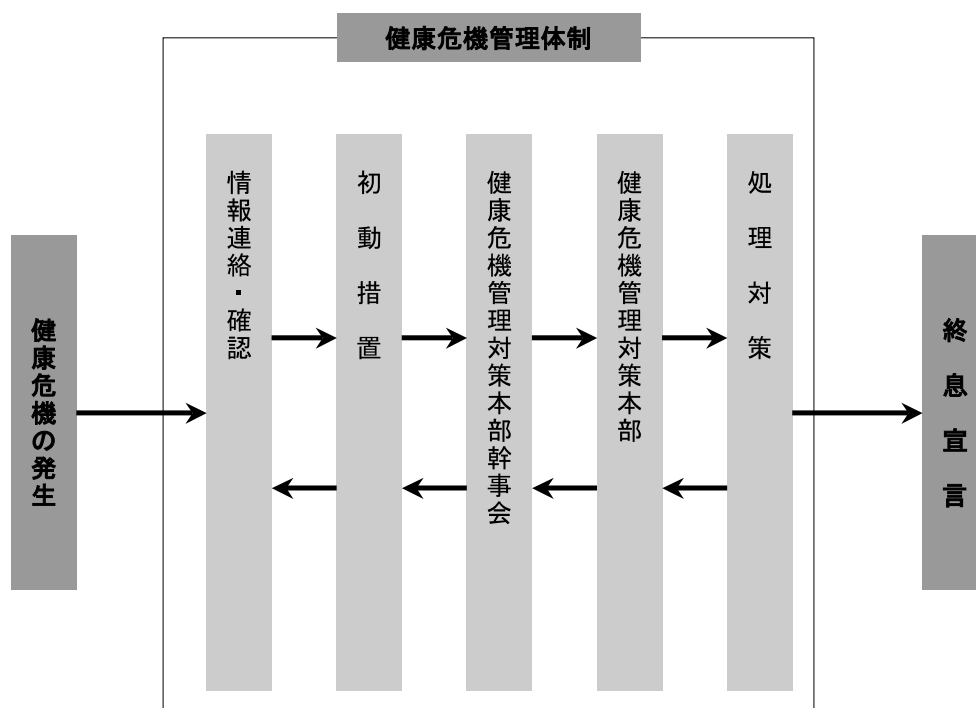
<感染症対策の充実>

○感染症の予防対策を進めるとともに、新型インフルエンザの発生など健康危機発生時に対応できるよう関係機関との連携強化や訓練の実施など対応能力の向上に努め、被害の防止を図ります。

<食中毒対策の充実>

○食中毒の防止対策を進めるとともに、啓発活動の充実を図ります。

図2 健康危機への対応の流れ



(図2出典：練馬区健康危機管理マニュアル)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
麻しん風しん混合ワクチンの接種率	98.7%	99.0%	上昇

（指標と目標値の設定理由）

平成19年春に10代、20代を中心に麻しんが大流行したことを受けて、平成24年までに日本国内から麻しんを排除する「排除計画」を厚生労働省が定めています。この計画に基づき予防接種対象者全員に予防接種を勧奨し、接種率の向上をめざします。

この施策の主な担当組織 健康福祉事業本部 健康部 保健予防課

政策21 健康な暮らしを支える

施策214

安全な衛生環境を確保する

この施策の目標（めざす状態）

区内の食品を取り扱う施設や理・美容所、公衆浴場、薬局等を区民が安心して利用できる衛生状況が確保できている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

食品の偽装表示や食品への有害物質の混入の問題などにより、食の安全・安心に対する区民の関心が高まっており、食品中に異物が混入している等の苦情が数多く寄せられています。また、環境衛生・薬事衛生についても区民の反応は敏感になっています。

■課題

安全な食生活に関する衛生環境の確保とともに、関連する苦情への対応や解決に取り組む必要があります。また、食品安全基本法や食品衛生法に基づき、区民への情報提供を行うとともに、区民意見の施策への反映が求められています。

■国・都・他自治体の動向

食品安全委員会では、住民・事業者・行政間の意見交換が行われています。都では、食品の安全を確保する施策に「安全をみんなで考え安心をはぐくむ」という目標を設定し、各区でも、区民への情報提供と23区での連携事業を推進しています。

表1 過去5年間の食品衛生苦情処理件数（件）

	H16	H17	H18	H19	H20
異物混入	34	24	45	41	58
腐敗・変敗	0	7	3	2	4
カビの発生	4	7	10	10	10
異味・異臭	16	6	7	23	33
変色	6	1	6	4	1
変質	2	2	0	4	2
食品の取扱い	18	6	7	15	17
表示	9	7	5	17	10
有症	50	35	30	38	63
施設・設備	14	10	7	12	20
その他	19	21	20	17	23
総数	172	126	140	183	241

表2 食品添加物・成分規格違反件数（件）

H16	H17	H18	H19	H20
3	0	1	0	0

表3 食中毒発生件数（件）

H16	H17	H18	H19	H20
0	6	5	3	0

（表1, 2, 3 出典：区生活衛生課）

この施策で展開する主な事業

<営業施設等の衛生環境の確保>

- 環境・薬事衛生に関する区民の満足度を維持・向上するため、区報・ホームページ等を利用し、適時適切な情報を提供します。また、個別の相談に適切に対応します。

<安全な食生活環境の確保>

- 区民の食の安全・安心のため、毎年度作成する食品衛生監視指導計画に基づき監視指導を行います。特に、食中毒を起こしやすい食品を収去し検査を実施し、安全な食品を区民に提供できるように指導します。
- 食品衛生に関する区民の満足度を維持するため、区報・ホームページ等を利用して適時適切な情報を提供し、また、個別の相談に適切に対応します。

写真1 食品衛生監視指導の様子



(写真1出典：区生活衛生課)

写真2 食品検査の様子



(写真2出典：区光が丘保健相談所)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
食品衛生苦情処理に対する区民の満足度	99.2%	100%	上昇

（指標と目標値の設定理由）

区民の食品衛生に関する不安の解消を測定します。保健所での食品衛生苦情処理に対する区民の満足度（報告し、了承が得られた状態）を100%とすることをめざします。

この施策の主な担当組織 健康福祉事業本部 健康部 生活衛生課

2 健康と福祉分野

高齢者や障害者などだれもが 安心して暮らせる社会を実現する

政策21 健康な暮らしを支える

政策22 安心して医療を受けられる環境を整える

政策23 地域で福祉を支える

政策24 高齢者の生活と社会参加を支援する

政策25 障害者が自立して生活できるよう支援する

政策26 生活の安定を図る

政策22

安心して医療を受けられる環境を整える

政策の概要

休日・夜間急患診療体制の充実や、地域における医療機能の役割分担と連携の推進に取り組み、地域における医療体制の確立を図ります。また、病床数等を確保し入院医療体制の充実を図るとともに、医療従事者の確保に向けた支援に取り組みます。さらに、災害時医療救護体制の構築に取り組みます。

この政策で展開する施策と基本事務事業

政策

22 安心して医療を受けられる環境を整える

施策

221
地域における医療体制を確立する

基本事務事業

- 休日・夜間急患診療体制の充実
- 地域の医療機能連携の推進
- 入院医療体制の充実・確保
- 医療従事者確保の支援
- 災害時医療救護体制の構築

政策22 安心して医療を受けられる環境を整える

施策221

地域における医療体制を確立する

この施策の目標（めざす状態）

区内の病床が確保されるとともに、医療関係機関相互の連携体制が構築され、地域医療の環境が整っている状態。

この施策をめぐる現状と課題

■現状

練馬区の病床数（一般病床・療養病床）は、23区平均の約3分の1と極端に不足しています。また、平成20年度には、3つの病院が救急医療を休止し、うち2つの病院が閉鎖するなど深刻な状況に陥っています。

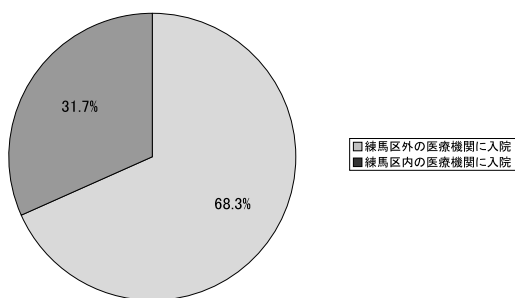
■課題

区内の既存病院、日本大学医学部付属練馬光が丘病院、順天堂大学医学部附属練馬病院の増築・増床等および新たな病院の整備などにより病床を確保することが必要です。また、疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）・事業（救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療）ごとに医療連携^{*1}を構築することが必要です。

■国・都・他自治体の動向

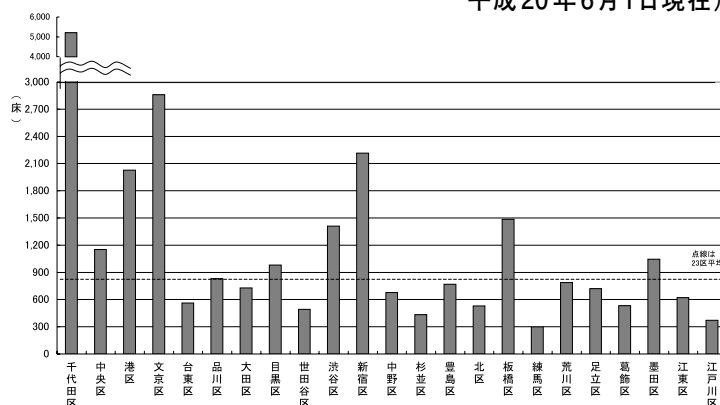
都では、都民中心の保健医療体制の実現を基本理念に、患者中心の医療体制づくりを行い、安全で安心できる医療体制の実現をめざしています。各区においても、二次保健医療圏^{*2}ごとに、がんや脳卒中、周産期医療などの医療連携を図っています。病床の確保は、本来、東京都の役割とされていますが、平成21年4月には台東区立台東病院が開設し、江東区においても新病院の整備を進めています。

図1 練馬区外の医療機関に入院する割合
(平成20年6月分の練馬区国民健康保険情報)



(図1, 2 出典: 区地域医療課)

図2 23区病床数の比較（人口10万人当たりの一般・療養病床数
平成20年6月1日現在）



▶用語解説

※1 医療連携: 診療所などの「かかりつけ医」と高度な検査機器や入院医療機能を持つ「病院」、「高度先進医療連携機能を持つ病院」がそれぞれ必要に応じて患者を紹介するなど医療機能の役割分担と連携を行うこと。

※2 二次保健医療圏: 東京都保健医療計画で定めている、保健医療サービスを提供していくうえでの「地域的な単位」のこと。初期、二次、三次があり、初期は区市町村の区域、三次は東京都全域です。二次保健医療圏は、一般的な入院医療を基本的に確保する「地域的な単位」とされ、練馬区は区西北部医療圏（練馬、板橋、北、豊島の4区）に属しており、都全体で13圏域となっています。

この施策で展開する主な事業

<休日・夜間急患診療体制の充実>

- 突発不測の傷病者が症状に応じた適切な医療を受けられるように、区と都が役割を分担したうえ、区は入院を必要としない軽症の救急患者に対応する初期救急医療を担い、休日・夜間診療体制の充実に努めます。

<地域の医療機能連携の推進>

- 練馬区医師会、日本大学医学部付属練馬光が丘病院および順天堂大学医学部附属練馬病院を軸にして、疾病・事業ごとの医療連携を構築していきます。

<入院医療体制の充実・確保>

- 練馬区の病床数（一般病棟と療養病棟）は、平成20年6月1日現在、人口10万人当たり約299床で、23区平均836床の約3分の1と23区で最も少なく、極端な病床不足の状況にあることから、病床の確保を図ることにより入院医療体制の充実に努めます。

実施計画18：病床の確保

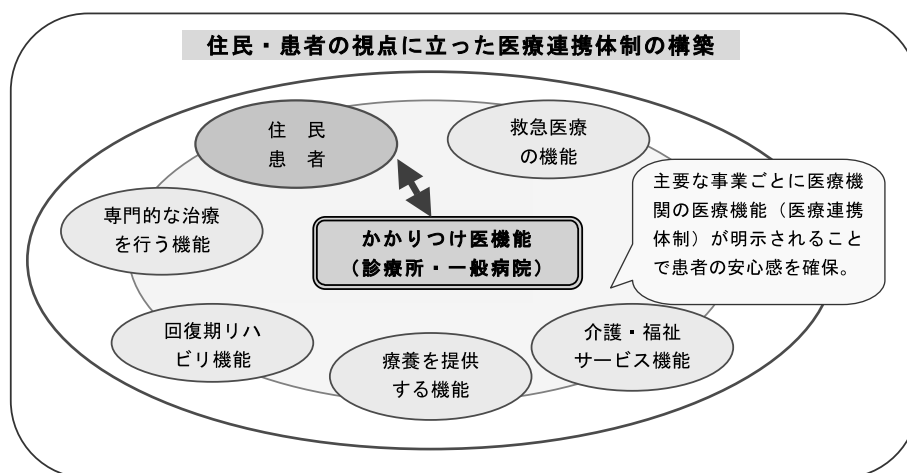
<医療従事者確保の支援>

- 看護師等医療従事者の不足により区内の医療機関が十分な医療体制を維持することが困難になってきていることから、看護師等の医療従事者を確保するための支援を行います。

<災害時医療救護体制の構築>

- 区内の医療機関および医療関係者等と連携し、区が誘致した2つの大学病院を核とした災害時の医療救護体制の構築をさらに推進します。

図3



（図3出典：区地域医療課）

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
練馬区内の一般・療養病床数	1,912床	2,612床	拡大

（指標と目標値の設定理由）

入院医療体制の充実度を測定します。人口10万人当たりの病床数が23区平均の3分の1から2分の1となることをめざします。

この施策の主な担当組織

健康福祉事業本部 健康部 地域医療課

2 健康と福祉分野

高齢者や障害者などだれもが 安心して暮らせる社会を実現する

政策21 健康な暮らしを支える

政策22 安心して医療を受けられる環境を整える

政策23 地域で福祉を支える

政策24 高齢者の生活と社会参加を支援する

政策25 障害者が自立して生活できるよう支援する

政策26 生活の安定を図る

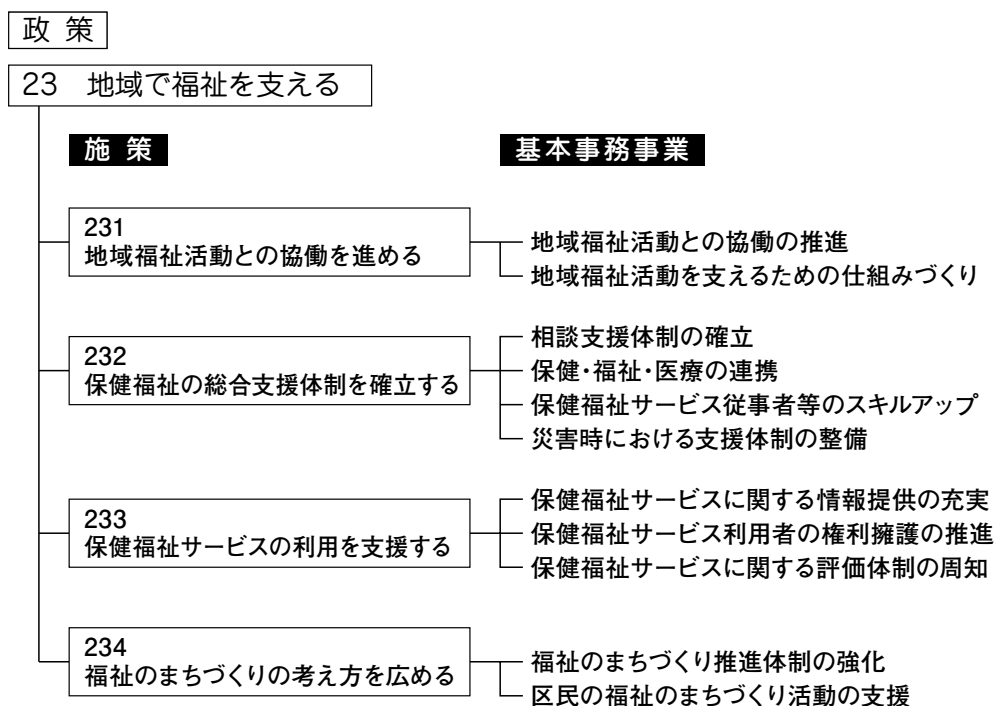
政策23

地域で福祉を支える

政策の概要

区民や地域の団体が取り組む福祉のさまざまな活動との協働を進めるとともに、相談支援体制の確立や保健・福祉・医療の連携、保健福祉サービス従事者等のスキルアップに取り組み、保健福祉の総合支援体制の確立を図ります。また、だれもが自分に合った保健福祉サービスを選択し利用できるよう、情報提供の充実、利用者の権利擁護、評価体制の周知を推進します。さらに、福祉のまちづくりの考え方を広めるための取組を進めていきます。

この政策で展開する施策と基本事務事業



政策23 地域で福祉を支える

施策231

地域福祉活動との協働を進める

この施策の目標（めざす状態）

地域社会で生活する区民が、一人ひとり尊重され、自立した生活が送れるように様々な課題の解決に向けて、区民が行政とともに地域の中でその役割を担っている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

地域社会では、急速な少子高齢化の進行や区民相互の扶助機能の低下により、現行の公的サービスでは対応が困難な、多様な生活上の課題が生じています。これらの課題に対しては、行政による公的扶助制度の充実とともに、区民の主体的な取組により、先駆的で、特色のある課題解決やきめ細やかなサービスの提供が実施されつつあります。

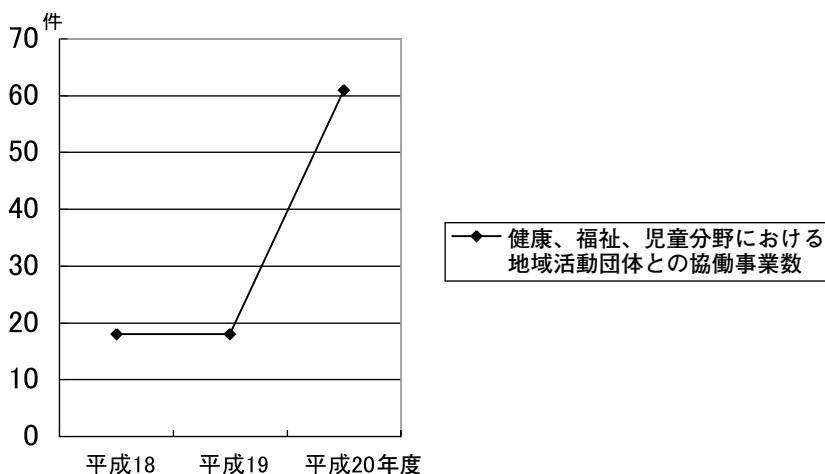
■課題

区民の主体的な取組は、活動資金面や活動場所、後継者の不足など様々な課題に直面しており、これを行政が積極的に支援し、区民の地域福祉活動が活発に、安定して展開されるようにする必要があります。

■国・都・他自治体の動向

厚生労働省は、平成19年度の「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」の報告書で、地域福祉をこれからの地域社会を再生する軸として推進する必要性を掲げています。そのため、国・都においては、地域福祉推進に向けた区市町村の取組に対する財政面の支援を実施しています。

図1 健康、福祉、児童分野における地域活動団体との協働事業数



(図1 出典：区地域福祉課)

▶用語解説

※1 相談情報ひろば：区民を主体とした地域福祉活動団体が行っている事業で、地域のたまり場、地域の情報拠点、地域の活動拠点をめざし、練馬区と協働で運営を行っています。

※2 地域福祉パワーアップカレッジねりま：地域福祉を担う人材の育成と育成した人材を活かす仕組みづくりをめざし、区が設置した常設の学びの場。

この施策で展開する主な事業

<地域福祉活動との協働の推進>

- 区民の様々な生活上の課題解決に向けて、公的扶助制度の充実を担う行政と、先駆的で特色のある課題解決やよりきめ細やかなサービス提供を担う区民主体の活動との連携を図っていきます。

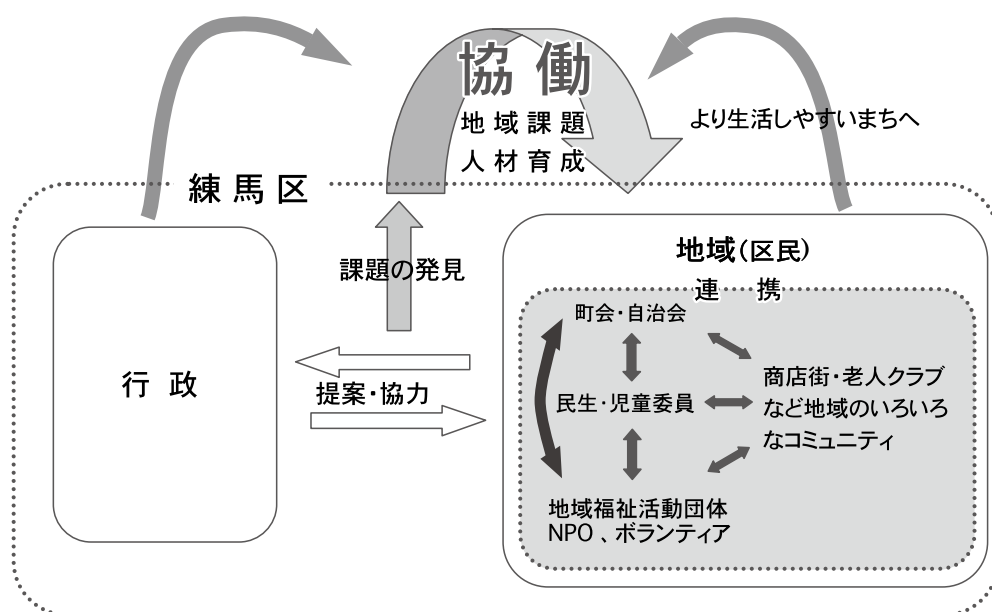
<地域福祉活動を支えるための仕組みづくり>

- 区民が主体的に取り組む様々な地域福祉活動を支援する仕組みをつくりま

実施計画 19：相談情報ひろば事業^{※1}の実施

20：地域福祉パワーアップカレッジねりま^{※2}事業の実施

図2 地域福祉活動との協働について



（図2 出典：改定練馬区地域福祉計画）

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
人材育成事業で養成した人数（年間）	174人	200人	拡大

（指標と目標値の設定理由）

地域福祉活動における協働のパートナーの数を測定します。地域福祉計画に基づき、毎年200人の養成をめざします。

この施策の主な担当組織 健康福祉事業本部 福祉部 地域福祉課

政策23 地域で福祉を支える

施策232

保健福祉の総合支援体制を確立する

この施策の目標（めざす状態）

事業者等による地域の相談支援体制と行政における保健・医療・福祉の各機関とが連携した相談支援体制等を充実することにより、だれもが一人ひとりの尊厳を尊重され、安心して地域で生活し続けられる状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

少子高齢化の進行等の社会状況の変化に伴い、高齢者の孤独死や児童虐待、自殺の増加など、地域で生じる問題も深刻化しています。このような問題を生じさせないために、高齢者相談センター（地域包括支援センター）など分野ごとに公的な専門相談窓口が整備されつつありますが、いまだ十分とは言えない状況にあります。

また、高齢者や障害者など災害時において支援を必要とする区民への対応が十分に整っていない状況もあります。

■課題

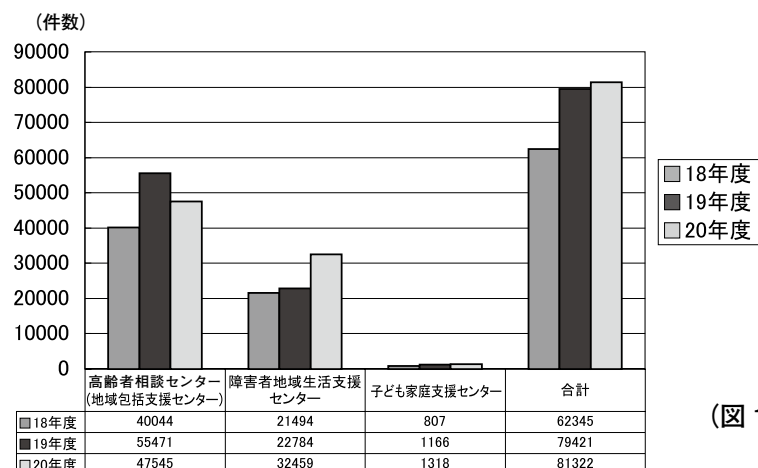
深刻化する問題を生じさせないためには、相談支援機関の周知と区民をそうした機関へつなげる仕組みづくりが必要です。孤独死や虐待等の問題は、様々な要因が重なって生じることもあることから、関係機関の一層の連携が必要です。さらに、区民の相談を受け、問題の発生を防止するためには、職員の専門性の向上も求められています。それとともに、福祉サービスを担う人材の養成・確保および支援が求められています。

また、要援護者名簿を充実するなど、災害時における支援体制を整備していくことが必要です。

■国・都・他自治体の動向

国では地域福祉の推進、福祉基盤の確保等に関する先駆的取組に対し、社会福祉推進事業を、都では地域の潜在力を活かした福祉サービス提供の仕組みなどに対し助成する事業を実施し、地域の相談事業等への支援が行われています。

図1 各種相談窓口の相談件数



(図1 出典：区地域福祉課)

この施策で展開する主な事業

<相談支援体制の確立>

- 事業者等による地域の相談支援体制と行政における相談支援体制の周知充実を図り、相談が必要な区民が相談窓口へつながれる仕組みをつくります。

<保健・福祉・医療の連携>

- 地域において、保健・福祉・医療の各分野の関係者が相互に連携を図ることで、対応が十分でなかった新しい課題や虐待問題など複雑な事例への対応が的確にできるよう取組を進めます。

<保健福祉サービス従事者等のスキルアップ>

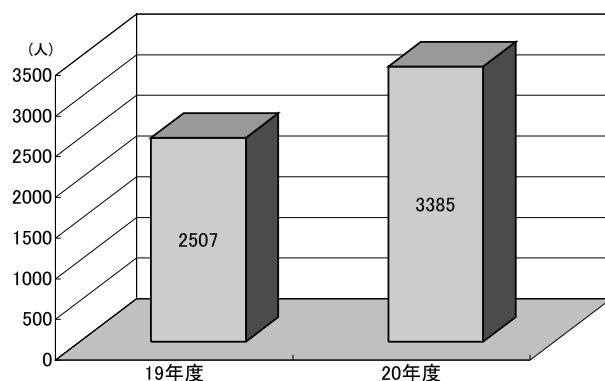
- 保健福祉サービス従事者への専門研修の実施や民間のサービス事業者への支援を実施することにより、保健福祉サービスを担う人材や事業所における質の向上を図り、サービスのレベルアップを図ります。

実施計画21：福祉サービスを担う人材の養成・確保および支援

<災害時における支援体制の整備>

- ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、要介護認定者、重度障害者など、災害時において特に支援が必要な区民を平時より把握し、災害時に関係機関が迅速に対応できるよう要援護者名簿の充実を図ります。

図2 要援護者名簿の登録者数



(図2出典：区地域福祉課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
公的な窓口寄せられる相談件数	(19年度) 79,421件	92,000件	上昇

(指標と目標値の設定理由)

各保健福祉の相談支援機関が充実し、相談をしたい区民が適切に相談できている状況を測定します。平成20年度の数値を基準に、着実に相談ができていることをめざします。

この施策の主な担当組織 健康福祉事業本部 福祉部 地域福祉課

政策23 地域で福祉を支える

施策233

保健福祉サービスの利用を支援する

この施策の目標（めざす状態）

保健福祉サービスを利用しようとする区民が、必要とするサービスに関する情報を容易に入手し、利用できるとともに、認知症高齢者など自分で選択し手続をすることが困難な方へ、支援を充実することで、だれもが自分に合ったサービスを選択し利用できる状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

保健福祉サービスが措置から契約へと移行する中で、サービスの利用者は、自分で多くのサービスから選択し、契約する必要があります。また、判断能力が十分でない認知症高齢者などが保健福祉サービスの契約手続を行うために、成年後見制度^{※1}の利用支援や地域福祉権利擁護事業の活用なども急務となっています。

■課題

多くのサービス情報を提供するため、事業者が提供するサービスだけでなく、NPOやボランティアによるサービスについても情報提供や評価が必要です。また、認知症高齢者などもサービスが適正に利用できるよう、成年後見制度の利用促進が必要です。

■国・都・他自治体の動向

都では、様々な支援により、区市町村に対して法人後見への取組などを促進しています。また、品川区・世田谷区では、低所得者などを対象とした法人後見が行われており、品川区権利擁護センターでは、基金の創設により成年後見制度利用にかかる費用助成が実施されています。

表1 成年後見制度区長申立の件数

(単位：件)

	区長申立件数			
	合計	認知症	知的障害	精神障害
14年度	2	2	0	0
15年度	1	0	1	0
16年度	2	2	0	0
17年度	4	4	0	0
18年度	7	5	2	0
19年度	19	18	1	0
計	35	31	4	0

(表1 出典：ねりまの福祉 平成20年度版より)

▶用語解説

※1 成年後見制度：認知症や知的障害などにより、判断能力が十分でない人が、不利益な契約を結ばないように、本人の判断能力を補い、保護する制度。

※2 保健福祉サービス苦情調整委員：介護保険サービスや高齢者、障害者サービス、保育所などを利用して、区や事業者に対して苦情や不満があるときに、公正中立な立場で実情を調査し、解決に向けて調整を行う機関のこと。

この施策で展開する主な事業

<保健福祉サービスに関する情報提供の充実>

- サービスを利用しようとした時に、必要なサービスが適切に受けられるよう、保健福祉サービスの情報を、公的なサービスだけではなく、NPO法人やボランティア団体等が提供するサービスを含め発信する仕組みをつくります。
- 情報の届きにくいひとりぐらし高齢者などに情報が届きやすくなるような仕組みをつくります。

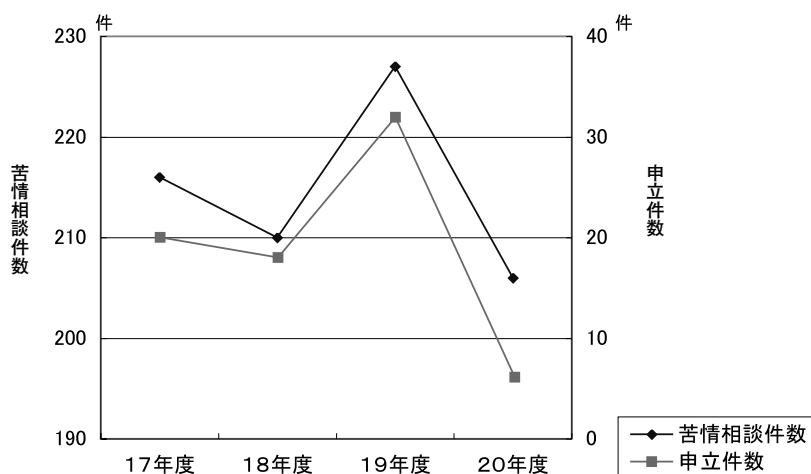
<保健福祉サービス利用者の権利擁護の推進>

- 判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障害者などが、地域で安心して生活を送れるよう成年後見制度の利用の支援や権利擁護事業の充実を図ります。

<保健福祉サービスに関する評価体制の周知>

- 保健福祉サービス利用者が、自分にあった適切な事業者を選ぶことができるよう、評価制度を周知します。
- 利用したサービスに不満があるときに苦情を申し立てることができるように保健福祉サービス苦情調整委員※²を周知します。

図1 保健福祉サービス苦情調整委員への相談・申立件数（単位：件）



（図1 出典：練馬区保健福祉サービス苦情調整委員活動報告より）

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
成年後見制度区長申立件数	26件	35件	拡大

（指標と目標値の設定理由）

成年後見制度の申立人となるべき親族等がない区民に対して、区長が申立人となり、保健福祉サービスが利用可能となった件数を測定します。平成20年度の数値を基準に、成年後見審判について区長が代理で申立を行った件数を増加することをめざします。

この施策の主な担当組織 健康福祉事業本部 福祉部 地域福祉課

政策23 地域で福祉を支える

施策234

福祉のまちづくりの考え方を広める

この施策の目標（めざす状態）

区民が自らの生き方を選択し、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が提供されている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

区では、福祉のまちづくり総合計画を策定し、ノーマライゼーションの考え方を基本理念とし、福祉のまちづくりを進めています。その中では、利用者の視点が反映された、区民との協働によるまちづくりが求められています。

■課題

区民一人ひとりが互いに尊重しあい、高齢者や障害者等の立場に立って考える「気づき※1」を促す取組を進め、だれもが暮らしやすいユニバーサルデザイン※2のまちづくりを、区民と協働で推進する体制を強化する必要があります。

■国・都・他自治体の動向

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー※3法）の施行を受け、都では、バリアフリー法の規定に基づく「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」と「東京都福祉のまちづくり条例」を制定し、これらに基づく福祉のまちづくりを進めています。

表1 福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業※4の助成状況（単位：件）

			平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
応募企画提案数			16	15	16
助 成 数	はじめの一步助成部門		3	3	3
	パートナーシップ活動 助成部門	地域活動	2	4	9
		設備整備を伴う活動	3	3	2
	テーマ部門（平成18～19やさしさ情報ねり まっぷミニ作成活動助成、平成20～普及啓 発・学び活動助成）		4	3	1
	（合計）		12	13	15

（表1 出典：区地域福祉課）

▶用語解説

※1 気づき：障害者、高齢者、子育て中の方などと一緒に行動することや障害疑似体験等を通じ、ともに多様な人が生活していることに理解を深め、社会の中の障壁（バリア）を自分の問題として考え、行動するという、一連の共感・理解。

※2 ユニバーサルデザイン：あらかじめ、年齢、性別、言語、個人の能力等にかかわらず多様な人びとが利用しやすいように、都市や生活環境をデザインする考え方。その対象は、都市施設や製品にとどまらず、教育や文化、情報提供等に至るまで多岐にわたります。

この施策で展開する主な事業

<福祉のまちづくり推進体制の強化>

- 区民、事業者の意見を福祉のまちづくりの取組に反映するため、福祉のまちづくりの推進に関する区民協議会を開催します。
- 福祉のまちづくりの推進に関する委員会により行政内部における一体的な推進を図ります。

<区民の福祉のまちづくり活動の支援>

- 福祉のまちづくりの推進に関する計画の基本方針等実現のため、区民が自ら主体となって発意し行政をパートナーとして実施する活動企画を支援します。

写真1 公園におけるバリアフリー調査の様子



写真2 福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業により設置されたベンチ

(写真1、2出典：区地域福祉課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
福祉のまちづくりの推進に関する計画の基本方針等実現のため、区民が行政をパートナーとして開始した活動の合計数	32件	50件	拡大

（指標と目標値の設定理由）

福祉のまちづくりの推進に関する計画の広がりを測定します。平成20年度の数値を基準に毎年3件程度の増加をめざします

この施策の主な担当組織	健康福祉事業本部 福祉部 地域福祉課
-------------	--------------------

※3 バリアフリー：高齢者、障害者等が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。

※4 福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業：「福祉のまちづくり総合計画」を区民の皆さんと区の協働で推進するために、区民の皆さんが自ら主体となって発意し、区をパートナーとして実施する企画提案を募集し、事業費等の一部を助成する事業。

2 健康と福祉分野

高齢者や障害者などだれもが 安心して暮らせる社会を実現する

政策21 健康な暮らしを支える

政策22 安心して医療を受けられる環境を整える

政策23 地域で福祉を支える

政策24 高齢者の生活と社会参加を支援する

政策25 障害者が自立して生活できるよう支援する

政策26 生活の安定を図る

政策24

高齢者の生活と社会参加を支援する

政策の概要

高齢者の力を活かすことができるよう多様な社会参加を促進します。また、生活機能が低下しているおそれのある特定高齢者を把握し、介護予防や生活支援事業を進めるとともに、支援や介護の必要な高齢者が地域で安心して暮らせるよう、介護保険制度の適正な運営や介護人材の確保・育成、相談体制の確立、施設等の整備などに取り組みます。さらに、地域全体で協働・連携する仕組みの強化により、地域における高齢者の暮らしを支えていきます。

この政策で展開する施策と基本事務事業

政策

24 高齢者の生活と社会参加を支援する

施策

基本事務事業

241
高齢者の多様な社会参加を促進する

— 高齢者の力を地域で活かす環境づくり
— 働く機会の充実
— 多様な社会参加の支援
— 高齢者センター・敬老館の運営

242
特定高齢者等を支援する

— 特定高齢者の把握
— 介護予防事業の充実
— 自立支援事業の推進

243
要支援・要介護高齢者を支援する

— 適正で十分な給付が受けられる介護保険制度の運営
— 介護人材の確保・育成への支援
— 高齢者相談センター（地域包括支援センター）による支援
— 要支援・要介護高齢者への生活支援
— 認知症相談体制の確立
— 認知症高齢者家族支援の強化

244
高齢者の生活基盤づくりを支援する

— 介護保険施設等の整備
— 地域密着型サービス拠点の整備
— 住環境の向上

245
地域で高齢者を支える

— 地域団体等との連携体制づくり
— 地域における支え合いの推進
— 高齢者の地域生活支援
— 認知症予防地域活動の育成支援
— 認知症を理解し、認知症の方や家族を見守るサポーターの育成
— 認知症高齢者支援ネットワークの構築
— ひとり暮らし高齢者等実態調査

政策24 高齢者の生活と社会参加を支援する

施策241

高齢者の多様な社会参加を促進する

この施策の目標（めざす状態）

社会参加を通じ、高齢者が地域社会を担う一員として活躍している状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

平成26年には、練馬区の高齢化率は20%を超え、5人に1人が高齢者になると予測されています。一方、高齢者の約8割は元気高齢者であり、その多くが地域活動に参加する意欲をもっています。

■課題

少子高齢化により、地域社会の活力低下が懸念される中、高齢者が地域活動の担い手として活躍できるよう、高齢者の力を地域で活かす環境づくりを進める必要があります。

また、地域における高齢者の相談、支援体制を充実していく必要があります。

■国・都・他自治体の動向

都では、平成20年度に、都民、関係団体、学識経験者などからなる「団塊世代・元気高齢者地域活性化推進協議会」を設置し、団塊世代や元気な高齢者が自らの知識、経験等を活かして、地域の担い手として活躍できる仕組みづくりを検討しています。

表1 練馬区の高齢化率（推計）

（人）

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	702,922	706,992	710,834	714,468	717,934	721,225
高齢者人口 (65歳以上)	132,979	135,716	136,808	138,544	142,878	146,906
高齢化率（%）	18.9%	19.2%	19.3%	19.4%	19.9%	20.4%
前期高齢者 (65～74歳)	72,860	72,956	70,854	69,730	71,417	73,952
	10.4%	10.3%	10.0%	9.8%	9.9%	10.3%
後期高齢者 (75歳以上)	60,119	62,760	65,954	68,814	71,461	72,954
	8.5%	8.9%	9.3%	9.6%	10.0%	10.1%

※人口の数には外国人を含む。各年1月1日現在。

（表1出典：区企画課）

この施策で展開する主な事業

<高齢者の力を地域で活かす環境づくり>

- 地域社会の活力を維持していくため、高齢者が地域活動の担い手として活躍できる環境を整備します。

<働く機会の充実>

- 元気で意欲のある高齢者の働く機会の充実を図ります。

<多様な社会参加の支援>

- 高齢者が健康でいきいきと暮らせるよう、各々の心身状況等に応じた社会参加を支援します。

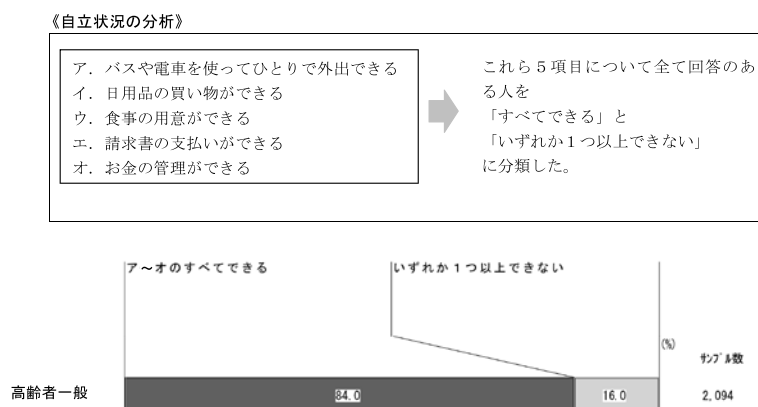
<高齢者センター・敬老館の運営>

- 高齢者に居場所および交流の場を提供し、社会参加の支援および介護予防拠点として、高齢者のいきがいと健康づくりを推進します。

実施計画22：高齢者センターの整備

図1 日常生活での自立状況

高齢者一般の日常生活における自立状況については、「ア～オのすべてができる」の割合は84.0%であり、8割以上の方が日常生活に自立していることがわかる。



(図1 出典：区高齢者基礎調査報告書（高齢者一般・平成20年3月）)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
高齢者センターと敬老館の延べ利用者数	353,543人	412,000人	上昇

（指標と目標値の設定理由）

高齢者センター敬老館の個人の延べ利用者数を測定します。平成26年度までに、両施設の延べ利用者数として、約41万人をめざします。

この施策の主な担当組織 健康福祉事業本部 福祉部 高齢社会対策課

政策24 高齢者の生活と社会参加を支援する

施策242

特定高齢者等を支援する

この施策の目標（めざす状態）

一人でも多くの特定高齢者※¹が、できるだけ早い時期から、主体的に介護予防に取り組み、できる限り自立した生活をおくることができ、地域や家庭でいきいきと活動している状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

比較的軽度な要介護認定者の増加要因である老年症候群※²に対応するため、予防重視型システムの確立が求められていますが、特定高齢者の介護予防事業への参加者数は少なく、介護予防の必要性や事業の実施は、区民に十分に知られていません。

■課題

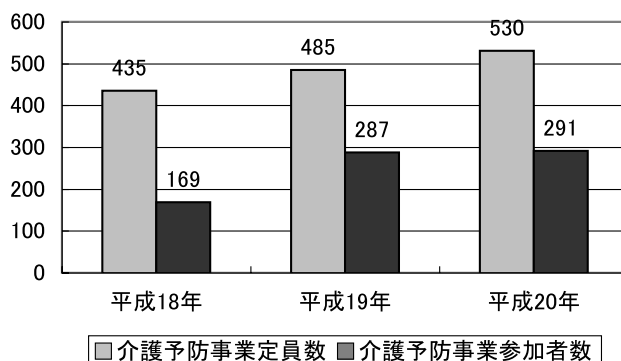
特定高齢者が介護予防事業へ参加しやすいよう支援体制を整えるとともに、介護予防についての普及・啓発を強化し、その必要性和有効性を区民に伝えていく必要があります。また、同時に高齢者が主体となって地域や家庭でいきいきと活動できる地域を行政と区民との協働で創設していく必要があります。

■国・都・他自治体の動向

特定高齢者介護予防事業の参加者が少ないことは全国的な傾向であり、解決すべき課題となっています。

平成21年度から、国の方針により、介護保険認定の非該当者を特定高齢者候補者として、介護予防事業への参加を促進することになりました。東京都も同様に課題と捉え魅力的な介護予防プログラム開発等対策に取り組んでいます。

図1 特定高齢者介護予防事業定員数と参加者数（単位：人）



（図1出典：区在宅支援課）

▶用語解説

※1 特定高齢者：生活機能が低下しているおそれのある高齢者。

※2 老年症候群：身体虚弱、転倒、軽度の物忘れ、低栄養など高齢にともなう出てくる一連の症状。

この施策で展開する主な事業

<特定高齢者の把握>

- 後期高齢者健康診査等と同時に生活機能評価健康診査を実施することにより、65歳以上の要支援・要介護認定を受けていない高齢者全員に生活機能評価を受ける機会を提供します。

<介護予防事業の充実>

- 特定高齢者増加に合わせ、教室開催数を拡大します。
- 通信教育型など新しいあり方を創意・工夫し、区民が参加しやすい体制を整えます。

<自立支援事業の推進>

- 自立生活への支援が必要な高齢者に対し、住宅改修給付、杖等の用具の給付等を行います。

写真1 高齢者筋力向上トレーニング



写真2 しっかりかんで元気応援教室



写真3 転倒予防のための体力づくり教室



写真4 若さを保つ栄養教室



(写真1～4出典：区在宅支援課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
特定高齢者介護予防事業参加者数	291人	960人	拡大

（指標と目標値の設定理由）

介護予防事業参加者数により、特定高齢者の心身が改善された状況を測定します。区が行う全ての介護予防事業において利用定員が満たされた状態をめざします。

この施策の主な担当組織

健康福祉事業本部 福祉部 在宅支援課

政策24 高齢者の生活と社会参加を支援する

施策243

要支援・要介護高齢者を支援する

この施策の目標（めざす状態）

医療との連携に十分配慮しながら、要支援状態・要介護状態の軽減・悪化の防止に役立ち、かつ、心身の状況や環境等に応じ、本人の選択に基づいた適切な介護保険サービス・福祉サービスが、多様な事業者・施設から総合的かつ効率的に提供されている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

ひとりぐらし高齢者や認知症高齢者の増加に伴い、相談内容の多様化、解決困難な事例が増加する一方、介護現場では、労働条件の厳しさなどから、人材不足が深刻な状況となっており、介護サービスの低下が懸念されています。

■課題

高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者相談センター（地域包括支援センター）による地域の相談支援体制の強化と同センターの一層の普及啓発とともに、区民・関係機関・行政のネットワークによる総合的な支援体制の確立が急務となっています。

また、利用者に対する適切な介護サービスを確保し、持続可能な介護保険制度を構築するため、適正で十分な給付を図るとともに、事業者における人材の確保・育成を支援する必要があります。

■国・都・他自治体の動向

平成20年5月、「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」が公布されています。

図1 高齢者相談センター（地域包括支援センター）配置図



（図1 出典：区介護保険課，在宅支援課）

この施策で展開する主な事業

<適正で十分な給付が受けられる介護保険制度の運営>

- 真にサービスを必要とする方が適正で十分な給付を受けられるよう、要介護認定の適正化やケアマネジメントの適切化を図ります。
- 事業者の適正なサービス提供のための体制づくりや、給付範囲の明確化により、介護報酬請求の適正化を図ります。

<介護人材の確保・育成への支援>

- 介護人材の労働環境改善への支援、円滑な人材採用への支援、適正な収入の確保支援を行います。
- 練馬区社会福祉事業団が設立した、介護人材の育成と確保を総合的に行う練馬介護人材育成・研修センターの運営費の一部を補助し、支援します。

<高齢者相談センター（地域包括支援センター）による支援>

- 高齢者相談センター本所・支所との連携により、要介護状態になる前から、継続的に相談・支援を行い、区民が円滑にサービスを利用できるようにします。また、相談・支援体制を充実するため支所を増設するとともに、介護予防拠点機能を併設する支所も設けます。

実施計画 23：高齢者の相談・支援体制の充実

<要支援・要介護高齢者への生活支援>

- 要支援・要介護の状態になった場合でも、尊厳を保持し、できるだけ住み慣れた地域で能力に応じて自立した生活を営むことができるよう支援します。

<認知症相談体制の確立>

- 早期発見・早期治療や適切な対応に向け、高齢者相談センターや物忘れ相談医の周知を図ります。また、認知症専門相談を高齢者相談センターに移し、相談から支援に向けた体制を確立します。

<認知症高齢者家族支援の強化>

- 家族の勉強会の開催やボランティアを養成し、より身近なところで家族会に参加できるよう新規の家族会の育成支援を行います。

写真1 高齢者相談センター
の窓口相談



写真2 高齢者相談センター
職員の訪問相談



写真3 デイサービスセンターで
の余暇活動



(写真1,2,3出典：区在宅支援課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
高齢者相談センター（本所・支所）の相談件数	98,061件	118,000件	充実

（指標と目標値の設定理由）

高齢者相談センターが周知され、より身近で親しまれる相談窓口になることをめざします。

この施策の主な担当組織

健康福祉事業本部 福祉部 在宅支援課

政策24 高齢者の生活と社会参加を支援する

施策244

高齢者の生活基盤づくりを支援する

この施策の目標（めざす状態）

要介護状態になっても、各種の在宅サービスを利用しながら自宅で生活ができるとともに、要介護度が重度化し、自宅での生活が困難となった場合、長く待機することなく施設サービスが利用できる状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

高齢者や要介護高齢者の増加が見込まれる中、高齢者の持ち家率は高く、また、要介護状態時における居宅生活の継続希望も高くなっています。一方、平成21年3月現在、特別養護老人ホームの入所待機者は、2,500人余りとなっています。

■課題

地域密着型サービス拠点の整備を推進していく必要があります。また、重度の要介護高齢者の急増を踏まえ、特別養護老人ホームなどの介護保険施設を整備する必要があります。

■国・都・他自治体の動向

区市町村では、地域密着型サービス拠点の整備については、事業者への補助にあたり、国交付金、都補助金の活用が可能です。介護保険施設の整備については、区市町村とは別に都が事業者へ直接補助しています。介護療養型医療施設は平成23年度末をもって廃止され、他の種別の施設へ転換する場合は、国交付金を活用し、区市町村が補助制度を創設することができます。

表1 練馬区内特別養護老人ホームの入所待機者の状況

	待機者 実人数	第1号 被保険者数比	待機者 延べ人員	1人当たり の平均申込数	区内施設床数	第1号 被保険者数
平成18年度	2,375人	1.87%	9,493人	4.00施設	1,210床	127,133人
平成19年度	2,385人	1.83%	9,906人	4.15施設	1,272床	130,681人
平成20年度	2,515人	1.87%	10,934人	4.35施設	1,272床	134,577人

※各年度末現在。

(表1出典：区高齢社会対策課)

▶用語解説

※ 整備率：施設を整備する区市町村における前年度末の特別養護老人ホーム・介護老人保健施設の竣工施設定員数を、前年度1月の住民基本台帳による65歳以上高齢者の人口で除して算出したもの。

この施策で展開する主な事業

<介護保険施設等の整備>

○特別養護老人ホーム、介護老人保健施設の整備を推進します。

☞実施計画24：特別養護老人ホームの整備

25：介護老人保健施設の整備

26：短期入所（ショートステイ）生活介護施設の整備

○介護療養型医療施設から他の種別への転換を支援します。

<地域密着型サービス拠点の整備>

○小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム、認知症対応型デイサービスセンター、夜間対応型訪問介護等の整備を推進します。

☞実施計画27：地域密着型サービス拠点等の整備

<住環境の向上>

○支援や介護を必要とする状態になっても、適切に対応できる住まいづくりの啓発や入居拒否等により高齢者が住まいを確保できない状況にならないよう、円滑な住まいの確保を支援します。

表2 練馬区内介護保険施設等の整備状況

平成21年3月31日現在

種 別		施設数	定員数
特別養護老人ホーム		18 か所	1,272 人
介護老人保健施設		6 か所	620 人
短期入所（ショートステイ）生活介護施設		21 か所	218 人
地域密着型 サービス拠点	小規模多機能型居宅介護	4 か所	100 人
	認知症高齢者グループホーム	16 か所	240 人
	認知症対応型デイサービスセンター	17 か所	201 人
	夜間対応型訪問介護	1 か所	

（表2出典：区高齢社会対策課）

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
介護保険施設の整備率※	1.70%	2.30%	上昇

（指標と目標値の設定理由）

高齢者人口に対する介護保険施設の整備率を測定します。東京都における標準的な施設整備率をめざします。（特別養護老人ホーム1.25%以上、介護老人保健施設1%以上）

この施策の主な担当組織 健康福祉事業本部 福祉部 高齢社会対策課

政策24 高齢者の生活と社会参加を支援する

施策245

地域で高齢者を支える

この施策の目標（めざす状態）

地域全体で協働・連携する仕組みの強化により、高齢者の暮らしが支えられている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

ひとりぐらし高齢者が増加するなか、親族関係や近隣との付き合いが希薄化しており、また、施設での生活よりも、在宅で生きがいを持って暮らすことを望む高齢者が増加していることから、地域での見守りや支援に対するニーズが増大しています。

■課題

高齢者の地域での日常生活を支える身近な存在である家族や近隣住民の方々を巻き込んだ活動を展開し、皆で見守り・支えあう体制の充実にに向けた取組が求められています。

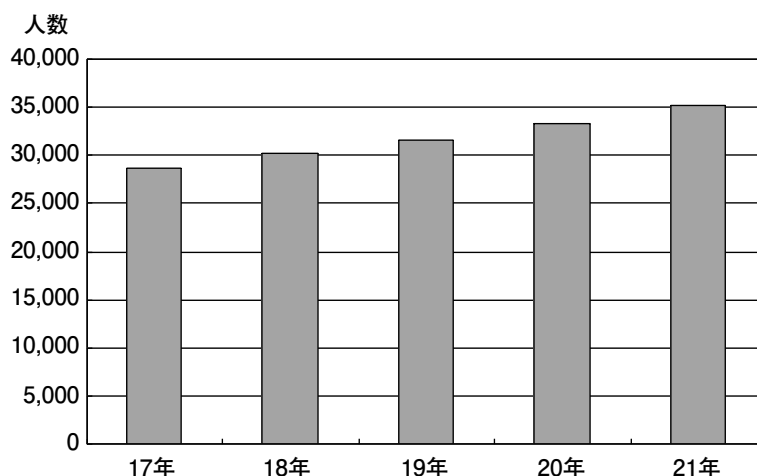
■国・都・他自治体の動向

国は、平成19年8月に高齢者等の孤立死を防止する観点から、「高齢者が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進委員会」を設置し、平成20年3月に報告書がまとめられました。各自治体は、報告書を参考にすることなどにより、各地域の実情に応じた孤立死予防型コミュニティづくりを推進することとされています。

図1 ひとりぐらし高齢者数の推移（毎年1月1日時点）

（単位：人）

	17年	18年	19年	20年	21年
合計	28,726	30,252	31,671	33,390	35,185



（図1 出典：区高齢社会対策課）

この施策で展開する主な事業

<地域団体等との連携体制づくり>

- 高齢者相談センター（地域包括支援センター）の本所・支所が中心となって、地域で活動する様々な団体と連携・協働できる体制をつくります。

<地域における支え合いの推進>

- 住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けられるようにするため、地域住民等が主体となった取り組みを支援することで、地域の連携によるネットワークの活性化を促進し、高齢者の虐待やひとり暮らし高齢者の孤立を防ぎます。

<高齢者の地域生活支援>

- 介護を要する高齢者や、ひとり暮らし・高齢者のみの世帯の方など、様々な状況にある高齢者が、住み慣れた地域での生活を続けられるよう、必要な支援を行います。

<認知症予防地域活動の育成支援>

- 認知症予防を目的にしたプログラム（グループ活動）を実施し、終了後も継続できるようグループ同士の交流を図る等、地域での認知症予防活動を支援し拡充します。

<認知症を理解し、認知症の方や家族を見守るサポーターの育成>

- 国の「認知症を知り、地域をつくる10カ年構想」に基づき、平成26年までに1万人の認知症サポーターを養成します。また、サポーター養成講座の講師役であるキャラバンメイトの育成支援を行います。

<認知症高齢者支援ネットワークの構築>

- 認知症支援ネットワーク協議会などを開催し、区民・関係機関・行政の連携を図り、総合的な支援ネットワークを構築します。

<ひとり暮らし高齢者等実態調査>

- ひとり暮らし高齢者と高齢者のみの世帯の方に対し、地域の民生・児童委員による訪問調査を実施します。これにより、地域における見守りと福祉サービスの案内に活用するとともに、地域の要援護者情報として、関係機関で共有することで安全・安心のまちづくりに活用していきます。

表1 認知症サポーター・キャラバンメイトの養成数（単位：人）

	20年度	21年度
認知症サポーター数	2300	3500（見込）

（表1出典：区在宅支援課）

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
ひとり暮らし高齢者等実態把握件数	22,970人	26,576人	拡大

（指標と目標値の設定理由）

民生・児童委員が見守り、支援している高齢者の数を測定します。高齢者が増加する中でも、地域において適切な見守り、支援が実施されていることをめざします。

この施策の主な担当組織

健康福祉事業本部 福祉部 在宅支援課

2 健康と福祉分野

高齢者や障害者などだれもが 安心して暮らせる社会を実現する

政策21 健康な暮らしを支える

政策22 安心して医療を受けられる環境を整える

政策23 地域で福祉を支える

政策24 高齢者の生活と社会参加を支援する

政策25 障害者が自立して生活できるよう支援する

政策26 生活の安定を図る

政策25

障害者が自立して生活できるよう支援する

政策の概要

ケアマネジメントシステムの拡充、障害者地域生活支援センターの整備などに取り組み、障害者の総合相談体制を構築します。また、障害者サービスの充実、福祉サービスを担う人材の養成・確保などサービス提供体制の拡充を図ります。さらに、障害者が地域の中で自立して暮らしていけるよう、就労の促進、社会生活の支援に取り組みます。

この政策で展開する施策と基本事務事業

政策

25 障害者が自立して生活できるよう支援する

施策

基本事務事業

251
総合相談体制を構築する

障害者地域生活支援センターの整備
ケアマネジメントシステムの拡充
相談支援ネットワークの推進

252
サービス提供体制を拡充する

居宅系サービスの充実
日中活動系サービスの充実
居住系サービスの充実
(仮称) こども発達支援センターの整備
中途障害者等への支援事業の実施
福祉サービスを担う人材の養成・確保および支援

253
障害者の就労を促進する

就労支援マネジメント機能の充実
就労支援ネットワークの推進
福祉的就労事業所の支援力の向上および職場定着支援の推進

254
障害者の社会生活を支援する

地域で暮らし続けるための支援の充実
社会参加の促進
啓発活動の推進

政策25 障害者が自立して生活できるよう支援する

施策251

総合相談体制を構築する

この施策の目標（めざす状態）

障害者が、日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かい対応を受けられる身近な相談支援を通して、必要に応じて適切なサービスや支援を利用しながら、地域の中で自分らしく安心して自立した生活を送っている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

区では、総合福祉事務所、保健相談所などでの相談に加え、障害者の総合相談窓口としての障害者地域生活支援センターを平成22年度までに4か所整備（平成21年度に3か所目を開設）することで、地域生活をおくる上でのさまざまな相談に対応してきています。一方では、障害のニーズが多様化する中、より高度で専門的な相談を求める声や、いまだ相談先がわからないといった声も聞かれます。

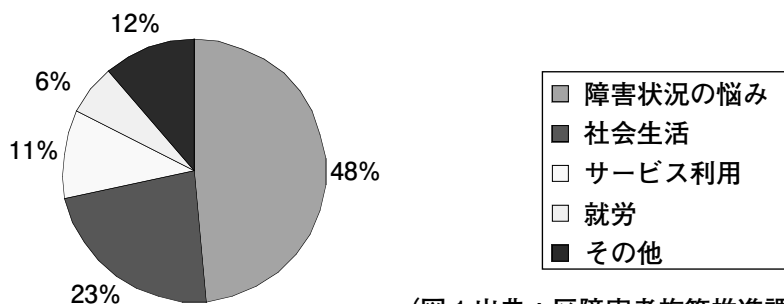
■課題

新たな課題である発達障害※1者、高次脳機能障害※2者等への専門的な相談支援の充実、入所施設・病院等からの地域移行を含めた障害者のニーズや課題を、適切なサービスや支援につなげていくために、また、乳幼児期から学齢期、成人期までの切れ目のない支援を提供できるように、ケアマネジメント※3を活用した相談支援体制の構築や、福祉・保健・子育て・教育など関係機関のネットワーク化を図る必要があります。

■国・都・他自治体の動向

国は、障害者自立支援法の見直しにより、サービス利用計画の仕組みの見直しや、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、区市町村への「基幹相談支援センター」の設置を検討しています。

図1 障害者地域生活支援センターの相談実績（平成20年度）



(図1 出典：区障害者施策推進課)

▶用語解説

※1 発達障害：広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害などの、通常低年齢で発現する脳機能の障害。

※2 高次脳機能障害：頭部のけがや脳卒中などで脳の一部が損傷を受けたために、言語や記憶などの機能に障害が起きた状態。

※3 ケアマネジメント：地域の中でその人の望む生活をおくれるよう、生活ニーズを把握し、福祉・保健・医療等のサービス利用を総合的に援助するための手法。

※4 モニタリング：サービス利用計画が適切であるかを一定期間ごとに検証し、その結果を勘案して計画を見直し変更を行う行程。

この施策で展開する主な事業

<障害者地域生活支援センターの整備>

- 障害者地域生活支援センターを整備し、障害者の生活に関するさまざまな相談に応じるとともに、基幹相談支援センターとして障害者の総合相談窓口と地域拠点としての機能を強化します。

<ケアマネジメントシステムの拡充>

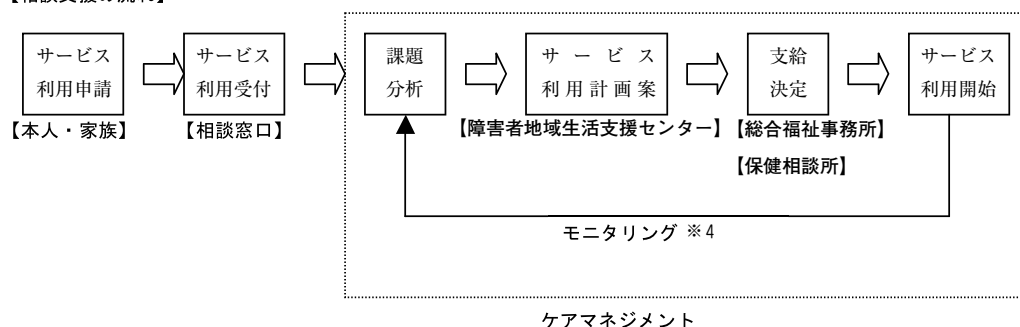
- 障害者や家族等からの相談に応じ、地域生活におけるニーズとこれに必要なサービスや支援を組み合わせ、生活が充実する相談支援体制の構築を図ります。
- サービス利用計画の作成については、障害者に身近な相談支援事業者の活用を図るため、業務を委託して進めることとし、その整備を図ります。

<相談支援ネットワークの推進>

- 相談支援を行う関係機関のネットワークを構築し、障害者地域生活支援センターや総合福祉事務所、保健相談所等、各機関がその役割を十分発揮しながら、障害者の多様な相談ニーズに対応します。

図2 障害者地域生活支援センター、総合福祉事務所等の相談支援の流れ

【相談支援の流れ】



（図2出典：区障害者施策推進課）

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
障害者地域生活支援センターの相談件数 （相談支援事業）	9,379件	22,000件	拡充

（指標と目標値の設定理由）

障害者が安心して地域で生活できる状況を測定します。障害者の多様化・専門化する要望や相談に適切に対応していくことをめざします。

この施策の主な担当組織 健康福祉事業本部 福祉部 障害者施策推進課

政策25 障害者が自立して生活できるよう支援する

施策252

サービス提供体制を拡充する

この施策の目標（めざす状態）

障害者（児）が障害の程度に応じて必要なサービスを適切に受け、地域で自立した生活ができている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

障害者自立支援法の本格施行に伴い、サービスの利用は増えていますが、障害者のニーズが非常に多種多様になっており、質・量ともに障害者個々のニーズに十分応えることができるサービス提供体制の整備は進んでいません。

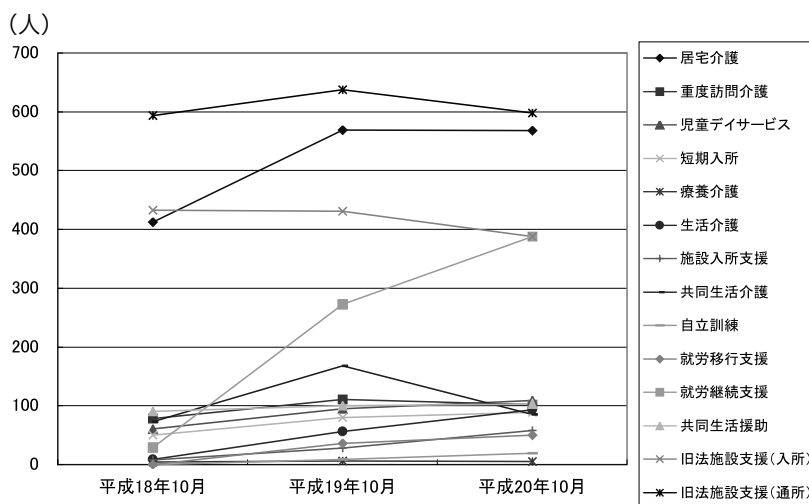
■課題

福祉人材の確保に向けた支援とともに、居宅系・居住系サービスの充実を図り、併せて発達に心配のある子どもや障害のある子どもとその家族、および中途障害者等に対して、地域と連携した適切な支援の実施が必要です。

■国・都・他自治体の動向

国は、相談支援や地域移行支援などのさらなる充実、事業者における人材の確保や安定的なサービス提供体制の確保、障害児支援施策の充実といった観点から、障害者自立支援法施行後3年の見直しを進めています。

図1 障害福祉サービスの利用者数の推移



(図1 出典：区障害者サービス調整担当課)

▶用語解説

※1 通所系サービス：日中活動系サービス（療養介護を除く）に、旧法施設支援（通所）、地域活動支援センター、居住系サービスのうち共同生活介護・共同生活援助を加えたサービスです。

※2 訪問系サービス：居宅サービスから、短期入所、児童デイサービスを除いたサービスです。

※3 施設系サービス：居住系サービスから、共同生活介護・共同生活援助を除いたサービスです。

この施策で展開する主な事業

<居宅系サービスの充実>

○居宅系サービス（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援・短期入所・児童デイサービス）の充実を図ります。 **実施計画28：居宅系サービスの充実（ショートステイ事業の充実）**

<日中活動系サービスの充実>

○日中活動系サービス（療養介護・生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援）の充実を図ります。

実施計画29：日中活動系サービスの充実（生活介護事業所の誘致）

<居住系サービスの充実>

○居住系サービス（施設入所支援・共同生活介護・共同生活援助）の充実を図ります。

実施計画30：居住系サービスの充実（グループホーム・ケアホームの充実）

<（仮称）こども発達支援センターの整備>

○相談、診察、発達支援、保育所・特別支援学校等との連携、地域支援の各機能を持つ施設を整備します。

実施計画31：（仮称）こども発達支援センターの整備

<中途障害者等への支援事業の実施>

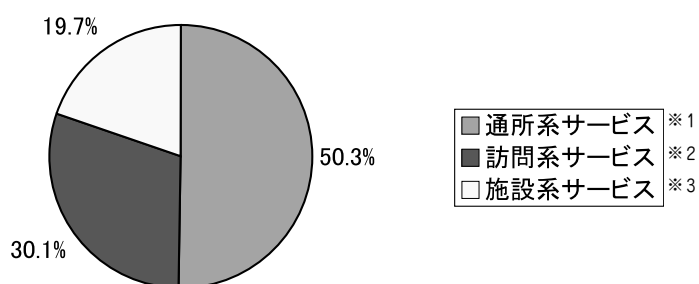
○高次脳機能障害等を対象とした相談・自立訓練等支援事業を実施し、中途障害者等への支援の充実を図ります。

実施計画32：中途障害者等への支援事業

<福祉サービスを担う人材の養成・確保および支援>

○障害福祉サービスを提供する人材を養成するために、（仮称）障害福祉人材育成・研修センターを整備します。

図2 障害福祉サービス全体にしめる通所系サービス利用者の割合



（図2出典：区障害者サービス調整担当課）

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
障害福祉サービス利用者全体にしめる通所系サービスの利用者の割合	50.3%	60%	上昇

（指標と目標値の設定理由）

障害者が自分らしい生活を送ることができているかを測定します。通所系サービスの利用割合の向上をめざします。

この施策の主な担当組織

健康福祉事業本部 福祉部 障害者サービス調整担当課

政策25 障害者が自立して生活できるよう支援する

施策253

障害者の就労を促進する

この施策の目標（めざす状態）

就労やその継続のために必要な支援が、福祉や教育、企業、行政等の地域のネットワークにより、適切に提供されている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

障害者自立支援法の施行、障害者雇用促進法の改正等により、障害者の就労環境は整いつつあります。それに伴い、一般就労を希望する障害者が増加しており、就職者数も着実な伸びを見せていますが、生活面で課題を抱える障害者や、雇用を躊躇する企業が未だに多くみられます。

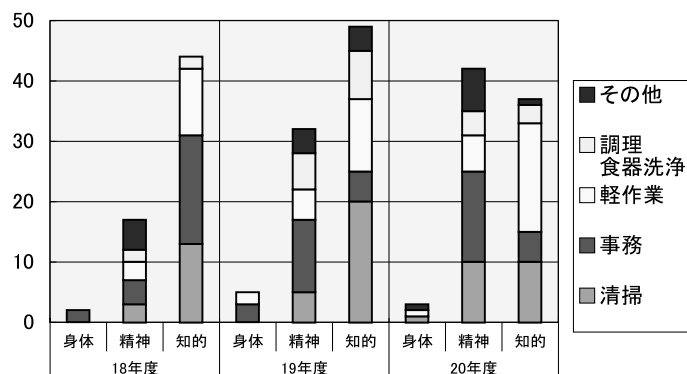
■課題

障害者の就労促進にきめ細かに対応していくため、雇用施策と福祉施策の一体的な推進、福祉や教育、企業、行政等の地域のネットワークの構築が必要です。また、地域のネットワークの活用や就労と生活の両面からの支援、企業への支援を行い、就労やその継続を図る必要があります。

■国・都・他自治体の動向

国は中小企業への雇用指導の強化などを盛り込んだ障害者雇用促進法の改正を行い、都では「首都TOKYO 障害者就労支援 行動宣言」を策定し、福祉施設から企業への就労先の移行などに取り組んでいます。杉並区では特例子会社※1を庁舎に誘致し雇用の拡大を図り、世田谷区では地域のネットワークを活用した就労と生活の支援システムを構築しています。

図1 福祉施設等から一般就職した障害者数



(図1 出典：区障害者施策推進課)

▶用語解説

※1 特例子会社：障害者を多数雇用することを目的に施設・設備等に特に配慮した子会社のこと。（障害者の雇用の促進等に関する法律第44条）。

※2 たまりば：就労している障害者を対象とした、就労を継続するために必要な生活面の支援等を行う余暇活動支援。

この施策で展開する主な事業

<就労支援マネジメント機能の充実>

○就労支援機関と障害者地域生活支援センター等が連携し、就労のニーズに合った適切な支援を行うことができるためのシステムを構築します。

<就労支援ネットワークの推進>

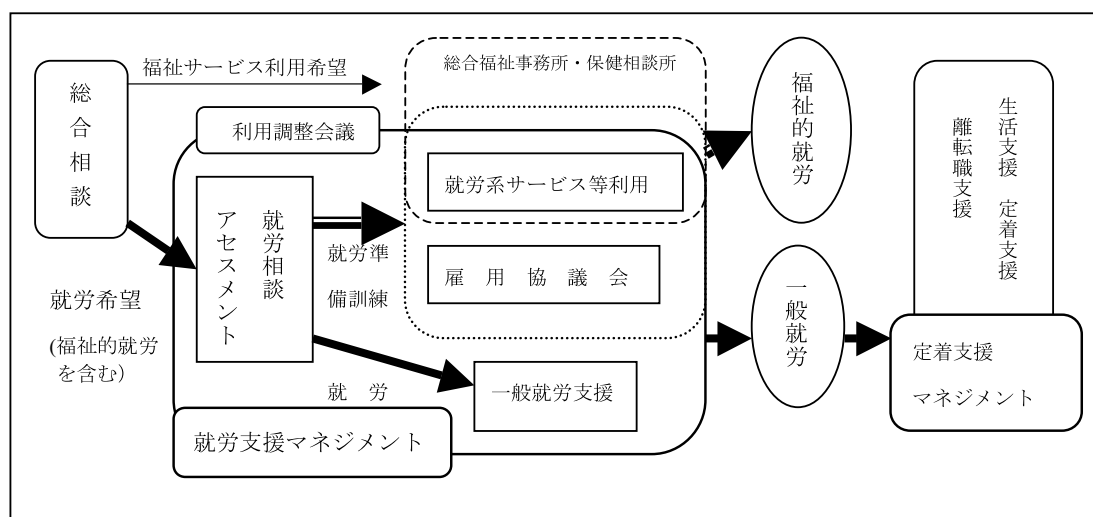
○区内就労移行支援事業者等を対象に就労支援ネットワーク会議を開催し、支援力の向上を図ります。

<福祉的就労事業所の支援力の向上および職場定着支援の推進>

○就労支援技術の向上を図る取組を行います。

○職場定着支援員による職場での課題解決支援や、余暇支援事業として集える場（たまりば^{※2}）を通し生活面での課題解決を図り、職場定着を促進します。

図2 障害者の就労支援の流れ



(図2 出典：区障害者施策推進課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
福祉施設等から一般就労した障害者数	84人	113人	増加

（指標と目標値の設定理由）

区内企業と連携し、就労支援に取り組んでいる状況を測定します。練馬区障害者計画・障害福祉計画に基づき、毎年5名程度の増加をめざします。

この施策の主な担当組織 健康福祉事業本部 福祉部 障害者施策推進課

政策25 障害者が自立して生活できるよう支援する

施策254

障害者の社会生活を支援する

この施策の目標（めざす状態）

障害者が地域のなかで生活を豊かに送ることができる状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

障害者が住みなれた地域で暮らし続けるため、グループホーム・ケアホームなどの生活基盤の整備を行うとともに、さまざまな生活の相談に対応する体制づくりを行ってきました。また、障害者の社会参加を支援するため、コミュニケーション支援事業^{※1}や移動支援事業^{※2}を整備してきました。一方では、地域において障害への正しい理解が十分でないことや、親なき後の安心を求める声が聞かれます。

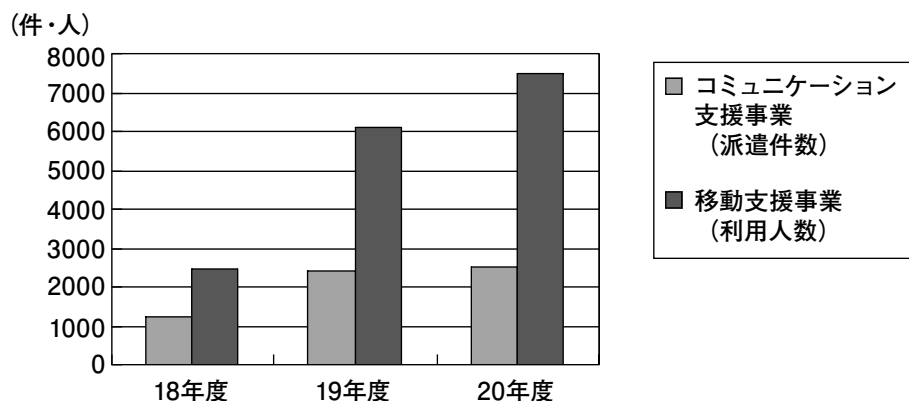
■課題

いまだ、地域での生活に不安を抱える方も多いため、十分な情報提供や多様なサービスを組み合わせ、地域生活を支援する仕組みづくりなどが求められています。また、社会参加のためのサービスの充実を図るとともに、障害のある方とない方がともに生きる地域社会をつくるため、相互の理解を深める取組が必要です。

■国・都・他自治体の動向

国は、障害者自立支援法施行後3年の見直しを行い、グループホームやケアホームの体験利用、ケアホームにおいて重度障害者の受入に配慮した報酬改定を行いました（平成21年）。また、国連の障害者権利条約の批准に向けた検討を進めています。

図1 社会参加を支援するサービス実績



(図1 出典：区障害者施策推進課)

▶用語解説

※1 コミュニケーション支援事業：聴覚、言語機能などの障害のため意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳者などを派遣する事業。

※2 移動支援事業：屋外での活動が困難な方に、ガイドヘルパーを派遣して外出のための支援をする事業。

この施策で展開する主な事業

<地域で暮らし続けるための支援の充実>

○入所施設および病院からの地域生活移行や、地域で暮らし続けるため、グループホーム等の生活基盤を整備するとともに、その利用支援の充実を進めます。

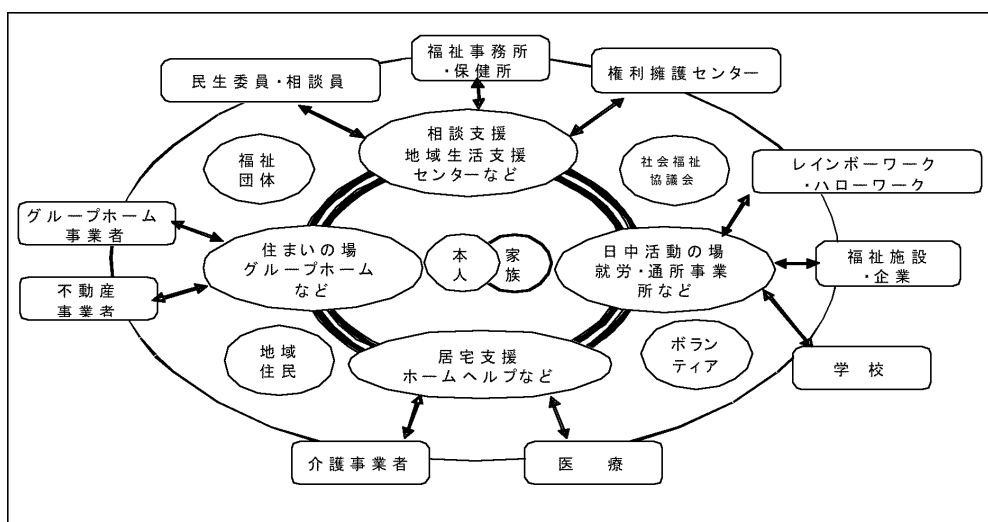
<社会参加の促進>

○コミュニケーション支援事業、移動支援事業等のサービス提供を進め、障害者の社会参加を促進します。

<啓発活動の推進>

○障害者が地域の一員として生活し、また、権利擁護や虐待防止の観点から、広く区民の理解のもと、ともに尊重し支えあえる地域をつくるため、啓発活動を行います。

図2 本人を取り巻く支援のネットワーク



(図2出典：区障害者施策推進課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
グループホームやケアホームの利用者数	185人	360人	拡充

（指標と目標値の設定理由）

障害者が地域で安心して生活できる基盤づくりの状況を測定します。利用実績の伸び率から、毎年35人程度の増加をめざします。

この施策の主な担当組織 健康福祉事業本部 福祉部 障害者施策推進課

2 健康と福祉分野

高齢者や障害者などだれもが 安心して暮らせる社会を実現する

政策21 健康な暮らしを支える

政策22 安心して医療を受けられる環境を整える

政策23 地域で福祉を支える

政策24 高齢者の生活と社会参加を支援する

政策25 障害者が自立して生活できるよう支援する

政策26 生活の安定を図る

政策26

生活の安定を図る

政策の概要

生活困窮状態に陥った場合も、状況に応じた生活の保障や自立の援助が得られ、生活の安定を図ることができるよう、生活保護制度および法外援護等の充実と自立援助、各種資金貸付制度の運営に取り組めます。

この政策で展開する施策と基本事務事業

政策

26 生活の安定を図る

施策

261
生活の安定に向けた自立支援を行う

基本事務事業

- 生活保護制度の充実
- 法外援護等の充実と自立援助
- 各種資金貸付制度の運営

政策26 生活の安定を図る

施策261

生活の安定に向けた自立支援を行う

この施策の目標（めざす状態）

生活困窮状態に陥った場合も、状況に応じた生活の保障や自立の援助が得られ、だれもが安定した生活を継続できる状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

高齢化の進展や非正規雇用の増加などにもとない、低所得世帯や不安定就労者が増加しており、生活保護受給世帯数・人員数は増加し続けています。また、生活困窮者の状況は、傷病・障害、精神疾患、DV※1、虐待、多重債務、ホームレスなど、複雑化・多様化しています。

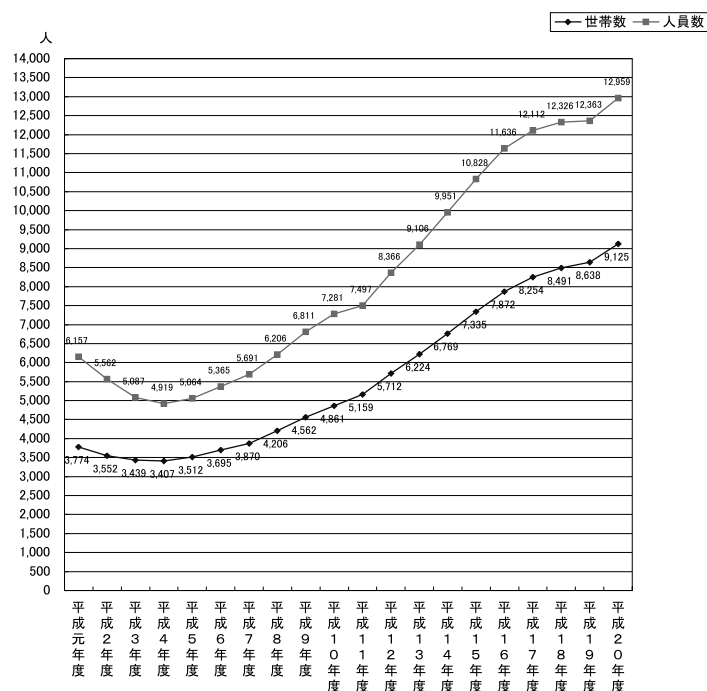
■課題

生活困窮者に対し最低限度の生活を保障するとともに、複雑化・多様化した生活困窮状況を踏まえ、個別のニーズにあったきめ細かな支援を行い、就労面での自立だけでなく日常生活や社会生活における自立の助長が必要です。

■国・都・他自治体の動向

平成17年度から、国は多様化する受給者の問題に対応するため、自立支援プログラム※2を推進しています。都は、区市町村へ自立支援に要する経費を支給する自立促進事業とともに、区と協定を結び、路上生活者対策事業※3を実施しています。

図1 生活保護受給世帯数・人員数の推移（各年度3月現在）



(図1 出典：区練馬総合福祉事務所)

この施策で展開する主な事業

<生活保護制度の充実>

- 各種の扶助給付により健康で文化的な最低限度の生活を保障します。
- 自立支援プログラムに沿ったきめ細かな援助・関係機関との連携により、自立を支援します。

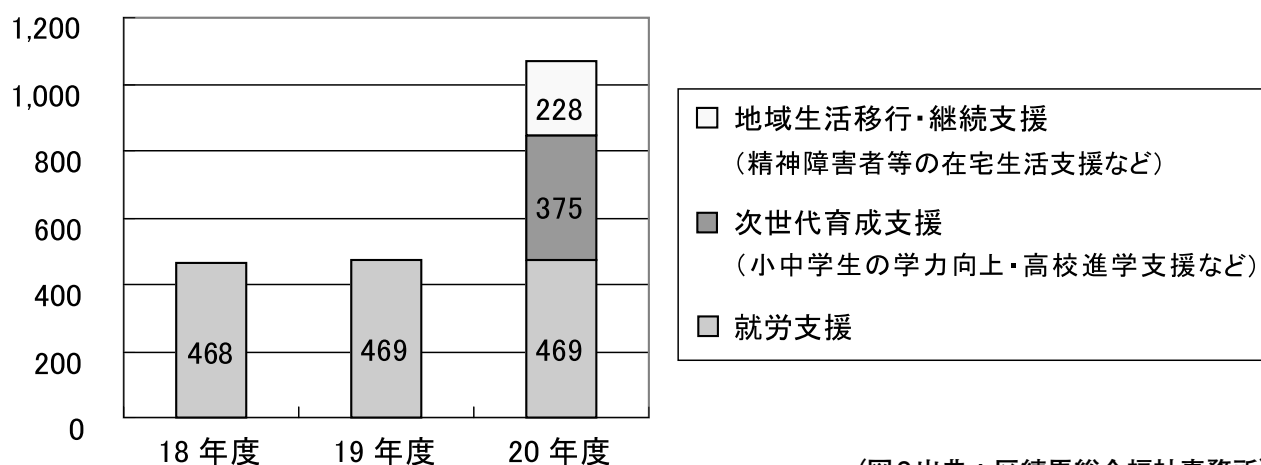
<法外援護等の充実と自立援助>

- 生活保護受給世帯に対し、小中学生の学習環境整備などの法外援護を行い、自立を支援します。

<各種資金貸し付け制度の運営>

- 緊急時の生活保障や就業等に向けた資金として、各種の貸付を行います。

図2 自立支援プログラムに基づき支援した延べ人数（単位：人）



(図2出典：区練馬総合福祉事務所)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
自立支援プログラムに基づき支援をした延べ人数	1,072人	1,700人	拡大

（指標と目標値の設定理由）

自立に向けた区の働きかけを測定します。平成20年度の数値を基準に、毎年100人増加することをめざします。

この施策の主な担当組織 | 健康福祉事業本部 | 福祉部 | 総合福祉事務所

▶用語解説

※1 DV：「ドメスティック・バイオレンス」のことで英語の「domestic violence」の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった男性から女性（または女性から男性）に対して振るわれる暴力のこと。

※2 自立支援プログラム：生活保護受給者が抱える多様な生活課題の解決に向けて、適切な支援が実施できるように、福祉事務所があらかじめそれらの課題を分析、類型化して、具体的に支援の内容や手順を定めたもの。

※3 路上生活者対策事業：路上生活者に対して、巡回相談から緊急一時保護、就労自立支援、地域生活継続支援など、一貫した相談、支援を実施し、その自立の達成を目的としたもの。

3 区民生活と産業分野

にぎわいとやすらぎのある まちを創る

政策31 まちの地域力を高める

政策32 経済活動を活発にする

政策33 文化芸術・生涯学習、スポーツ活動を
活発にする

政策34 安全で安心な区民生活を支える態勢を
整える

政策35 平和と人権を尊重する

3 区民生活と産業分野

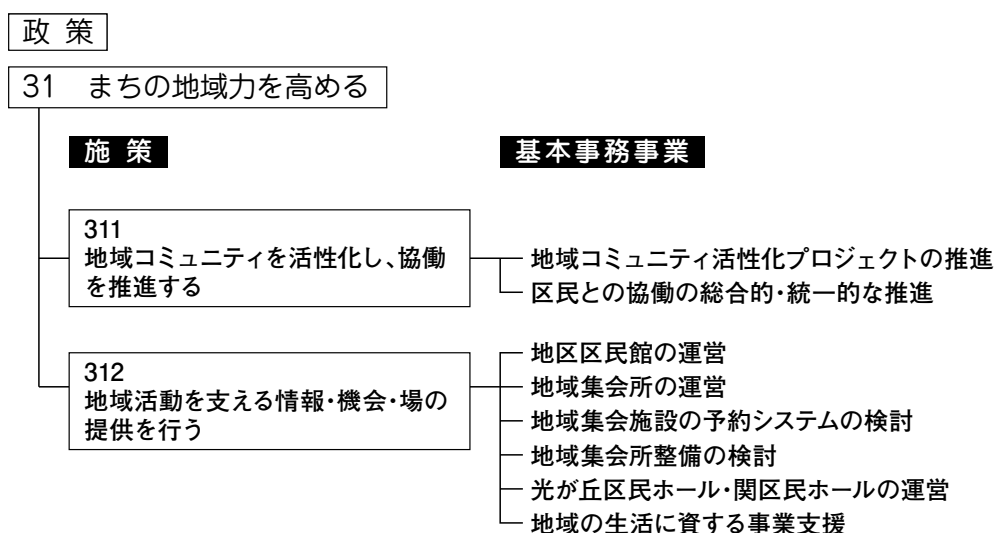
政策31

まちの地域力を高める

政策の概要

区民の自発性・主体性を尊重しながら、町会・自治会やNPO・ボランティア団体など地域団体への支援を進め、地域コミュニティの活性化を図るとともに、総合的・統一的に区民との協働を推進するための環境を整備し、地域の課題解決に地域で取り組む「まちの地域力」を高めていきます。

この政策で展開する施策と基本事務事業



政策31 まちの地域力を高める

施策311

地域コミュニティを活性化し、協働を推進する

この施策の目標（めざす状態）

地域の課題解決に取り組む多様な活動主体と区、または主体同士が、それぞれの持ち味を十分に発揮しながら連携・協力して活動し、自分たちの住んでいる地域を自分たちで住み良くするための取組が行われている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

地域では、町会・自治会やPTA、青少年育成地区委員会など、さまざまな地域団体が区と連携して、防犯・防火・防災や環境美化、青少年健全育成などの活動を行っています。また、介護や子育てなど、専門性が必要とされる課題に対しては、NPO・ボランティア団体が自主的・主体的に取り組む活動が活発になってきています。一方、区民の暮らしの基盤となる地域コミュニティについては、人々とのつながりや地域活動への関心の希薄化が指摘されています。地域課題が多様化する中、より区民満足度の高い豊かなまちづくりを進めるためには、地域コミュニティを活性化し、多様な活動主体との協働を一層進めるための環境を整備していくことが求められています。

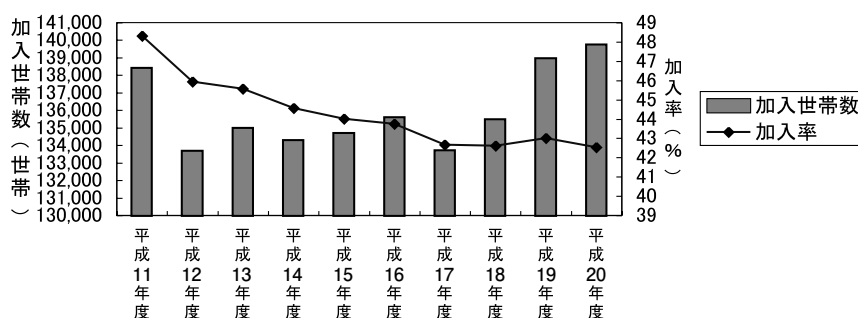
■課題

地域コミュニティの総合的な活動を担う町会・自治会や、専門的活動を担うNPO・ボランティア団体などに対して必要な支援を行うとともに、区民が地域活動に参加しやすい環境を整えていく必要があります。また、区民との協働を推進し、さらに協働事業の質や効果を高めるため、協働についての普及啓発や協働拠点の整備など、協働を進める仕組みについて、総合的・統一的に取り組んでいく必要があります。

■国・都・他自治体の動向

他自治体においても、地域コミュニティを支援する取組や、行政と多様な活動主体が協働して事業を行う取組が進められています。

図1 町会・自治会の加入世帯数・同加入率の推移



(図1 出典：区地域振興課)

この施策で展開する主な事業

<地域コミュニティ活性化プロジェクトの推進>

- ねりま未来プロジェクトの一つである「地域コミュニティ活性化プロジェクト」について、区民の自発性や主体性を尊重しながら進めていきます。

実施計画33：地域コミュニティ活性化の支援体制の整備

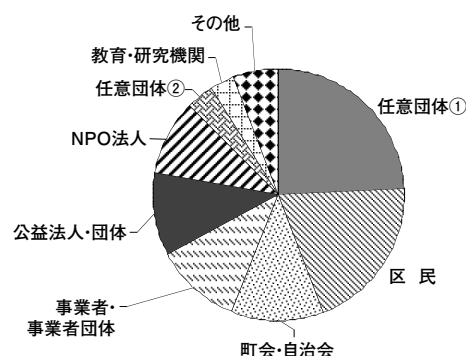
<区民との協働の総合的・統一的な推進>

- 区民と区が協働の意義について、共通の認識をもって活動するために、区民向けのパンフレットを作成するなど、普及啓発に努めます。
- 町会・自治会やNPO・ボランティア団体など、多様な活動主体から自発的に提案された協働事業を実現するための仕組みを構築します。
- 様々な技能や経験をもった人材が、自主的に活動に参加できるような機会や場を提供することなどにより、協働を担う人材育成を図ります。
- 多様な活動主体の活動・交流や地域情報の発信、地域活動についての相談等ができる場を整備します。

実施計画34：区民との協働を総合的に推進するための環境整備

図2 協働の活動主体別の協働事業実施状況

任意団体①	24.2%
区 民	20.1%
町会・自治会	11.8%
事業者・事業者団体	11.1%
公益法人・団体	10.7%
NPO法人	9.7%
任意団体②	3.5%
教育・研究機関	3.1%
その他	5.9%



※任意団体①：ボランティア団体、老人クラブ、PTA、環境美化団体等、地域で活動している団体やサークル等

※任意団体②：当該協働事業のために組織した運営協議会等

(図2出典：「区民との協働指針」策定に向けた平成20年度庁内検討報告書)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
新たに協働を開始（拡充）した事業数	—	25事業	拡大

（指標と目標値の設定理由）

区が実施している事務事業のうち、協働事業に適した事業について、区民との協働を開始（拡充）した事業数を測定します。年間5事業、5年で25事業の新たな協働をめざします。

この施策の主な担当組織 区民生活事業本部 産業地域振興部 地域振興課

政策31 まちの地域力を高める

施策312

地域活動を支える情報・機会・場の提供を行う

この施策の目標（めざす状態）

身近で使いやすい集会施設として地域の特性を活かした施設運営が行われ、地域活動への参加のきっかけづくりや自主的活動の場として十分に活用されている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

区は、地域団体の活動の場として、また、区民の相互交流の場として、地域集会施設（地区区民館・地域集会所）を設置し、地域活動を側面から支援しています。また、地域集会施設の名称や機能等を見直し、区民館を地域集会所と名称変更したほか、地区区民館と地域集会所の利用方法や利用料金などを統一し、さらに使いやすい施設とするための取組を進めています。

施設の運営については、地域住民が主体的に参加し、地域の特性に応じたさまざまな交流の場と機会が提供できるよう、地域住民からなる運営組織と協働で行い、地域に根ざした施設運営を進めています。

■課題

地区区民館、地域集会所を、地域に根ざしたさらに使いやすい施設とするためには、地域のさまざまな経験や技術をもった人がその力を発揮しながら、自主的・主体的に関わり、地域性豊かな施設運営が行えるよう、地域住民の運営組織と協議を進め、さらに協働を拡大していく必要があります。

また、施設の効率的な利用の観点から、地域住民の利用がない部屋については、他の地域の団体も利用しやすい施設とするための環境整備を進めていく必要があります。

■国・都・他自治体の動向

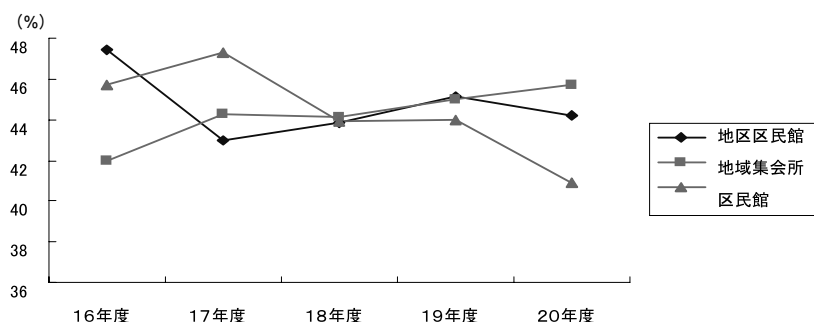
地域コミュニティ施設は他の自治体でも設置されており、地域住民に運営を委ねている自治体も多くなっています。

表1 地区区民館の運営を協働で実施している館数

平成18年度	平成19年度	平成20年度
3館	6館	8館

（表1、図1 出典：区地域振興課）

図1 地域集会施設の利用率の推移



この施策で展開する主な事業

<地区区民館の運営>

- 地区区民館は、地域に根ざした地域コミュニティ施設として、地域の特性を活かした施設運営を行えるよう、地域住民からなる運営組織と区との協働を推進します。協働を進めるに当たっては、地域性を十分に発揮できるよう、①館で行う事業については、運営組織が主体的に企画・運営を行う、②地域住民が施設運営に関与する、③運営組織と区が役割分担を明確にすることなどを基本とします。

<地域集会所の運営>

- 地域住民に最も身近な集会施設として、地域住民からなる運営組織と区の協働で施設運営を行います。また運営組織がない地域集会所について、地域の皆さんと協議を進め、準備ができた施設から地域住民へ運営を委ねていきます。

<地域集会施設の予約システムの検討>

- 地域集会施設の機能統一化後の利用状況、利用者や運営組織の意見を踏まえながら、インターネットなどを利用した予約受付を検討します。

<地域集会所整備の検討>

- 今後の新たな地域集会所の整備については、練馬区新長期計画（平成18年度～平成22年度）で未整備の状況があることを踏まえつつ、地域集会施設の機能統一化後の利用率などを勘案し、検討していきます。

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
地域住民からなる運営組織と協働で運営されている地区区民館の数	8館	22館	拡大

（指標と目標値の設定理由）

地域コミュニティ施設として、地域の特性を活かした施設運営が実施されているかを測定します。全ての地区区民館で平日の昼間も含めた協働をめざします。

この施策の主な担当組織	区民生活事業本部 産業地域振興部 地域振興課
-------------	------------------------

3 区民生活と産業分野

にぎわいとやすらぎのある まちを創る

政策31 まちの地域力を高める

政策32 経済活動を活発にする

政策33 文化芸術・生涯学習、スポーツ活動を
活発にする

政策34 安全で安心な区民生活を支える態勢を
整える

政策35 平和と人権を尊重する

3 区民生活と産業分野

政策32

経済活動を活発にする

政策の概要

アニメ産業などの練馬区の特徴的な産業や中小企業の経営を支援するとともに、中小企業の勤労者への支援や区民の就労促進を図ります。また、消費者への啓発と消費生活の安全確保にも取り組みます。さらに、都市農地の保全と活用や、魅力的な商店街づくり、地域の魅力を活かした観光事業の推進など、練馬区の個性を活かした経済活動の活性化を図ります。

この政策で展開する施策と基本事務事業



政策32 経済活動を活発にする

施策321

練馬区の特徴的な産業を支援する

この施策の目標（めざす状態）

区内の特徴的な産業の事業活動が拡大するとともに、事業者の集積が強化・進展した状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

区内のアニメ関連企業は日本国内最大の集積を誇っており、区は平成21年1月に「練馬区地域共存型アニメ産業集積活性化計画」を策定してアニメ産業の振興を図っています。また、練馬大根の沢庵漬けに代表される漬物産業や、東京手描友禅・東京染小紋・和裁などの伝統工芸は区の特徴的な産業となっています。

■課題

近年、区内のアニメ制作スタジオの流出が懸念されているほか、食生活の変化による漬物産業の伸び悩み、伝統工芸の後継者不足や人材育成等の課題があります。

■国・都・他自治体の動向

国や都ではアニメ関連も含めたコンテンツ産業※に対する支援を打ち出しており、横浜市や札幌市などはコンテンツ産業の企業立地促進助成を行っています。

また、国や都は伝統工芸品のPRや人材育成支援を行っています。

表1 国内のアニメ関連企業数 上位10自治体（東京都以外は道府県の企業数）

順位	自治体名	企業数
1	練馬区	94
2	杉並区	75
3	新宿区	44
4	渋谷区	43
5	港区	30
6	西東京市	25
7	中野区	22
8	大阪府	21
9	武蔵野市	20
10	埼玉県	17

*国内全体の企業数は626社であり、そのうち都内は497社である。

（表1出典：「コンテンツ産業の方向性に関する調査研究」
独立行政法人 中小企業基盤整備機構
（平成19年3月））

▶用語解説

※コンテンツ産業：映画、音楽、放送、アニメ、ゲーム、出版およびキャラクタービジネスなどの様々な情報産業の総称。

この施策で展開する主な事業

<地域と共存したアニメ産業の振興>

- アニメ産業集積を重点産業として戦略的に強化するとともに、その波及効果により、区内産業全体の活性化を図ります。

実施計画 35：アニメ産業の育成・強化

36：アニメ文化の普及による地域経済の活性化

<伝統的産業・地場産業の支援>

- 区の伝統産業である漬物産業と伝統工芸等を引き続きPRし、消費の拡大に向けた支援や優れた技術・作品の紹介を行います。

写真1 ねりたんアニメカーニバル2008



写真2 ねりたんアニメカーニバル2008



写真3 伝統工芸展



写真4 漬物物産展



(写真1,2出典：区商工観光課

写真3,4出典：区経済課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
アニメ関連企業の従業者数（注）	1,980人	2,500人	拡大

（指標と目標値の設定理由）

「練馬区地域共存型アニメ産業集積活性化計画」に基づき、アニメ関連企業の集積強化に取り組み、アニメ産業の中核都市として進展した度合を測定します。国内最大のアニメ関連企業の集積をゆるぎないものにするため、区内アニメ関連企業の従業者数を2,500人まで増加させることを目標とします。（注：アニメ関連企業が該当する「映像・音声・文字情報制作業」の従業者数を利用）

この施策の主な担当組織 区民生活事業本部 産業地域振興部 商工観光課

政策32 経済活動を活発にする

施策322

中小企業の経営を支援する

この施策の目標（めざす状態）

既存産業が安定的に成長を持続するとともに、新たな産業が生まれ、各事業者の収益が拡大し、練馬区の活力を生み出す原動力となっている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

世界同時不況の中、急速な景気後退に陥り、中小企業にとっては、大変厳しい状況が続いています。

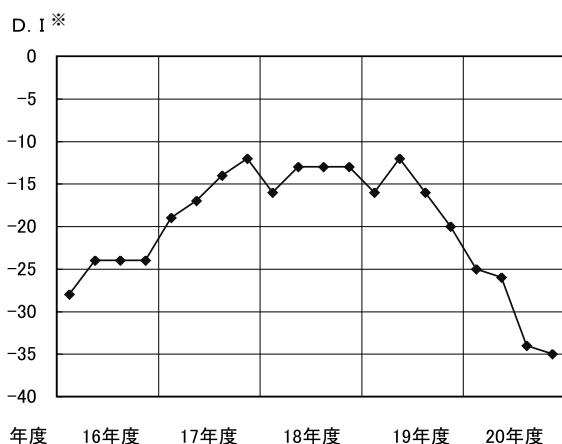
■課題

中小企業の経営安定化に向けて、受注件数の減少や資金調達に苦慮する区内中小企業に対し、経営に関する適切なアドバイスや、より負担の軽い資金調達手段の提供などが強く求められています。また、区内での起業・創業に対する支援や、区内事業者および団体の産業経済活動を総合的に支援するための中核的な拠点整備も必要とされています。

■国・都・他自治体の動向

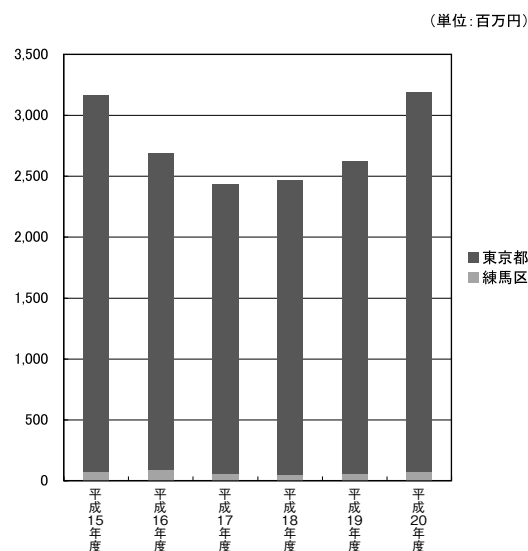
都や他区市も、練馬区同様、低利な制度融資や経営相談などを積極的に行っています。また、国は政府系金融機関の緊急融資や、信用保証枠の拡大などで資金調達の円滑化を図っています。

図1 練馬区中小企業の景況（四半期ごと）



（図1 出典：練馬区中小企業の景況
（社団法人 東京都信用金庫協会調査））

図2 都の倒産件数に占める練馬区の倒産件数の割合（負債額1千万円以上）



（図2 出典：（株）東京商工リサーチ）

▶用語解説

※D.I.: Diffusion Index（ディフュージョン インデックス）の略。増加（または「上昇」「楽」など）したと答えた企業割合から、減少（または「下降」「苦しい」など）したと答えた企業割合を差し引いた数値のことで、企業の景況感を表すもの。

この施策で展開する主な事業

＜産業融資のあっせん＞

- 区内中小企業者およびその団体が必要とする事業資金の融資を金融機関にあっせんし、利子の一部や信用保証料を区が負担します。

＜産業振興の拠点の整備＞

- 産業振興の中核的拠点として、産業経済活動の活性化に寄与し、区内の事業者や産業経済団体を総合的に支援する（仮称）産業振興会館を整備します。

実施計画37：（仮称）産業振興会館の整備

＜経営安定化への支援＞

- 専門の相談員（商工相談員）が区民相談所等で中小企業の税務・経営・労務問題の相談に応じます。
- 中小企業診断士が直接事業所に出向き、経営状態の診断や改善策について助言・指導を行います。

＜産業情報の収集および提供＞

- ねりま産業情報「ぺがさす」を発行します。
- 区内中小企業の景況調査を行い、情報を提供します。

＜起業・創業への支援＞

- 創業に当たって、必要な知識や起業までの手助けとなる、実践的な講座を開催します（創業！ねりま塾）。
- 区内に創業する個人または法人が必要とする事業資金の融資を金融機関にあっせんし、利子の一部を区が負担します。

＜後継者育成への支援＞

- 中小企業の経営者または後継者等が経営の向上に資する研修を受講する場合に、その経費の一部を補助し、意欲のある次世代経営者の育成と中小企業の振興を図ります。

＜商工業団体間の連携強化、各種団体への支援＞

- 区内の産業団体、商店会団体および異業種交流団体等が、経済活動の活性化のために行う各種の事業を支援します。

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
都の倒産件数に占める練馬区の倒産件数の割合	2.28%	2.16%	縮小

（指標と目標値の設定理由）

都の倒産件数に占める練馬区の倒産件数割合を測定します。景気後退の中、倒産件数自体は増加することが見込まれますが、過去の数値（平成17年度2.6%、平成18年度2.2%、平成19年度2.4%）を基準に、毎年縮小していくことを目標とし、5年後には0.12%の減をめざします。

この施策の主な担当組織 区民生活事業本部 産業地域振興部 経済課

政策32 経済活動を活発にする

施策323

中小企業の勤労者と就労を支援する

この施策の目標（めざす状態）

区内中小企業が必要な人材を確保できているとともに、区民の就労が確保されている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

世界同時不況の中、急速な景気後退に陥り、企業倒産の増加、失業者の急増などが社会問題となっています。

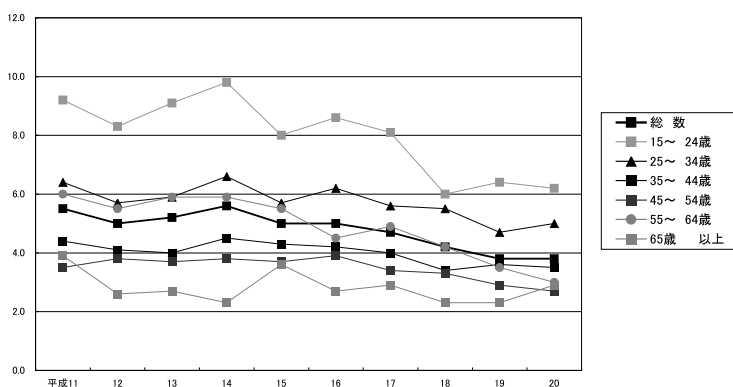
■課題

従業員が10人未満の事業所の数が80%を超える練馬区では、失業や不安定な雇用に対処するため、就労支援や安定した雇用の確保、福利厚生充実が求められています。特に、若年層について、情報提供や企業に対する雇用支援などを通じて、正規雇用化を推進する必要があります。

■国・都・他自治体の動向

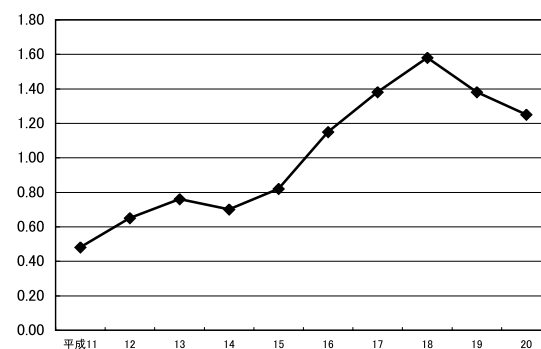
国の「ハローワーク」や都の「東京しごとセンター」などが、緊急雇用対策を含め、就労の紹介、相談、能力開発および情報提供などを実施しています。

図1 都内完全失業率の推移（年齢別）



（図1 出典：「東京の労働力」（東京都））

図2 都内有効求人倍率の推移



（図2 出典：「月刊東京の産業・雇用就業統計」（東京都））

▶用語解説

※1 ねりまファミリーバック：区内の中小企業に勤めている方および区民のために福利厚生事業を行う団体。

※2 ワークサポートねりま（練馬区地域職業相談室）：ハローワーク池袋の協力により、石神井公園区民交流センター内に開設された職業相談室。求人情報の紹介、検索や職業相談などを受けることができます。

この施策で展開する主な事業

<中小企業の勤労者への支援>

○中小企業で働く勤労者のため、人材育成や能力開発の支援や、福利厚生事業の充実に向けたねりまファミリーパック※¹によるサービス等の拡充を支援します。

<就労・雇用の支援>

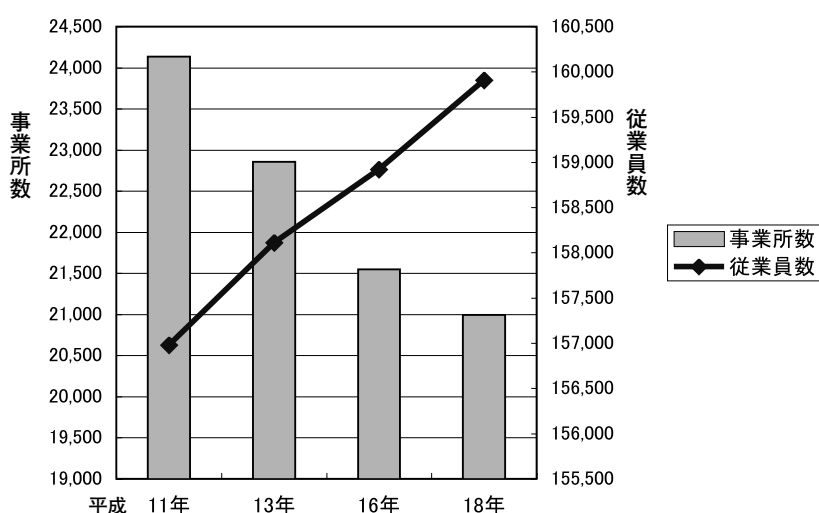
○区民の就労や区内企業の雇用を支援するため、「ワークサポートねりま※²」と協力して相談や情報提供を行います。

○若年者の就労を支援するため、就労支援の講座や集団就職面接会を開催します。

<勤労福祉会館およびサンライフ練馬の運営>

○中小企業で働く勤労者や中高年労働者の心身の健康保持および教養と福祉の向上を図るとともに、勤労に関する相談や情報提供を行うための場を提供します。

図3 区内中小事業所の従業員数（民営事業所）



※ 本調査は5年ごと(13年、18年)、11年、16年は簡易調査

(図3出典：事業所・企業統計調査（東京都）)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
区内中小事業所の従業員数	159,909人（18年度）	161,830人	拡大

（指標と目標値の設定理由）

区内企業の活性化を測定します。雇用情勢が厳しい中、毎年、従業員数が拡大していくことを目標とし、平成18年10月の実績を基準に、平成26年度には1.2%の増をめざします。

この施策の主な担当組織 | 区民生活事業本部 | 産業地域振興部 | 経済課

政策32 経済活動を活発にする

施策324

消費者の自立を支援する

この施策の目標（めざす状態）

消費者が必要な情報を入手し、それを適切に活用することにより、商品・サービスを主体的に選択し、トラブルに対応できる力を持っている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

高齢者や若者を狙った悪質商法、架空請求や不当請求、インターネット関連の消費者トラブルなど、深刻な被害が後を絶ちません。また、商品の不具合や欠陥による事故、食品の偽装や中毒などにより、安全や表示に対する不安・不信などが強まっています。

■課題

消費者の安全を確保するため、被害防止に向けた対応策や解決方法など、必要な情報の迅速な提供・普及と相談サービスの充実が求められています。そのためには、こうした役割を担う消費生活センターの認知度向上が必要です。

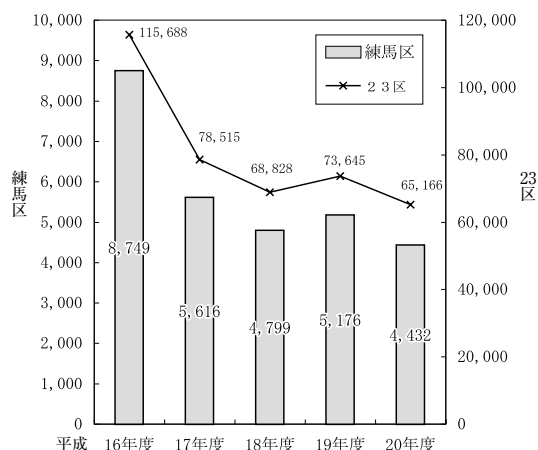
さらに、警察や福祉関係部署などとの連携強化や、小・中学生や高校生などの若年層への啓発が必要です。

■国・都・他自治体の動向

国は消費者庁の設置・関連法規の見直しなどの消費者保護に向けた取組や、独立行政法人・国民生活センターを中心とした情報の収集と発信の迅速化を進めています。

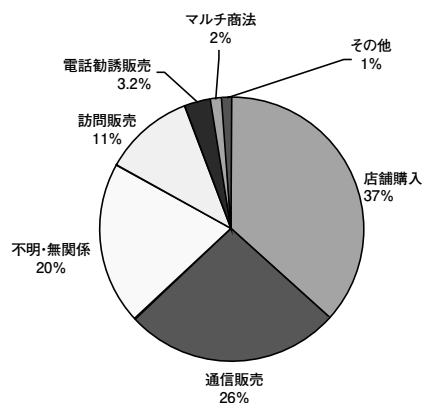
都および他自治体においては消費生活センターの積極的なPRを行い、消費者啓発と相談業務の充実を図っています。

図1 相談件数の推移比較（練馬区と23区）



※平成16年度の相談件数は、ハガキなどによる架空・不当請求のトラブルが全国で爆発的に増加したことや、高齢者を狙った悪質リフォーム詐欺も表面化したことによって、練馬区においても突出して増大しました。しかし、その後の相談件数は都内23区全体の経過と同様な増減推移を示しています。

図2 相談に関わる形態別件数と構成比(平成20年度)



(図1,2出典：区経済課)

この施策で展開する主な事業

<消費者意識の啓発>

- 消費生活（くらし）に関わるさまざまなテーマを取り上げ、講座や教室、通信講座、出張講座等を開催し、消費者意識の向上を図ります。
- 消費者だより「ぷりずむ」を発行（年6回）し、消費者トラブルの対処法や暮らしの支援情報および相談事例による啓発情報の提供を行います。

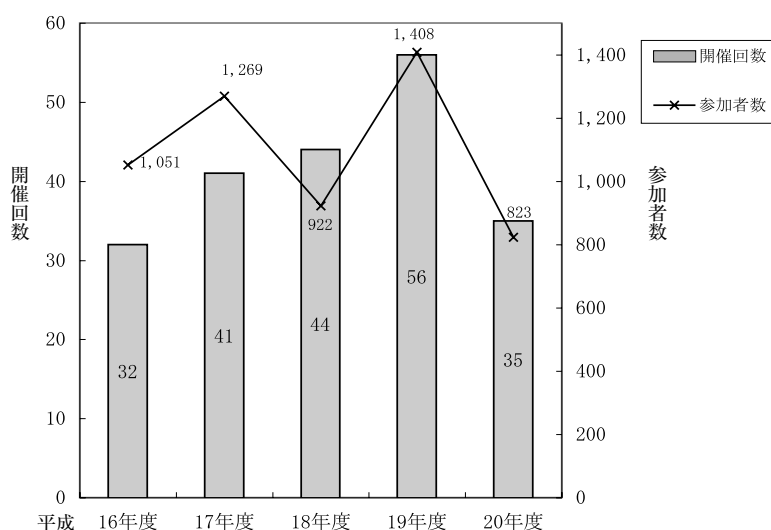
<消費者の安全の確保>

- 消費生活相談を実施し、契約トラブルや不当請求などの解決を図ります。

<石神井公園区民交流センター（消費生活センター）の運営>

- 消費生活センター機能を担う石神井公園区民交流センターの施設の貸出し・維持管理を、指定管理者制度の適正な運用により行います。

図3 消費者講座等の開催回数と参加者数の推移



（図3出典：区経済課）

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
消費者講座等の参加者数	823人	1,030人	上昇

（指標と目標値の設定理由）

消費生活に関心を持ち、必要な知識を習得できた区民の数を測定します。消費者講座・教室、通信講座、出張講座の内容を吟味し、消費者のニーズに合った講座を実施することで参加者数を増やし、平成20年度の25%増とすることをめざします。

この施策の主な担当組織 区民生活事業本部 産業地域振興部 経済課

政策32 経済活動を活発にする

施策325

都市農地を保全し都市農業を支援する

この施策の目標（めざす状態）

区内農業者の創意工夫を活かした農業が推進されることにより、農業経営が安定するとともに、区民が気軽に農とふれあい、都市農地・農業の魅力を体験する機会が確保されている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

わが国の農業は、安価な輸入農産物の流入や農業の担い手不足など厳しい状況にあります。

また、区内の農地については、相続時の高額な税負担などにより、農地面積の減少が続いている一方で、都市農地は生産機能だけでなく、みどりの保全やヒートアイランド現象※¹の緩和、都市住民のレクリエーションの場などの多面的機能が見直されています。

■課題

区内農家の経営安定化を図るための効果的な取組が求められています。

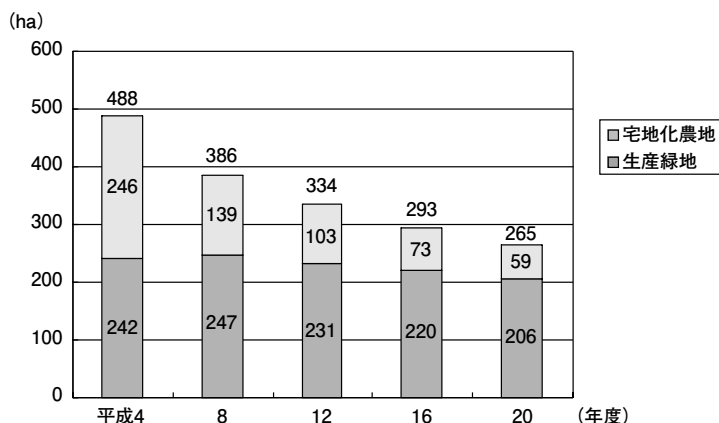
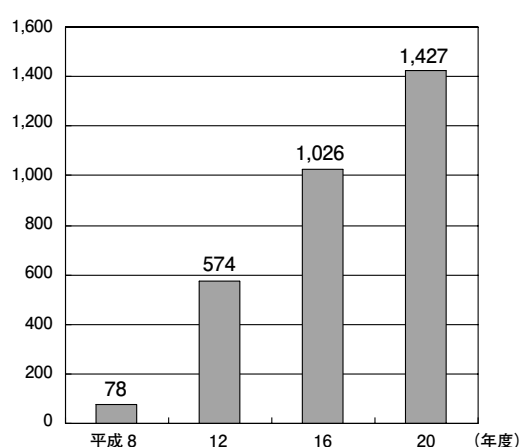
消費地が隣接する都市農業のメリットを活かした地産地消※²の推進や、区民が農とふれあえる機会の拡大を通じて、都市型農業の振興を図る必要があります。

都市農地の保全を図るため、都市農地のもつ多面的機能を強化することが求められています。

■国・都・他自治体の動向

区内農地の保全に関わりの深い都市計画法の見直しが国において進められています。都においては、「10年後の東京」への実行プログラムに基づき、都市農地の保全に取り組んでいます。また、他自治体においても農地の多面的機能に着目した様々な施策を進めています。

図1 農地面積の推移

図2 農業体験農園※³区画数の推移

(図1, 2出典：平成20年度農業経営実態調査)

▶用語解説

※¹ ヒートアイランド現象：人工熱や都市環境などの影響で、都市域が郊外と比較して高温となる現象。

※² 地産地消：地域の消費者ニーズに即応した農業生産と、生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結びつける取組。

この施策で展開する主な事業

<都市農地の保全>

- 都市農地（市街化区域内農地）を保全するため、都市農地保全推進自治体協議会※⁴を通じて他自治体と連携しながら国に対して農地関係制度の見直しを要望するとともに、都市農業・農地を活かしたまちづくりを進め、都市農地のもつ多面的機能を強化します。

実施計画38：都市農地の保全

<農業経営の安定化>

- 区内農業者が安定した農業を営めるよう、パイプハウス等の生産施設への支援や有機質肥料・減農薬資材等の農業資材を補助します。

実施計画39：都市型農業の振興

<農とのふれあいの推進>

- 区民農園や農業体験農園等の開設を通じて、区民が農とふれあえる場を提供し、都市農業・農地に対する理解を深めていきます。

実施計画39：都市型農業の振興

写真1 農業体験農園の様子



(写真1出典：区都市農業課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
農業体験農園の数	14園	20園	拡大

（指標と目標値の設定理由）

農業者の農業経営の安定化、区民と農がふれあうことができる機会を測定します。地域バランスを考慮し、5年間で5園の増設をめざします。

この施策の主な担当組織

区民生活事業本部 産業地域振興部 都市農業課

※3 農業体験農園：区が管理する区民農園・市民農園とは異なり、農家が開設し、耕作の主導権を持って経営・管理している農園で練馬区が発祥の地。利用者は、入園料・野菜収穫物代金を支払い、園主（農家）の指導のもと、種まきや苗の植付けから収穫までを体験できます。

※4 都市農地保全推進自治体協議会：都市農地の保全をめざし、平成20年10月に都内の34自治体が組織。現在38自治体が加入。都市農地保全に関する調査、研究のほか、国および関係団体との情報・意見交換や、国等への要望を行っています。

政策32 経済活動を活発にする

施策326

魅力的な商店街づくりを進める

この施策の目標（めざす状態）

区内の商店街が、区民のだれもが安心して楽しく買い物ができる場となり、にぎわいにあふれている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

商店街では、世界同時不況による急速な景気後退に伴い、消費者の買い控えなど厳しい商環境が続いています。

■課題

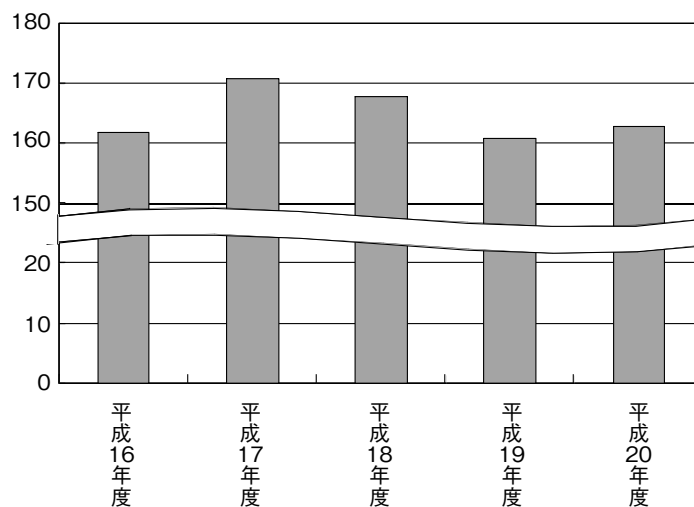
商店街は、区民の生活を支えるために、便利で魅力的な商品やサービスを提供することが求められています。商店会※は、地域コミュニティを支える団体の一つとして、環境への配慮や、地域の安全・安心対策への貢献、地域住民が参加できる交流活動の実施など、多方面にわたる活動へ活発に取り組むことが期待されています。

■国・都・他自治体の動向

国では、中小企業の活性化と地域経済の再生を重点施策の一つとして位置付けています。都では、東京都産業振興指針（平成19年12月策定）の中で、身近な生活圏を支える商店街の振興を図ることを重点的に推進するとしています。

図1 商店街におけるイベント事業の実施数の推移

(事業)



(図1 出典：区商工観光課)

▶用語解説

※商店会：小売業、飲食業、サービス業等を営む店舗が集積した地域である商店街に存在する店舗で組織した団体。

この施策で展開する主な事業

<商店街活性化事業への支援>

○区内商店会が自主的に実施するイベント開催等への支援を行います。

<商店街環境整備への支援>

○区内商店会が自主的に実施する施設整備等への支援を行います。

<商店街組織力強化への支援>

○練馬区商店街連合会や各商店会が実施する、連合会・商店会組織への加入および協力を促進する活動に対し支援を行います。

写真1 中村橋阿波おどり



写真2 チルコロ石神井公園



(写真1,2出典：区商工観光課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
商店街におけるイベント事業の実施数	163事業	178事業	拡大

（指標と目標値の設定理由）

商店街ににぎわいを創出するための、商店会の自主的な取組（売り出しやお祭り等）を測定します。区内の全111商店会の8割（89商店会）が1年間に2事業（中元・歳末売り出し等）実施することをめざします。

この施策の主な担当組織 区民生活事業本部 産業地域振興部 商工観光課

政策32 経済活動を活発にする

施策327

まち歩き観光を推進する

この施策の目標（めざす状態）

区内外の人々がまちを訪れることでにぎわいが創出され、地域経済が活性化している状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

区では、練馬区観光協会（平成18年設立）とともに、区民参加型のまち歩き観光の振興に取り組んでいます。また、ホームページや観光案内所を活用し、練馬区の魅力を区内外に発信しています。

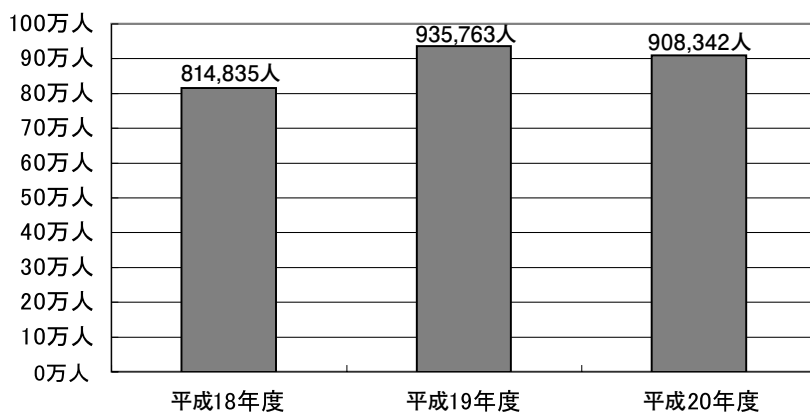
■課題

既存の観光資源・施設の魅力向上や区の特徴的産業であるアニメ、漬物、伝統工芸などの活用により、一層のまち歩き観光の推進を行う必要があります。また、新たな観光資源としての「農」の活用も求められています。

■国・都・他自治体の動向

国は「観光立国」を目標に掲げ、平成20年10月に観光庁を発足し、観光の振興に総合的に取り組んでいます。都は、平成19年3月に「東京都観光産業振興プラン」を策定し、行政・民間事業者・都民が一体となって観光産業振興に取り組むこととしています。

図1 主なまち歩き観光スポットの来場者数



（図1 出典：区商工観光課）

この施策で展開する主な事業

<地域の魅力を活かした観光事業の推進>

○練馬区観光協会への支援を通じ、「アニメ」や「農」などを活用したまち歩き観光の推進を図ります。

<練馬まつり・照姫まつり・地区祭の支援>

○練馬まつり・照姫まつり・地区祭の各実行委員会に支援を行い、地域のにぎわいづくりと地域経済の活性化を図ります。

写真1 観光ガイドイベント



写真2 ねりたんアニメカーニバル



写真3 練馬まつり



写真4 照姫まつり



(写真1～4出典：区商工観光課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
まち歩き観光スポットの来場者数	約91万人	102万人	拡大

（指標と目標値の設定理由）

まち歩き観光事業の推進状況を測定します。各年、対前年比2%の増をめざします。

この施策の主な担当組織

区民生活事業本部 産業地域振興部 商工観光課

3 区民生活と産業分野

にぎわいとやすらぎのある まちを創る

政策31 まちの地域力を高める

政策32 経済活動を活発にする

政策33 文化芸術・生涯学習、スポーツ活動を
活発にする

政策34 安全で安心な区民生活を支える態勢を
整える

政策35 平和と人権を尊重する

3 区民生活と産業分野

政策33

文化芸術・生涯学習、スポーツ活動を活発にする

政策の概要

文化芸術・生涯学習や読書、スポーツなど、区民の多様な活動を支援し、その活性化を図ります。また、区内の文化財や伝統文化を保存し、その継承と活用を図ります。さらに、区内に在住する外国人との交流や、海外の都市との交流などを通じて、多様な文化や社会への理解を広げる活動を促進します。

この政策で展開する施策と基本事務事業

政 策

33 文化芸術・生涯学習、スポーツ活動を活発にする

施 策

基本事務事業

331
区民の文化芸術・生涯学習活動を
支援する

- 文化芸術活動の支援と機会の提供
- 文化芸術施設の運営
- 文化芸術施設の整備
- 生涯学習活動の支援と情報の提供
- 生涯学習施設の運営
- 生涯学習施設の整備

332
読書活動を支援する

- 図書館の運営
- 読書活動の支援と機会の提供

333
スポーツ活動を支援する

- スポーツ活動の支援と機会の提供
- 総合型地域スポーツクラブの育成・支援
- スポーツ施設の運営
- スポーツ施設の整備

334
文化財を保存・活用・継承する

- 文化財の保護・保存
- 文化財の継承と活用

335
多様な文化・社会への理解を進める

- 地域での多文化交流の推進
- 区内在住外国人等の地域活動の推進
- 海外都市との交流の推進

政策33 文化芸術・生涯学習、スポーツ活動を活発にする

施策331

区民の文化芸術・生涯学習活動を支援する

この施策の目標（めざす状態）

文化芸術の振興により区民の創造性と感性が育ち、心豊かな生活を送るとともに、区民の活発な生涯学習活動が豊かな地域社会づくりに活かされている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

区民の文化芸術、生涯学習への関心は年々高まっており、多様な文化芸術活動や、生涯学習活動を通じて仲間づくりや地域づくりも行われています。また、それらの活動や学習の成果を地域に活かしたいという区民や団体の要望も高まっています。区は、文化に関する条例や生涯学習に関する計画等を定め、このような活動を促進、支援しています。

■課題

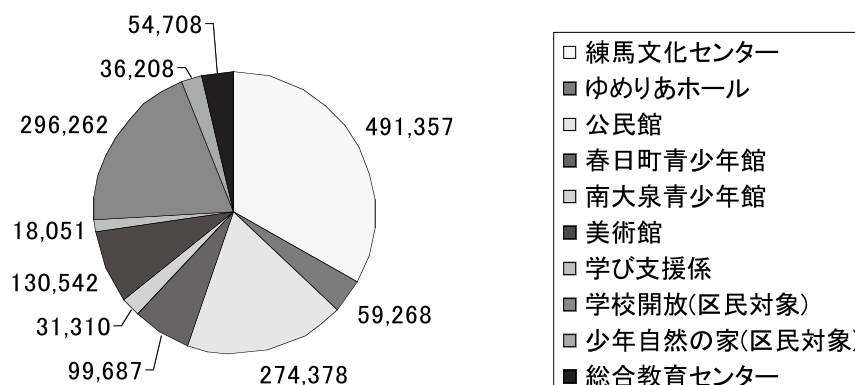
区民が自主的、主体的に文化芸術活動に関わるための環境づくり、練馬区独自の文化的、芸術的な活動や資産を広く紹介し、まちの魅力を高める新たな取組が求められています。また、生涯学習に関する情報の提供や地域での活動の場づくりなどの支援が一層求められています。

■国・都・他自治体の動向

国では、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律や社会教育法等に基づき、生涯学習の振興に取り組んでいます。また、地方分権改革の推進の中で、教育の事務のうちスポーツ・文化に関する教育の事務については首長が管理・執行できるようになっています。

図1 文化芸術、生涯学習施設利用者数および同事業参加者数

(平成20年度：合計1,491,771人)



(図1 出典：区生涯学習課)

この施策で展開する主な事業

<文化芸術活動の支援と機会の提供>

- （仮称）文化芸術振興計画の策定、文化芸術施策連絡推進組織の設置、文化芸術に関わる情報の提供などにより、文化芸術活動を支援します。また、区民参加型事業など多様な事業展開を図ります。

☞ **実施計画40：文化芸術振興の推進体制の整備**

<文化芸術施設の運営>

- 練馬文化センター、大泉学園ゆめりあホールにおいて質の高い舞台芸術の提供や、区民の自主的な文化芸術活動推進のための場の提供を行います。

<文化芸術施設の整備>

- 若者をはじめとする多様な世代が文化芸術活動を行えるよう、活動の場の充実を図ります。
- 練馬区にゆかりのある芸術家・文学者等の文化芸術資産を収集・保存、公開するための拠点を設置し、運営します。
- 美術館では、日本の近・現代の美術作品を中心に調査、研究および収集を行い、展覧会を開催します。また、講座や、展示室・創作室の貸出を通じて広く区民が美術に触れる機会を提供します。
- 日本の情緒豊かな向山庭園を文化施設として整備します。

☞ **実施計画41：文化芸術資産の活用
42：向山庭園の改築**

<生涯学習活動の支援と情報の提供>

- さまざまな手段で生涯学習情報を提供し、区民の自主的・主体的な学習活動を支援します。

<生涯学習施設の運営>

- 石神井公園ふるさと文化館では、区ではぐくまれてきた文化の継承および発展を図り、新たな地域文化の創造および観光振興に寄与するための各種事業を行います。（平成22年3月開館）
- 練馬公民館では、寿大学や児童合唱団の運営など幅広い年代の方を対象とした事業を実施します。
- 青少年館では、わかものスタート支援事業、障害者青年学級、児童劇団の運営などを実施します。

<生涯学習施設の整備>

- 総合教育センターの建物を活用して、地域活動を担う人材の育成や生涯学習活動の一層の充実を図るため、（仮称）ねりま区民大学を設置し、運営します。

☞ **実施計画43：（仮称）ねりま区民大学の設置**

図2 石神井公園ふるさと文化館完成予想図



図3 常設展示室イメージ



（図2,3出典：区生涯学習課）

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
文化芸術・生涯学習施設利用者数および同事業参加者数	1,491,771人	1,800,000人	拡大

（指標と目標値の設定理由）

区民の文化芸術活動および生涯学習活動の活性化を測定します。平成20年度の状況から25%の増をめざします。

この施策の主な担当組織

教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習課

政策33 文化芸術・生涯学習、スポーツ活動を活発にする

施策332

読書活動を支援する

この施策の目標（めざす状態）

区民のだれもが読みたい資料を読みたいときに簡単かつ速やかに入手し、読書活動を行っている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

心豊かな生活を送るために、区民の身近な情報拠点として生涯にわたる学習を支援する図書館サービスの充実について、区民のニーズが高まっています。

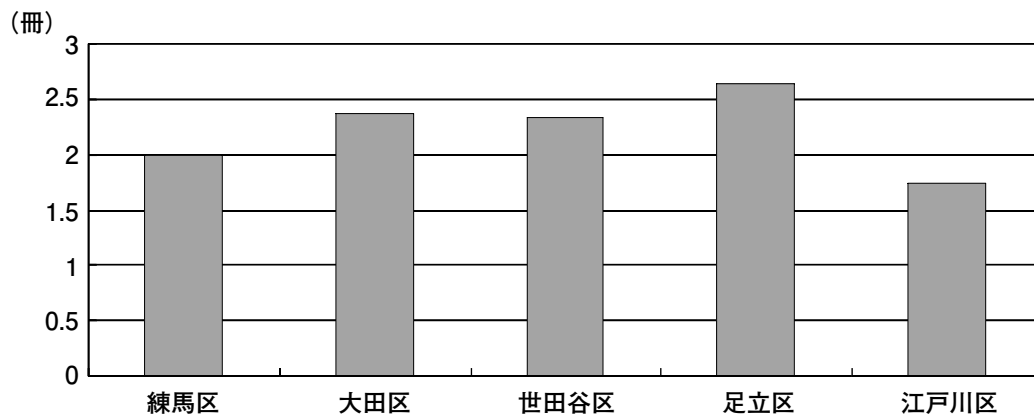
■課題

あらゆる世代の多様化・高度化するニーズに応えるために、蔵書冊数を拡充し、図書館資料の一層の充実を図る必要があります。また、さらなる利用機会の拡大および利便性の向上のため、図書館資料の受取窓口の整備等、読書環境の整備を行う必要があります。

■国・都・他自治体の動向

国は、図書館法や文字・活字文化振興法において、地方自治体に図書館の整備と運営の改善・向上に必要な措置を講ずるよう求めています。都や各区においては、図書館の改修や再編・整備、開館日・開館時間の拡大や情報化の推進等利便性の向上を図るとともに、指定管理者制度導入など、運営の見直しを行っています。

図1 人口が60万人を超える5区における区民1人当たり蔵書冊数



※「平成20年度東京都公立図書館調査」の数値に基づき算出。

(図1 出典：区光が丘図書館)

この施策で展開する主な事業

<図書館の運営>

- 区民の生涯学習を支援するため、図書館資料を収集・保管するスペースを確保し、蔵書冊数を増やします。
- 民間のノウハウを活用し、区民がより利用しやすい図書館運営を行います。

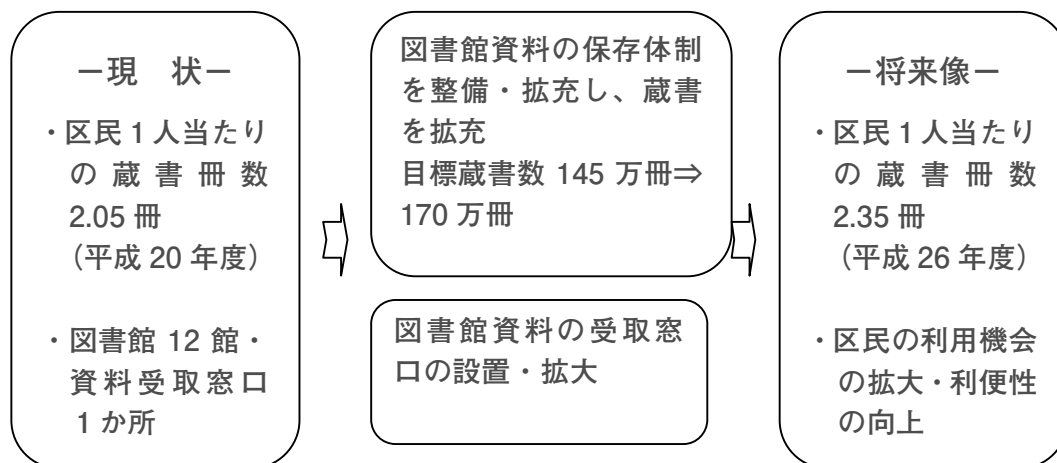
<読書活動の支援と機会の提供>

- 区民のより良い読書環境の整備および利便性の向上を図るため、予約された図書館資料の受取窓口を設置・拡大します。

実施計画 44：図書館資料受取窓口の設置・拡大

- 子どもや障害者などに対するサービス拡充に取り組みます。

図1 図書館サービスの現状と将来像



(図1出典：区光が丘図書館)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
区立図書館の区民1人当たりの蔵書冊数	2.05冊	2.35冊	上昇

（指標と目標値の設定理由）

区民1人当たりの蔵書冊数から、図書館資料の充実度を測定します。練馬区と人口が同規模の区（4区）の水準までの引き上げをめざします。

この施策の主な担当組織 教育委員会事務局 生涯学習部 光が丘図書館

政策33 文化芸術・生涯学習、スポーツ活動を活発にする

施策333

スポーツ活動を支援する

この施策の目標（めざす状態）

区民のだれもが、「いつでも どこでも いつまでも」スポーツ*¹に親しみ、心豊かで健康な生活を楽しんでいる状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

区民のスポーツと健康づくりに対するニーズが高まっており、区立スポーツ施設の利用者数やスポーツ事業参加者数は高水準で推移しています。また、各体育館には地域住民が運営主体となる総合型地域スポーツクラブ*²があり、会員数も増加しています。区は、さらなるスポーツ振興を図り、スポーツが盛んな、活気あふれるまちを実現するため「練馬区スポーツ振興基本計画」を策定しました。

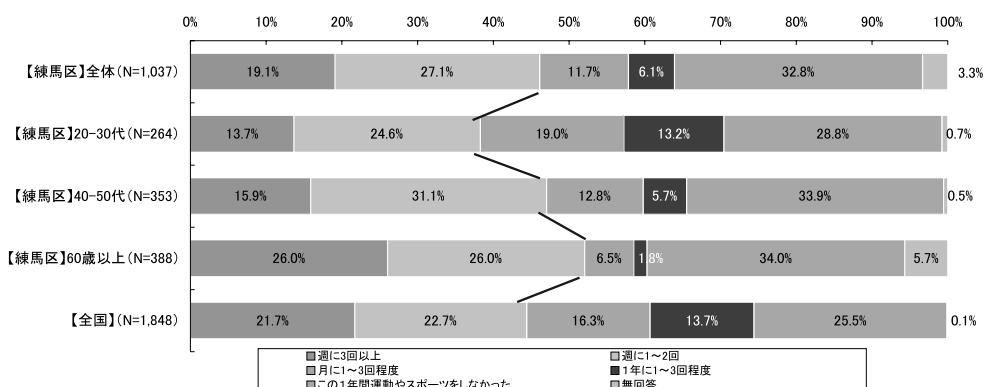
■課題

区民のより自主的なスポーツへの参加・参画、およびスポーツを通じた地域の活性化を図るために、中核となるスポーツ施設の整備、スポーツ活動をするための地域拠点の確保、多様な機会の創出による区民の自主的なスポーツ活動の推進、スポーツ関係団体との連携の強化などが求められています。

■国・都・他自治体の動向

国は、「スポーツ振興基本計画」を定め、子どもの体力の向上や地域におけるスポーツ環境の整備、国際競技力の向上などに取り組んでいます。都も「東京都スポーツ振興基本計画」を策定し「都市づくりとスポーツ」という観点からスポーツ振興に関する取組を進めています。また、各区においても国、都の計画に基づいた取組を行っています。

図1 区民のスポーツ実施率（区民がスポーツを実施している度合い）



出所：スポーツに関する区民意識意向調査（平成18年度）

*全国のデータは、「体力・スポーツに関する世論調査」（内閣府大臣官房政府広報室 平成18年度）より

（図1 出典：練馬区スポーツ振興基本計画）

この施策で展開する主な事業

<スポーツ活動の支援と機会の提供>

- 区、スポーツ関係団体、大学等の研究機関の協力・連携により、「する」だけでなく「みる」「ささえる」といった多様なスポーツの機会を創出し、区民の自主的なスポーツ活動を推進します。

<総合型地域スポーツクラブの育成・支援>

- 区民が生涯にわたって継続的にスポーツを行い、世代を超えて交流できる場である、総合型地域スポーツクラブの育成・支援を行います。

<スポーツ施設の運営>

- 指定管理者制度等、民間のノウハウを活用し、より利用しやすいスポーツ施設の運営を行います。

<スポーツ施設の整備>

- 中核となるスポーツ施設として、総合体育館の改築および練馬総合運動場の改修を行います。
- 公園内スポーツ施設の整備・充実を図ります。

実施計画45：区立スポーツ施設の整備

写真1 総合型地域スポーツクラブによる
「少年サッカー教室」



写真2 指定管理者制度を導入した中村南スポーツ
交流センターでの開館記念イベント
「バレーボール大会」



(写真1,2出典：区スポーツ振興課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
週1回以上スポーツを行う成人の割合	46.2% (平成18年度調査実績)	60% (25年度)	上昇

(指標と目標値の設定理由)

スポーツの実施者比率から、その普及度、定着度を測定します。練馬区スポーツ振興基本計画に基づき、週1回以上スポーツを行う成人の割合を60%以上とすることをめざします。

この施策の主な担当組織 教育委員会事務局 生涯学習部 スポーツ振興課

▶用語解説

※1 スポーツの概念：「練馬区スポーツ振興基本計画」では、勝敗や記録を競うスポーツに加えて、身近なところで身体を動かすことや気分転換のための軽い運動・体操、あるいは、自然と親しむ野外活動等もスポーツとし、スポーツの概念を幅広く捉えています。

※2 総合型地域スポーツクラブ：生涯にわたり地域でスポーツが楽しめるように、地域の人々が中心となり自ら運営していくスポーツクラブで、国の計画により、全国各市区町村において、少なくとも一つは育成するという目標が定められています。区には7つの総合型地域スポーツクラブ（略称SSC）があります。

政策33 文化芸術・生涯学習、スポーツ活動を活発にする

施策334

文化財を保存・活用・継承する

この施策の目標（めざす状態）

区内の歴史的な遺産や遺跡の調査・研究により、広く区民に文化財および埋蔵文化財の重要性が理解され、保護、保存、周知、活用されている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

区内で発見される埋蔵文化財は農地等の開発に伴い増加傾向にあります。また、文化財の指定・登録数も毎年増加しています。そして、区の指定・登録文化財の所有者や無形文化財等の伝統文化・芸能の保持者等に対して保護・保存・継承に係る奨励金を交付しています。

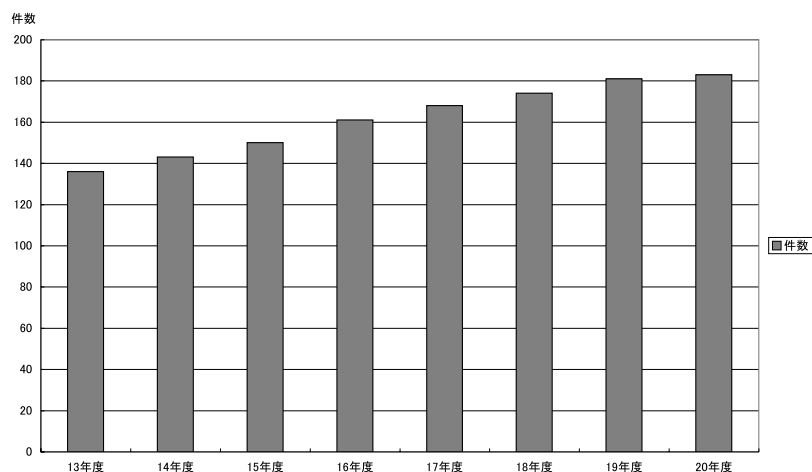
■課題

埋蔵文化財の増加に対し保管収蔵庫が不足しており、学校等の活用により、収蔵と見学等が可能な施設の設置が求められています。

■国・都・他自治体の動向

国は、東京大学構内の文化財保管等の施設の改築を進めており、都も都営住宅アパート跡を活用して埋蔵文化財を保管するとともに、埋蔵文化財センターを整備し、展示・公開等を行っています。世田谷区など他自治体においてもそれぞれ保管庫を整備し、文化財、埋蔵文化財の保存と活用を行っています。

図1 区指定・登録文化財の推移



（図1 出典：区生涯学習課）

この施策で展開する主な事業

<文化財の保護・保存>

○民俗文化財や歴史的建造物、埋蔵文化財などの保護・保存を図ります。

<文化財の継承と活用>

○文化財を石神井公園ふるさと文化館事業で展示すること等により、文化財保護意識の普及、啓発を図り、文化財を次代に伝えるとともに、区民文化の創造および向上を図ります。

写真1 丸山東遺跡方形周溝墓出土品



写真2 下練馬の大山道道標（北町1丁目）



（写真1,2出典：区生涯学習課）

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
指定・登録文化財の件数	183件（累計）	220件（累計）	増加

（指標と目標値の設定理由）

区民の財産である、指定・登録文化財の増加をめざします。

この施策の主な担当組織	教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習課
-------------	----------------------

政策33 文化芸術・生涯学習、スポーツ活動を活発にする

施策335

多様な文化・社会への理解を進める

この施策の目標（めざす状態）

地域社会において、人種・国籍・宗教・文化・習慣などの違いを認めあい、お互いに尊重しあう共生^{*1}が進展し、区民による国際交流が活発に行われている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

グローバル化^{*2}の進展により、地球規模での相互依存が進み、地域の紛争が世界全体に大きな影響を及ぼす一方で、国境を越えた地域や市民の交流・活動が平和に寄与しています。練馬区では総人口に占める外国人登録者数の割合が増加傾向にあり、出身国は100か国を超え、定住率の高い外国人も増加しています。こうした中、区では、諸外国や海外の都市との交流・協力・支援、在住外国人への支援、関連ボランティア・団体との協働・支援等を行っています。

■課題

言葉や習慣の違いを超えた相互理解・相互協力の必要性が高まっており、海外との交流や区内に住む外国人との相互理解と交流や協働を一層進める必要があります。

■国・都・他自治体の動向

平成19年末現在、わが国の外国人登録者数は約215万人であり、この10年間で1.5倍となっています。国は、こうしたグローバル化の進展等を勘案し外国人住民施策を全国的な課題ととらえて、平成18年3月に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、区市町村および都道府県に計画的かつ総合的な共生推進策の実施を求めています。

都は「国際交流・協力T O K Y O連絡会」等を通じて区市町村やN P Oとも連携して、東京の国際化への対応策を進めています。

特別区や全国の市町村も、地域の特性に応じた施策を進めています。

写真1 平成20年度国際交流のつどいの様子



（写真1 出典：区文化国際課）

この施策で展開する主な事業

<地域での多文化交流の推進>

○交流会や各種講座などにより、区民の国際理解を深め、地域社会での共生を進めます。

<区内在住外国人等の地域活動の推進>

○区内在住外国人等が主体的に地域で暮らすための支援、ボランティアや関係団体との協働や支援を実施し、地域社会での共生を進めます。

<海外都市との交流の推進>

○友好都市である北京市海淀区（かいでんく）※³およびオーストラリア イプスウィッチ市※⁴との多様な分野での交流の継続的な推進、新たな友好都市提携に向けた調査・検討、その他の海外都市との交流等により、住民相互の国際理解・国際協力を進めます。

図1 練馬区と国の外国人登録者数の推移

（練馬区：1月1日現在 国：前年末現在）

年度	練馬区		国	
	外国人登録者数(人)	総人口に占める割合(%)	外国人登録者数(人)	総人口に占める割合(%)
平成11年	10,080	1.55	1,512,116	1.20
平成12年	10,390	1.58	1,556,113	1.23
平成13年	10,765	1.63	1,686,444	1.33
平成14年	11,465	1.71	1,778,462	1.40
平成15年	12,027	1.78	1,851,758	1.45
平成16年	12,351	1.82	1,915,030	1.50
平成17年	12,114	1.77	1,973,747	1.55
平成18年	12,114	1.77	2,011,555	1.57
平成19年	12,361	1.79	2,084,919	1.63
平成20年	13,067	1.87	2,152,973	1.69

（図1 出典：区文化国際課）

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
交流会等参加者数	865人	920人	拡大

（指標と目標値の設定理由）

交流会や各種講座の参加者数から区民の国際理解度、地域社会での共生度を測定します。平成20年度の実績を踏まえ、毎年1%の増をめざします。

この施策の主な担当組織

総務部 文化国際課

▶用語解説

※1 共生：人種・国籍・宗教・文化・習慣などの違いを認めあい、お互いに尊重しあうこと。

※2 グローバル化：物事の規模が国家の枠組みを超えて地球全体に拡大すること。

※3 北京市海淀区：中華人民共和国の首都北京市の行政区画の一つで市の中心部の北西に位置しています。面積は430平方キロメートル、人口約300万人です。平成4年に「友好・協力交流に関する合意書」に調印しました。

※4 イプスウィッチ市：オーストラリア・クイーンズランド州にあり、州都ブリスベンの南西40キロメートルに位置しています。面積は1207平方キロメートル、人口約14万5千人です。平成6年に「友好都市提携に関する合意書」に調印しました。

3 区民生活と産業分野

にぎわいとやすらぎのある まちを創る

政策31 まちの地域力を高める

政策32 経済活動を活発にする

政策33 文化芸術・生涯学習、スポーツ活動を
活発にする

政策34 安全で安心な区民生活を支える態勢を
整える

政策35 平和と人権を尊重する

3 区民生活と産業分野

政策34

安全で安心な区民生活を支える態勢を整える

政策の概要

地域の防犯防火など区民の安全・安心を守る意識と行動力を高め、地域の防犯防火体制を強化するとともに、犯罪被害者等の支援を充実していきます。さらに、自然災害に対する区民の防災意識と行動力を高め、地域の防災体制を強化するとともに、災害時の避難拠点の運営や被災者の救出・救護体制の整備などにより被災者支援を充実します。

この政策で展開する施策と基本事務事業

政策

34 安全で安心な区民生活を支える態勢を整える

施策

基本事務事業

341
犯罪等に対する態勢を強化する

区民の防犯防火等に対する意識の向上と活動の推進
区の防犯防火等体制強化と犯罪被害者等支援の推進

342
自然災害に対する態勢を強化する

区民の防災意識・行動力の向上
区の防災体制と被災者支援の強化

政策34 安全で安心な区民生活を支える態勢を整える

施策341

犯罪等に対する態勢を強化する

この施策の目標（めざす状態）

地域に住む区民自らが地域の安全を守るという認識をもち、区民・行政・関係機関の協働により、犯罪被害を最小限に抑制する態勢が強化され、区民が安心して暮らすことができる状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

区内の犯罪発生件数は減少していますが、高齢者や子どもが被害者となる犯罪は増加しており、凶悪で残虐な事件も発生しています。また、火災から区民の命と財産を守る必要があります。

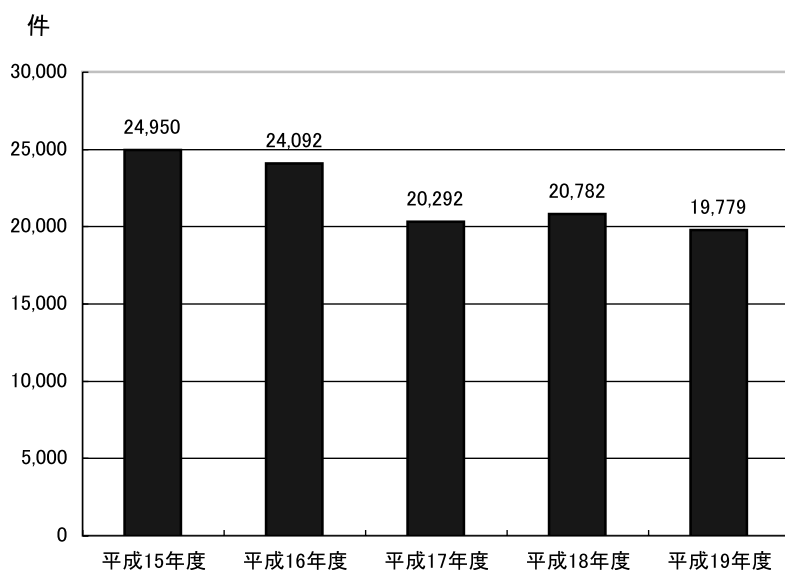
■課題

犯罪抑止・火災防止のため、警察や消防などの公助だけでなく、自助・共助による防犯・防火のための態勢強化が必要です。そのため、地域で活動する区民への意識啓発を図るとともに、区民の各種の自主的な取組への支援が求められています。

■国・都・他自治体の動向

都と練馬区では、防犯カメラなどの防犯設備を設置する費用の一部を助成しています。また、都および他自治体においても、防犯や防火のための講習会など、犯罪の抑止・防止に係る各種事業を展開しています。

図1 犯罪発生件数の推移



※件数は凶悪犯、窃盗犯、風俗犯、知能犯、粗暴犯の合計数による。

（図1出典：警視庁総務部文書課「警視庁の統計」）

▶用語解説

※ メールけいしちょう：各地域で発生した犯罪発生情報や犯罪を防ぐために必要な防犯情報等をメールで受信できる、警視庁によるサービス。

この施策で展開する主な事業

<区民の防犯防火等に対する意識の向上と活動の推進>

- 区報・区ホームページやねりま安全・安心メールの活用、メールけいしちょう*の普及など防犯防火に係る情報、保護者へ不審者情報の提供を継続していくとともに、危機管理フェアの開催、啓発用冊子等の配布などにより、意識啓発と向上を図っていきます。
- 地域の団体が実施するパトロール活動への車両や資材の提供等による支援や、防犯設備整備への助成等、地域団体の防犯・防火活動の支援や組織体制の強化を推進します。

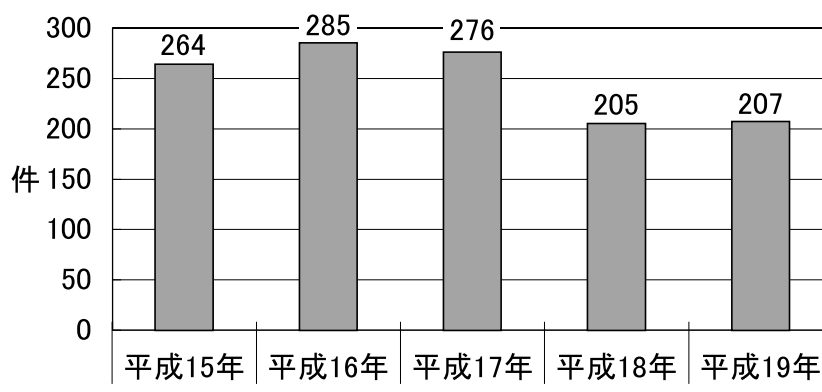
<区の防犯防火等体制強化と犯罪被害者等支援の推進>

- 地域の住民組織による防犯活動の取組が困難な部分について、安全・安心パトロールカーの効率的な運用や区関係部署、区内各警察署・消防署との連携を図りながら防犯防火事業を実施します。

実施計画 46：地域防犯防火連携組織の確立

- 犯罪被害者等に関する問題を人権問題としてとらえ、二次的被害防止の取組を中心に、関係機関等と連携しながら犯罪被害者等支援施策の総合的推進を図っていきます。

図2 火災発生件数の推移



(図2 出典：区安全・安心担当課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
「防犯・防火・防災」に関する区民の満足度	54.1%	60%	上昇

（指標と目標値の設定理由）

犯罪の抑止・防止に係る取組結果を測定します。平成20年度区民意識意向調査の区民満足度の実績数値54.1%を基準に、それ以上の水準をめざします。

この施策の主な担当組織

危機管理室 安全・安心担当課

政策34 安全で安心な区民生活を支える態勢を整える

施策342

自然災害に対する態勢を強化する

この施策の目標（めざす状態）

区民の防災意識が高まり、区民防災組織が自主的に活動を行い、地域の中で共助の仕組みができているとともに、区と区民防災組織、防災関係機関相互の緊密な連携が図られ、被害を最小限に食い止められる態勢が確立されている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

南関東地域直下におけるマグニチュード7程度の地震は、今後30年以内に70%の確率で発生すると指摘されています。こうした中、区民の防災に対する関心も高まっています。

また、災害時に支援を必要とする高齢者や障害者などの要援護者対策が急務となっています。

■課題

大規模災害への懸念の高まりに対し、防災に関する区民への普及啓発と建物の耐震化や家具転倒防止などの取組を推進するとともに、区民防災組織の支援、初期消火や被災者・要援護者の救出救護訓練等を通じた、地域防災力の一層の向上を担う人材育成が求められています。

また、災害時の要援護者を地域で見守る仕組みをつくるために区民防災組織の活動を支援していくことが求められています。

■国・都・他自治体の動向

横須賀市における小学生への防災学習や四日市市における自主防災リーダー養成など、他自治体においても防災意識向上に向けた防災教育を実施しています。

表1 練馬区に関する地震被害想定（抜粋）

被害の種類	東京湾北部地震 (M6.9)		東京湾北部地震 (M7.3)	
建築物全壊棟数	270	棟	1,582	棟
建築物半壊棟数	5,338	棟	14,026	棟
ライフラインの被害				
上水道（断水率）	15.5	%	28.4	%
下水道（管きょ被害率）	17.1	%	18.1	%
都市ガス（供給停止率）	0.0	%	0.0	%
電力（停電率）	6.0	%	11.1	%
電話（不通率）	5.8	%	9.3	%
出火件数	21	件	33	件
焼失面積	2.9	km ²	4.98	km ²
死者	33	人	98	人
負傷者	1,830	人	4,320	人
帰宅困難者	39,821	人	39,821	人
エレベーター閉じ込め台数	149	台	199	台
避難所生活者（1日後）	68,531	人	97,847	人
避難所生活者（1か月後）	35,632	人	67,554	人

（表1 出典：東京都防災会議
（平成18年5月））

（冬の夕方18時 風速6mでの想定）

この施策で展開する主な事業

<区民の防災意識・行動力の向上>

- 防災に関する見学、体験、講座の受講が可能な場を設置し、区民の防災意識や行動力の向上を図るとともに、防災活動に関わる区民や区民防災組織等の活動・訓練の場、交流の場とします。

実施計画47：(仮称)ねりま防災カレッジの設立

<区の防災体制と被災者支援の強化>

- 災害時の避難拠点の運営や被災者の救出・救護体制の整備、充実を図るとともに、区民が円滑に備蓄物資を活用できる環境を確保します。
- 要援護者名簿への登録制度を活用し、平常時から地域の区民防災組織等により要援護者を地域全体で支えていくための普及啓発活動や協力体制の整備を行います。

写真1 防災訓練風景



(写真1出典：区防災計画担当課)

表2 区防災訓練参加者数

項目	18年度	19年度	20年度
	(単位：人)	(単位：人)	(単位：人)
水防訓練	765	947	713
震災総合訓練	4,259	139	2,048
避難拠点・防災会・市民消火隊等の訓練・会議等	51,484	45,507	48,332
防災啓発活動（講演会等）	532	786	305

※19年度の震災総合訓練は図上訓練を実施したため、避難拠点の立ち上げ訓練は実施しなかった。

(表2出典：区防災計画担当課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
防災リーダーの育成講習修了者	81人	400人	拡大

(指標と目標値の設定理由)

災害発生時に、率先して行動し、組織を指導・誘導するとともに、正しい防災知識を身につけ、地域住民への普及啓発や訓練指導をするリーダーの育成状況を測定します。各区民防災組織の防災リーダーの育成をめざします。

この施策の主な担当組織

危機管理室 防災計画担当課

にぎわいとやすらぎのある まちを創る

政策31 まちの地域力を高める

政策32 経済活動を活発にする

政策33 文化芸術・生涯学習、スポーツ活動を
活発にする

政策34 安全で安心な区民生活を支える態勢を
整える

政策35 平和と人権を尊重する

3 区民生活と産業分野

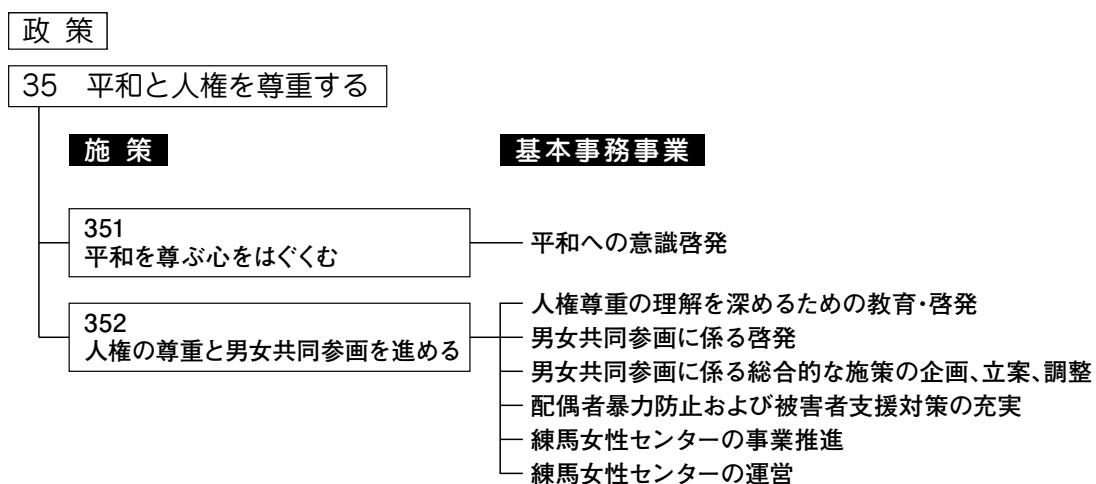
政策35

平和と人権を尊重する

政策の概要

平和を尊ぶ心をはぐくむとともに、一人ひとりの個性を認め、人権を尊重する意識を高めます。さらに、男女共同参画社会の実現に向けて、区民意識の向上への取組を促進するとともに、配偶者による暴力防止と被害者支援対策の充実を図ります。

この政策で展開する施策と基本事務事業



政策35 平和と人権を尊重する

施策351

平和を尊ぶ心をはぐくむ

この施策の目標（めざす状態）

より多くの区民が平和の尊さに思いを寄せ、恒久的な平和の実現を祈念する機会を提供できている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

世界の恒久平和の実現は、時代や国を越えた人類共通の願いであり、平和への願いを次の世代にまで伝えていかなければなりません。

私たち一人ひとりが平和を希求する心をはぐくんでいくことが求められています。

練馬区は平和の尊さを伝える機会として「平和祈念コンサート」を実施していますが、会場の収容人員の制約により参加できる方は限られています。

そのため、「平和祈念パネル展」を複数日実施することで、より多くの方々に平和の尊さを伝える機会を設けています。

■課題

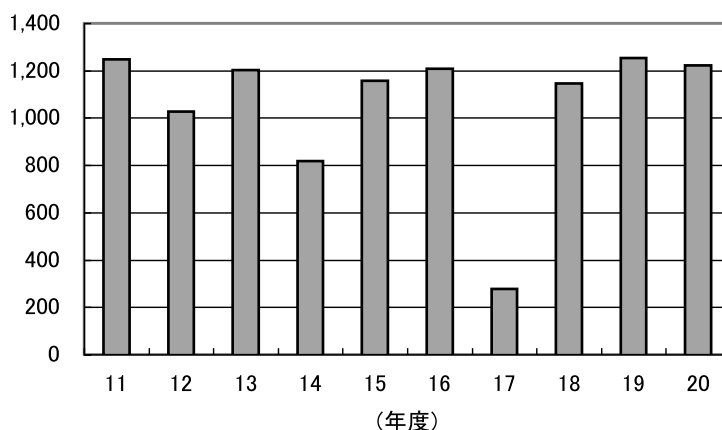
「平和祈念コンサート」や「平和祈念パネル展」実施時の参加者アンケート等を通じて、区民の平和に対する考え方や意見・要望を把握するとともに、区政全般の中で平和の施策のあり方について検討し、より効果的な施策の展開を図る必要があります。

■国・都・他自治体の動向

都では、毎年3月10日を「東京都平和の日」※と定めて記念行事を実施しており、他自治体においても同様にさまざまな事業を実施しています。

図1 平和祈念コンサート入場者数

(人)



※毎年度、練馬文化センターで開催。(平成17年度のみ練馬公民館で開催。)

(図1出典：区総務課)

この施策で展開する主な事業

<平和への意識啓発>

○多くの方に平和の尊さを考える機会を提供するため、平和推進事業を継続して行っています。

写真1 光が丘にある平和祈念碑



写真2 区役所本庁舎前に立つ平和祈念碑



(写真1,2出典：区総務課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
平和祈念コンサート参加人数	1,222人	1,486人	拡大

（指標と目標値の設定理由）

平和の実現を祈念する機会を提供できた人数を測定します。会場の収容人員数100%をめざします。

この施策の主な担当組織

総務部 総務課

▶用語解説

※ 東京都平和の日：昭和20年（1945年）3月10日未明の大空襲により、東京では一夜にして多くの尊い命が失われ、いたるところ焼け野原と化しました。都は、平成2年、平和国家日本の首都として、戦争の惨禍を再び繰り返さないことを誓い、「東京都平和の日条例」を制定しました。条例の第1条では3月10日を「東京都平和の日」と定め、第2条で平和の意義を確認し、平和意識の高揚を図るため、記念行事を実施することをうたっています。

政策35 平和と人権を尊重する

施策352

人権の尊重と男女共同参画を進める

この施策の目標（めざす状態）

区民が人権に関する深い理解と認識をもち、すべての区民が性別や立場により差別されことなく尊重され、男女が社会のあらゆる分野において共に参画し、その成果と責任を分かち合うことができる状態。

この施策をめぐる現状と課題

■現状

現在でも性別による差別、児童虐待、高齢者、障害者、同和問題など、さまざまな人権問題があります。さらに社会状況の変化に伴い、路上生活者、インターネット上の人権侵害、犯罪被害者等の問題など多様化した新しい問題も生じています。

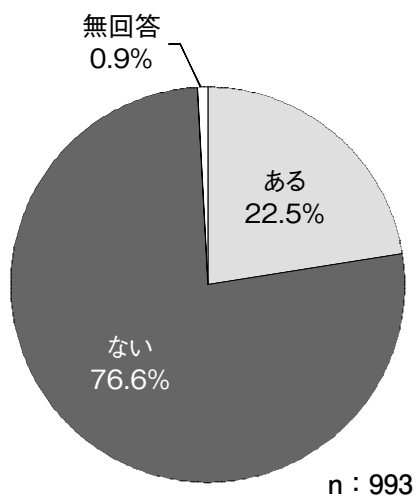
■課題

区のすべての施策は、人権尊重の理念および男女共同参画計画の基本理念に基づき、共通する視点に立って展開する必要があります。そのため、各施策と連携した効果的な人権啓発・教育の取組を行うとともに男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策の推進が求められています。

■国・都・他自治体の動向

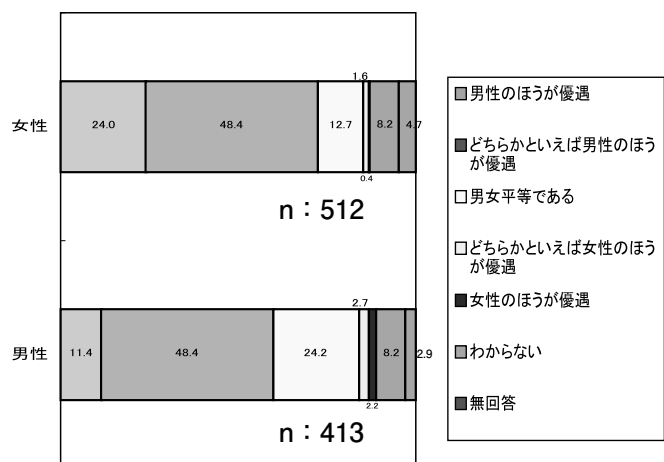
国では、「人権教育・啓発に関する基本計画」および「男女共同参画基本計画（第2次）」に基づき、また都では、「東京都人権施策推進指針」および「男女平等参画のための東京都行動計画」に基づき、それぞれ総合的な施策を推進しています。

図1 自分や家族への人権侵害の経験の有無



(図1 出典:平成20年度区民意識意向調査)

図2 社会全体の男女平等実現感



(図2 出典:平成16年度区民意識意向調査)

この施策で展開する主な事業

<人権尊重の理解を深めるための教育・啓発>

- だれもが地域で尊重され暮らすことができるように、人権尊重意識を高めるための取組を区政全般にわたり推進します。
- 区民の人権意識を高めるために、人権教育・人権啓発事業を関連部署と連携しつつ効果的に進めるほか、区職員に対しては人権研修を実施します。

<男女共同参画に係る啓発>

- 男女共同参画社会の実現に向け、その必要性や現在の問題点、その解決方法について、啓発紙等の発行や講演会等の実施により、広く区民に啓発と情報の提供を行います。

<男女共同参画に係る総合的な施策の企画、立案、調整>

- 男女共同参画社会の実現に向けて総合的な施策の企画・立案および調整を行います。

<配偶者暴力防止および被害者支援対策の充実>

- 配偶者暴力防止および被害者支援基本計画（平成21年3月策定）に基づき、配偶者暴力のない社会の実現に向け施策を推進します。

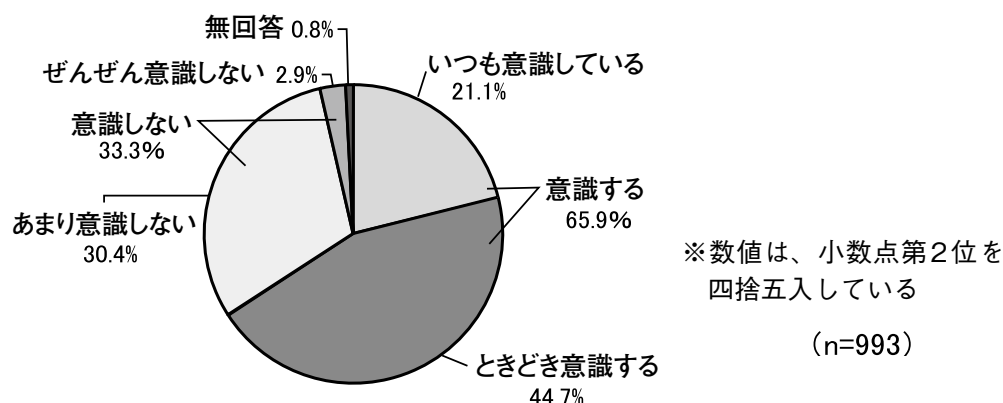
<練馬女性センターの事業推進>

- 女性問題・生活および文化の学習機会や女性（団体）相互の交流機会を提供し、女性の社会活動の促進と女性の地位向上、男女共同参画の実現をめざします。

<練馬女性センターの運営>

- 施設管理と窓口受付業務を引き続き指定管理者に委託し、利用者評価等を踏まえ効果的・効率的な施設管理運営を行うとともに、利用者の利便性の向上を図ります。

図3 日常の人権意識について



(図3出典：平成20年度区民意識意向調査)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
区民の人権に対する意識の高さ	65.9%	70% (25年度)	上昇

(指標と目標値の設定理由)

区民意識意向調査において「あなたは、日ごろ、他人の立場を尊重する、人権問題に関心をもつなど、人権を意識しながら生活しているか」という設問で区民の人権に対する意識を測定しています。平成15年度（45.3%）、平成20年度（65.9%）から、平成25年度には70%以上をめざします。

この施策の主な担当組織

総務部 人権・男女共同参画課

4 環境とまちづくり分野

環境と共生する 快適なまちを形成する

政策41 みどり豊かなまちをつくる

政策42 環境への負荷を低減し、持続可能な社会をつくる

政策43 良好な地域環境をつくる

政策44 地域特性に合ったまちづくりを進める

政策45 災害に強く生活しやすいまちをつくる

政策46 良好な交通環境をつくる

政策47 安心して生活できる住まいづくりを進める

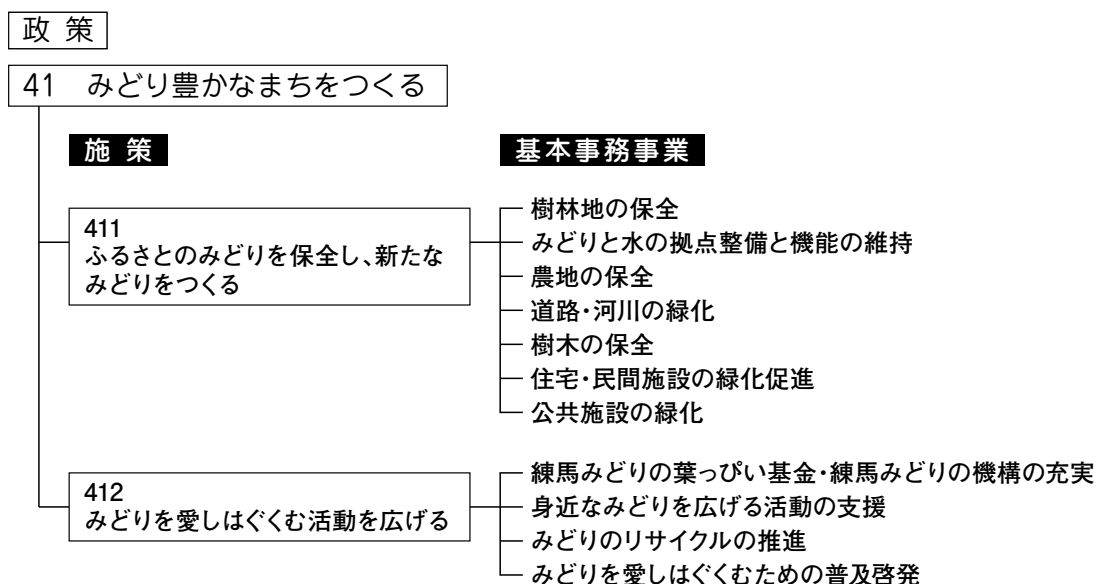
政策41

みどり豊かなまちをつくる

政策の概要

樹林地や農地、樹木等を保全するとともに、住宅・民間施設の緑化や公共施設の緑化等を進め、区内のみどりを保全し、新たなみどりを創出します。また身近なみどりを広げる活動への支援やみどりのリサイクルの推進など、多様な普及啓発活動等を通じて、区民によるみどりを愛しはぐくむ活動を広げていきます。

この政策で展開する施策と基本事務事業



政策41 みどり豊かなまちをつくる

施策411

ふるさとのみどりを保全し、新たなみどりをつくる

この施策の目標（めざす状態）

樹林地や農地といった練馬らしいみどりが保全され、みどりの拠点となる公園の整備や住宅の緑化が進み、みどりと水のネットワークが構築されている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

区のみどりの77%が民有地のみどりですが、こうしたみどりを維持していくことは所有者にとって負担にもなっています。また、区民1人当たりの公園等面積は、目標の6㎡に対して2.75㎡にとどまっています。こうした状況の中、区民はみどりの保全と創出に対して高いニーズを持っています。

■課題

民有地のみどりを保全するために、既存制度の活用だけではなく、区がみどりを取得あるいは継続して保全できる方策が必要となっています。あわせて、公園の整備や緑化に対する幅広い支援が必要です。

■国・都・他自治体の動向

都・特別区・市町村は共同で、「緑確保のための総合的方針」の策定をめざしています。

図1 所有別・土地利用別緑被地の内訳

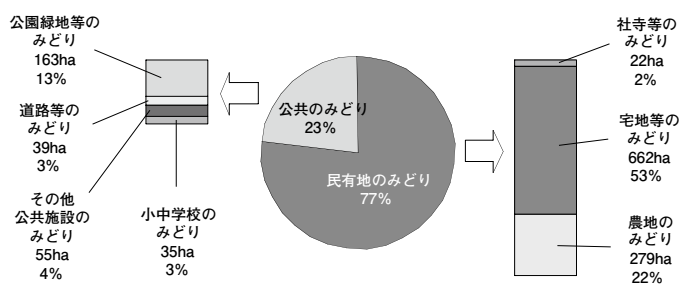
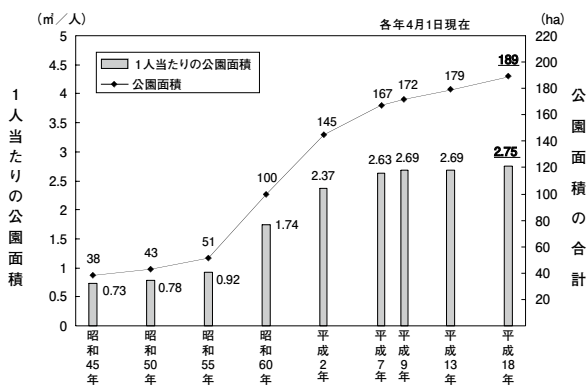


図2 公園面積の推移



(図1・図2 出典：練馬区みどりの実態調査（平成19年3月）)

▶用語解説

- ※1 保護樹林：区の条例に基づき、保全するために区が指定した区内に残る300㎡以上の貴重な雑木林や屋敷林。
- ※2 憩いの森：区の条例に基づき、1,000㎡以上の雑木林や屋敷林などの保全活用のため、所有者から借り、区民に開放している樹林地。
- ※3 街かどの森：区の条例に基づき、300㎡以上1,000㎡未満の雑木林や屋敷林などの保全活用のため、所有者から借り、区民に開放している樹林地。
- ※4 保護樹木：区の条例に基づき、保全するために区が指定した区内に残る地上高1.5メートルにおける幹の直径が50cm以上の貴重な樹木。

この施策で展開する主な事業

<樹林地の保全>

○区内に残された練馬の風土に培われた民有の樹林地について、保護樹林※¹等の指定を進めます。また、良好な樹林については、憩いの森※²、街かどの森※³として整備し区民に開放していきます。

実施計画 48：特別緑地保全地区の指定

<みどりと水の拠点整備と機能の維持>

○みどりと水の拠点となる新しい公園等の整備や、安全に安心して利用できるよう既存の公園の改修を進めます。

実施計画 49：公園等の整備

<農地の保全>

○農業体験ができる公園、農にまつわる文化を学べる公園の整備を進めます。

実施計画 49：公園等の整備

<道路・河川の緑化>

○田柄川緑道の再整備を進めます。

実施計画 50：道路・河川の緑化

<樹木の保全>

○民有地の樹木について、保護樹木※⁴の指定やみどりの協定※⁵の締結を進めます。

<住宅・民間施設の緑化促進>

○地域ぐるみで取り組むみどりの協定の締結を進めるとともに、生け垣・屋上緑化・壁面緑化への助成制度をPRし、緑化を促進します。

実施計画 51：みどりの街並みづくり助成

<公共施設の緑化>

○公共施設の改修等にあわせ、屋上緑化や壁面緑化に取り組むとともに、学校の校庭芝生化やみどりのカーテン整備を進めます。

写真1 清水山憩いの森



写真2 豊玉小学校のみどりのカーテン



(写真1,2出典：区公園緑地課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
市民緑地（憩いの森・街かどの森）の年間新規開設面積	2,728㎡	3,700㎡	拡大

（指標と目標値の設定理由）

良好な管理が担保され、かつ、区民が活用できる状態の樹林地の新規開設面積を測定します。みどり30推進計画により年間5か所新規開設（憩いの森1か所1,700㎡、街かどの森4か所2,000㎡）をめざします。

この施策の主な担当組織

環境まちづくり事業本部 土木部 公園緑地課

※5 みどりの協定：区の条例に基づき、地域の区民や事業者等が、樹木の保全や植栽、建築物の緑化、生け垣の造成等について区と締結する協定のこと。区は協定に基づく活動に費用の助成等を行います。

政策41 みどり豊かなまちをつくる

施策412

みどりを愛しはぐくむ活動を広げる

この施策の目標（めざす状態）

区民一人ひとりが練馬のみどりを愛しはぐくみ、各地域でみどりの活動団体などが活発に活動している状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

地球環境問題へ高い関心を持ち、みどりの保全等に協力したいと考えている区民や事業者が増えています。また、身近な自然とのふれあいを求める区民ニーズや、世代交流の場としてのみどりの重要性も高まっています。

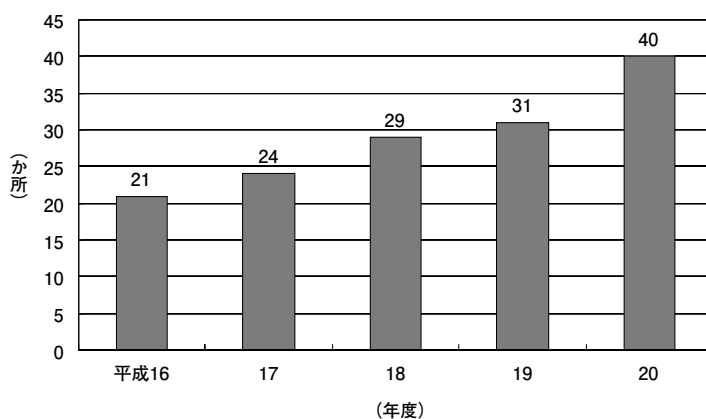
■課題

みどりを地域の共有財産として保全する意識の啓発とともに、みどりの保全等に向けた区民や事業者の活動支援が必要です。同時に区民や事業者との協働を進めるうえで重要な役割を担う「練馬みどりの機構^{※1}」の運営体制の強化や、自主管理公園等のこれまでの取組をもとに、発展させていくための検討が必要です。

■国・都・他自治体の動向

世田谷区や都などで、都市緑地法に基づく緑地管理機構^{※2}の指定を受けている団体があり、住民と連携・協働したみどりの活動を進めています。

図1 住民団体が活動している区立公園等のか所数の推移



(図1 出典：区公園緑地課)

▶用語解説

※1 練馬みどりの機構：区民・事業者・区の三者の協働により、屋敷林等、練馬らしいみどりの保護と保全、育成、活用や新たなみどりの創造を目的とするとともに、活動を通してみどりを介した地域コミュニティが形成されることをめざして平成18年3月に任意団体として設立され、21年4月から一般財団法人となっている団体。

※2 緑地管理機構：都市緑地法に基づき、緑地の保全や緑化の推進を目的とする、地方公共団体以外のNPO法人などの団体を都道府県知事が指定する制度。

この施策で展開する主な事業

<練馬みどりの葉っぱい基金・練馬みどりの機構の充実>

- 様々なイベントを通じて、練馬みどりの葉っぱい基金※³のPRを行い、基金を拡大します。
- 練馬みどりの機構が緑地管理機構の指定を受けられるよう、体制充実のための支援をします。

<身近なみどりを広げる活動の支援>

- 公園の自主管理、公園の花壇の自主管理など、地域住民による管理を進めるとともに、緑化協力員の活動を推進します。

<みどりのリサイクルの推進>

- 保護樹林などの落ち葉や剪定枝のリサイクルを一層進めます。〔※実施計画52：みどりのリサイクル〕

<みどりを愛しはぐくむための普及啓発>

- みどりの普及啓発事業への参加者数を増やすためのPRを進めるとともに、民間の庭園などを対象としたコンクールなどの新しいイベントも行います。また、牧野記念庭園については、その展示機能を拡充します。〔※実施計画53：牧野記念庭園の拡充〕

写真1 練馬みどりの葉っぱい基金のマスコット「びいちゃん」



写真2 緑化協力員によるアジサイ剪定（向三谷公園）



（写真1,2出典：区公園緑地課）

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
みどりのボランティア活動がされている公園等の数	40 か所	58 か所	拡大

（指標と目標値の設定理由）

区民活動が活発に行われていることを測定します。みどり30推進計画※⁴により、年2か所の増加をめざします。

この施策の主な担当組織 環境まちづくり事業本部 土木部 公園緑地課

※3 練馬みどりの葉っぱい基金：正式名練馬区みどりを育む基金。区民・事業者・区の協働により、練馬区のみどりを愛しはぐくむための活動や樹林地の保全等に活用するため、平成16年10月に条例により設置しました。

※4 みどり30推進計画：今の子どもたちが大人になって活躍する概ね30年後に、緑被率が30%となることをめざす「みどり30基本方針」をもとに平成18年12月に策定した計画。10か年の目標と5か年の事業量を示しています。

4 環境とまちづくり分野

環境と共生する 快適なまちを形成する

政策41 みどり豊かなまちをつくる

政策42 環境への負荷を低減し、持続可能な社会をつくる

政策43 良好な地域環境をつくる

政策44 地域特性に合ったまちづくりを進める

政策45 災害に強く生活しやすいまちをつくる

政策46 良好な交通環境をつくる

政策47 安心して生活できる住まいづくりを進める

政策42

環境への負荷を低減し、持続可能な社会をつくる

政策の概要

区や区民、事業者が地球温暖化防止に向けた取組を進め、練馬区における地球温暖化対策を促進するとともに、各種のまちづくり環境配慮制度の活用を進めます。加えてごみの発生抑制のための意識啓発や再利用の促進、事業者や地域における資源回収の促進、ごみの適正処理などに取り組むことで、環境への負荷の低減し、地球環境にやさしい持続可能な社会を実現します。

この政策で展開する施策と基本事務事業

政策

42 環境への負荷を低減し、持続可能な社会をつくる

施策

基本事務事業

421
区民・事業者による身近なところからの地球温暖化防止を促進する

地球温暖化対策の計画的な推進
環境情報共有化の促進
地球環境・地域環境保全のための普及啓発、環境学習の推進
区民・事業者の環境配慮の取組への支援

422
まちづくりで環境に配慮する

各種のまちづくり環境配慮制度の活用

423
区が率先して地球温暖化防止に取り組む

区の事務事業における環境配慮の確実な推進

424
ごみの発生を抑制する

ごみ発生抑制の意識啓発の推進
再使用の促進
ごみの発生抑制の計画的推進

425
リサイクルを進める

効率的な資源回収システムの構築
回収事業者への支援
(仮称)練馬区資源循環推進センターとリサイクルセンターの連携

426
ごみの適正処理を進める

ごみ排出ルール確立
ごみの収集・運搬事業の推進
清掃工場の建替えに伴う情報提供

政策42 環境への負荷を低減し、持続可能な社会をつくる

施策421

区民・事業者による身近なところからの地球温暖化防止を促進する

この施策の目標（めざす状態）

練馬区地球温暖化対策地域推進計画※¹に基づき、区民・事業者による地球温暖化防止の取組が広がり、練馬区全体の温室効果ガス※²（二酸化炭素）排出量の削減が進んでいる状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

平成17年度の練馬区における二酸化炭素の排出量は、約197万8,000tで、その構成比は、民生家庭部門44.5%、運輸部門29.8%、民生業務部門19.1%となっており、民生家庭部門からの二酸化炭素排出量が最も多くなっています。

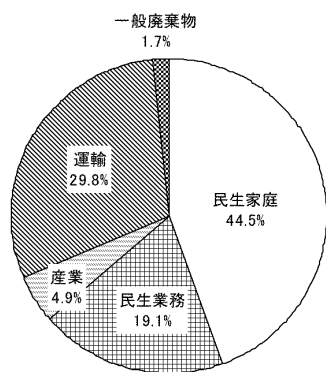
■課題

現状レベルの温暖化対策のままでは、今後も練馬区から排出される温室効果ガスは増え続けると予測されることから、排出量削減のための総合的、計画的な対策が必要です。

■国・都・他自治体の動向

国は、平成62年までに、温室効果ガス排出量を現状から60%～80%削減することを長期目標としています。また、都は、平成20年3月、「東京都環境基本計画」を策定し、平成32年までに温室効果ガス排出量を平成12年比で25%削減する中期的目標を掲げています。

図1 平成17年度 練馬区における二酸化炭素排出量 部門別構成比



部門の内容

民生家庭部門：一般家庭

民生業務部門：事務所ビル、大型小売店、その他の卸・小売業、飲食店、学校、病院等

産業部門：農業、建設業、製造業

運輸部門：自動車（乗用車、バス、貨物）、鉄道

廃棄物部門：一般廃棄物

（図1 出典：区環境政策課）

▶用語解説

※1 地球温暖化対策地域推進計画：地球温暖化対策の推進に関する法律第20条に基づき、京都議定書目標達成計画を勘案し、都道府県、区市町村が、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制のための総合的かつ計画的な施策を定める計画。

※2 温室効果ガス：赤外線を吸収する性質をもつガス。主な温室効果ガスには、二酸化炭素（CO₂）のほか、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）があります。

※3 カーボンオフセット：市民、企業、自治体、政府等が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分について、他の場所での排出削減・吸収量等を購入すること、または他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部または一部を埋め合わせることをいいます。

この施策で展開する主な事業

<地球温暖化対策の計画的な推進>

○練馬区地球温暖化対策地域推進計画に基づき、区民・事業者による地球温暖化防止の取組を促進します。

<環境情報共有化の促進>

○区の環境情報ホームページを通じて地球温暖化対策をはじめとした環境に係る各種情報を提供します。

<地球環境・地域環境保全のための普及啓発、環境学習の推進>

○日常生活での温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を削減するため、地球温暖化防止に関する講演・講座を拡充し、区民・事業者への普及啓発活動や環境学習を推進します。また、区独自のカーボンオフセット※³制度について調査・検討していきます。

☞実施計画54：（仮称）練馬区版カーボンオフセット制度の創設

<区民・事業者の環境配慮の取組への支援>

○新エネルギー設備等を設置する区民・事業者への補助を行います。

☞実施計画55：住宅・事業所の新エネルギー・省エネルギー設備設置助成

写真1 太陽光発電設備の例



写真2 潜熱回収型高効率給湯器の例



（写真1,2出典：区環境政策課）

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
練馬区の温室効果ガスの年間総排出量 （CO ₂ 換算）	17年度の状況 202万4千t	目標（24年度） 185万7千t	縮小

（指標と目標値の設定理由）

練馬区全体の地球温暖化防止の取組を測定します。京都議定書目標達成計画における温室効果ガスの部門別削減率を基にした練馬区の目標値をめざします。

この施策の主な担当組織 環境まちづくり事業本部 環境清掃部 環境政策課

政策42 環境への負荷を低減し、持続可能な社会をつくる

施策422

まちづくりで環境に配慮する

この施策の目標（めざす状態）

環境影響評価法、東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価制度^{*1}および練馬区独自の制度（練馬区まちづくり条例等）を適切に運用することによって、まちづくり（開発事業等）に伴う環境負荷の調整が総合的に図られている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

環境影響評価法、東京都環境影響評価条例の対象となる大規模な事業については、環境影響評価手続が行われ、区民への情報提供や区長意見の提出などが行われています。また、練馬区まちづくり条例等により、基本的に300㎡以上の土地における開発事業について、一定の手続および開発事業の基準が定められています。

■課題

現在の制度内容・運用状況を検証し、練馬区によりふさわしいまちづくり環境配慮制度^{*2}として運用していく必要があります。

■国・都・他自治体の動向

環境影響評価法、都道府県環境影響評価条例による環境影響評価手続のほかに、独自のまちづくり環境配慮制度を設けている自治体もあります。

表1：法令に基づく環境影響評価手続件数
条例に基づく開発事業届出件数

区 分	平成19年度	平成20年度
法に基づく環境影響評価手続件数（練馬区に関係するもの）	—	—
都条例に基づく環境影響評価手続件数（練馬区に関係するもの）	1件	1件
区まちづくり条例に基づく開発事業の届出件数	356件	345件

（表1出典：区環境保全課）

▶用語解説

※1 環境影響評価制度（環境アセスメント制度）：環境影響評価法や都道府県環境影響評価条例に基づき、大規模なまちづくり計画の立案や事業の実施に際して、その計画の推進や事業の実施が環境に与える影響をあらかじめ予測・評価して公表し、住民や関係自治体の意見を計画や事業計画に反映させて、環境への著しい影響の発生を未然に防止するための一連の手続のこと。

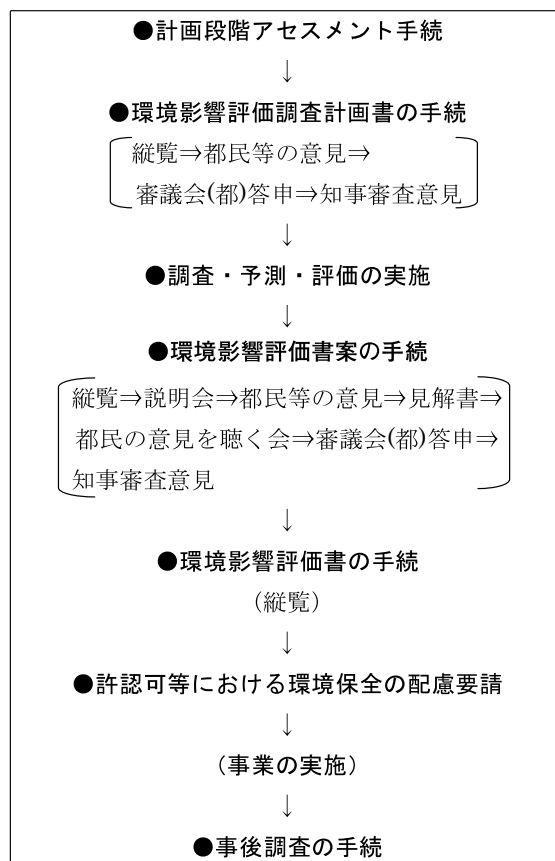
※2 まちづくり環境配慮制度：環境影響評価法や都道府県環境影響評価条例の対象とならない種類または規模の事業についても、区市町村が独自に何らかの手続、基準等を定め、当該事業による環境影響の調整を図る仕組みのこと。

この施策で展開する主な事業

<各種のまちづくり環境配慮制度の活用>

- 環境影響評価法、東京都環境影響評価条例による環境影響評価手続において、段階ごとに確実に区民への情報提供を行います。
- 練馬区まちづくり条例および、みどりを愛し守りはぐくむ条例等に基づき、まちづくりにおける環境配慮を確保します。

図1 東京都環境影響評価条例の手続の流れ（概要）



（図1 出典：区環境保全課）

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
環境影響評価手続における区民周知の実施度合	100%	100%	維持

（指標と目標値の設定理由）

大規模事業などにおける環境への影響について適切に区民に周知されているかを測定します。環境影響評価制度に基づき、確実に区民への周知が行われていることをめざします。

この施策の主な担当組織

環境まちづくり事業本部 環境清掃部 環境保全課

政策42 環境への負荷を低減し、持続可能な社会をつくる

施策423

区が率先して地球温暖化防止に取り組む

この施策の目標（めざす状態）

区で働く職員等が、率先して事業活動における環境負荷を低減し、環境保全活動に努めている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定が義務付けられている、温室効果ガス抑制を目標とした地球温暖化対策実行計画（練馬区役所地球温暖化対策プラン）※1を策定し、この計画に沿って温暖化防止に取り組んでいます（練馬区役所地球温暖化対策プランの計画期間は平成19年度から平成22年度までの4年間）。

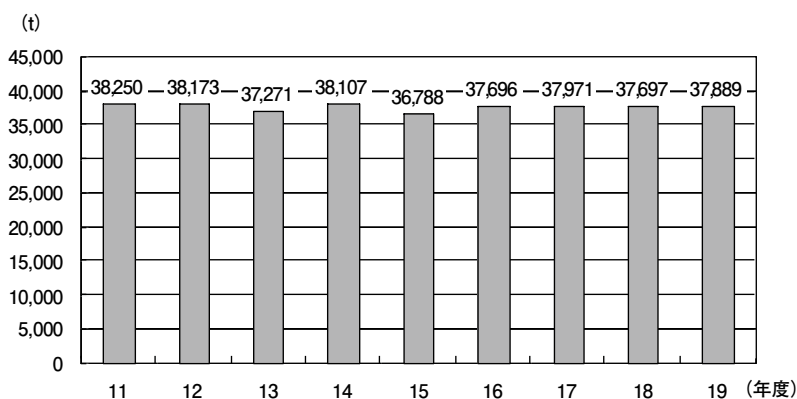
■課題

区民サービス向上のための公共施設の新設や窓口時間の延長、事務改善のためのIT化の促進などにより、エネルギー使用量が増加することが想定されており、練馬区地球温暖化対策地域推進計画の内容も踏まえて、こうした環境負荷増大への対応が必要です。

■国・都・他自治体の動向

国は、地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業を展開し国民の意識啓発に取り組んでいます。都・特別区全てにおいて、地球温暖化対策実行計画を策定し、温暖化防止に取り組んでいます。

また、地球温暖化対策地域推進計画を策定している区もあります。

図1 練馬区役所における温室効果ガス排出量（CO₂）

（図1出典：区環境政策課）

▶用語解説

※1 練馬区役所地球温暖化対策プラン（温暖化対策市町村実行計画）：区が大規模な一事業所として、物品の購入や庁舎等の建設・改修・維持管理などの事務事業において、全庁的にエネルギーの使用量を削減し、事務事業の執行に伴う温室効果ガス排出抑制と環境負荷の低減を目的として、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3に基づき平成19年3月に策定した計画。

※2 ISO14001 規格：環境マネジメントシステムについて、ISO（国際標準化機構）が定めた国際規格。ISOの認証機関が査定し、規格に適合することが認められれば、ISO14001認証取得企業・自治体等として登録されます。

この施策で展開する主な事業

<区の事務事業における環境配慮の確実な推進>

- 区の事務事業における環境負荷の低減および環境保全のため、ISO14001規格^{※2}による環境マネジメントシステム（EMS）^{※3}を運用し、環境配慮活動を推進します。また、区が設置する街路灯の省エネルギー化を進めます。

実施計画56：街路灯の省エネルギー化促進

写真1 省エネルギー型街路灯



(写真1出典：区環境政策課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
区の事務事業に伴う温室効果ガス排出量（CO ₂ ）	19年度の状況 37,889 t	目標（22年度） 37,591 t	縮小

※温室効果ガス排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令における排出係数による。

（指標と目標値の設定理由）

区の事務事業における環境負荷の低減のための環境配慮活動の取組を測定します。平成19年3月策定の練馬区役所地球温暖化対策プラン（練馬区環境配慮実行計画の第2次計画）に則り、平成22年度までに、基準年度である平成17年度の排出量37,971 t比概ね1%以上を抑制することをめざします。今後の目標値については、平成22年度中に次期計画（第3次）を策定するときに、練馬区地球温暖化対策地域推進計画や他の地球温暖化対策事業と連携して、全庁的な組織の中で検討する予定です。

この施策の主な担当組織	環境まちづくり事業本部 環境清掃部 環境政策課
-------------	-------------------------

※3 環境マネジメントシステム：（EMS-Environmental Management System）企業や自治体等の組織が、運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、目標達成に向けた取組を継続的に進めるための仕組み。

政策42 環境への負荷を低減し、持続可能な社会をつくる

施策424

ごみの発生を抑制する

この施策の目標（めざす状態）

ごみになるものを減らす、繰り返し使用する、再生利用するという3R^{*1}の意識と行動が区民一人ひとりに定着し、ごみの発生が抑制されている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

3Rやごみの発生抑制を意識する第一歩となる啓発として、買物の際にはマイバッグを持参するよう呼びかけるとともに、さまざまなイベントの際にマイバッグを配布するキャンペーンを実施しています。また、清掃事務所やリサイクルセンターでは、児童・生徒をはじめ、区民・事業者を対象とした廃棄物に関する環境学習を実施しています。

■課題

- ①区民が資源・ごみへの関心を持つための環境教育や周知活動が必要です。
- ②すぐにごみになるようなものの使用を抑制するライフスタイルの提案が必要です。
- ③資源となるものをごみとしてではなく、資源として排出させるための排出指導が必要です。
- ④ごみのさらなる減量に向けて、全国の自治体で導入が進む家庭系廃棄物^{*2}の有料化の検討も必要です。

■国・都・他自治体の動向

環境省の中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会では、市区町村に対して、一般廃棄物^{*3}処理コスト分析や処理の効率化、家庭ごみの有料化などを提言しています。

表1 資源・ごみ量の推移

		単位：t				
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
内訳	ごみ量計	167,103	165,704	164,826	158,981	149,200
	可燃ごみ	124,300	123,574	122,198	119,473	125,570
	不燃ごみ	37,857	36,868	37,151	34,194	19,261
	粗大ごみ	4,946	5,262	5,476	5,314	4,369
内訳	資源量計	35,429	38,007	41,960	40,654	41,086
	古紙	28,117	30,379	33,941	31,768	27,965
	古布	609	686	750	793	867
	缶	1,670	1,681	1,697	1,743	2,059
	びん	4,042	4,044	4,120	4,237	4,779
	ペットボトル	928	1,152	1,378	1,654	1,901
	電池	64	65	75	79	90
	容器包装プラ	—	—	—	379	3,412
	廃食用油	—	—	—	—	12

(表1出典：区清掃管理課)

※ごみ量計、資源量計は、端数処理のために品目毎の計と一致しない場合がある。

▶用語解説

※1 3R：Reduce（リデュース：ごみになるものを減らすこと）、Reuse（リユース：使い終わったものをごみとして出さないで、繰り返し使うこと）、Recycle（リサイクル：使い終わったものを再び資源として生かすこと）の3つを総称したものです。

※2 家庭系廃棄物：一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物のことをいいます。

※3 一般廃棄物：廃棄物には大きく分けて「一般廃棄物」と「産業廃棄物」があり、産業廃棄物は事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定める20種類をいい、それ以外の廃棄物のことを「一般廃棄物」といいます。

この施策で展開する主な事業

<ごみ発生抑制の意識啓発の推進>

- 環境学習の推進の場として4館目のリサイクルセンターを整備し、ごみの発生抑制やリサイクルの仕組みづくりを啓発する場とします。あわせて、4館のネットワークによるごみの減量等を進める普及啓発事業の連携を図ります。

実施計画57：リサイクルセンターの整備

<再使用の促進>

- 粗大ごみのストックヤード※4機能をもった（仮称）練馬区資源循環推進センターの整備に伴い、集められた粗大ごみのうち簡易な修理、清掃により再使用できるものを選別し、排出者の了承を得た上で、リサイクルセンターでの展示・販売を行います。

<ごみの発生抑制の計画的推進>

- 練馬区第2次一般廃棄物処理基本計画※5や練馬区リサイクル推進計画※6に基づき、ごみの発生抑制のための取組を展開します。

写真1 リサイクルセンター活動風景



（写真1出典：区清掃管理課）

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
区民一人1日当たりのごみの排出量	582 g	530 g	縮小

（指標と目標値の設定理由）

ごみの発生抑制、再使用の促進の取組を測定します。区で排出されたごみの総量を、区民一人当りに換算し、練馬区第2次一般廃棄物処理基本計画に基づき、毎年10グラムずつ減少することをめざします。

この施策の主な担当組織	環境まちづくり事業本部	環境清掃部	清掃管理課
-------------	-------------	-------	-------

※4 スtockヤード：回収した資源などを一時的に保管しておく場所のことです。

※5 練馬区第2次一般廃棄物処理基本計画：清掃事業を実施するにあたり「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて策定が義務づけられている、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を定める計画です。

※6 練馬区リサイクル推進計画：「練馬区リサイクル推進条例」に基づいて策定する、施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。

政策42 環境への負荷を低減し、持続可能な社会をつくる

施策425

リサイクルを進める

この施策の目標（めざす状態）

区民・事業者・区の役割分担と協働に基づき、資源化可能物とごみの分別が徹底され、リサイクルの推進が図られている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

区民の自主的な活動による集団回収^{※1}を推進しつつ、街区路線回収^{※2}を推進してきました。また、区民が自主的に運営するリサイクルマーケットも推進してきました。さらに区は、回収する資源品目も区民の要望等に基づきその種類を増加させてきましたが、平成20年の資源・ごみの排出実態調査では、可燃ごみの中にまだ、約26%の資源化可能物^{※3}が混入されていました。

■課題

より効率的・効果的な資源回収に向けて、集団回収への参加団体を増やすとともに、新たなリサイクル品目への対応や区民の参加機会の充実、さらに練馬区都市整備公社等の民間事業者の活用などにより、区民、事業者と協働して効率的で実効性のある資源回収システムを確立していくことが求められています。

さらに、容器包装リサイクル法に基づく品目の引き取り基準や事業者の処理責任など、実情に即した法の運用となるように都を通して要望することも求められています。

■国・都・他自治体の動向

リサイクル関連法が整備され、製造事業者等によるリサイクル品目の拡充が図られています。なお、平成21年4月には、家電リサイクル品目に液晶・プラズマテレビと衣類乾燥機が追加となりました。

表1 リサイクル率（ごみ・資源として出されたもののうち、資源の占める割合）の推移

	16年度	17年度	18年度	19年度
リサイクル率	18.5%	20.4%	21.7%	22.0%

表2 集団回収の回収量の推移

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
回収量	8,416 t	9,155 t	9,549 t	9,633 t	9,405 t

(表1, 2出典：区清掃管理課)

▶用語解説

※1 集団回収：町会・自治会、PTA、マンションの管理組合などが古紙、古布、缶などの資源を自主的に集め、資源回収業者に引き渡す方法。実施団体に対し、回収量に応じて区から報償金を出しています。

※2 街区路線回収：週1回、決められた場所と時間に回収容器を設置し、飲食用びん・缶、ペットボトルを回収する方法。

この施策で展開する主な事業

<効率的な資源回収システムの構築>

- 資源回収事業を効率的に進めるために、練馬区都市整備公社を活用します。また、区民への意識啓発、コミュニケーションの場ともなる集団回収事業を推進します。

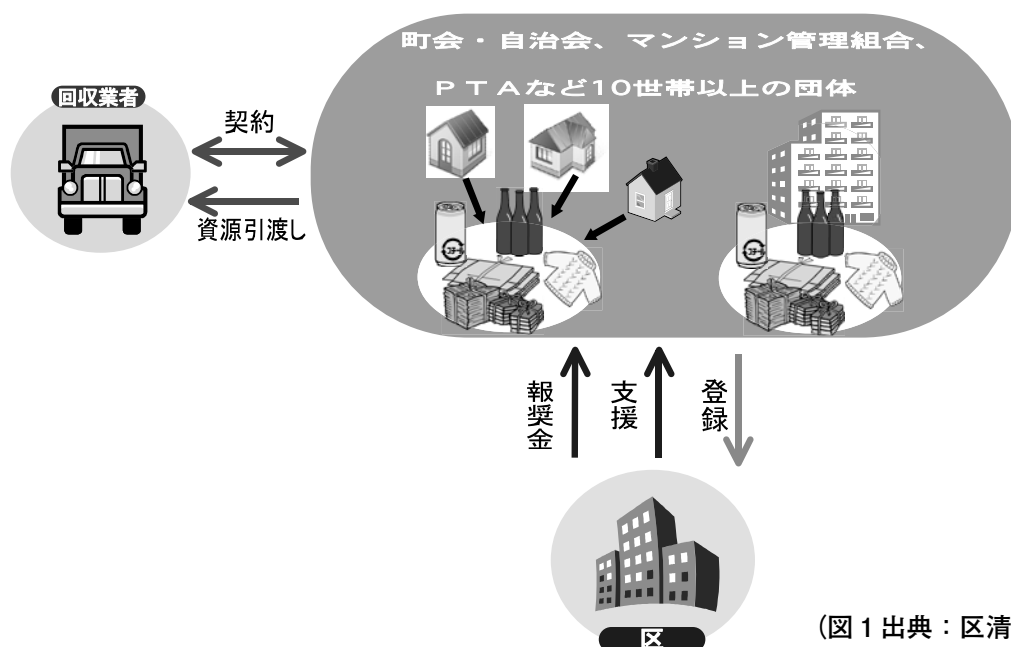
<回収事業者への支援>

- 集団回収への参加しやすい仕組みづくりには、それを実施する民間回収事業者を活用する必要があります。そのためには、回収事業者へのサポートも必要となるため、支援策を検討します。

<（仮称）練馬区資源循環推進センターとリサイクルセンターの連携>

- 区の清掃リサイクル事業の核となる（仮称）練馬区資源循環推進センターとリサイクルセンターが相互に連携し、区民の自主的なリサイクル活動を支援します。

図1 集団回収イメージ図



（図1 出典：区清掃管理課）

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
集団回収登録団体数の増	346団体	490団体	拡大

（指標と目標値の設定理由）

古紙、びん・缶、古布の有効な回収手段である集団回収の状況を測定します。過去6年間の平均増加数（12団体）を踏まえ、団体に対する戸別説明などの取組を強化することにより、毎年24団体の増加をめざします。

この施策の主な担当組織 環境まちづくり事業本部 環境清掃部 清掃管理課

※3 資源化可能物：ごみとして出されたもののうち、区の資源回収事業に出せば資源として再使用・再生利用できるもののこと（例えば新聞紙・ダンボール、ペットボトル、びん・缶類、古布など）。

政策42 環境への負荷を低減し、持続可能な社会をつくる

施策426

ごみの適正処理を進める

この施策の目標（めざす状態）

資源・ごみの分別や排出曜日・時間等の排出ルールが守られ、排出されたごみについては適切かつ効率的に収集、運搬、処理が行われている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

平成20年10月からの資源・ごみの分別変更により、可燃ごみは前年度比約5%増加していますが、清掃工場においては、可燃ごみを安定的に処理することができています。また、不燃ごみは、約44%減少しています。

排出状況においては、分別がされていないものも少なからずあるために、区民間でのトラブルの相談等が、清掃事務所に寄せられています。

■課題

資源・ごみの収集運搬の効率化を図るとともに、環境負荷の低減を進めることが必要です。また、適正な排出を進めるため、戸別収集等により排出者の責任を明確にすることも必要です。

■国・都・他自治体の動向

都の市部では、ごみの減量や負担公平の観点から、家庭ごみの有料化と併せて、戸別収集を実施しています。また、収集運搬経費の効率化を図るために、民間委託を導入している自治体もあります。

表1 分別状況の悪い集積所数の推移

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
か所数	383	309	342	268	265

※ 可燃ごみ収集日に、不燃ごみ、混合ごみ（混合率30%以上のもの）が排出されている割合が30%以上の集積所数。

（表1 出典：区清掃管理課）

▶用語解説

※ 東京二十三区清掃一部事務組合：23区が共同でごみ処理をするために設置した地方公共団体のことです。

この施策で展開する主な事業

<ごみ排出ルールの確立>

- ごみの適正な処理を行うためには、排出されたものが処理基準に合致したものである必要があります。そのためには、分別ルール等の遵守を徹底していく必要があることから、分別ルール等が守られていない集積所を利用している区民等への指導を行い改善します。

<ごみの収集・運搬事業の推進>

- ごみの収集運搬の効率化を図るとともに、家庭ごみ収集のサービスの向上とごみ処理経費の負担のあり方を検討します。

<清掃工場の建替えに伴う情報提供>

- 23区のごみの中間処理を担っている東京二十三区清掃一部事務組合*が建替えを予定している練馬清掃工場の進捗状況について、東京二十三区清掃一部事務組合と連携しながら、区民に情報の提供を進めていきます。

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
可燃ごみの中に可燃ごみ以外のものが混入している割合	28%	20%	縮小

（指標と目標値の設定理由）

適正にごみの分別が行われているかを測定します。平成20年11月の実態調査の数値を基準に、毎年1%ずつ減少させることをめざします。

この施策の主な担当組織	環境まちづくり事業本部	環境清掃部	清掃管理課
-------------	-------------	-------	-------

4 環境とまちづくり分野

環境と共生する 快適なまちを形成する

政策41 みどり豊かなまちをつくる

政策42 環境への負荷を低減し、持続可能な社会をつくる

政策43 良好な地域環境をつくる

政策44 地域特性に合ったまちづくりを進める

政策45 災害に強く生活しやすいまちをつくる

政策46 良好な交通環境をつくる

政策47 安心して生活できる住まいづくりを進める

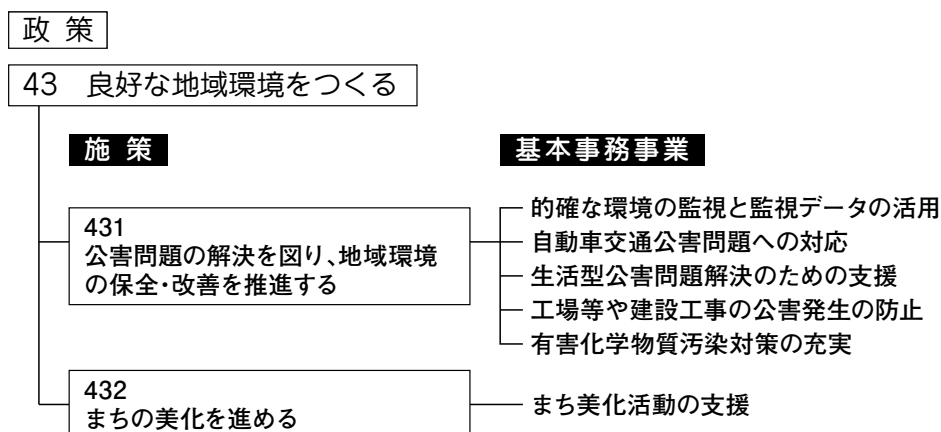
政策43

良好な地域環境をつくる

政策の概要

地域環境の状況を的確に監視するとともに、交通公害や生活型公害、工場等から発生する騒音・振動など、各種公害の防止や、問題の解決に向けた取組を推進し、地域環境の保全・改善を進めます。また、まちの美化活動を行っている団体を支援し、まちの美化を推進します。

この政策で展開する施策と基本事務事業



政策43 良好な地域環境をつくる

施策431

公害問題の解決を図り、地域環境の保全・改善を推進する

この施策の目標（めざす状態）

区民・事業者の環境・公害問題意識が高まり、環境基準が達成・維持され、さらに一層の環境改善が図られている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

光化学オキシダントおよび道路環境騒音を除き、大気・水質等の項目は環境基準を達成しています。一方、有害化学物質による土壌・地下水汚染の問題や都市・生活型公害への対応の重要性が増しています。

■課題

浮遊粒子状物質「SPM」や微小粒子状物質「PM2.5」※1、道路建設等による環境変化に対する監視等が必要です。また、有害化学物質※2の実態把握と土壌・地下水汚染の未然防止や拡大防止、生活騒音等の都市・生活型公害の自主解決の促進と支援も必要です。

■国・都・他自治体の動向

国の環境基本計画では、土壌汚染対策の低コスト化や低負荷型調査の開発、「PM2.5」の環境基準設定等を掲げています。都の環境基本計画では、SPM等の排出削減目標の更新や、「PM2.5」への対策、低公害車の導入支援等を掲げています。

図1 二酸化窒素日平均値の98%値※3

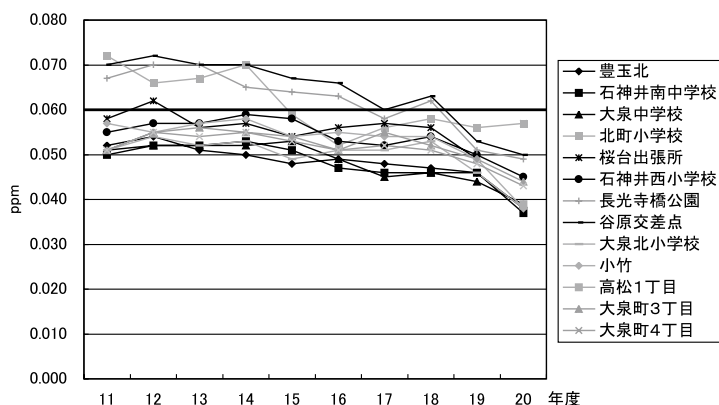
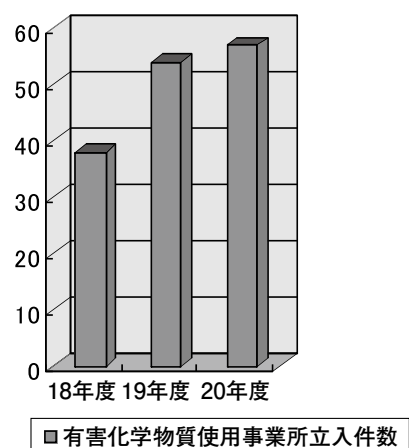


図2 有害化学物質使用事業所立入件数



(図1, 図2 出典：区環境保全課)

▶用語解説

※1 浮遊粒子状物質（SPM）と微小粒子状物質（PM2.5）：大気中に浮遊している微粒子で粒径が10ミクロン（1ミクロンは1ミリメートルの千分の1）以下のものを浮遊粒子状物質（SPM）といいます。ディーゼル自動車から比較的多く排出されますが、工場や事業場からも排出されます。自然界からも発生し、汚染が著しい地域で生活していると、呼吸器に沈着して慢性呼吸器疾患を引き起こすほか、微粒子に含まれるさまざまな有害物質による影響が懸念されています。また、微小粒子状物質（PM2.5）と呼ばれる直径が2.5ミクロン以下の超微小浮遊粒子は気管を通過して肺胞などに付着しやすく、人体により大きな影響を与えると考えられています。

この施策で展開する主な事業

<的確な環境の監視と監視データの活用>

○環境基準未達成項目の継続的な監視と新環境基準設定物質に対する監視の充実を図り、国・都の施策に連携・協力しつつ、事業所に対する規制・指導を行います。

<自動車交通公害問題への対応>

○道路沿道の大気・騒音等環境情報の提供を進めます。また、低公害車やエコドライブのPRを行うとともに、国や都に対策を要請します。

<生活型公害問題解決のための支援>

○苦情・相談の内、行政が対応すべき事例は区が迅速に解決を図り、地域住民間で解決すべき事例は区民自ら解決できるよう区が支援をします。

<工場等や建築工事の公害発生の防止>

○工場・指定作業場の把握や建築工事の監視に努めるとともに、区独自の条例として制定した練馬区アスベスト飛散防止条例をはじめ、関係法令に基づき、公害防止のための規制・指導を行います。

<有害化学物質汚染対策の充実>

○有害化学物質使用事業所を的確に把握・監視し、土壌汚染の未然防止を図り、万一汚染があった場合は的確な指導を行います。

写真1 道路騒音、振動測定の様子



写真2 事業者向け有害化学物質適正管理講習会



(写真1, 2 出典：区環境保全課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
二酸化窒素および浮遊粒子状物質が環境基準に適合している測定か所数	13か所	13か所	維持

（指標と目標値の設定理由）

区の環境が良好に保たれている状況を測定します。区が測定をしている13か所全てで、環境基準が達成・維持できることをめざします。

この施策の主な担当組織

環境まちづくり事業本部 環境清掃部 環境保全課

※2 有害化学物質：環境を經由して人または動植物に有害な作用を及ぼす化学物質をさす一般的な総称です。具体的には、人の健康または動植物の生息・生育に被害を生ずるおそれのある物質として大気汚染防止法、水質汚濁防止法、化学物質審査規制法、ダイオキシン類対策特別措置法などで指定されたものは有害化学物質といえます。

※3 二酸化窒素日平均値の98%値：年間の1日平均値の内、低い方から98%に相当する日の値（98%値）。0.06ppm以下であれば環境基準が「達成」となります。

政策43 良好な地域環境をつくる

施策432

まちの美化を進める

この施策の目標（めざす状態）

区民、事業者と区が連携してまちの美化に努め、まちがきれいになっている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

ごみのポイ捨てや落書きは減少傾向にあるものの依然としてなくなりません。また管理が不十分な空き地も見られます。特にポイ捨てにもつながる歩行喫煙は、まちの美観を損ねるだけでなく、幼児等への火傷の危険性など安全面の懸念から区民の厳しい目が向けられています。

■課題

自分たちのまちは自分たちできれいにするという意識を醸成し、「ポイ捨てをしない、させない」などの行動につなげるため、各種の美化活動を区内全域に拡大する必要があります。また、歩行喫煙の防止に向けて、一層の啓発活動とともに規制措置の導入や喫煙所の整備なども必要です。

■国・都・他自治体の動向

多くの区でポイ捨てなどの防止に関する条例を定めています。一方、歩行喫煙については一部の地域を路上喫煙禁止地区としている区が多く見られます。また、罰則を定めている区も増え、実際取締りを行っている区もあります。

図1 区内主要4駅の歩行喫煙者率
(平成14～20年度)

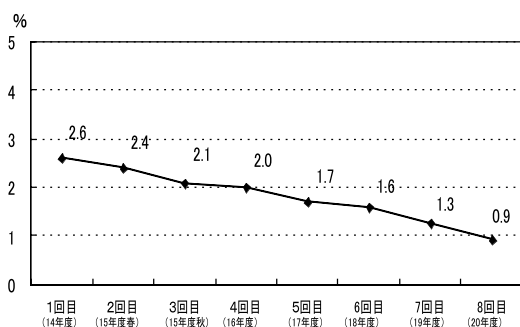
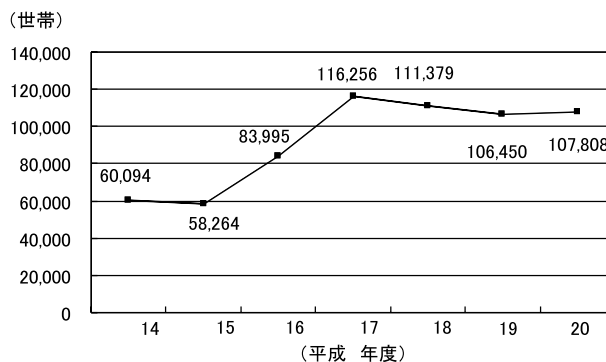


図2 美化活動団体登録世帯数の推移



(図1, 2 出典：区環境保全課)

▶用語解説

※1 環境美化推進地区：地域での環境美化を図るため、町会・自治会、商店会等50世帯以上で月1回以上の清掃を行う地域を「環境美化推進地区」と指定し、清掃用具等の支援を行っています。

※2 環境美化活動団体：地域での環境美化を図るため、2名以上で年2回以上の清掃を行う団体を「環境美化活動団体」と指定し、清掃用具等の支援を行っています。

※3 ボランティア駅前清掃組織：駅周辺での環境美化を図るため、2名以上で月1回以上の清掃を行う団体を「ボランティア駅前清掃組織」として登録し、清掃用具等の支援を行っています。

この施策で展開する主な事業

<まち美化活動の支援>

○環境美化推進地区※¹および環境美化活動団体※²やボランティア駅前清掃組織※³に対し、その構成世帯数や活動状況に応じて必要な清掃用具等を提供し、それぞれの清掃活動を支援します。

写真1, 写真2 まち美化活動の様子



(写真1, 2 出典：区環境保全課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
環境美化推進地区および 環境美化活動団体の登録世帯数	106,513世帯	160,000世帯	拡大

（指標と目標値の設定理由）

区民による美化活動を量的に測定します。登録世帯を毎年度10,000世帯増やし、平成26年度までに区内全世帯の約半数となる160,000世帯が登録することをめざします。

この施策の主な担当組織	環境まちづくり事業本部 環境清掃部 環境保全課
-------------	-------------------------

4 環境とまちづくり分野

環境と共生する 快適なまちを形成する

政策41 みどり豊かなまちをつくる

政策42 環境への負荷を低減し、持続可能な社会をつくる

政策43 良好な地域環境をつくる

政策44 地域特性に合ったまちづくりを進める

政策45 災害に強く生活しやすいまちをつくる

政策46 良好な交通環境をつくる

政策47 安心して生活できる住まいづくりを進める

政策44

地域特性に合ったまちづくりを進める

政策の概要

良好なまちづくりに向けて、適切な開発調整やまちづくりへの区民参加の促進により、区民、事業者とともにまちづくりを進めていきます。また、都市計画マスタープランの見直しや土地利用、建築物等の適切な規制・誘導により、計画的な土地利用を図ります。あわせて、景観形成の計画策定や意識啓発、区民参加の促進により、調和のとれた都市景観を形成します。

この政策で展開する施策と基本事務事業

政策

44 地域特性に合ったまちづくりを進める

施策

基本事務事業

441
区民・事業者とともにまちづくりを進める

良好なまちづくりを進める開発調整
分かりやすく開かれた都市計画の促進
中高層建築物等の紛争予防と調整
まちづくりへの区民参加の促進

442
土地利用を計画的に誘導する

都市計画マスタープランの運用
土地利用の把握・規制・誘導
建築物等の適正な誘導

443
調和のとれた都市景観を形成する

景観形成の計画およびルールを整備
景観に関する意識啓発と区民参加の促進
屋外広告物の規制・誘導

政策44 地域特性に合ったまちづくりを進める

施策441

区民・事業者とともにまちづくりを進める

この施策の目標（めざす状態）

区民・事業者・区が一体となり、暮らしやすく魅力あるまちの実現に取り組んでいる状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

練馬区まちづくり条例には、区民または行政主体のまちづくりや都市計画の手続、事業者が行う開発事業に対する調整の手続などを定めており、区が区民、事業者とともにまちづくりを進めていくことが求められています。

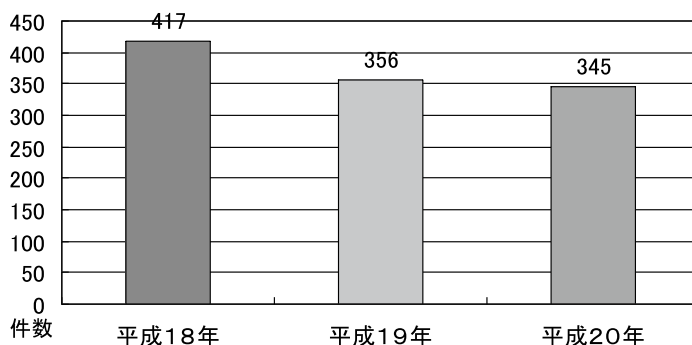
■課題

地域特性に合ったまちづくりを進めるために、区主体のまちづくりに住民参加を図ること、区民の自主的なまちづくり活動を支援すること、事業者の開発調整手続に対する理解と協力を求めていくことが必要です。

■国・都・他自治体の動向

国では、現在の都市計画制度を、今後の人口減少、超高齢社会においても的確な機能を果たせる制度として再構築するための検証・検討を始めています。

図1：練馬区まちづくり条例における開発事業の届出件数の推移



（図1出典：区都市計画課）

▶用語解説

- ※1 中高層建築物等：3階建以上の建築物やワンルーム形式集合住宅、一定規模以上の集客施設・葬祭場のこと。
- ※2 地区・テーマ型まちづくり：身近な地区のまちづくりのルールや、良好な景観の形成などのテーマを、区民等が主体となって区へ提案する、練馬区まちづくり条例に基づいた制度。
- ※3 まちづくりセンター：練馬区都市整備公社に設置された機関で、区民主体のまちづくり活動を支援するとともに、まちづくりの課題に対応するために、区民・事業者・行政をつなぐ役割を担っています。

この施策で展開する主な事業

<良好なまちづくりを進める開発調整>

○良好なまちづくりを実現するため、練馬区まちづくり条例に規定している開発調整の手続について、区民、事業者、区による調整が適切に行われるように運用します。

<分かりやすく開かれた都市計画の促進>

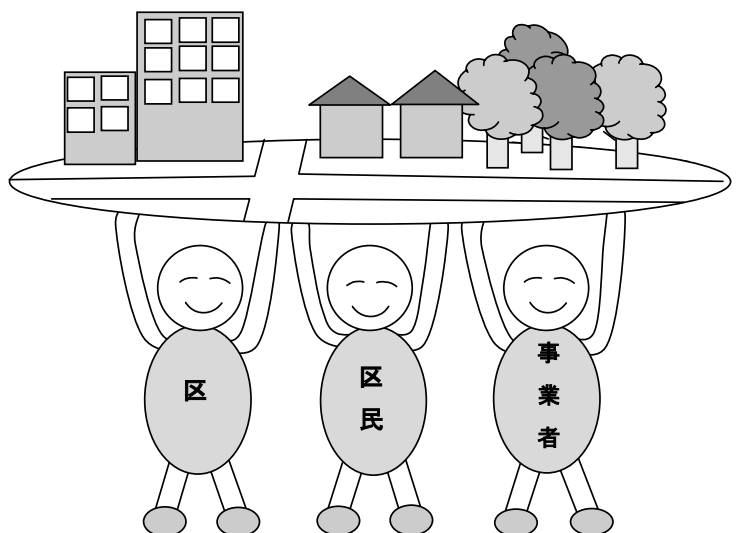
○都市計画を定めるに当たり、練馬区まちづくり条例に基づき、住民の意見を都市計画の内容に反映させることができるように、案の公表や意見の募集など丁寧かつ公正な手続を進めます。

<中高層建築物等^{*1}の紛争予防と調整>

○中高層建築物の建築に当たり、練馬区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づき、建築主による関係住民への説明を徹底させるとともに、建築主と関係住民との紛争を解決して、健全な生活環境の維持を図ります。

<まちづくりへの区民参加の促進>

○区民や事業者が主体となったまちづくりの推進のために、練馬区まちづくり条例に基づいた地区・テーマ型まちづくり^{*2}等をまちづくりセンター^{*3}および関係部署と連携を図りながら進めることにより、まちづくりへの区民参加を促進します。



施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
練馬区まちづくり条例における開発調整の手続が順調に進められた件数の割合	96%	96%	維持

（指標と目標値の設定理由）

区民、事業者、区による調整が適切に行われたかどうかを測定します。練馬区まちづくり条例施行後の18・19年度の実績値と同程度の値をめざします。

この施策の主な担当組織 環境まちづくり事業本部 都市整備部 都市計画課

政策44 地域特性に合ったまちづくりを進める

施策442

土地利用を計画的に誘導する

この施策の目標（めざす状態）

土地利用の計画的な誘導を図り、地域の特性に合った市街地形成と住環境の保全が実現している状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

市街地の発展により、土地の細分化や、商業地域や工業地域における住工混在、緑地の減少などの自然環境の喪失等の問題が生じています。なお、こうした問題に対応するため敷地面積の最低限度と高さの最高限度を定めています。

■課題

計画的な土地利用を図り、地区の特性に合ったまちづくりを誘導していくとともに、農地や緑地の減少を抑制し建築物を適正に誘導することで住環境の悪化を防止する必要があります。また、社会経済情勢の変化に的確に対応できるよう既存制度の検証を行うことが求められています。

■国・都・他自治体の動向

都では、用途地域※¹の変更は「用途地域等に関する指定方針および指定基準」により地区計画※²として定めることを原則としています。

図1 用途地域の指定状況

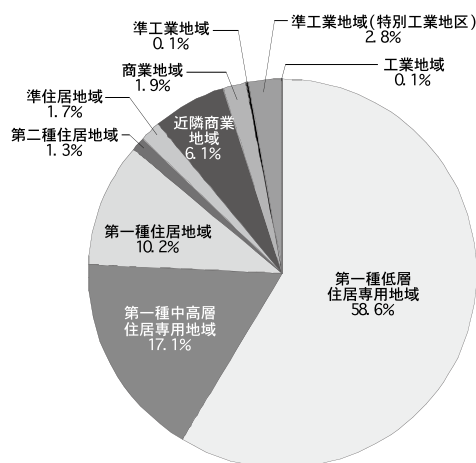
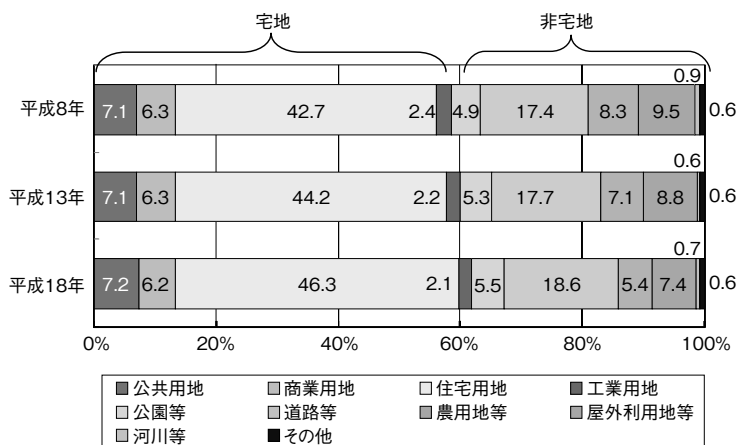


図2 土地利用の変化



(図1,2出典：練馬区の土地利用(平成20年3月))

▶用語解説

※1 用途地域：都市における将来のあるべき姿を実現する手段として、土地利用の性格を明確にするとともに建築物の用途、容積、形態を制限し、その地域の環境の管理と土地利用の誘導を図るために定める制度。都市計画法に基づく地域地区の一種で、用途別に12種類に分類されています。

※2 地区計画：都市計画法に基づき、比較的小規模な地区を対象に、建築物の形態、公共施設の配置などを配慮し、区域の特性にふさわしい良好な環境の街区を一体的に整備・保全するために定める都市計画のこと。

※3 都市計画マスタープラン：都市計画法により、市町村が、その都市計画に関する基本的な方針として定めるもののこと。住民の意向を反映して策定しています。

この施策で展開する主な事業

<都市計画マスタープラン※3の運用>

- 都市計画マスタープラン（全体構想：平成13年3月策定、地域別指針：平成15年6月策定）は、計画期間が概ね20年であるため、社会経済状況を踏まえて見直しを行います。また、まちづくりにおける課題についてもあわせて見直しを行うことによって、都市計画マスタープランに基づく計画的な土地利用を図ります。

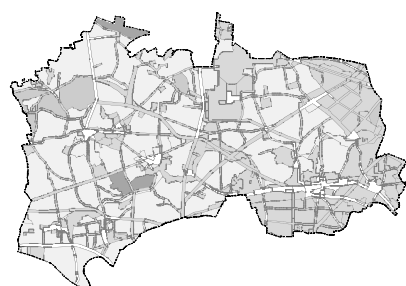
<土地利用の把握・規制・誘導>

- 土地取引の届出に基づいて土地利用を事前に把握することで、都市計画マスタープランに基づいた土地利用を誘導します。また、土地の動向を定期的に把握し、その結果を適正な土地利用の基礎資料として活用していきます。
- 用途地域等、生産緑地地区※4、風致地区※5、敷地面積の最低限度、高さの最高限度および土地区画整理事業を施行すべき区域等の地域地区制度を運用することにより、土地利用の計画的な誘導を図ります。

<建築物等の適正な誘導>

- 建築物の敷地、構造、設備および用途に関する基準を定めた建築基準法等の法令を適正に運用することにより、住環境悪化の防止を図ります。

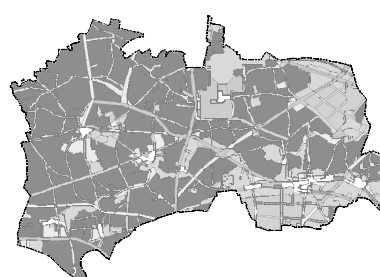
図3 建築物の敷地面積の最低限度



110㎡
100㎡
80㎡
75㎡
70㎡
指定なし

*ここでの建築物の敷地面積の最低限度
には、地区計画で定められたものは反映し
ていない。

図4 建築物の高さの限度



35m 12m
30m 10m
25m 指定なし
20m
17m

(図3,4出典：練馬区の土地利用（平成20年3月）)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
地区まちづくり計画に基づき用途地域等を変更した地区（累計）	1 か所	7 か所	上昇

（指標と目標値の設定理由）

地区の特性にあったまちづくりの誘導状況を測定します。

この施策の主な担当組織 環境まちづくり事業本部 都市整備部 都市計画課

※4 生産緑地地区：生産緑地法に基づき、500㎡以上の市街化区域内農地を保全するため、都市計画に定める地域地区。

※5 風致地区：都市計画法に定められている地域地区の一つで、都市計画区域内の自然的環境を主体とした都市景観を維持するため、指定される地区のこと。

政策44 地域特性に合ったまちづくりを進める

施策443

調和のとれた都市景観を形成する

この施策の目標（めざす状態）

練馬の地域特性を踏まえた魅力的な都市景観をめざし、区民・事業者・区がそれぞれ協働しながら景観まちづくりに取り組む状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

これまで、まちづくり条例の制定（平成18年4月施行）をはじめとしたさまざまなまちづくり施策を展開しています。しかし、より質の高い生活空間に関心のある区民も増えてきており、区民のまちづくりへの関心も多様になってきています。調和のとれた都市景観への区民ニーズも高まりつつあります。

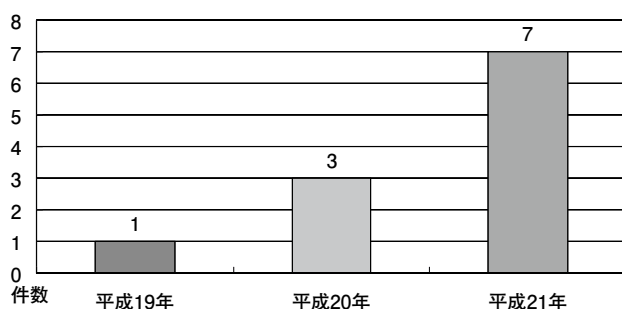
■課題

良好な景観は、現在および将来に渡って区民の共通の資産です。景観法に基づく仕組みづくりや制度の活用により、地域特性を踏まえた「景観まちづくり」を行うことが必要です。

■国・都・他自治体の動向

景観法では景観の特性や重要性を位置付けています。また、都はすでに景観計画（平成19年）と景観条例（平成18年）を制定し、いくつかの区も「景観行政団体」となっています。

図1 23区内景観行政団体の推移



（図1 出典：区都市計画課）

この施策で展開する主な事業

<景観形成の計画およびルールを整備>

- 練馬区の地域特性を踏まえて、区全体の景観計画および条例を施行します。
- 「まちの特性」に合わせたルールづくりを行い都市景観づくりを進めます。

<景観に関する意識啓発と区民参加の促進>

- 地域の個性やうるおいのある生活環境と密接にかかわる景観を知り、区民とともにより良い「景観まちづくり」を行っていきます。

<屋外広告物の規制・誘導>

- 良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害防止のため、屋外広告物の表示・設置について規制・誘導を行います。

写真1 区内住宅地の景観



写真2 光が丘団地の景観



(写真1, 2 出典：区都市計画課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
景観に関する計画および条例の策定	着手	施行	上昇

（指標と目標値の設定理由）

景観行政団体となり、法に基づいた景観づくりに取り組むための計画および条例策定の進捗状況を測定します。平成23年度の施行をめざします。

この施策の主な担当組織	環境まちづくり事業本部 都市整備部 都市計画課
-------------	-------------------------

環境と共生する 快適なまちを形成する

政策41 みどり豊かなまちをつくる

政策42 環境への負荷を低減し、持続可能な社会をつくる

政策43 良好な地域環境をつくる

政策44 地域特性に合ったまちづくりを進める

政策45 災害に強く生活しやすいまちをつくる

政策46 良好な交通環境をつくる

政策47 安心して生活できる住まいづくりを進める

政策45

災害に強く生活しやすいまちをつくる

政策の概要

地区まちづくりの推進や住環境の誘導により、良好な市街地を形成するとともに、駅周辺を整備してまちの拠点機能の向上を図ります。また、密集市街地の不燃化や総合治水対策の推進などにより災害に強い都市づくりを進めます。あわせて、公共施設をはじめとした各種施設のユニバーサルデザインを推進し、だれもが利用しやすいまちをつくりまします。

この政策で展開する施策と基本事務事業

政 策

45 災害に強く生活しやすいまちをつくる

施 策

基本事務事業

451
良好な市街地を形成する

地区まちづくりの推進
住環境の適正誘導と整備

452
まちの拠点機能を向上させる

練馬の中心核の整備
地域拠点の整備
生活拠点の整備

453
災害に強いまちをつくる

住宅密集市街地等の不燃化促進
災害に強い道路・公園の整備
早期復興の体制づくり
総合治水対策の推進
建築物の安全対策の推進

454
だれもが利用しやすいまちをつくる

公共施設整備におけるユニバーサルデザインの推進
病院・大型店舗等の民間施設のユニバーサルデザインの誘導
鉄道駅および駅周辺のユニバーサルデザインの促進

政策45 災害に強く生活しやすいまちをつくる

施策451

良好な市街地を形成する

この施策の目標（めざす状態）

区民の主体的なまちづくりへの参加と協働により、安心して快適に暮らせる、みどり豊かでうるおいのある市街地が形成されている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

昭和30年代以降の急激な人口増の結果、道路・公園等の都市基盤の整備が不十分なまま自然発生的に市街地が形成された地域が多く存在しています。

■課題

都市計画道路等の幹線道路の整備計画が進められており、今後住環境の大きな変化が見込まれます。そのため、こうした幹線道路沿道と周辺地域のまちづくりを計画的に進める必要があります。また、既成市街地についても地区計画※¹等の手法により、計画的に市街地を再整備する必要があります。

■国・都・他自治体の動向

国では、地域特性に即したまちづくりを進められるようなまちづくり交付金制度や地区計画制度のメニューの拡大などが行われています。

表1 都市基盤の整備状況やまちづくりに関する区民の意識

	満 足 度 (%)					必 要 性 (%)							
	満 足	い え ば 満 足	ど ち ら か と	い え ば 不 満	ど ち ら か と	不 満	無 回 答	と と も 必 要	必 要	い え ば 必 要	ど ち ら か と	あ ま り 必 要 で な い	無 回 答
地域の特性にあったまち づくり (住民参加、景観計画等)	3.3	47.5	34.4	5.1	9.6	27.6	49.9	12.8	1.6	8.1			
	50.8		39.5			90.3							
生活しやすいまちづくり (都市基盤整備・バリア フリー等)	4.0	42.8	35.3	9.6	8.3	42.5	41.5	8.3	0.5	7.3			
	46.8		44.9			92.3							

(表1出典：平成20年度区民意識意向調査)

▶用語解説

※1 地区計画：数街区から数十ha程の地区を対象に、道路や公園の配置・規模等の計画、建築物の用途や敷地面積の最低限度等のルールを定め、建物の建替時等を捉えて徐々に良好な市街地の形成を図る都市計画のこと。

※2 土地区画整理事業：不整形で利用しにくい土地の区画を整え、良質な宅地と、道路や公園などの公共施設を一体的に整備して、短期間で良好な市街地の形成を図る都市計画のこと。

※3 沿道地区計画：交通騒音の著しい幹線道路の沿道30m程の範囲で、第1列目の建物による後背地への遮音機能と、個々の建物の防音構造によって、建物内部への騒音の侵入を防ぎ、建物内の住環境を守るための都市計画のこと。東京都による関連助成制度があります。

この施策で展開する主な事業

<地区まちづくりの推進>

- 放射7号線、放射35号線、放射36号線、外かく環状道路、および大江戸線延伸の導入空間となる補助230号線などの幹線道路の整備計画の進捗により、住環境の大きな変化が見込まれるため、幹線道路の沿道や周辺地区のまちづくりを進めます。

☞実施計画58：放射7号線延伸地区のまちづくり

59：放射第35号線沿道地区のまちづくり

60：放射第36号線沿道地区のまちづくり

61：外環沿道地区のまちづくり

62：補助230号線沿道まちづくり事業

<住環境の適正誘導と整備>

- 地区計画制度により、建築物の規制誘導や、道路・公園等の都市基盤の整備を進めるほか、樹林地等のみどりの保全を図り、良好な市街地の実現をめざします。さらに、都市基盤が未整備な農空地の多い地区については、土地区画整理事業※²等の実施を進めます。また、良好な市街地の形成に寄与する中高層共同住宅の建設を誘導し、良質な住宅の供給と民間によるまちづくりを進めます。沿道地区計画※³を策定した笹目通り、環状7号線、環状8号線の一部の地区では、幹線道路の自動車交通騒音から居住空間の静穏性を守るために、防音・遮音機能の高い建築を誘導するとともに、幹線道路の沿道にふさわしい土地利用を誘導します。

☞実施計画63：土支田中央土地区画整理事業

64：組合等土地区画整理事業

65：地区計画制度の活用

写真1 十分な幅員の生活道路が整備された住宅地



写真2 歩行者の安全が図られた市街地



(写真1, 2出典：区まちづくり推進調整課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
まちづくり計画を策定した区域の面積	220.5ha	拡大	拡大

（指標と目標値の設定理由）

区の面積の44%が区画整理すべき区域として設定されており、市街地の計画的な再整備が必要であるため、市街地の計画的な再整備の状況を測定します。

この施策の主な担当組織

環境まちづくり事業本部 都市整備部 まちづくり推進調整課

政策45 災害に強く生活しやすいまちをつくる

施策452

まちの拠点機能を向上させる

この施策の目標（めざす状態）

鉄道駅周辺地区に駅前広場やバスの駐停車場、自転車駐停車場、安心して歩ける道路などが整備されて、交通の利便性と安全性が高まり、さらに商業系施設が活気に満ちて、区民の活動や日常生活の利便性や快適性を支え、魅力あるまちとなっている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

駅周辺地区では歩行者が安心して歩ける道路や駅前広場の整備が不十分であり、放置自転車等も多いため、駅前商店街の集客力が弱いなどの問題を抱えています。一方で、鉄道の高架化や駅周辺の道路整備計画の進展などを契機に各地域でまちづくりの機運が高まっています。

■課題

鉄道の高架化や、駅周辺における道路整備計画の進展に合わせて、だれもが安全で快適に利用できる駅前広場や歩行者空間を整備するとともに、十分な集客力を持つ魅力ある商店街が形成されるまちづくりを進める必要があります。

■国・都・他自治体の動向

バリアフリー法や、景観法の施行により、鉄道駅周辺のバリアフリー化や景観の改善を進め、だれもが安全・快適に移動できる道路・駅前広場等の整備が求められています。

写真1 石神井公園駅（整備後）



写真2 大泉学園駅（整備後）



（写真1,2出典：区西部地域まちづくり課）

▶用語解説

※1 練馬の中心核：西武池袋線、大江戸線、有楽町線等が交差する交通結節点であり、行政機関や公共施設、業務系施設が集積する練馬駅周辺地区を、練馬区の中心機能を担う都市拠点と位置付けています。

※2 地域拠点：鉄道駅の乗降者数が多く、業務系施設も比較的集積し、周辺の住宅地域を含めて地域の中心的役割を果たしている駅周辺地区のこと。石神井公園駅、大泉学園駅、光が丘駅の3駅周辺地区を位置付けています。

※3 生活拠点：練馬駅と地域拠点の位置付けのある駅を除く、区内および区に近接する鉄道駅の周辺地区を、日々の活動や買い物の利便性など区民の日常生活を支える拠点と位置付けています。

この施策で展開する主な事業

<練馬の中心核※¹の整備>

○練馬駅周辺地区では、駅北口区有地の活用、景観等に係るまちづくり計画の策定、道路の再整備を進めます。あわせて、地区計画に基づく壁面後退などの建築物の規制・誘導による歩行者空間の拡大や練馬の中心核にふさわしい魅力ある街並み整備を進めていきます。こうした総合的なまちづくりを通して、利便性・快適性・防災性を備えたまちを実現し、同時に駅周辺商店街の活性化等を進めます。

📌 実施計画 66：練馬駅周辺地区の整備

<地域拠点※²の整備>

○石神井公園駅、大泉学園駅周辺地区では、地域住民の生活を支えるまちにふさわしい拠点となるよう、周辺の商店街を含めたまちづくり計画を進めます。道路整備や建築物の規制・誘導などを通して、だれもが安心して歩行できる快適な空間の拡大と街並み整備を進めていきます。また、大泉学園駅北口では、駅前広場の整備に向けた合意形成を進めます。

📌 実施計画 67：石神井公園駅周辺地区の整備

68：大泉学園駅周辺地区の整備

<生活拠点※³の整備>

○各駅周辺地区は、まちづくりの合意形成が整った地区から、順次整備を進めます。江古田駅、東武練馬駅周辺地区では、住宅密集市街地整備事業の実施にあわせて、中村橋駅周辺地区では、地区計画手法を基本に合意形成を進めます。上石神井駅周辺地区では、東京外かく環状道路の整備計画を見据えて、まちづくりの計画づくりを進めていきます。さらに西武新宿線が高架化の事業候補区間に選定されたことを契機に、武蔵関駅・上井草駅周辺地区のまちづくりを進めます。

📌 実施計画 69：生活拠点の整備

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
計画的なまちづくりを進めている駅周辺地区数	10地区	15地区	拡大

駅周辺地区は多くの住民が利用する地域であり、そのまちづくりを計画的に進めることが重要であるため、駅周辺の計画的なまちづくりの状況を測定します。

この施策の主な担当組織	環境まちづくり事業本部	都市整備部	東部地域まちづくり課
	環境まちづくり事業本部	都市整備部	西部地域まちづくり課

政策45 災害に強く生活しやすいまちをつくる

施策453

災害に強いまちをつくる

この施策の目標（めざす状態）

災害時の物資輸送路や避難路、延焼遮断帯、避難地等の役割をもつ、都市計画道路や生活幹線道路、公園などが整備されるとともに、緊急車両の通過が容易な生活道路が整備され、耐震性能や防火性能の高い建築物が建ち並び、区民が安心して暮らせる状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

区民の防災への意識・関心が高まっています。しかし、木造住宅が密集し、災害時の消防・救助活動が円滑に行えない地域や、大震災が発生した場合に延焼遮断帯や避難路、緊急物資輸送路となる、広幅員道路の整備が不十分な地域があるなど、防災上危険な面が残されています。

■課題

道路、公園等の都市基盤の整備を進めるとともに、建築物の耐震化、密集住宅市街地での老朽住宅の建替え等の促進や、早期復興のための「地域協働復興」の体制整備が必要です。あわせて、都市型水害を防ぐ取組も必要です。

■国・都・他自治体の動向

国では都市防災総合推進事業を進めています。また、都では「防災都市づくり推進計画」や「雨水流出抑制助成事業補助要綱」を定め、地震・水害対策を支援しています。

表1：集中豪雨の連続雨量と浸水被害件数の上位5事例

原因	り災日	練馬地域の 連続雨量	り災区分（件）			
			床下浸水	床上浸水	道路冠水	計
集中豪雨	平成元年8月1日	233mm	74	77	0	151
集中豪雨	平成11年7月21日	134mm	124	261	13	398
集中豪雨	平成11年8月24日	65mm	10	24	12	46
集中豪雨	平成13年7月18日	79mm	61	81	16	159
集中豪雨	平成17年9月4日	231mm	273	414	31	718

(表1出典：区工事課)

▶用語解説

※ 密集住宅市街地整備促進事業：狭い道路の周辺に老朽木造家屋などが密集し、災害時の危険性が高い地域において、道路・公園などの都市基盤の整備と建物の建替え等を促進し、住環境の改善と災害に強いまちづくりを進める事業のこと。

この施策で展開する主な事業

<住宅密集市街地等の不燃化促進>

- 北町、江古田北部地区については、密集住宅市街地整備促進事業*により道路、公園等の整備や建物の不燃化を進め、災害に強いまちづくりを推進します。さらに、新たな地区での密集住宅市街地整備促進事業を計画します。

☞実施計画70：密集住宅市街地整備促進事業

<災害に強い道路・公園の整備>

- 避難路や避難地、延焼遮断帯などの役割をもつ都市計画道路や生活幹線道路、公園などの整備を進めます。また、災害時に緊急車両の通行が容易にできる生活道路の整備を進めます。

<早期復興の体制づくり>

- 大震災後の都市の復興を円滑かつ迅速に進めるため、「練馬区震災復興マニュアル」および「練馬区震災復興の推進に関する条例」に基づき、区の復興対策や地域協働復興の仕組みの区民への周知を進めます。

<総合治水対策の推進>

- 水害の防止と軽減により区民の安全と財産を守るため、公共施設、大規模民間施設等の建築に際して、河川への雨水流出を抑制する施設の整備を進めます。また、河川改修や下水道の整備など、治水施設の早期整備を国・都に要請していきます。

<建築物の安全対策の推進>

- 民間建築物に対して、建築物所有者等への耐震化に係る啓発活動や耐震改修への支援などを行い、耐震化率の向上をめざします。また、一定規模以上で多数の人が利用する建物等の火災やその他の事故を防止するため、建物等所有者、管理者に対し保守点検および保守管理を促します。

☞実施計画71：建築物の安全対策の推進（建築物の耐震化）

写真1 密集住宅市街地整備促進事業により、緊急車両の通行が可能となった地区の整備前(左)と整備後(右)



(写真1 出典：区東部地域まちづくり課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
密集住宅市街地整備促進事業による道路・公園等の整備面積（累計）	29,118㎡	51,730㎡	拡大

（指標と目標値の設定理由）

密集住宅市街地整備促進事業の推進状況を測定します。道路・公園としての用地取得計画に基づき、取得が見込まれる面積の整備をめざします。

この施策の主な担当組織

環境まちづくり事業本部 都市整備部 東部地域まちづくり課

政策45 災害に強く生活しやすいまちをつくる

施策454

だれもが利用しやすいまちをつくる

この施策の目標（めざす状態）

だれもが利用しやすいように施設が整備されている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

ノーマライゼーション※¹やユニバーサルデザイン※²の理念の浸透と少子高齢化の急速な進展を背景に、だれもが社会参加できる機会を確保するため、生活に密着した施設におけるユニバーサルデザインの推進が求められています。

■課題

公共施設、病院や大型店舗などの民間施設、駅施設および駅周辺などの都市基盤についてだれもが利用しやすいように整備を進めるために、特に既存物件の改修を促進する必要があります。

■国・都・他自治体の動向

国は、バリアフリー法※³により一定規模以上の建築物や道路、公園、公共交通施設、路外駐車場についても一定の整備を義務化しています。都では、東京都福祉のまちづくり条例および東京都建築物バリアフリー条例による施策の推進を図っています。

表1 ユニバーサルデザインの達成度評価

	利用しやすくつくられている (%)	利用しやすくつくられていない (%)	わからない (%)
建物	26.2	25.4	48.4
道路	14.3	47.2	38.5
電車・バスなどの交通	28.2	34.7	37.2
公園	32.1	27.0	40.9

(表1 出典：平成19年度区民意識意向調査)

▶用語解説

※1 ノーマライゼーション：高齢者や障害者が一般社会の中で障害のない人と同じように普通（ノーマル）の生活をおくることができる社会にしていく考え方。

※2 ユニバーサルデザイン：universal design 年齢、性別、言語、個人の能力等にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

※3 バリアフリー法：正式名称は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年12月施行）。

この施策で展開する主な事業

<公共施設整備におけるユニバーサルデザインの推進>

○だれもが利用しやすい施設づくりをめざします。そのため、施設整備の際に事前協議を行うことなどにより、公共施設整備のユニバーサルデザインを推進します。

<病院・大型店舗等の民間施設のユニバーサルデザインの誘導>

○病院や大型店舗等の民間施設については、新築や用途変更等の際に必要な事前協議を通して、ユニバーサルデザインの考え方に立って整備・改善を進めるよう要請します。また、既存の民間施設のバリアフリー改修に対し、必要な支援を行います。

<鉄道駅および駅周辺のユニバーサルデザインの促進>

○だれもが安全で快適に暮らせ、社会参加できる環境を創出するため、鉄道事業者にバリアフリー法の目標年である平成22年までに、区内すべての駅のバリアフリー化の完了および施設のさらなる充実に要請し、必要な支援を行います。また、駅周辺についてもユニバーサルデザインの考え方に立って、施設を整備します。

実施計画72：鉄道駅バリアフリー事業

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
民間施設への改修助成執行率	44%	100%	上昇

（指標と目標値の設定理由）

整備が進まない既存の民間施設の改修促進策の状況を測定します。改修助成費のすべての執行をめざします。

この施策の主な担当組織 環境まちづくり事業本部 都市整備部 建築課

環境と共生する 快適なまちを形成する

政策41 みどり豊かなまちをつくる

政策42 環境への負荷を低減し、持続可能な社会をつくる

政策43 良好な地域環境をつくる

政策44 地域特性に合ったまちづくりを進める

政策45 災害に強く生活しやすいまちをつくる

政策46 良好な交通環境をつくる

政策47 安心して生活できる住まいづくりを進める

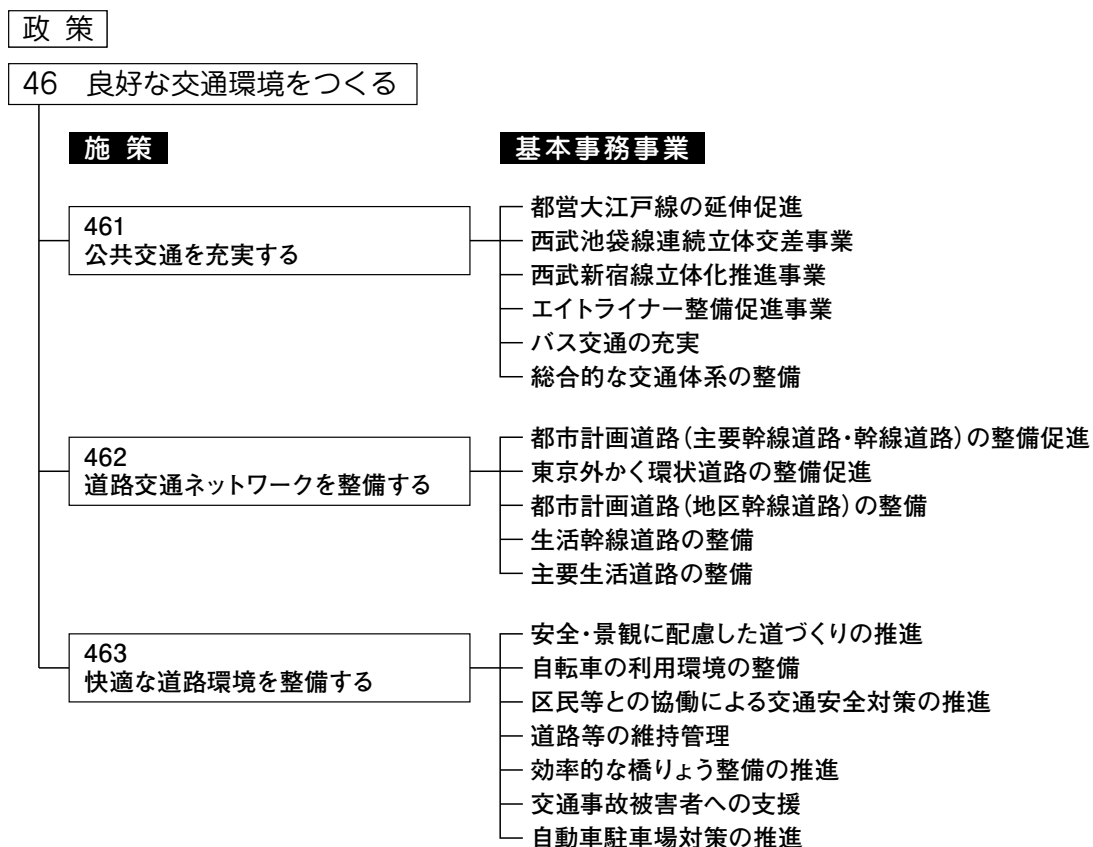
政策46

良好な交通環境をつくる

政策の概要

都営大江戸線の延伸促進や西武池袋線・新宿線の立体化の促進、バス交通の充実などを通じて、公共交通を充実します。また、東京外かく環状道路の整備促進や都市計画道路・生活幹線道路等の整備を通して、道路交通ネットワークの整備を進めます。同時に、自転車利用環境の整備や交通安全対策の推進など道路空間の安全性向上の取組や、景観に配慮した道づくりを通じて、快適な道路環境を整備します。

この政策で展開する施策と基本事務事業



政策46 良好な交通環境をつくる

施策461

公共交通を充実する

この施策の目標（めざす状態）

区民をはじめ利用者のだれもが、安全かつ快適に公共交通を利用でき、利用者にとって円滑な移動が確保されている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

高齢化社会の進展に伴って、移動に困難を伴う高齢者や障害者などが増加傾向にありますが、区内には、駅やバス停から離れ公共交通を利用しづらい公共交通空白地域※¹が残っています。

■課題

公共交通ネットワークの強化・連携を図るとともに、近距離の移動で多く利用されているバスの利便性の向上、交通機関相互間の乗り継ぎの円滑化に取り組み、公共交通空白地域を解消していくことが必要です。また鉄道路線が南北方向の交通を遮断しているという課題も抱えています。

■国・都・他自治体の動向

多くの自治体では、道路ネットワークの整備や公共交通ネットワークの強化・連携など総合的な交通体系の整備を推進することで交通問題への対応を図っています。

写真1 連続立体交差事業（西武池袋線）整備前



写真2 同・整備後



（写真1,2出典：区計画課）

▶用語解説

※1 公共交通空白地域：駅から800m以上かつバス停（30分に1便以上運行）から300m以上の地域を公共交通空白地域として定義。

※2 鉄道立体化：道路と平面で交差している鉄道を高架化または地下化などにより立体化すること。

※3 エイトライナー：東京都心部から約10km圏の西部および北部地域を結ぶ環状鉄道計画のことです。環状8号線の地下などを利用して、羽田空港と赤羽駅とを結び、大田区、世田谷区、杉並区、練馬区、板橋区、北区を通る、約43kmの環状線を建設しようという計画。

※4 みどりバス：平成21年7月16日から、区が関与して運行している3種類（5路線）のコミュニティバスの名称・運賃を統一し、「みどりバス」として運行しています。

この施策で展開する主な事業

<都営大江戸線の延伸促進>

○都営大江戸線の大泉学園町までの延伸に向け、区民、区議会、区が一体となった促進活動を行います。

📌 実施計画 73：大江戸線延伸促進事業

<西武池袋線連続立体交差事業>

○踏切による交通渋滞や、鉄道による地域分断等の抜本的対策として、西武池袋線（練馬高野台駅～大泉学園駅間）連続立体交差事業の早期完了に努めます。

📌 実施計画 74：西武池袋線（練馬高野台駅～大泉学園駅間）連続立体交差事業

<西武新宿線立体化推進事業>

○鉄道立体化※²の実現に向け、関係者間で勉強会を実施し課題点等に関する検討を行うとともに、沿線各地区におけるまちづくりを推進します。

📌 実施計画 75：西武新宿線立体化推進事業

<エイトライナー※³整備促進事業>

○エイトライナーの実現に向け、関係自治体と協働し促進活動や導入可能性に係る調査・検討を行います。

📌 実施計画 76：エイトライナー整備促進事業

<バス交通の充実>

○区が関与して運行しているバスの乗車人数を増やすため、利用者サービスの向上に努めながら、区報等によりさらにPRを実施します。

📌 実施計画 77：みどりバス※⁴（コミュニティバス）の運行

写真3 みどりバス



（写真3出典：区交通企画課）

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
区が関与して運行しているバスの乗車人数（1便当たり平均）	18人	24人	上昇

（指標と目標値の設定理由）

利用者の利便性が向上したかを測定します。（1便当たり乗車人数について区内民間バス事業者平均24人を目標とします）

この施策の主な担当組織 環境まちづくり事業本部 都市整備部 交通企画課

政策46 良好な交通環境をつくる

施策462

道路交通ネットワークを整備する

この施策の目標（めざす状態）

都市の骨格となる主要な道路が整備されることで、自動車等の交通の円滑化および歩行者等の安全が図られるとともに、区民等だれもが快適な生活を送ることができている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

区内の都市計画道路の完成率は約45%であり、23区全体の完成率約60%と比べると低い水準にあります（平成19年度末）。特に南北方向の整備が遅れており、主要道路での渋滞や生活道路への通過交通の流入が日常化しています。

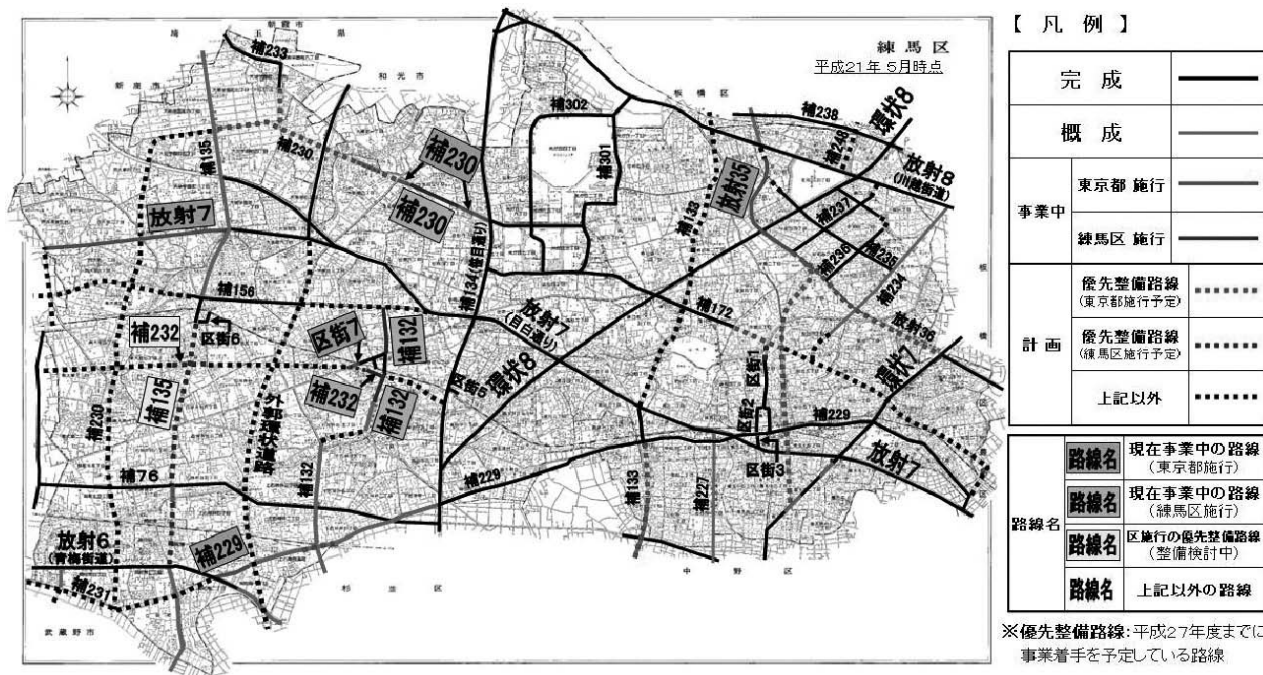
■課題

安全で快適な区民生活や都市活動のためには道路の整備が必要ですが、整備に当たっては多額の費用が必要です。そのため、国および都からの交付金等の財源を確保することが課題です。また、円滑な用地取得を図るためには人材の確保や育成も課題です。

■国・都・他自治体の動向

都および特別区は、「区部における都市計画道路の整備方針^{*1}」を策定し、平成27年度までに優先的に整備すべき区間を選定し、計画的・効率的な整備を図っています。

図1 区内の都市計画道路の状況



(図1 出典：区計画課)

この施策で展開する主な事業

<都市計画道路（主要幹線道路・幹線道路）の整備促進>

○都市の骨格を形成する都市計画道路について、周辺環境に配慮するとともに地域住民の理解と協力を得ながら整備を進めるように東京都に要請します。

【参考】実施計画 78：都市計画道路の整備

<東京外かく環状道路の整備促進>

○首都圏全体における道路ネットワークの充実や区内の交通問題の抜本的な解決を図るため、区民等の意向が反映された形で外環の早期整備が進むよう国・都・関係自治体等と調整を図ります。

【参考】実施計画 79：東京外かく環状道路の整備促進

<都市計画道路（地区幹線道路）の整備>

○都市の骨格を形成する都市計画道路について、「区部における都市計画道路の整備方針」に基づき、地域住民の理解と協力を得ながら区が優先的に整備を予定している区間の整備を図ります。

【参考】実施計画 78：都市計画道路の整備

<生活幹線道路※²の整備>

○都市計画道路を補完し地区の主要な交通軸となる生活幹線道路について、早期に整備を行う必要性の高い整備促進路線から、地域住民の理解と協力を得ながら整備を図ります。

【参考】実施計画 80：生活幹線道路の整備

<主要生活道路の整備>

○生活幹線道路を補完し地区内交通の処理および日常消防活動の向上を図るための主要生活道路について、まちづくり条例に基づく開発事業および様々なまちづくり手法により実現を図ります。

写真1 補助132号線（石神井町2丁目）整備前



写真2 補助132号線（石神井町2丁目）整備後



（写真1,2出典：区計画課）

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
区内の都市計画道路の完成率	48%	54%	拡大

（指標と目標値の設定理由）

都市の骨格を形成する都市計画道路の整備状況を測定します。23区全体の完成率と同等となることをめざします。

この施策の主な担当組織

環境まちづくり事業本部 土木部 計画課

▶用語解説

※1 区部における都市計画道路の整備方針：東京都と特別区が平成16年3月に策定した、都市計画道路全体の整備方針。平成16年度～平成27年度（12年間）で優先的に整備すべき区間を選定している。

※2 生活幹線道路：都市計画道路を補完し、地区の主要な骨組みとなる区道の整備計画（昭和63年5月策定）。

政策46 良好な交通環境をつくる

施策463

快適な道路環境を整備する

この施策の目標（めざす状態）

歩行者空間が整備されるとともに、全ての区民の交通安全への意識が高まり、区内の道路をだれもが安全かつ快適に通行ができる状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

安全で快適な通行環境が確保されていない道路が多いことや、通行者の交通ルールの軽視、マナーの低下などにより、区内で発生する交通事故件数は依然高い水準にあり、中でも、高齢者や自転車が関係する事故の割合が高まっています。

■課題

車歩道の分離や生活道路の交通安全対策を推進し、安全かつ快適な通行環境を確保するとともに、区民に交通安全への高い意識をはぐくむ必要があります。自転車に対しては、放置自転車対策や自転車の走行環境の整備等を推進していく必要があります。

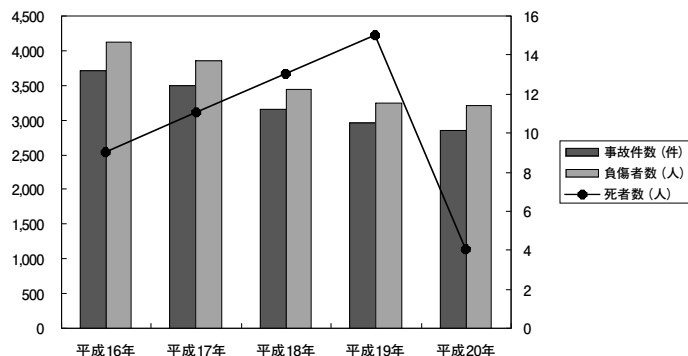
■国・都・他自治体の動向

都では「チャレンジ・アンダー 218※」と題した各種施策を展開しています。また、自転車については道路交通法の改正や警察庁による取組が展開されています。

表1 区内交通事故発生状況（全件）

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
事故件数（件）	3,718	3,495	3,164	2,964	2,854
死者数（人）	9	11	13	15	4
負傷者数（人）	4,122	3,855	3,446	3,251	3,212
重傷者（人）	58	50	40	36	29
軽傷者（人）	4,064	3,805	3,406	3,215	3,183

図1



(表1、図1 出典：区交通安全課)

▶用語解説

※1 チャレンジ・アンダー 218：年間交通事故死者数（都内）218人以下を目標とする施策。

この施策で展開する主な事業

<安全・景観に配慮した道づくりの推進>

- 安全で快適な歩行者空間を確保するため、歩行者横断部の改良や道路上の無電柱化、安全誘導設備の設置、道路等の維持管理など多様な事業を推進します。  **実施計画 81：快適な道づくり事業**

<自転車の利用環境の整備>

- 自転車の適正利用を促進するため、新たな計画のもと自転車駐車を整備するとともに、放置自転車の減少をめざします。また、自転車の走行環境の整備についても取り組みます。

 **実施計画 82：自転車駐車の整備**

<区民等との協働による交通安全対策の推進>

- 区民や警察・交通安全協会などの関係機関と協力し、子どもから高齢者までを対象とした、交通ルールとマナーの向上を図るための交通安全教育を充実します。

<効率的な橋りょう整備の推進>

- 今後老朽化する橋りょうの増大に対応するため、予防的な修繕および計画的な架替えを進め、費用の縮減を図りつつ地域の道路網の安全性・信頼性を確保します。

<交通事故被害者への支援>

- 交通事故被害者に対する支援として、交通事故相談や区民交通傷害保険事業を実施します（平成21年度から交通傷害保険・被害事故保険に自転車賠償責任保険を加え区民交通傷害保険の充実を図っています）。

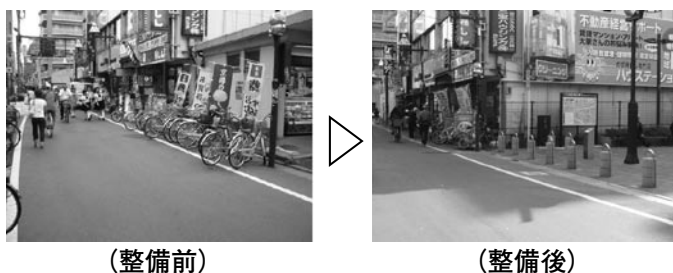
<自動車駐車場対策の推進>

- 路上駐車を原因とする交通渋滞や事故など道路機能の低下を解消するため、公共駐車場の利用促進等の施策を推進します。

写真 1 中村橋駅前の整備および
自転車誘導員の配置



写真 2 中村橋駅前の整備（駅南側）



(写真 1, 2 出典：区交通安全課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
区道歩道延長距離	121.9km	129.1km	拡大

（指標と目標値の設定理由）

安全で快適な歩行者空間の整備状況を測定します。

この施策の主な担当組織 環境まちづくり事業本部 土木部 交通安全課

環境と共生する

快適なまちを形成する

政策41 みどり豊かなまちをつくる

政策42 環境への負荷を低減し、持続可能な社会をつくる

政策43 良好な地域環境をつくる

政策44 地域特性に合ったまちづくりを進める

政策45 災害に強く生活しやすいまちをつくる

政策46 良好な交通環境をつくる

政策47 安心して生活できる住まいづくりを進める

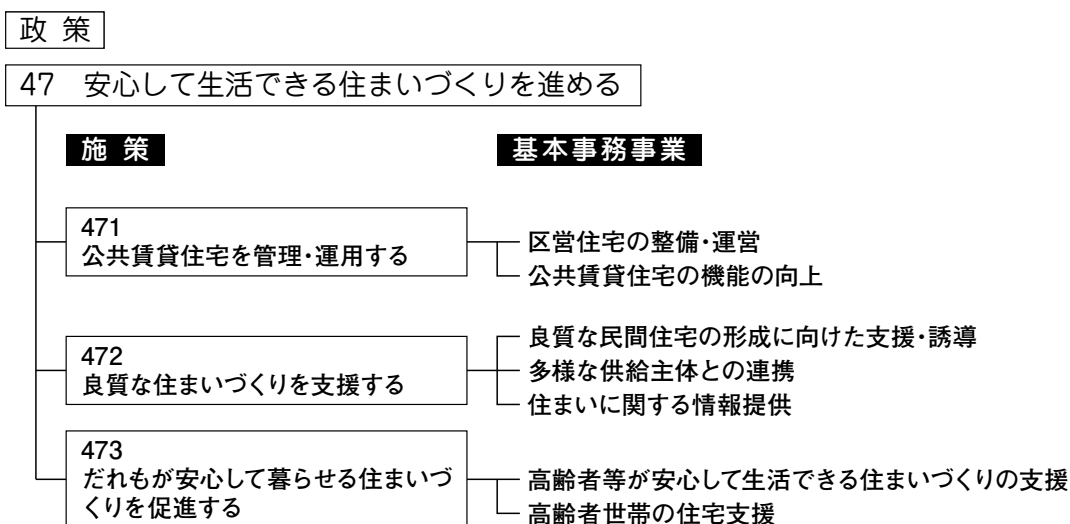
政策47

安心して生活できる住まいづくりを進める

政策の概要

区営住宅の計画的な整備・運営、公共賃貸住宅の機能の向上に取り組みます。また、良質な民間住宅の形成に向けた支援、誘導など、良質な住まいづくりを支援します。さらに、高齢者をはじめだれもが安心して生活できる住まいづくりを促進していきます。

この政策で展開する施策と基本事務事業



政策47 安心して生活できる住まいづくりを進める

施策471

公共賃貸住宅を管理・運用する

この施策の目標（めざす状態）

住宅の適切な入居者管理と施設管理が行われ、居住者が快適に生活している状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

低廉な家賃の公共賃貸住宅への入居希望者が多く、とりわけ高齢者や障害者、ひとり親家庭等の入居への配慮を求める声が大きくなっています。また、区営住宅の老朽化や居住者の高齢化が進んでいます。さらに、世界同時不況の影響を受け、セーフティーネット※1としての公共賃貸住宅の有効活用も求められています。

■課題

区営住宅の建替えや長寿命化の方針を検討し、バリアフリーなどの機能改善を含む区営住宅改修改築計画を策定していく必要があります。また、世帯人数と住居面積のミスマッチの解消や、過剰な民間の住宅ストック※2の活用に向けた家賃補助方式の研究も求められています。

■国・都・他自治体の動向

住宅困窮度の高い人に対し、公営住宅をよりの確に供給することを目的に、公営住宅法施行令が改正され、入居収入基準※3が引き下げられました。また、都民住宅等の戸別借上げ方式の検討が行われています。

表1 申し込み区分の導入による区営住宅（毎年5月募集）の抽選倍率の変化

16年度							21年度		
募集戸数	応募数	倍率	申込み区分※	募集戸数	応募数	倍率	募集戸数	応募数	倍率
10	1,010	101	一般世帯向	7	688	98.3	10	418	41.8
			一人親世帯向	2	95	47.5	5	76	15.2
			若年ファミリー世帯向	3	68	22.7	4	67	16.7

※区営住宅の募集は、平成16年度までは一括して募集をしていましたが、平成17年度から申込み区分を分けて募集を行っています。また、一定の要件を備えている場合、当選確率が2倍になる優遇抽選を行っています。

（表1 出典：区住宅課）

▶用語解説

※1 セーフティーネット：失業や病気等により生活が困難になったとき、救済のための施策が網の目のようにはられ、安全・安心を確保するための仕組み。

※2 住宅ストック：ストックとは蓄え、貯蔵を意味し、区内にある既存の住宅のこと。

※3 入居収入基準：公営住宅は、住宅に困窮した低所得の区民を対象としているため、所得の上限を決めています。額は世帯の人数により異なります。

この施策で展開する主な事業

<区営住宅の整備・運営>

- 都営住宅の移管等により、住宅提供戸数の増加を図って、住宅を必要とする世帯への供給に努めます。
- 区営住宅は区民共通の財産であることから、集会室を周辺の住民や町会・自治会へ開放し、施設の公正で公平な運用に努めます。

<公共賃貸住宅の機能の向上>

- 高齢化、単身化のスピードに対応するため、施設の計画的な維持修繕を行い、バリアフリー化や単身住宅の確保など、区営住宅の機能向上を図ります。

写真1 区営住宅



(写真1出典：区住宅課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
区営住宅居住者の居住満足度	78.5%	90%	上昇

（指標と目標値の設定理由）

居住者が快適に生活できているかを測定します。平成20年度の状況を基準に、さらなる上昇をめざします。

この施策の主な担当組織 環境まちづくり事業本部 都市整備部 住宅課

政策47 安心して生活できる住まいづくりを進める

施策472

良質な住まいづくりを支援する

この施策の目標（めざす状態）

住宅が適切に維持管理されることにより、良好な居住環境が確保され、区民が安心して快適に住むことができる状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

高齢者世帯の少人数化と所有する住まいの老朽化が進行し、住宅の適切な維持管理を行うことが困難な世帯が存在しています。また、建設後30年を経過するマンションは増加しており、安全で快適に居住するために、建物の適切な維持管理を行う長期的な修繕計画等が必要な状況にあります。

■課題

既存住宅の老朽化等に対して、安全で安心して住むことのできる良質な住宅として維持するために必要な支援を行うことが求められています。また、民間住宅の長期優良住宅制度の普及促進や耐震改修工事助成に対する交付金制度等の活用により、良質で長期に快適に住める住宅の整備に係る新たな制度が策定されており、こうした制度を活用した良質な住まいづくりを促進・支援することが求められています。

表1 戸建住宅の耐震助成の実績について

	平成19年度		平成20年度		合 計	
	申込み件数	完了件数	申込み件数	完了件数	申込み件数	完了件数
簡易耐震診断（無料）	1,068	738	318	459	1,386	1,197
精密耐震診断	112	53	91	102	203	155
実 施 設 計	121	57	90	100	211	157
耐震改修工事（lw=1.0以上）	39	(A) 28	76	(C) 69	115	97
簡易補強工事（lw=1.0以上）	6	(B) 4	6	(D) 7	12	11
簡易補強工事（lw=0.7以上）	3	3	2	1	5	4

※戸建住宅 の耐震化が図られた（lw^{*1}=1.0以上）住戸数

耐震改修工事（lw=1.0以上）＋ 簡易補強工事（lw=1.0以上）

平成19年度 28 (A) + 4 (B) = 32件
 平成20年度 69 (C) + 7 (D) = 76件

合 計 108件

（表1出典：区住宅課）

▶用語解説

※1 lw（値）：木造住宅の耐震性を示す指標で、「lw値」0.7以下の場合、倒壊する可能性が高いとされています。1.0以上あれば一応倒壊しないとされています。鉄筋コンクリート造の場合は「ls値」を用い、0.3以下だと倒壊する可能性が高く、耐震基準は0.6以上とされています。

この施策で展開する主な事業

<良質な民間住宅の形成に向けた支援・誘導>

- マンションの適切な管理運営を図るため、セミナーや無料相談会を実施します。また、住宅を修築（修繕、模様替え、増築）する場合に、資金の融資、あっせんをします。

<多様な供給主体との連携>

- 都営住宅等の建替えに当たっては、地域に見合った良質なストックとして維持・更新するために、建替計画策定時から東京都や都市再生機構等に対して区のまちづくりに十分配慮するよう必要な要求を行います。

<住まいに関する情報提供>

- 住宅に係る各種制度等の最新情報を区のホームページに掲載するほか、「住宅施策ガイド」を発行し、良質な住まいづくりに必要な情報を提供します。

写真1 ねりまマンション未来塾※2



(写真出典：区住宅課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
住宅修築資金融資あっせん件数	5件	10件	上昇

（指標と目標値の設定理由）

良質な住まいづくりを促進・支援している状況を測定します。過去5年間の数値（5件）の倍増をめざします。

この施策の主な担当組織	環境まちづくり事業本部 都市整備部 住宅課
-------------	-----------------------

※2 ねりまマンション未来塾：区がマンションの管理組合や区分所有者の方を対象に、セミナー形式により、必要な情報提供や情報交換の場となるよう、練馬区マンション管理士会と協働で行っている事業。

政策47 安心して生活できる住まいづくりを進める

施策473

だれもが安心して暮らせる住まいづくりを促進する

この施策の目標（めざす状態）

高齢者等のニーズに応じて改善された住宅が普及し、だれもが生涯にわたって安全で快適に住み続けられる環境が確保された状態

この施策をめぐる現状と課題

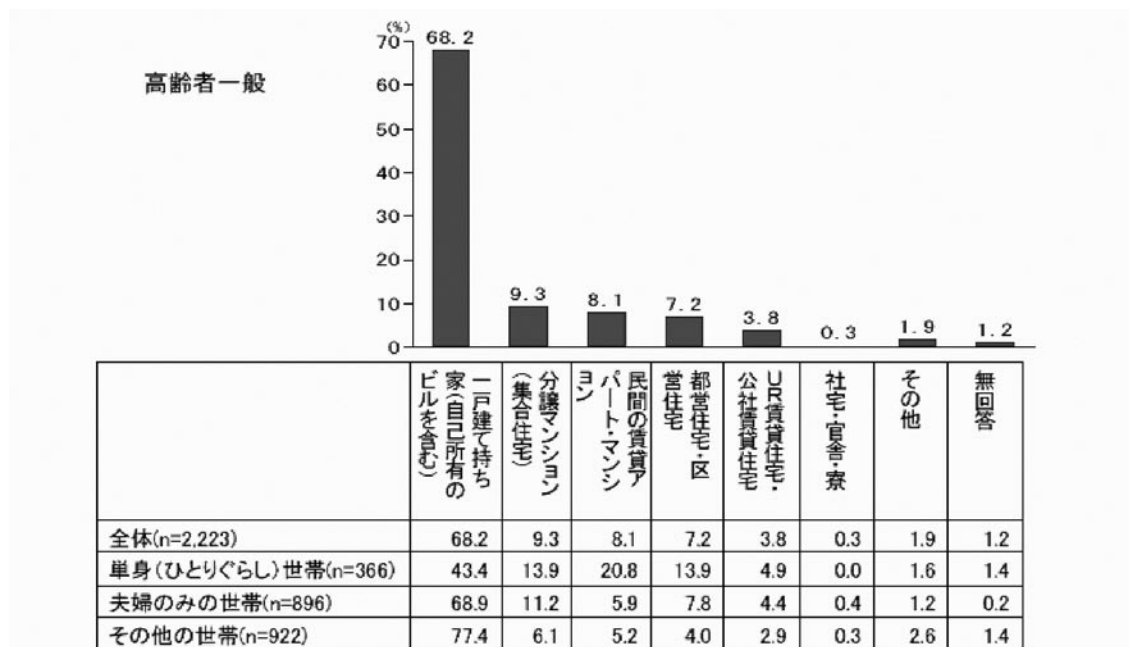
■現状

区内の高齢者の7割以上が改修等可能な持家に居住しており、区民自らの、生涯にわたって安全で快適に住み続けられる住まいづくりへの取組を支援することが重要となっています。

■課題

高齢者世帯の増加や家族形態の変化に柔軟に対応し、安全で安心して住むことのできる良質な住宅を確保するため、安心して住宅の改修等ができる支援策や情報の提供が求められているとともに、福祉政策等との連携を図っていくことが必要となっています。

図1 高齢者の居住形態について



(図1 出典：平成20年度高齢者基礎調査)

▶用語解説

※ バリアフリー：住宅のバリアフリーには、段差解消、階段・通路・トイレ等への手すり設置、エレベーター設置等があります。

この施策で展開する主な事業

<高齢者等が安心して生活できる住まいづくりの支援>

- 高齢者が年々増加していく中で、安心して暮らしていける住まいを確保するために必要な情報提供やバリアフリー※化の促進に努めます。

<高齢者世帯の住宅支援>

- 民間賃貸住宅市場において、入居を敬遠される傾向にある高齢者が住まいを確保できるようにするため、市場環境の整備を進めるとともに、行政が住まいを確保、提供するなどの支援をしていきます。

写真1 浴室のバリアフリー



(写真1 出典：区住宅課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
高齢者のための設備がある住宅の割合	31.0%	50.0%	拡大

（指標と目標値の設定理由）

高齢者が安全で快適に住むことのできる住宅の状況を測定します。区内住宅の半数以上が高齢者のための設備を備えた住宅となることをめざします。

この施策の主な担当組織 | 環境まちづくり事業本部 | 都市整備部 | 住宅課

5 行政運営分野

未来を拓く区政経営を進める

政策51 持続可能な区政経営を行う

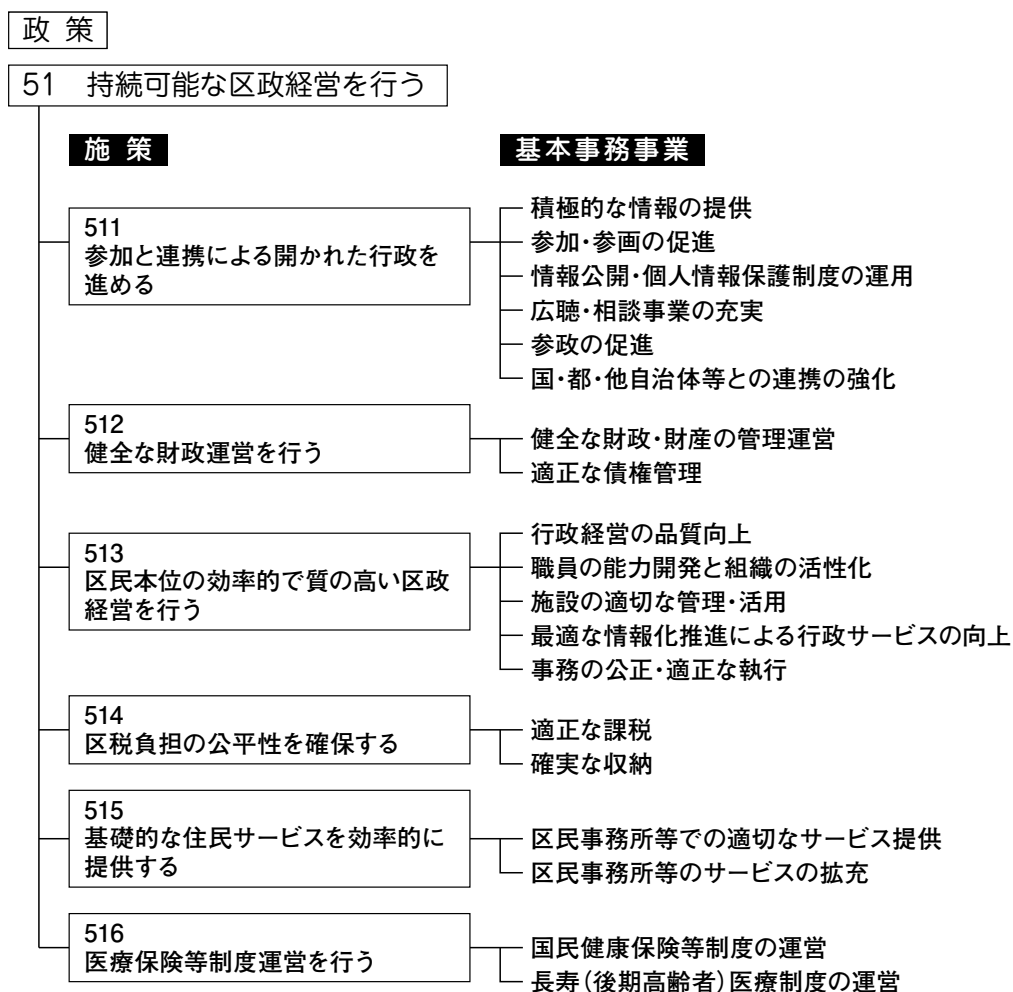
政策5 1

持続可能な区政経営を行う

政策の概要

区政に関する情報提供や広聴・相談を充実し、区民の参加・参画・参政を促すとともに、国・都・他自治体との連携を強化し、開かれた区政を進めます。また、健全な財政運営のもとで、職員や施設などの行政資源を効果的に活用し、区民本位で効率的な質の高い区政経営を行います。さらに、区税負担の公平性の確保に努めるとともに、身近な住民サービスの効率的提供、医療保険制度等の安定的な運営を進めます。

この政策で展開する施策と基本事務事業



政策51 持続可能な区政経営を行う

施策511

参加と連携による開かれた行政を進める

この施策の目標（めざす状態）

区民が必要とする区政情報を容易に入手でき、また容易に意見を表明できることにより、区政への参加・参画が進んでいる状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

生活様式や価値観の多様化に伴い、区民の情報に対するニーズも多様化・高度化しています。また、自治意識の高まりから、公共分野に積極的な参加・参画を求める区民が増えています。

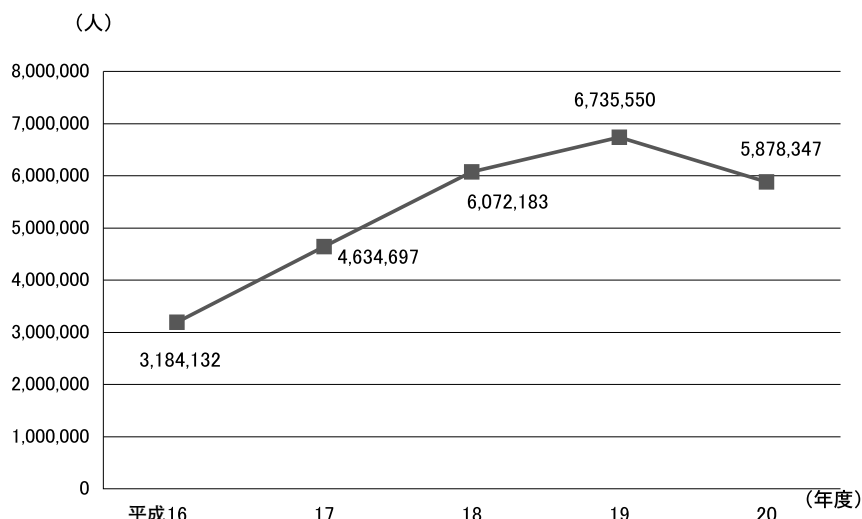
■課題

情報提供に当たっては、社会情勢や情報通信技術の変化への対応が必要です。また、区民の区政等への参加・参画の充実や、区民の意見の効果的な活用に向けた仕組みを検討する必要があります。

■国・都・他自治体の動向

多くの自治体がインターネットによる多様な機能を活用した情報発信を行うほか、コールセンター※1を導入し、迅速で効率的な対応を図る事例も増えています。また、自治基本条例等により参加・参画を含めた自治のあり方を定める自治体や、重要な施策や計画の策定にパブリックコメント制度※2を活用する自治体も増えています。

図1 区公式ホームページアクセス状況



(図1 出典：区広聴広報課)

▶用語解説

※1 コールセンター：電話による問い合わせ対応業務を集中して行う窓口。

※2 パブリックコメント制度：区の計画などの策定に当たり、区民に原案を公表し、意見を募り、それに対する区の見解を公表することにより、区的意思決定に区民等の意見を反映させるための手続（練馬区では、平成16年6月から制度化）。

この施策で展開する主な事業

<積極的な情報の提供>

- 区民が必要な情報を必要なときに入手できるように、区報・ホームページをはじめとする各種の広報媒体や区民情報ひろばなど、さまざまな方法と機会を活用して、区政情報を積極的に提供します。また、将来にわたって説明責任を果たすため、区政資料管理体制を整備します。

実施計画 83：区政資料管理体制の整備

<参加・参画の促進>

- 区政への参加・参画の仕組みを明確にし、区民と区との協働を推進することにより、豊かで自立した地域社会の実現をめざすために、（仮称）自治基本条例を制定します。

<情報公開・個人情報保護制度の運用>

- 個人情報取扱の基本事項を定めることにより、区民等のプライバシーを保護するとともに、区が管理する公文書について、区民等からの請求に基づき公文書の公開および管理個人情報の開示をすることにより、区民の知る権利を保障し、区民に対する区の信頼の確保を図ります。

<広聴・相談事業の充実>

- 区政に対する意見・要望等をさまざまな方法により収集し、内容に応じた適切な回答に努めるとともに、区政へ反映させるための手法を検討します。また、区民相談事業を中心として、各相談窓口との連携を検討します。

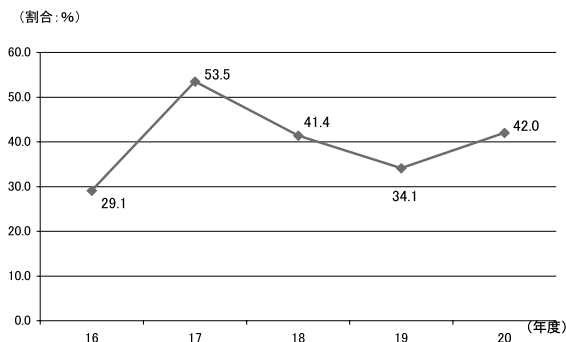
<参政の促進>

- 適正に選挙を管理・執行し、民主政治の健全な発達を促していきます。

<国・都・他自治体等との連携の強化>

- さまざまな機会をとらえ、国・都・他の自治体および住民団体などとの連携を充実します。

図2 情報の入手しやすさ、意見の言いやすさに満足している区民の割合



(図2 出典：区広聴広報課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
情報の入手しやすさ、意見の言いやすさに満足している区民の割合	42.0%	60%	上昇

（指標と目標値の設定理由）

区政への参加・参画、行政の透明性の状況について測定します。過去における区民意識意向調査や区政モニターの調査結果、他区における区民意識意向調査を参考とし、60%をめざします。

この施策の主な担当組織

区長室 広聴広報課

政策51 持続可能な区政経営を行う

施策512

健全な財政運営を行う

この施策の目標（めざす状態）

持続可能な財政運営を行うことにより、区財政の健全性が保たれている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

平成20年度の区の経常収支比率※¹は79.2%となっています。また、一般会計と特別会計はともに黒字で、財政健全化判断比率※²の4つの指標はいずれも早期健全化基準を大幅に上回っており、区の財政状況はきわめて健全な状態にあります。しかし、平成20年度後半からの経済情勢悪化の影響により、平成21年度においては、区の基幹的な歳入である特別区民税や特別区財政調整交付金が大幅な減収となる見通しであるなど、区の財政運営は今後厳しい状況となることが見込まれます。

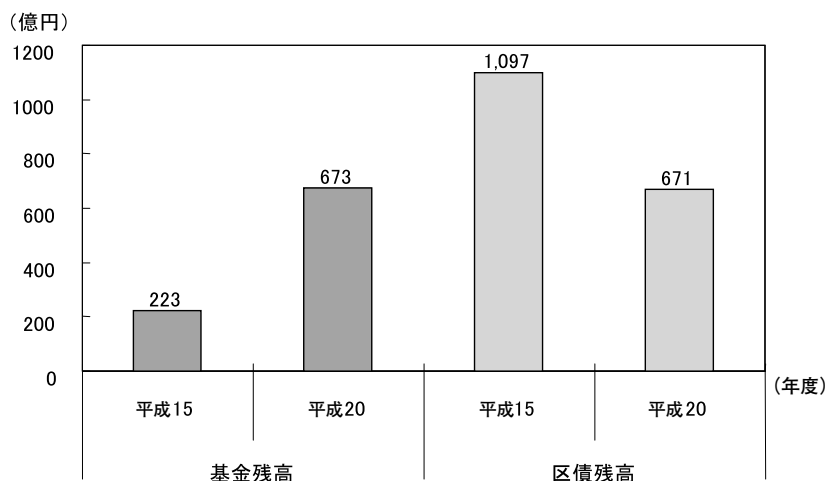
■課題

区の財政が経済情勢の影響を受けることは避けられませんが、区民サービスの向上を図りつつ、持続可能な財政運営を行っていきます。そのため、これまで以上に効率的・効果的な区政運営を進めるとともに、収入未済金額の縮減を図るなど確実な税収の確保に努める必要があります。また、便益が将来に及ぶ社会資本整備等については、後年度負担を勘案しながら、起債発行による財源確保を図るなど計画的な運営を進める必要があります。さらに、区民に対し、財政状況や行政活動の実績について説明責任を果たし、行政運営の透明性の向上に努めていかなければなりません。

■国・都・他自治体の動向

他の自治体でも、厳しい財政状況のもと、効率的で質の高い行政運営に向けた工夫を行っています。また、税収の確保に向け、公債権や私債権の回収を一体的に行う自治体もあります。

図1 基金残高と区債残高の推移



(図2出典：区財政課)

この施策で展開する主な事業

<健全な財政・財産の管理運営>

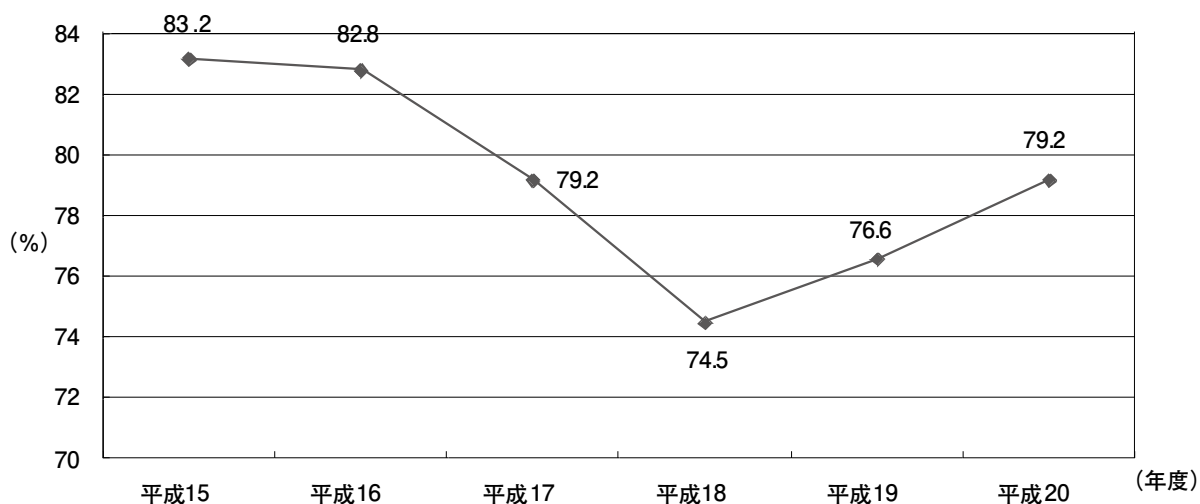
○行政サービスの世代間負担の公平性を担保しながら必要な起債を発行し、財政の硬直化を招かないように計画的な運営を行います。また、現行の官庁会計に加え、一般企業における複式簿記・発生主義会計の手法を導入することで一層的確な財務情報を把握し、区民への説明責任を果たすことに努めます。これらを通じて行政運営の透明性の向上と区民本位で持続可能な財政運営をめざします。

実施計画84：新公会計制度の導入・整備

<適正な債権管理>

○収入未済金額の縮減に努め、公金負担の公平性を確保します。また、区の公債権および私債権を計画的に管理・回収し、適正な債権管理を行います。

図2 経常収支比率の推移



(図2出典：区財政課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
経常収支比率	79.2%	80%以内	維持

（指標と目標値の設定理由）

財政の弾力性を測定します。近年の経済情勢悪化により財政の硬直性が増すことが懸念されますが、適正水準といわれている80%以内をめざします。

この施策の主な担当組織

企画部 財政課

▶用語解説

※1 経常収支比率：人件費などの経常的支出が特別区税などの経常的収入に対して占める割合で、財政構造の弾力性を測定する指標として用いられます。概ね70～80%が適正水準といわれています。

※2 財政健全化判断比率：地方公共団体の財政の健全度を測るものさし（指標）として、平成19年度決算から設けられた、法律に基づく新たな財政指標。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標について、それぞれ早期健全化基準が定められており、区は毎年度各指標の算定結果を公表しています。

政策51 持続可能な区政経営を行う

施策513

区民本位の効率的で質の高い区政経営を行う

この施策の目標（めざす状態）

区民へ質の高い行政サービスを提供するため、行政資源が有効かつ効率的に活用され、全ての施策目標が達成されている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

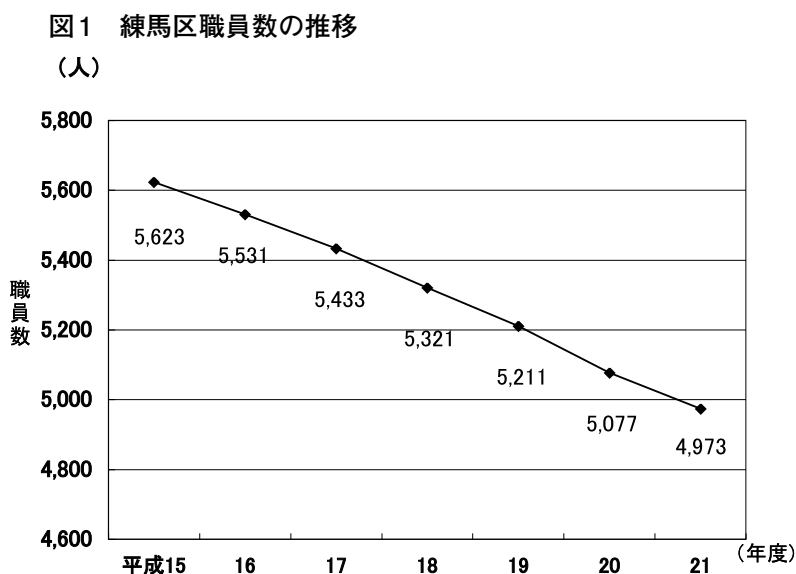
社会の成熟に伴い区民の要望が多様化・高度化する一方、区の財政状況は厳しさを増しています。また、自治体の自立性が重視され、地域の多様な主体との協働による公共サービスの提供や、行政資源の有効で効率的な配分が求められています。

■課題

区民の要望に適切に対応するため、事務の適正な執行に加え、成果を重視した効率的な行政運営が必要です。また、区政の推進に最大限の力を発揮できる職員・組織づくりや施設の適切な管理も必要です。

■国・都・他自治体の動向

全国の市区（806団体）の約7割で行政評価※¹が導入され、予算・計画・人事管理との連携など効率的で質の高い行政運営に取り組む自治体が多く見られます（平成20年10月現在。総務省調査）。また、自治体行政改革に関する国の通知でも、情報公開の徹底と住民監視の下での総人件費、公共サービス、公会計の改革推進を求めています。



※区は行政改革の一環として、職員削減計画を着実に推進してきました。現在の計画では、平成19年度当初の職員数5,211人を基準に、平成24年度当初までに4,611人（削減数600人）にする予定です。

(図1 出典：区職員課)

この施策で展開する主な事業

<行政経営の品質向上>

- 「行政改革」と「行政評価」による2つの仕組みを機軸とした効率的で質の高い行政経営を行います。
- 改革・改善事例をまとめ情報の共有化を行い品質の向上を図ります。

<職員の能力開発と組織の活性化>

- 委託化・民営化方針を踏まえ、民間にできることは民間に任せ、行政のスリム化を図っていきます。
- 急激に変化する社会状況の中で、区民サービスを維持・向上し、多様化する区民の要望に対応するために、常に区民の視点に立ち、問題意識を持って新たな業務や課題に率先的に取り組む職員を育成します。窓口サービス向上事業や研修により、職場環境を整備するとともに、職員の接遇能力を高めます。

<施設の適切な管理・活用>

- 区立施設を計画的に耐震化していくことにより、施設の防災性の向上を図ります。改修改築についても、計画的に工事を行っていくことにより、年度ごとの工事費の支出を平準化します。また、公有財産の効率的な利活用を進めていきます。

実施計画 85：学校適正配置に伴う跡施設活用

<最適な情報化推進による行政サービスの向上>

- ＩＣＴ※²等を通じ、行政の簡素化・迅速化を促進して行政サービスの更なる向上を図るとともに、区と区民、区民と区民の相互関係を重視した情報施策を推進します。
- 個人情報の保護や情報セキュリティ対策の充実を図ります。

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
目標が達成された施策の率	(集計中)	100%	上昇

（指標と目標値の設定理由）

区の各施策を計画通り推進しているかを測定します。全施策の目標を達成することをめざします。

この施策の主な担当組織	企画部	経営改革担当課
-------------	-----	---------

▶用語解説

※1 行政評価：行政が実施している施策や事務事業について、成果指標等を用いて有効性・効率性・必要性などを点検・評価し、その結果を改革、改善に生かす手法。

※2 ICT：Information and Communication Technology 情報通信技術と訳され、情報や通信にかかる技術の総称。国際的にはITよりもICTという呼称の方が定着しています。

政策51 持続可能な区政経営を行う

施策514

区税負担の公平性を確保する

この施策の目標（めざす状態）

公正で適正な課税が行われ、かつ、納税しやすい環境の提供、適切な収納対策により区税収入が確保され、区税負担の公平性が確保されている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

地方税法が頻繁に改正され、税制度が複雑化するとともに、国から地方自治体への税源移譲に伴い、所得税と特別区民税・都民税の負担割合が変化しています。

また、厳しい経済状況にあって、失業者や低所得者の増加により、税収の減少と納付困難な納税者の増加が見込まれます。

■課題

所得を正確に把握し課税するため、各種調査や申告勧奨等を行い、適正かつ自主的な期限内の申告・報告を促すこと、および、他の税務機関との連携を強化し、電子申告等を視野に入れながら、申告しやすい環境を整備することが必要です。

税務機関や納税関係団体^{※1}と連携し、健全な納税意識の啓発に努めること、納付方法の拡大を図ること、より一層の収納事務の効率化を図ること、納付相談を充実することなどにより、状況に応じた適切な収納対策を講じ、区税の収納率^{※2}を向上していくことが求められています。

■国・都・他自治体の動向

社会福祉等の財源を確保するため、消費税の引き上げの議論が活発になっていること等、今後も国、地方を通じた税制改革の動きがあります。

課税資料となる給与支払報告書の電子化や通信技術を活用した納付方法など、納税者の利便性と税事務の効率化に取り組む自治体が増えています。

表1 特別区税の収納率の推移

(単位：千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
調定額	60,668,754	59,225,788	59,932,476	63,019,820	67,513,445
収納額	53,278,030	52,484,895	54,051,039	58,882,807	63,255,468
収納率	87.8%	88.6%	90.2%	93.4%	93.7%

(表1 出典：区収納課)

▶用語解説

※1 納税関係団体：区内には、青色申告会、税理士会、法人会、納税貯蓄組合連合会があります。期限内申告・納付を勧め、納税意識の啓発を行っています。

この施策で展開する主な事業

<適正な課税>

- 税の申告時期や方法、税法改正の内容等について、区報・ホームページ等を活用し、分かりやすい広報を行うとともに、未申告者に対する個別通知や訪問調査等の多様な方法により申告を促し、未申告者の発生抑制を図ります。

<確実な収納>

- 公的年金から特別徴収することにより、納税者の納付にかかる負担を軽減するとともに、未納を防止し、収納率の向上を図ります。
- 多様な納付方法（携帯電話やパソコン、コンビニエンスストア等）で納付できる環境を整備し、収納率の向上および収納事務の合理化を図っていきます。
- 納付案内センター※³による電話案内や嘱託収納員による訪問収納など、きめ細かい収納対策を行います。また、支払い能力があるにもかかわらず、納付しない者に対しては、差押え、搜索、公売を行い、租税債権の回収を実施します。
- 各種のイベントを通じて、納税意識の醸成を図ります。

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
特別区民税現年課税分収納率	97%	97%	維持

（指標と目標値の設定理由）

財政規模やその変動の影響を受けにくいからです。また他自治体との比較もできます。早期着手・早期解決に取り組むことにより、変化する社会状況下でも安定した収入を確保します。

この施策の主な担当組織

区民生活事業本部	区民部	税務課
区民生活事業本部	区民部	収納課

※2 区税の収納率：税として確定した納付されるべき金額（調定額）のうち、実際に納付された金額（収納額）の割合。

※3 納付案内センター：自主納付および滞納の未然防止を図るため、電話オペレーターによる働きかけを行うもので、練馬区では、平成19年7月に開設しました。

政策51 持続可能な区政経営を行う

施策515

基礎的な住民サービスを効率的に提供する

この施策の目標（めざす状態）

自動交付機^{※1}の利用率が向上し、区民事務所等における窓口での対応について区民が満足できている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

多様化する区民のライフスタイルに応じ、証明書の発行時間を拡大した自動交付機の活用、窓口における親切丁寧な対応など、区民のニーズに応える適切な住民サービスの提供に取り組んでいます。

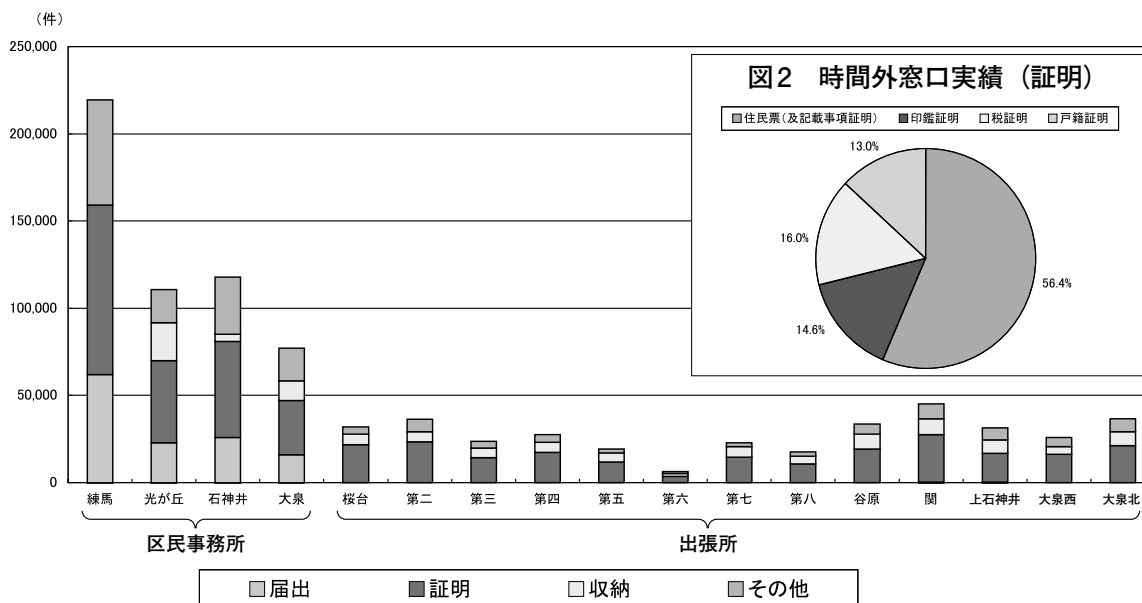
■課題

窓口の手続や事務の効率化を踏まえながら、区民事務所や出張所において、常に適切なサービスを提供することについて検討する必要があります。

■国・都・他自治体の動向

総務省の主導により、平成21年度に住基カード^{※2}とコンビニ端末^{※3}を利用した住民票の写しの交付の実証実験が行われています。また、外国人登録制度が見直され、住民基本台帳と一体化されます。これにより、困難だった日本人と外国人世帯の把握や居住証明が容易になり、行政事務の効率化が期待されています。

図1 平成20年度区民事務所、出張所別の主な事務処理件数



(図1, 2 出典: 区戸籍住民課)

▶用語解説

※1 自動交付機: 住民票の写し等を銀行のATMのような自動機械から交付する装置のこと。専用のカードと暗証番号等の組み合わせで本人確認を行い、現金の投入で各種証明書を交付するものです。

この施策で展開する主な事業

<区民事務所等での適切なサービス提供>

○お客さまのアンケートにより接遇の状況を把握し、これを向上させ、取扱業務の充実を図ります。

<区民事務所等のサービスの拡充>

○大泉区民事務所の移転や、自動交付機の利用拡大を図ることにより、区民の満足度を高めます。

実施計画86：区民事務所等のサービスの拡充

写真1 自動交付機



(写真1出典：区戸籍住民課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
区民アンケートの区民満足度	73.5%	82%	上昇

（指標と目標値の設定理由）

窓口等の職員の対応について、区民アンケートにより満足度を把握します。平成20年度の数値を踏まえ、平成26年度目標に向かって、接遇面でのサービス向上もめざします。

この施策の主な担当組織	区民生活事業本部 区民部 戸籍住民課
-------------	--------------------

※2 住基カード：本人の申請により交付される住民基本台帳カードのこと。写真付のカードと写真無しのカードがあり、写真付のカードは本人確認書類として一般的に利用されています。

※3 コンビニ端末：コンビニエンスストアに設置されている多機能情報端末のこと。住民票の写しなどの証明書の交付が検討されています。

政策51 持続可能な区政経営を行う

施策516

医療保険等制度運営を行う

この施策の目標（めざす状態）

国民健康保険、長寿（後期高齢者）医療保険および国民年金制度の安定的かつ効率的な運営とサービスの向上が図られ、加入者が安心して生活している状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

国民健康保険は、離職者・高齢者の加入という構造的要因や医療費の増加などにより厳しい財政状況にあります。また、国民年金は、持続可能な運営に向けた負担と給付の見直しが図られてきています。

長寿医療保険は、開始直後は混乱がありましたが、その後のきめ細かな制度周知により、安定した制度運営が行われています。

■課題

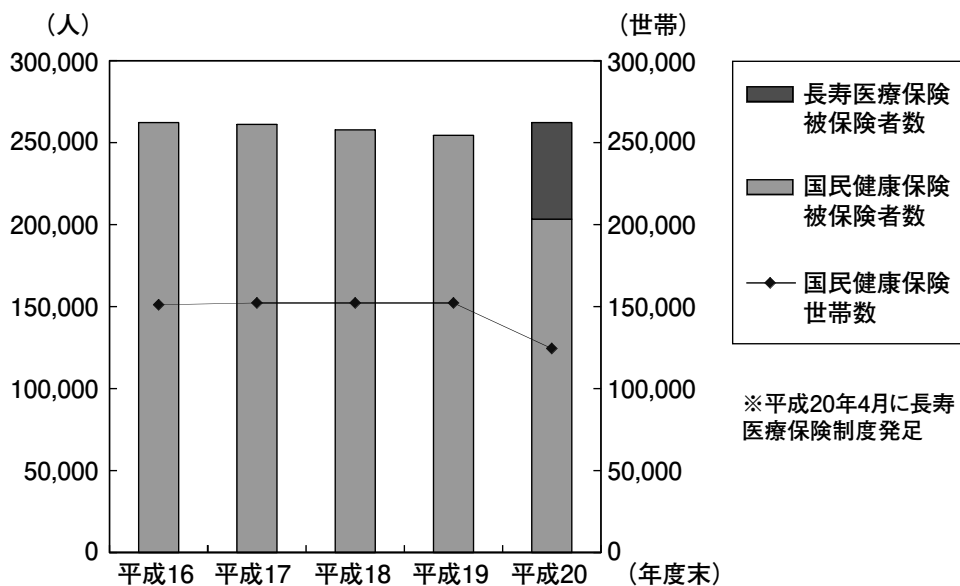
国民健康保険は、景気の悪化に伴い、国民健康保険料の収納率の低下が懸念されます。

長寿医療保険は、保険料収納率の高いものの、新規加入者等へ制度の周知、説明をきめ細かく行い続ける必要があります。

■国・都・他自治体の動向

年金、医療・介護などの社会保障の機能強化のための課題や方向性、必要となる財源の規模を明らかにした社会保障国民会議最終報告（平成20年11月）が出されました。今後、給付と負担のあり方をめぐって十分な検討が求められています。

図1 国民健康保険被保険者数・世帯数、長寿医療保険被保険者数の推移



(図1 出典：区国保年金課、東京都後期高齢者医療広域連合)

この施策で展開する主な事業

<国民健康保険等制度の運営>

○練馬区は、区市町村を保険者とする公営国民健康保険である練馬区国民健康保険を運営します。また、練馬区は法定受託事務として、国民年金の資格取得・喪失等の届出および給付申請の受理経由事務などを実施します。

<長寿（後期高齢者）医療制度の運営>

○練馬区は長寿医療制度において、保険料の徴収および各種申請の窓口事務を担当します。また、東京都後期高齢者医療広域連合から受託した被保険者に対する健康診査事務を行います。

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
国民健康保険料の収納率※（現年分・滞納繰越分合計収納率）	71.5%	74.0%	上昇

（指標と目標値の設定理由）

保険料負担の公平性を確保し、安定的な保険財政の確立を測定するためです。

この施策の主な担当組織

区民生活事業本部 区民部 国保年金課
健康福祉事業本部 福祉部 高齢社会対策課

▶用語解説

※ 国民健康保険料の収納率：保険料として確定した納付されるべき金額のうち、実際に納付された金額の割合のこと。

第 3 部 実施計画編

1 施策の体系および計画事業

分野・政策	計画 事業数	事業 番号
1 子ども分野 次代を担う子どもの健やかな成長を支える	16	
政策11 子どもと子育て家庭を地域で支える	8	1～8
政策12 子どもが楽しく学ぶことができ、地域に開かれた学校教育を進める	7	9～15
政策13 青少年を健やかに育成する	1	16
2 健康と福祉分野 高齢者や障害者などだれもが安心して暮らせる社会を実現する	16	
政策21 健康な暮らしを支える	1	17
政策22 安心して医療を受けられる環境を整える	1	18
政策23 地域で福祉を支える	3	19～21
政策24 高齢者の生活と社会参加を支援する	6	22～27
政策25 障害者が自立して生活できるよう支援する	5	28～32
政策26 生活の安定を図る		
3 区民生活と産業分野 にぎわいとやすらぎのあるまちを創る	15	
政策31 まちの地域力を高める	2	33～34
政策32 経済活動を活発にする	5	35～39
政策33 文化芸術・生涯学習、スポーツ活動を活発にする	6	40～45
政策34 安全で安心な区民生活を支える態勢を整える	2	46～47
政策35 平和と人権を尊重する		
4 環境とまちづくり分野 環境と共生する快適なまちを形成する	35	
政策41 みどり豊かなまちをつくる	6	48～53
政策42 環境への負荷を低減し、持続可能な社会をつくる	4	54～57
政策43 良好な地域環境をつくる		
政策44 地域特性に合ったまちづくりを進める		
政策45 災害に強く生活しやすいまちをつくる	15	58～72
政策46 良好な交通環境をつくる	10	73～82
政策47 安心して生活できる住まいづくりを進める		
5 行政運営分野 未来を拓く区政経営を進める	4	
政策51 持続可能な区政経営を行う	4	83～86
合 計	86	

1 子ども分野 次代を担う子どもの健やかな成長を支える

番号	施策 番号	計画事業名	事業内容	平成26年度末目標	平成21年度末見込み	5年間の事業量
政策11 子どもと子育て家庭を地域で支える						
1	111	子ども家庭支援センターの整備	子ども家庭支援センターの1か所増設と運営体制の強化を図る。 ・大泉地域に1か所整備する。 ・練馬子ども家庭支援センターを移転し児童虐待対応等の機能の集中化を図る。貴井・光が丘・関・大泉を各地域のセンターとして位置付ける。	●先駆型センター1か所（練馬） ●従来型センター4か所（貴井・光が丘・関・大泉）	●4か所（練馬、貴井、光が丘、関）	●設置1か所（大泉） ●移転・機能集中化1か所（練馬）
2	111	（仮称）すくすくナビゲーター事業の実施	子育てについて適切なサービスの案内ができる人材として「（仮称）すくすくナビゲーター」を育成し、子育てのひろばに配置する。	●子育てのひろば24か所に（仮称）すくすくナビゲーターを配置	—	●子育てのひろば24か所に（仮称）すくすくナビゲーターを配置
3	111	子育てのひろばの整備	子育て家庭の交流の促進のため、子育てのひろばを13か所から24か所に増設する。 ・区営子育てのひろば（びよびよ）は、既存施設の活用等により倍増する。 ・民設ひろばは年1か所の増をめざす。	●区営（びよびよ）11か所 ●民設13か所運営補助	●区営（びよびよ）5か所 ●民設8か所運営補助	●区営（びよびよ）新設6か所 ●民設5か所の増
4	111	ファミリーサポート事業の充実	地域の育児援助活動を支援するファミリーサポートセンターの業務を一本化して委託し、より利用しやすく効率的な体制を整備する。 援助会員の確保、増員とスキルアップを図るため、保育サービス講習会の充実や子育て検定を実施する。	●ファミリーサポートセンターの統合・業務委託 ●保育サービス講習会の充実 ●子育て検定の実施	●ファミリーサポートセンター3か所（練馬・光が丘・関） ●保育サービス講習会年間5回	●ファミリーサポートセンターの統合・業務一本化 ●保育サービス講習会の充実 ●子育て検定の実施
5	113	外遊びの場の提供事業	NPO等民間活動団体との協働により、子どもたちが生きる力をはぐくむための遊びの場として、幅広い年齢層を対象に、実体験を積み重ねることのできる外遊びの場を開設する。	●遊び場提供事業の実施	●遊び場提供事業案検討 ●活動団体調査	●遊び場提供事業の実施
6	112	保育所待機児の解消	認可保育所、認可外保育施設の新設、定員見直し等を行い、約1,900人定員を拡大する。計画期間の前半3か年に約1,100人の定員増に取り組み、早期の待機児解消をめざす。	●認可保育所定員約9,600人 ●認可外保育施設定員約1,750人 ●合計定員約11,350人	●認可保育所定員8,243人 ●認可外保育施設定員1,224人 ●合計定員9,467人	●認可保育所約1,350人（私立新設・定員見直し、区立改築・定員見直し等） ●認証保育所約530人（新設、移行等） ●合計約1,880人定員拡大
7	112	多様な保育サービスの充実	病後児保育、一時保育、延長保育の実施か所を増やす。 預かり保育を実施している私立幼稚園の認定こども園への移行等を促進する。	●病後児保育5か所 ●一時保育13か所 ●延長保育55か所 ●認定こども園7園	●病後児保育4か所 ●一時保育6か所 ●延長保育40か所 ●認定こども園2園	●病後児保育1か所増 ●一時保育7か所増 ●延長保育15か所増 ●認定こども園5園の新設
8	113	放課後子どもプランの推進	放課後における子どもの安全で安心な居場所づくりを進めるために全小学校に学校応援団を立ち上げ、学校応援団ひろば事業と学童クラブ事業との連携を図る。また、連携を進めるために学童クラブの校内移設および必要な学校に学校応援団ひろば室の整備を行う。これらの取組により学童クラブの待機児解消を図る。	●学校応援団の設置65校 ●学童クラブ事業とひろば事業の全小学校での連携 ●校内学童クラブ設置数（近接設置校含む）60校	●学校応援団の設置56校 ●学童クラブ事業とひろば事業の連携の本格実施 ●校内学童クラブ設置数（近接設置校含む）45校	●9小学校において学校応援団の設置 ●学童クラブ事業とひろば事業との連携 ●学童クラブ室等の整備21校（内新設15校）

番号	施策 番号	計画事業名	事業内容	平成26年度末目標	平成21年度末見込み	5年間の事業量
政策12 子どもが楽しく学ぶことができ、地域に開かれた学校教育を進める						
9	123	教育相談室の充実 (大泉地区教育相談室の設置)	区民がより身近なところで相談が受けられるよう、大泉地区に教育相談室を増設する。	●4相談室(練馬、光が丘、関、大泉)	●3相談室(練馬、光が丘、関)	●1相談室整備(大泉地区)
10	123	小中一貫・連携教育の推進	平成23年4月に小中一貫教育校(1校)を開校する。 小中一貫教育校の取組と成果を、すべての小中学校に情報提供し、小中連携教育の推進を図る。	●実施計画の策定 ●小中一貫教育校開校(1校) ●小中連携教育の強化・推進 ●さらなる小中一貫教育校設置の検討	●小中一貫教育校の実施計画(中間報告)作成	●実施計画の策定 ●小中一貫教育校開校(1校) ●小中連携教育の強化・推進 ●さらなる小中一貫教育校設置の検討
11	123	特別支援学級の設置	知的障害学級および情緒障害等通級指導学級を新設する。	●知的障害学級 小学校 16校 中学校 8校 ●情緒障害等通級指導学級 小学校 8校 中学校 4校	●知的障害学級 小学校 10校 中学校 8校 ●情緒障害等通級指導学級 小学校 7校 中学校 2校	●知的障害学級 小学校 6校増設 ●情緒障害等通級指導学級 小学校 1校増設 中学校 2校増設 ●合計9校増設
12	123	(仮称)学校教育支援センターの整備	総合教育センターを発展的に改組し、教職員の研究・研修事業や教育相談事業などを拡充する。	●(仮称)学校教育支援センターの開設	●運営方針および建物基本コンセプト策定	●(仮称)学校教育支援センターの整備
13	124	校舎等の耐震化の推進	学校校舎・体育館の耐震補強工事を実施し、23年度までに全ての校舎・体育館をIs値0.7以上とする。	●耐震化率 100%	●耐震化率 81.8%	●耐震補強設計 17校 ●耐震補強工事 44校
14	124	みどりと環境の学校づくりの推進	校庭芝生化、屋上緑化およびみどりのカーテン等緑化工事を実施する。	●校庭芝生化 63校 ●屋上緑化 14校 ●みどりのカーテン等 73校	●校庭芝生化 28校 ●屋上緑化 9校 ●みどりのカーテン等 48校	●校庭芝生化 35校 ●屋上緑化 5校 ●みどりのカーテン等 25校
15	124	区立学校・区立幼稚園の適正配置	「第一次実施計画」に基づき、4校の統合新校(光が丘地区)を開校する。また、「第二次実施計画」を策定し、区立学校・区立幼稚園の適正配置を推進する。	●統合新校の開校 4校 ●「第二次実施計画」の策定 ●「第二次実施計画」に基づく適正配置の推進	●4統合準備会の運営	●統合新校の開校 4校 ●「第二次実施計画」の策定 ●「第二次実施計画」に基づく適正配置の推進
政策13 青少年を健やかに育成する						
16	131	中高生の居場所づくり	児童館に中学生・高校生専用の時間帯を設け、「居場所の確保」と「自己実現の場」の2つの機能を備える場とする。	●中高生対応事業の実施拡大	●モデル事業実施 1館	●中高生対応事業の実施拡大

2 健康と福祉分野 高齢者や障害者などだれもが安心して暮らせる社会を実現する

番号	施策 番号	計画事業名	事業内容	平成26年度末目標	平成21年度末見込み	5年間の事業量
政策21 健康な暮らしを支える						
17	212	受動喫煙防止のための分煙化推進事業	受動喫煙防止の推進および普及啓発を図るため、多くの人が集まる施設に分煙スペースを設置したり、分煙化を希望する一定の事業者等に助成を行う「分煙化推進事業」を実施する。	●分煙化推進事業の検討・実施・検証	●受動喫煙防止推進に係る条例の制定に向けた取組の推進	●分煙化推進事業の検討・実施・検証
政策22 安心して医療を受けられる環境を整える						
18	221	病床の確保	新病院の整備により病床を500床程度確保する。また、既存病院の増築・増床により病床を200床程度確保する。	●新病院(500床程度)の整備着手 ●既存病院の増築・増床による200床程度確保	●練馬区病床確保・医療機能拡充検討委員会による方針策定	●新病院の整備着手 ●既存病院の増築・増床
政策23 地域で福祉を支える						
19	231	相談情報ひろば事業の実施	地域福祉活動団体が区と協働で実施する相談情報ひろば事業を充実させ、身近な地域の相談場所、地域活動拠点として整備するため、家賃・運営費助成などにより常設型相談情報ひろばの設置を進める。	●常設型ひろば 6か所	●常設型ひろば 3か所	●週一日型のひろばの常設型ひろばへの移行等により、常設型3か所増
20	231	地域福祉パワーアップカレッジねりま事業の実施	地域福祉を担う人材の育成および育成した人材を活かす仕組みづくりを行う。また、事業の常設の実施場所を整備する。	●4～8期生入学 ●2～6期生卒業 ●常設施設整備 ●卒業生、在学生の地域活動の促進	●1～3期生入学 ●1期生卒業 ●卒業生、在学生の地域活動の促進	●4～8期生入学 ●2～6期生卒業 ●常設施設整備 ●卒業生、在学生の地域活動の促進
21	232	福祉サービスを担う人材の養成・確保および支援	練馬介護人材育成・研修センター(練馬区社会福祉事業団運営)の運営費を補助し、介護人材の育成・確保およびセンターの運営の安定化を図る。また、センター施設を整備する。 障害者福祉サービスを提供する福祉人材を養成するために、(仮称)障害福祉人材育成・研修センターを整備する。 事業の進捗状況を勘案しながら、両事業のトータルな実施を検討する。	●練馬介護人材育成・研修センター支援 ●(仮称)障害福祉人材育成・研修センターの整備	●練馬介護人材育成・研修センターによる研修・面接会等の実施。登録事業所数300 ●障害福祉サービス事業者連絡会の設置	●練馬介護人材育成・研修センター支援 ●(仮称)障害福祉人材育成・研修センターの検討・整備
政策24 高齢者の生活と社会参加を支援する						
22	241	高齢者センターの整備	高齢者の健康や教養、福祉の増進を図るため、高齢者センターを大泉地域に1館整備する。	●4館(豊玉・光が丘・関・大泉)	●3館(豊玉・光が丘・関)	●1館整備(大泉)
23	243	高齢者の相談・支援体制の充実	高齢者相談センター(地域包括支援センター)支所を2か所整備する。うち1か所は介護予防拠点機能も併せて整備する。	●高齢者相談センター(地域包括支援センター)支所24か所(うち介護予防拠点機能を含む1か所)	●高齢者相談センター(地域包括支援センター)支所22か所	●高齢者相談センター(地域包括支援センター)支所2か所(うち介護予防拠点機能を含む1か所)整備
24	244	特別養護老人ホームの整備	常時介護が必要な方が安心して暮らせる施設として、民設の特別養護老人ホームの整備補助を行う。	●1,842床	●1,272床	●570床
25	244	介護老人保健施設の整備	病状安定期にあり、入院治療の必要がない方の在宅復帰を支援する施設として、民設の介護老人保健施設の整備補助を行う。	●1,548床	●620床	●928床
26	244	短期入所(ショートステイ)生活介護施設の整備	介護者が一時的に介護できない場合に、介護が必要な方を介護者に代わって介護する民設の短期入所(ショートステイ)生活介護施設の整備補助を行う。	●286床	●228床	●58床

番号	施策 番号	計画事業名	事業内容	平成26年度末目標	平成21年度末見込み	5年間の事業量
27	244	地域密着型サービス拠点等の整備	地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスを提供するため、民設の地域密着型サービス拠点等の整備補助を行う。	●小規模特別養護老人ホーム2か所（定員54人） ●認知症高齢者グループホーム29か所（定員474人） ●小規模多機能型居宅介護18か所（登録定員450人） ●認知症対応型デイサービスセンター21か所（定員249人） ●夜間対応型訪問介護2か所	●認知症高齢者グループホーム20か所（定員312人） ●小規模多機能型居宅介護6か所（登録定員150人） ●認知症対応型デイサービスセンター18か所（定員213人） ●夜間対応型訪問介護1か所	●小規模特別養護老人ホーム2か所（定員54人） ●認知症高齢者グループホーム9か所（定員162人） ●小規模多機能型居宅介護12か所（登録定員300人） ●認知症対応型デイサービスセンター3か所（定員36人） ●夜間対応型訪問介護1か所

政策25 障害者が自立して生活できるよう支援する

28	252	居宅系サービスの充実（ショートステイ事業の充実）	一時的に保護が必要となった障害者を保護するショートステイ事業を充実する。 ①民間事業所への整備費補助対象を既設入所施設に拡大する。 ②区立知的障害者生活寮（大泉つつじ荘）の緊急一時保護事業を障害者自立支援法に基づくショートステイ事業に移行する。移転・新築するしらゆり荘にショートステイ事業を新規に併設する。	①民間事業所 22床 ②区立事業所 8床	①民間事業所 17床 ②区立事業所 0床	①民間事業所 5床 ②区立事業所 8床 （大泉つつじ荘4床法内化。しらゆり荘4床新設）
29	252	日中活動系サービスの充実（生活介護事業所の誘致）	生活介護事業所（民間福祉園）を新たに開設する事業者に対して、施設整備費を補助する。 区有地の無償貸与や区立福祉園の分所（サテライト）の整備についても検討する。	●1事業所（利用定員40人）	●0事業所	●1事業所（利用定員40人）
30	252	居住系サービスの充実（グループホーム・ケアホームの充実）	民間のグループホーム・ケアホームの誘致を行うため、事業者に対する整備費補助を行う。 区立知的障害者生活寮しらゆり荘の移転新築を行い、併せて自立支援法に基づくグループホーム（ケアホーム）に移行する。	●69事業所（利用定員360人） ●区立しらゆり荘の移転・新築とグループホーム（ケアホーム）への移行	●34事業所（利用定員185人） ●区立知的障害者生活寮しらゆり荘（法外）	●35事業所（利用定員175人） ●区立しらゆり荘の移転・新築とグループホーム（ケアホーム）への移行（法内化）
31	252	（仮称）こども発達支援センターの整備	発達に心配のある子どもを早期発見し、発達を支援するため、相談・発達支援事業を実施してきた心身障害者福祉センターの実績を踏まえ、より機能を強化するため（仮称）こども発達支援センターを整備する。	●（仮称）こども発達支援センターの開設	●基本計画策定	●（仮称）こども発達支援センターの整備
32	252	中途障害者等への支援事業	高次脳機能障害や中途視覚障害を始めとする成人の中途障害者等を対象とした相談・自立訓練等支援事業を、心身障害者福祉センターにおいて実施する。	●実施	●検討	●検討・実施

3 区民生活と産業分野 にぎわいとやすらぎのあるまちを創る

番号	施策 番号	計画事業名	事業内容	平成26年度末目標	平成21年度末見込み	5年間の事業量
政策31 まちの地域力を高める						
33	311	地域コミュニティ 活性化の支援体制 の整備	区民参加により、地域コミュニティを活性化する方法を検討し、(仮称)地域コミュニティ活性化プログラムを策定する。このプログラムをモデル地域で実施するなどして、実施体制を整備していく。	●(仮称)地域コミュニティ 活性化プログラム策定 ●モデル地域等での実施	—	●(仮称)地域コミュニティ 活性化プログラムの検 討・策定 ●モデル地域等での実施
34	311	区民との協働を総 合的に推進するた めの環境整備	平成21年度に策定する「(仮称)区民との協働指針」に基づき、①協働のパートナーである活動主体への支援の充実、②協働を担う人材育成、③区民協働拠点の整備を行う。	①②実施 ③開設	—	①②実施 ③整備
政策32 経済活動を活発にする						
35	321	アニメ産業の育成・ 強化	アニメ関連企業の集積を強化し、地域経済を活性化させるため、以下の事業を行う。 ・アニメ関連企業の区内への誘致 ・国際アニメビジネスセンターの開設 ・フランス・アヌシー市との産業交流等	●アニメ関連企業の区内 への誘致 ●国際アニメビジネスセ ンターの開設・運営	●アニメ企業誘致調査 ●アヌシー市とのアニメ 産業交流協定締結	●アニメ関連企業の区内 への誘致 ●国際アニメビジネスセ ンターの開設・運営
36	321	アニメ文化の普及 による地域経済の 活性化	アニメの普及啓発や観光客を対象とした民間アミューズメント施設の誘致、整備支援について検討する。 また、アニメの制作現場見学コースを整備する。	●民間アミューズメント施 設整備支援の実施計 画策定 ●アニメ制作現場の見学 コース整備・運営	●アニメ企業誘致調査	●民間アミューズメント施 設整備支援の計画化 ●アニメ制作現場の見学 コース整備・運営
37	322	(仮称)産業振興会 館の整備	産業振興の中核的な拠点として、(仮称)産業振興会館を整備する。	●竣工・開館	●事業計画策定 ●実施方針策定	●整備
38	325	都市農地の保全	都市農地保全のため、以下の事業を行う。 ①都市農地保全推進自治体協議会の活動 ②郷土景観保全地区の指定 ③農とふれあえる拠点の整備	①活動の推進 ②2地区指定 ③拠点整備	①活動の推進 ②③練馬区都市農業・農 地を活かしたまちづくり プランの策定および実施 事業の確定	①活動の推進 ②2地区指定 ③拠点整備
39	325	都市型農業の振興	地産地消推進農業施設の整備や生産緑地の保全に伴う基盤整備について支援を行う。また、区民が農作業を体験できる農業体験農園を計画的に整備する。	●地産地消推進農業施 設の整備支援 85棟 ●生産緑地保全に伴う基 盤整備支援 50棟 ●農業体験農園 20園	●地産地消推進農業施 設35棟(21年度12棟 を予定) ●農業体験農園 15園	●地産地消推進農業施 設の整備支援 50棟 ●生産緑地保全に伴う基 盤整備支援 50棟 ●農業体験農園新設 5園
政策33 文化芸術・生涯学習、スポーツ活動を活発にする						
40	331	文化芸術振興の推 進体制の整備	「(仮称)文化芸術振興計画」を策定するとともに、「文化芸術施策連絡推進組織(区民委員を含む)」を設置し、文化芸術振興施策を計画的に推進する体制を整備する。また、音楽、演劇等、区民が自ら創造活動を行う場を整備し運営する。	●(仮称)文化芸術振興 計画の策定 ●文化芸術施策連絡推進 組織の設置 ●文化芸術振興支援施設 の整備・運営	—	●(仮称)文化芸術振興 計画の策定 ●文化芸術施策連絡推 進組織の設置 ●文化芸術振興支援施設 の整備・運営
41	331	文化芸術資産の活用	練馬区にゆかりのある芸術家・文学者等の文化芸術資産を収集・保存、公開するための拠点を設置し、事業展開を図る。	●文化芸術資産の評価お よび受入(随時) ●文化芸術資産の活用 を図るための拠点の開 設・運営	—	●文化芸術資産の評価お よび受入(随時) ●文化芸術資産の活用を 図るための拠点の整備

番号	施策 番号	計画事業名	事業内容	平成26年度末目標	平成21年度末見込み	5年間の事業量
42	331	向山庭園の改築	日本の情緒が豊かな庭園をみどりあふれる憩いの場として、また、集会施設機能、文化学習機能、国際交流機能等を併せ持つ文化施設として整備する。	●改築	●向山庭園改築懇談会の開催・基本設計	●改築
43	331	(仮称)ねりま区民大学の設置 (生涯学習センターの設置)	総合教育センターが移転した跡地に、区民の主体的な生涯学習活動を支援し、地域活動を担う人材の育成等を進める総合的な学習の場として、(仮称)ねりま区民大学を設置する。人材育成や生涯学習に関する講座等を開設するほか、学習相談・情報提供などの支援を行う。	●設置・運営	●調査・検討・整備方針策定	●設計・改修・設置
44	332	図書館資料受取窓口の設置・拡大	図書館以外の他の施設内などに、予約された図書館資料の受取窓口を設置・拡大し、区民の利用機会の拡大および利便性の向上を図る。	●5施設	●1施設(高野台)	●設置場所、窓口の運営体制等の検討 ●図書館資料受取窓口4施設設置
45	333	区立スポーツ施設の整備	区民がより身近な場所で快適にスポーツができるよう、区立スポーツ施設の整備・充実を図る。 ①公園内屋外スポーツ施設の整備 ②総合体育館の改築	①整備完了1か所 一部整備2か所 ②総合体育館改築工事着手	①公園内屋外スポーツ施設の整備(実施設計1か所)	①整備完了1か所 一部整備2か所 ②総合体育館改築工事着手

政策34 安全で安心な区民生活を支える態勢を整える

46	341	地域防犯防火連携組織の確立	小学校区を基本単位としながら、地域の実情に応じた範囲を組織の単位として、地域団体、区、学校、警察など関係機関の連携を進めていく。連携組織については、新たに組織を構築する他、防犯、防火などですでに連携が見られている地域では、既存組織の強化による組織構築を進める。	●65組織	●8組織	●57組織増
47	342	(仮称)ねりま防災カレッジの設立	区民防災組織(防災会や避難拠点運営連絡会等)など地域の防災活動を牽引する人材の育成を行う(仮称)ねりま防災カレッジを設立し、下記の事業を行う。また、カレッジ施設を整備する。 ・研修会の開催 ・情報の収集・発信、広報 ・地域の活動支援 ・訓練実施、交流	●防災リーダー育成講習修了者 400名 ●カレッジの開設と運営	●防災リーダー育成講習修了者 150名 ●カレッジ計画の策定	●防災リーダー育成講習修了者 250名 ●カレッジの開設と運営

4 環境とまちづくり分野 環境と共生する快適なまちを形成する

番号	施策番号	計画事業名	事業内容	平成26年度末目標	平成21年度末見込み	5年間の事業量
政策41 みどり豊かなまちをつくる						
48	411	特別緑地保全地区の指定	特に良好であり、将来にわたり残す価値のある樹林地を指定し、保全する。	●3地区指定	●2地区指定	●1地区指定
49	411	公園等の整備	みどりと水のネットワークの拠点となる大規模な公園緑地を整備するとともに、身近に利用できる公園を充実させる。	●累計 638か所 ●改修 2か所 ●拡張 1か所	●累計 628か所	●新設 12か所（うち完了10か所） ●改修 4か所 ●拡張 2か所
50	411	道路・河川の緑化	田柄川緑道再整備を行う。	●600m完成	●検討	●600m完成
51	411	みどりの街並みづくり助成	住宅や民間施設の生け垣化、屋上緑化、壁面緑化の費用を助成する。緊急道路障害物除去路線の生垣化については、費用を拡大して助成する。	●生け垣化 19,452m ●屋上緑化 3,135㎡ ●壁面緑化 480㎡ ●緊急道路障害物除去路線助成枠拡大のPR	●生け垣化 17,452m ●屋上緑化 1,635㎡ ●壁面緑化 80㎡ ●緊急道路障害物除去路線助成枠拡大のPR	●生け垣化 2,000m ●屋上緑化 1,500㎡ ●壁面緑化 400㎡ ●緊急道路障害物除去路線助成枠拡大のPR
52	412	みどりのリサイクル	従来より実施してきた保護樹林等の落ち葉のリサイクルに加え、大規模なみどりの所有者（寺社・大学等）からの落ち葉や剪定枝なども合わせた、資源化の仕組みづくりを行う。	●資源化事業の区内全域での実施 ●リサイクルヤード2か所	●リサイクルヤード1か所 ●落ち葉の感謝祭の開催	●剪定枝資源化事業の区内全域での実施 ●リサイクルヤード1か所 ●落ち葉の感謝祭の開催 ●腐葉土の活用
53	412	牧野記念庭園の拡充	牧野記念庭園の拡張を行い、博士の遺品類などを保存・展示できる施設を拡充する。	●拡張部整備完了	●既存部分改修工事完了	●拡張部整備完了
政策42 環境への負荷を低減し、持続可能な社会をつくる						
54	421	（仮称）練馬区版カーボンオフセット制度の創設	新たな樹木の植樹・屋上緑化等や、住宅等への太陽光発電設備普及等と連携した区独自のカーボンオフセット制度について調査・検討し、創設する。また、この事業に要する費用の財源として（仮称）ねりま環境グリーンファンドの創設について調査・検討する。	●制度の運用	—	●調査・検討・制度の運用
55	421	住宅・事業所の新エネルギー・省エネルギー設備設置助成	自宅（事業所）に太陽光発電設備等を設置する区民（事業者）に対し、費用の一部を補助することにより普及の拡大を図る。	●住宅への補助 太陽光発電、他 1,464件 ●事業所用 給湯設備 概ね50件 太陽光発電 10件	●住宅への補助 太陽光発電、他 529件 —	●住宅への補助 太陽光発電、他 935件 ●事業所用 給湯設備 概ね50件 太陽光発電 10件
56	423	街路灯の省エネルギー化促進	100W型水銀灯の街路灯照明器具3,000基を省エネルギー型街路灯に切り替える。	●3,000基を省エネ型街路灯に切り替え	—	●3,000基を省エネ型街路灯に切り替え
57	424	リサイクルセンターの整備	4館目となるリサイクルセンターを整備する。（大泉地区）	●4館（豊玉・春日町・関・大泉）	●3館（豊玉・春日町・関）	●1館整備（大泉）
政策45 災害に強く生活しやすいまちをつくる						
58	451	放射7号線延伸地区のまちづくり	放射7号線周辺地域について地区計画決定し、景観や住宅地に配慮した沿道の土地利用および住環境の保全を実現していく。	●放射7号線周辺地域の地区計画決定	●まちづくり計画案の策定	●放射7号線周辺地域の地区計画決定
59	451	放射第35号線沿道地区のまちづくり	都市計画道路放射第35号線の街路事業に伴い、以下の事業を行う。 ・まちづくり事業の推進（用途の変更、地区計画） ・平和台駅地下連絡通路整備 ・平和台駅自転車駐車場整備（地下）2,000台、（地上）600台	●まちづくり計画（まちづくり支援、合意形成） ●平和台駅地下連絡通路（事業完了） ●平和台駅自転車駐車場（地下）2,000台、（地上）600台	●まちづくり計画（まちづくり支援、合意形成） ●平和台駅地下連絡通路（都市計画決定） ●平和台駅自転車駐車場（都市計画決定）	●まちづくり計画（まちづくり支援、合意形成） ●平和台駅地下連絡通路（事業完了） ●平和台駅自転車駐車場（地下）2,000台、（地上）600台

番号	施策番号	計画事業名	事業内容	平成26年度末目標	平成21年度末見込み	5年間の事業量
60	451	放射第36号線沿道地区のまちづくり	都市計画道路事業化時に周辺地域において、様々なまちづくり手法を用い、良好な市街地形成を行う。	●都の事業着手に向けて、地域に合ったまちづくり計画の策定	●基礎調査・課題分析 ●代替自転車駐車場の検討 ●まちづくり組織の立ち上げ ●まちづくり全体構想の検討 ●まちづくり計画の検討	●代替自転車駐車場の整備計画作成 ●まちづくり組織の立ち上げ ●まちづくり全体構想の策定 ●まちづくり地区別構想の策定 ●まちづくり計画の策定
61	451	外環沿道地区のまちづくり	外環（大泉JCT、青梅街道IC、外環の2沿道）の整備の進捗に併せた沿道まちづくりの実現のために地域の検討組織を立ち上げ、国、都などと調整を行うとともに、外環の整備を前提にしたまちづくりの検討を行う。	●青梅街道IC周辺地区：まちづくり構想の策定、まちづくり手法の検討 ●大泉JCT周辺地区：まちづくり構想の策定	●まちづくりの検討	●関係部署との調整 ●青梅街道IC等各地域のまちづくり検討組織の立ち上げ、運営支援 ●青梅街道IC周辺地区、大泉JCT周辺地区、外環の2沿道まちづくりの検討
62	451	補助230号線沿道まちづくり事業	補助230号線の道路整備と一体的に沿道地域のまちづくりを実施する。 ・大泉町・大泉学園町地区（3地区） ・地区計画決定	●230沿道地区地区計画都市計画決定（5地区）	●230沿道地区地区計画都市計画決定（2地区）	●230沿道地区地区計画都市計画決定（3地区）
63	451	土支田中央土地区画整理事業	大江戸線延伸地域のまちづくり事業として、土支田中央地区では、区施行の土地区画整理事業により基盤整備を行う。	●換地処分 ●区画整理登記 ●清算金確定	●事業全体14.3ha ●仮換地指定 42,503㎡/93,466㎡ =45.5% ●建物移転率 47棟/129棟 =36.4% ●宅地造成 32,838㎡/93,466㎡ =35.1% ●道路整備延長 1,936.9m/5,153m =37.6%	●仮換地指定 ●建物移転 ●宅地造成 ●道路整備
64	451	組合等土地区画整理事業	組合または個人（共同を含む）施行による土地区画整理事業に対し、必要な助言を行い、円滑な事業執行を促す。また事業の内容や規模に応じ、土地区画整理法や区要綱により事業立ち上げ、工事費などの助成を行う。	●事業完了地区 15地区	●事業完了地区 14地区	●事業完了地区 1地区
65	451	地区計画制度の活用	良好な市街地の保全と形成のため、地区計画制度を活用し、建築物の規制誘導および地区施設としての道路、公園等を整備し、総合的なまちづくりを進めます。	●地区計画の策定 44地区	●都市計画決定 28地区	●地区計画策定 16地区
66	452	練馬駅周辺地区の整備（練馬の中心核の整備）	練馬駅周辺地区を区の中心核として、駅南口地区の地区計画を活用したまちづくりや電線類の地中化事業、また北口地区の地区計画決定等を進めていく。	●北口賑わい商店街づくり：区画街路再整備等 ●南口界限商店街づくり：電線類地中化（完了）・商店街景観計画（策定） ●千川通り沿道地区まちづくり：まちづくり計画（策定） ●北口区有地活用：事業完了	●北口賑わい商店街づくり：都市計画決定 ●南口界限商店街づくり：電線類地中化・商店街景観づくり検討（検討中） ●千川通り沿道地区まちづくり：まちづくり計画（検討中） ●北口区有地活用：活用基本構想策定	●北口賑わい商店街づくり：区画街路再整備等 ●南口界限商店街づくり：電線類地中化・商店街景観づくり（計画策定・社会実験） ●千川通り沿道地区まちづくり：まちづくり計画策定 ●北口区有地活用：事業者募集・設計・整備
67	452	石神井公園駅周辺地区の整備（地域拠点の整備）	区西部の地域拠点にふさわしい街並みとするため、都市計画道路の整備や鉄道の連続立体交差事業の進捗にあわせ、良好な交通環境の整備、魅力ある商業空間、都市型住宅の整備等、地区計画などのまちづくり手法を用いて進めていく。	●地区内3地域の地区計画都市計画決定	●合意形成活動（石神井公園駅南地区）	●地区計画都市計画決定（石神井公園駅南地区）（区画街路7号線沿道地区）（駅周辺東地区）

番号	施策番号	計画事業名	事業内容	平成26年度末目標	平成21年度末見込み	5年間の事業量
68	452	大泉学園駅周辺地区の整備（地域拠点の整備）	駅北口において駅前広場の整備を行うため、広場を含む市街地再開発事業の推進を図る。また、駅北口を中心とした周辺地区に関して、地区計画などの手法を用いてまちづくりを進めて行く。	●市街地再開発事業 1地区完了 ●地区計画 4ゾーン決定	●市街地再開発事業等の都市計画決定 ●地区計画（商業ゾーン・北口駅前ゾーン）の都市計画決定	●市街地再開発事業の完了（駅前広場・再開発ビルの完了） ●地区計画（2ゾーン）の都市計画決定
69	452	生活拠点の整備	区民の生活拠点として以下の各地区などの整備を進める。 ①江古田駅周辺地区の整備 ②中村橋駅周辺地区の整備 ③上石神井駅周辺地区の整備 ④武蔵関、上井草各駅周辺地区の整備	①江古田南口まちづくり計画の決定 ②北口地区地区計画策定、中杉通り区道移管、バリアフリー整備 ③地区計画策定 ④武蔵関：まちづくり計画策定、上井草：まちづくり構想策定	①南口まちづくり合意形成活動等 ②地区計画案作成 ③合意形成活動 ④武蔵関：まちづくり検討組織立上げ等	①江古田南口まちづくり計画の決定 ②北口地区地区計画策定、中杉通り区道移管、バリアフリー整備 ③地区計画等策定 ④武蔵関：まちづくり計画策定、上井草：まちづくり構想策定
70	453	密集住宅市街地整備促進事業	江古田北部地区、北町地区の道路・公園等の基盤整備、および建物の不燃化等を促進するための建替促進事業を行う。 また、新規地区についても整備計画を作成し、まちづくりを進める。 （（仮称）貫井・富士見台地区、東武練馬駅周辺まちづくり）	●道路用地 9,948㎡ ●道路整備 40,950㎡ ●公園用地 10,321㎡ ●公園整備 10,780㎡ ●建替助成 248戸 ●利子補給 169戸 ●新規地区（整備計画承認、事業実施）	●道路用地 6,874㎡ ●道路整備 24,019㎡ ●公園用地 5,511㎡ ●公園整備 6,270㎡ ●建替助成 205戸 ●利子補給 169戸	●道路用地 3,074㎡ ●道路整備 16,931㎡ ●公園用地 4,810㎡ ●公園整備 4,510㎡ ●建替助成 43戸 ●利子補給 169戸
71	453	建築物の安全対策の推進（建築物の耐震化）	建築物の耐震化を図るため啓発活動、建物所有者等に指導や耐震改修工事への支援（耐震助成）を行う。	●耐震診断 671棟 ●実施設計 634棟 ●耐震改修 407棟 ●簡易耐震診断 1,585棟	●耐震診断 91棟 ●実施設計 84棟 ●耐震改修 57棟 ●簡易耐震診断 385棟	●耐震診断 580棟 ●実施設計 550棟 ●耐震改修 350棟 ●簡易耐震診断 1,200棟
72	454	鉄道駅バリアフリー事業	駅にエレベーターなどのバリアフリー施設の整備に対して補助をする。また、小竹向原・地下鉄赤塚両駅の、練馬区側へのさらなる設備の充実を促進する。	●事業完了駅 21駅 ●さらなるバリアフリー施設の充実	●事業完了駅 18駅	●事業完了駅 3駅（江古田、氷川台、石神井公園） ●さらなるバリアフリー施設の充実
政策46 良好な交通環境をつくる						
73	461	大江戸線延伸促進事業	大江戸線延伸に向け、関係機関への働きかけを行う。	●採算性が確保され、東京都による早期の鉄道事業許可取得を実現する	●導入空間となる都市計画道路（補助230号線）整備事業化	●都知事、埼玉県知事への要請活動 9回 ●期成同盟および促進協議会の大会・総会の開催10回
74	461	西武池袋線（練馬高野台駅～大泉学園駅間）連続立体交差事業	富士街道をはじめとする幹線道路等の踏切での遮断による日常生活の快適性や安全性の阻害要因を、鉄道の連続立体交差事業により解消する。	●事業完了	●Ⅰ期 上り線高架化	●Ⅰ期 高架複々線化完了 ●Ⅱ期 高架化完了 ●側道整備 1.6km完了
75	461	西武新宿線立体化推進事業	西武新宿線の線路による地域分断や踏切による交通遮断への対応を図るため、鉄道立体化の実現に向けた調査研究などの推進活動を実施するとともに、沿線地区のまちづくりを進める。	●新規着工準備採択	●東京都、沿線区市、西武鉄道への調査研究報告と勉強会の実施 ●促進活動への支援	●東京都、沿線区市、西武鉄道への調査研究報告と勉強会の実施 ●促進活動への支援
76	461	エイトライナー整備促進事業	エイトライナーの導入可能性に係る調査や、関係機関に対する要請活動など、実現に向けた促進活動を行う。	●事業計画原案の作成	●事業計画原案の作成のための調査検討	●事業計画原案の作成のための調査検討

番号	施策番号	計画事業名	事業内容	平成26年度末目標	平成21年度末見込み	5年間の事業量
77	461	みどりバス（コミュニティバス）の運行	コミュニティバスの新規導入（乗合いタクシー含む）、既存コミュニティバスの再編等を実施する。	●コミュニティバス6路線運行 ●乗合タクシーの実証運行実施後の検証	●コミュニティバス6路線運行（21年度中に新規1路線運行開始）	●コミュニティバス（既存路線の調査検討（1路線）・既存路線の再編運行（3路線）） ●乗合タクシー（調査検討および実証運行）
78	462	都市計画道路の整備	区の都市骨格の形成、円滑な交通の確保、防災まちづくり等を推進するため、都市計画道路を整備する。	●完成6区間（1,433m・駅前広場4,400㎡） ●事業中4区間（1,080m）	●事業中5区間（1,443m）	●完成6区間（1,433m・駅前広場4,400㎡） ●事業中4区間（1,080m）
79	462	東京外かく環状道路の整備促進	区における交通問題の抜本的解決のため、国や東京都等と調整しながら下記の事業を行う。 ・地域PIを通じた国・東京都との連携 ・地上部街路の都市計画の変更への働きかけ ・高速10号線の調整、検討	●地域PIを通じた国・東京都との連携 ●地上部街路の都市計画の変更への働きかけ ●高速10号線の調整、検討	●地域PIを通じた国・東京都との連携 ●地上部街路の上部利用計画の提案 ●高速10号線の必要性の整理	●地域PIを通じた国・東京都との連携 ●地上部街路の都市計画の変更への働きかけ ●高速10号線の調整、検討
80	462	生活幹線道路の整備	都市計画道路を補完し、地区の主要道路となる生活幹線道路を整備する。	●完成7区間（2,467m） ●事業中3区間（1,180m）	●事業中7区間（2,467m）	●完成7区間（2,467m） ●事業中3区間（1,180m）
81	463	快適なみちづくり事業	地区計画等のまちづくり事業（地区）および都市計画道路・生活幹線道路の整備事業（路線）と合わせ無電柱化を進める。	●無電柱化整備延長 6,320 m ●歩行者横断部改良 284 か所	●無電柱化整備延長 2,420 m ●歩行者横断部改良 184 か所	●無電柱化整備延長 3,900 m ●歩行者横断部改良 100 か所
82	463	自転車駐車場の整備	各駅の自転車駐車場整備目標台数（需要予測）と各駅周辺の実態調査に応じた自転車駐車場の整備を行う。（豊島園、平和台、新江古田、大泉学園、練馬、石神井公園）	●追加整備 7,550 台	—	●追加整備 7,550 台

5 行政運営分野 未来を拓く区政経営を進める

番号	施策 番号	計画事業名	事業内容	平成26年度末目標	平成21年度末見込み	5年間の事業量
政策51 区民本位の効率的で質の高い行政運営を行う						
83	511	区政資料管理体制の整備	歴史的資料の収集・管理・利活用の体制整備を行う。	●区政資料管理体制の整備 ●歴史的資料の収集・管理・利活用	●区政資料管理整備計画の策定	●区政資料管理体制の整備 ●歴史的資料の管理・利活用施設の整備
84	512	新公会計制度の導入・整備	複式簿記・発生主義による企業会計の手法を取り入れた新公会計制度の段階的導入・整備を行う。また、これに合わせ、新公会計制度に対応した財務会計システムの構築や複式簿記・財務分析能力を持った職員の育成を行う。	●新公会計制度の導入と有効活用	●新公会計制度の暫定的導入	●新公会計制度導入 ●次期財務会計システム稼働
85	513	学校適正配置に伴う跡施設活用	「区立学校適正配置第一次実施計画」に伴い光が丘地区に生ずる4小学校の跡施設の有効活用を図る。	●施設活用	●活用計画・事業計画策定	●改修・整備・開設
86	515	区民事務所等のサービスの拡充	区民事務所等のサービスのさらなる拡充をめざす。 ①区民事務所・出張所の地域拠点としての機能も含めた今後のあり方の検討 ②大泉区民事務所の移転（区民に分かりやすい場所への移転と施設の拡充） ③江古田駅内に自動交付機設置	①検討完了 ②大泉区民事務所移転完了 ③江古田駅内自動交付機設置完了（計21か所22台）	①20年1月出張所の機能別再編（17出張所⇒4区民事務所13出張所）実施 ②大泉区民事務所 ③20か所21台	①検討 ②大泉区民事務所移転 ③江古田駅内自動交付機1台設置

2 区立施設の改修・改築

区では、昭和30年代から40年代にかけて日本の高度経済成長に合わせるように人口が大きく増加してきたことから、区民にご利用いただくため、数多くの施設を建設してきました。

これらの施設は建築してから相当の年数が経過して老朽化し、大規模な改修や改築が集中することになるため、厳しい財政状況の中でより効果的・効率的な維持保全と更新を図っていくことが求められています。また、区民ニーズに合わせて建物の機能の見直しを行い、区民にとって、より便利な施設としていく必要があります。

そこで、区では、平成18年1月に区立施設改修改築計画を策定し、この計画に基づき改修・改築を進めてきました。

長期計画(平成22年度～26年度)の策定に併せて、新たに区立施設改修改築計画(平成22年度～26年度)を策定します。

(1) 区立施設改修改築計画(平成22年度～26年度)の基本的考え方

① 安全・安心な建物に向けて

平成27年度までに区立施設の全てにおいて国の耐震化基準を超えるよう改修・改築を行います。

② より使いやすい建物に向けて

だれでもトイレやスロープ・手すり・エレベーターの設置等、区民にとって、より使いやすく快適な建物としていきます。

③ 環境に配慮した建物に向けて

冷暖房効率アップ等による省エネルギー対応や、屋上緑化による緑被率の向上等、地球環境に配慮した建物としていきます。

④ 施設の転用やリニューアルによる有効活用に向けて

区民意識の変化や少子高齢化等によるニーズの変化に対応できるよう、施設の再配置・再編、既存建物の転用等を図りながら改修・改築を進めます。

⑤ 財政負担の平準化に向けて

老朽化した数多くの施設の改修・改築による財政負担が一時に集中しないよう平準化を図ります。また、できる限り耐用年数が長く、メンテナンスがしやすく、運用経費の低減が図れるよう改修・改築を行います。

(2) 長期計画と並行して検討

今後、長期計画と並行して、区立施設改修改築計画(平成22年度～26年度)についても検討し、21年度内に策定します。また、長期計画の財政推計は、改修改築計画に基づく事業量・事業費等も見込んで行います。

《 参 考 資 料 》

練馬区新長期計画（平成18～22年度）計画事業の平成21年度末における達成状況〔見込み〕

本資料は、練馬区新長期計画（平成18～22年度）および同計画に基づく中期実施計画（平成20～22年度）等における21年度までの目標に対する、21年度予算ベースでの達成見込みにより作成しています。

分 野 名	計画事業数	達成状況			
		達 成	概ね達成	一部達成	未 達 成
Ⅰ だれもが地域で生き活きと暮らすために ～区民生活分野～	9	6	0	2	1
		66.7%	0.0%	22.2%	11.1%
Ⅱ だれもが健やかに暮らすために ～健康福祉分野～	16	10	1	4	1
		62.5%	6.3%	25.0%	6.3%
Ⅲ だれもがいつまでも学ぶことができるために ～教育分野～	15	11	3	1	0
		73.3%	20.0%	6.7%	0.0%
Ⅳ だれもが快適に暮らすために ～環境まちづくり分野～	38	20	10	6	2
		52.6%	26.3%	15.8%	5.3%
Ⅴ 確かなまちの未来を拓くために	2	2	0	0	0
		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合 計	80	49	14	13	4
		61.3%	17.5%	16.3%	5.0%

※上段は計画事業数、下段は分野ごとの計画事業数に対する割合を表しています。割合の数値は四捨五入しているため、各欄の合計が100%にならないことがあります。

＜達成状況の分類の定義＞

「達 成」	・・・	平成21年度までの目標をすべて達成したもの。
「概ね達成」	・・・	平成21年度までの目標をすべて達成できなかったものの、目標の概ね8割以上を達成したもの。
「一部達成」	・・・	平成21年度までの目標を一部達成したもの、その達成割合が概ね8割未満のもの。
「未 達 成」	・・・	平成21年度までの目標を達成していないもの。

計画事業別 達成状況一覧表

通し 番号	新長期計画			中期実施計画（平成20～22年度）等における 21年度末の目標	平成17年度末の状況	4年間の目標事業量 （18～21年度末）	4年間の達成事業量 （18～21年度末見込み）	達成状況
	施策 番号	計画事業名	目標					
1	111	練馬区 NPO 活動支援センターの設置	設置	— （19年度設置済）	検討	設置	設置	達成
2	112	地域集会所の整備	18館	18館目を設計	17館	1館設計	区民館10館を地域集会所に移行	未達成
3	121	（仮称）産業振興会館の整備	調査・基本構想・整備	事業計画策定	調査	事業計画策定	事業計画策定	達成
4	124	都市型農業経営支援事業	ブルーベリー観光農園20園	ブルーベリー観光農園20園	ブルーベリー観光農園7園	ブルーベリー観光農園13園	ブルーベリー観光農園30園	一部達成
			観光交流農業12戸	観光交流農業9戸	—	観光交流農業9戸	観光交流農業1戸	
			地産地消推進農業施設15件	地産地消推進農業施設27件	—	地産地消推進農業施設27件	地産地消推進農業施設35件	
5	124	農業体験農園の拡充	整備16園	整備15園	整備11園	整備4園	整備4園	達成
6	126	観光基盤整備事業	駅前観光案内板の整備	駅前観光案内板の整備15基	—	駅前観光案内板の整備15基	駅前観光案内板の整備15基	達成
			商店街おやすみ処の整備	—	—	—	※平成20年度に計画廃止	
			アニメ活用事業の実施	事業の実施	—	事業の実施	事業の実施	
7	131	地域防犯防火連携組織の確立	69地区	44地区	—	44地区	8地区	一部達成
8	132	（仮称）ねりま防災カレッジの設立	カレッジの検討・設立	事業実施（一部）	—	事業実施（一部）	計画策定 事業実施（一部）	達成
9	151	出張所のサービス向上と事務の効率化	出張所新体制による運営	— （19年度 新体制に移行）	検討	出張所新体制による運営	平成20年1月から出張所新体制	達成
			自動交付機設置21台	— （19年度末までに設置済）	検討	自動交付機設置21台	自動交付機設置21台	
10	211	（仮称）地域福祉パワーアップカレッジ事業の実施	1学年4コース	2学年80人 （改定練馬区地域福祉計画）	—	2学年80人	2学年80人	達成
11	223	災害時医療救護体制の構築と安全安心のまちづくり事業	災害時医療救護体制の構築	災害時医療救護体制の充実	—	災害時医療救護体制の充実	体制の充実 （災害医療運営連絡会開催回数年6回）	達成
12	231	子ども家庭支援センターの整備	4か所設置	3か所設置 1か所整備	1か所設置	2か所設置 1か所整備	3か所設置 1か所整備	達成
13	231	子育てのひろばの整備	区営4か所 民設8か所	区営4か所 民設8か所	区営3か所	区営1か所 民設8か所	区営2か所 民設8か所	達成
14	231	ファミリーサポート事業の充実	ファミリーサポートセンター1か所 ファミリーサポート支所3か所	ファミリーサポートセンター1か所 支所2か所	ファミリーサポートセンター1か所	支所2か所	支所2か所	達成
15	232	保育所持機児の解消	認可保育園81園 定員8,252人	認可保育園82園 定員8,147人	認可保育園77園 定員7,862人	認可保育園5園 定員285人	認可保育園6園 定員381人	達成
			認可外保育施設89か所 定員1,262人	認可外保育施設93か所 定員1,192人	認可外保育施設85か所 定員1,142人	認可外保育施設8か所 定員50人	認可外保育施設7か所 定員82人	
16	232	多様な保育サービスの充実	病後児保育 5か所	病後児保育 民設4か所	病後児保育 民設2か所	病後児保育 民設2か所	病後児保育 民設2か所	概ね達成
			休日保育 6か所	休日保育 区立4か所	休日保育 未実施	休日保育 区立4か所	休日保育 区立4か所	
			一時保育 8か所	一時保育 区立1か所 民設4か所	一時保育 民設2か所	一時保育 区立1か所 民設2か所	一時保育 区立1か所 民設3か所	
			延長保育 朝30分 5か所 夕1時間 35か所 夕2時間 6か所	延長保育 朝30分 区立5か所 民設1か所 区立17か所 民設12か所 区立5か所 民設5か所 夕1時間 夕2時間	延長保育 朝30分 区立1か所 区立16か所 民設12か所 区立1か所 民設1か所 夕1時間 夕2時間	延長保育 朝30分 区立4か所 民設1か所 区立1か所 民設0か所 区立4か所 民設4か所 夕1時間 夕2時間	延長保育 朝30分 区立3か所 民設2か所 区立2か所 民設1か所 夕1時間30分 民設1か所 夕2時間 区立3か所 民設2か所 夕2時間30分 民設1か所	
17	233	放課後児童健全育成事業の充実	学童クラブ 92施設	学童クラブ 92施設	学童クラブ 89施設	学童クラブ 3施設	学童クラブ 2施設	一部達成
			放課後児童等の広場事業 15施設	放課後児童等の広場（民間学童保育）事業 8施設	放課後児童等の広場事業 5施設	放課後児童等の広場（民間学童保育）事業 3施設	放課後児童等の広場（民間学童保育）事業 1施設	
18	242	高齢者センターの整備	4館	整備3館 設計1館	3館	設計1館	候補地選定1館	一部達成

通し 番号	新長期計画			中期実施計画（平成20～22年度）等における 21年度末の目標	平成17年度末の状況	4年間の目標事業量 （18～21年度末）	4年間の達成事業量 （18～21年度末見込み）	達成状況
	施策 番号	計画事業名	目標					
19	245	特別養護老人ホームの整備	1,362床	1,392床	1,140床	252床	132床	一部達成
20	245	介護老人保健施設〔短期入所（ショートステイ）療養介護を含む〕の整備	920床	893床	620床	273床	0床	未達成
21	245	短期入所（ショートステイ）生活介護施設の整備	224床	228床	164床	64床	64床	達成
22	245	地域密着型サービス拠点等の整備	入居型サービス609人 通所型サービス441人 訪問型サービス2か所	入居型サービス474人 通所型サービス473人 訪問型サービス2か所	入居型サービス141人 通所型サービス166人 —	入居型サービス333人 通所型サービス307人 訪問型サービス2か所	入居型サービス171人 通所型サービス137人 訪問型サービス1か所	一部達成
23	251	障害者相談支援事業の充実	事業委託4か所	事業委託3か所	事業委託1か所	事業委託2か所	事業委託2か所	達成
24	252	短期入所（ショートステイ）事業の充実	13床	11床	7床	4床	10床	達成
25	253	グループ（ケア）ホーム（生活寮）の整備	グループ（ケア）ホーム 32寮 区立生活寮（訓練・体験型）2寮のうち1寮改築	グループ（ケア）ホームの入居定員 179人 区立生活寮（訓練・体験型）2寮のうち1寮改築設計	グループ（ケア）ホーム 12寮・入居定員 53人 区立生活寮（訓練・体験型）2寮	グループ（ケア）ホームの入居定員 126人 区立生活寮（訓練・体験型）の1寮改築設計	グループ（ケア）ホームの入居定員 132人 区立生活寮（訓練・体験型）の1寮改築設計	達成
26	312	学校応援団推進事業	40校	56校	6校	50校	50校	達成
27	322	練馬「学び」の輪を広げる事業（大学との連携）	大学との連携	大学との協議	—	大学との協議	大学と協定書の締結	達成
28	322	小・中一貫教育の推進	小・中連携教育の推進・一貫校の設置	実施計画の検討	小・中連携教育の推進	小・中一貫教育校の選定 実施計画の検討	小・中一貫教育校の選定 実施計画の検討	達成
29	322	「教師への道」支援事業	（仮称）練馬区教師養成塾の設置	— （18年度設置済）	—	（仮称）練馬区教師養成塾の設置	練馬区教師養成塾の設置	達成
30	322	教育相談室の充実（大泉地区教育相談室の設置）	4か所	4か所目設置のための調査・検討	3か所	1か所調査・検討	1か所調査・検討	達成
31	322	（仮称）学校教育支援センターの設置	1か所	基本計画策定	—	基本計画策定	基本計画策定	達成
32	323	みどりと環境の学校づくりの推進	屋上緑化・校庭芝生化 27校 みどりのカーテン等 18校	屋上緑化・校庭芝生化 36校 みどりのカーテン等 52校	屋上緑化・校庭芝生化 7校 みどりのカーテン等 3校	屋上緑化・校庭芝生化 29校 みどりのカーテン等 49校	屋上緑化・校庭芝生化 30校 みどりのカーテン等 45校	概ね達成
33	323	学校給食調理方式の改善	自校調理 103校（親子方式を含む）	自校調理 95校（親子方式を含む）	自校調理 83校（親子方式を含む）	自校調理 12校（親子方式を含む）	自校調理 11校（親子方式を含む）	概ね達成
34	323	校舎等の耐震化の推進	Cランク以上の校数 校舎97校 体育館103校 （両方を完了した校数97校）	耐震工事 校舎 43校 体育館 33校 （基準の変更による）	Cランク以上の校数 校舎 79校 体育館 77校 （両方を完了した校数58校）（基準変更前）	耐震工事 校舎 43校 体育館 33校	耐震工事 校舎 22校 体育館 2校	一部達成
35	331	（仮称）わかものスタート支援事業	事業実施	事業実施	—	事業実施	事業実施	達成
36	341	（仮称）高野台生涯学習センターの設置	検討・設置	整備方針策定	検討	整備方針策定	調査・検討	概ね達成
37	342	図書館の整備	12館	12館	11館	1館	1館	達成
38	343	総合型地域スポーツクラブの育成・支援	7クラブ	7クラブ	6クラブ	1クラブ	1クラブ	達成
39	343	スポーツ施設の整備	7体育館	7体育館	完成6体育館 実施設計1体育館	1館	1館	達成
40	344	（仮称）ふるさと文化館の整備	整備	整備（完成）	基本構想	整備	整備（完成）	達成
41	411	樹林地等の保全（保護樹木・保護樹林・憩いの森・街かどの森）	保護樹木 1,494本 保護樹林 22.55ha 憩いの森 48か所 街かどの森 24か所	保護樹木 1,454本 保護樹林 22.54ha 憩いの森 46か所 街かどの森 21か所	保護樹木 1,394本 保護樹林 21.1ha 憩いの森 43か所 街かどの森 9か所	保護樹木 60本 保護樹林 1.44ha 憩いの森 3か所 街かどの森 12か所	保護樹木 15本 保護樹林 0.6ha 憩いの森 5か所 街かどの森 1か所	一部達成
42	411	特別緑地保全地区の指定	指定1か所 候補地の検討	指定2か所 候補地の検討	—	指定2か所 候補地の検討	指定2か所 候補地の検討	達成

通し 番号	新長期計画			中期実施計画(平成20 ～22年度)等における 21年度末の目標	平成17年度末の状況	4年間の目標事業量 (18～21年度末)	4年間の達成事業量 (18～21年度末見込み)	達成状況
	施策 番号	計画事業名	目標					
43	412	公園リニューアル 大作戦	樹木剪定等による見通 しの確保	実施	—	実施	実施	達成
			公園の照度アップ	実施	—	実施	実施	
			落書き抑制塗装	実施	—	実施	実施	
			より安全な遊具への更新	実施	—	実施	実施	
44	412	公園等の整備(みど りと水の拠点整備と 機能の維持)	公園・緑地593か所 設計1か所 改修3か所 拡張3か所	公園・緑地620か所 改修4か所 拡張3か所	公園・緑地 585か所	公園・緑地35か所 改修4か所 拡張3か所	公園・緑地43か所 改修4か所 拡張3か所	達成
45	412	公共施設の緑化	14か所	25か所	4か所	21か所	23か所	達成
46	412	道路・河川の緑化	田柄川緑道再整備 (一部)	検討	—	検討	検討	達成
47	413	落ち葉のリサイクル	腐葉土箱の設置20か所	腐葉土箱の設置78か所	—	腐葉土箱の設置78か所	腐葉土箱の設置78か所	達成
			ヤードの整備 2か所	ヤードの整備 1か所	—	ヤードの整備 1か所	ヤードの整備 1か所	
			落ち葉の感謝祭の開催	—	—	—	(22年度開催)	
48	413	みどりを育む 地域づくり	公園地域管理 12か所	公園地域管理 17か所	公園地域管理 9か所	公園地域管理 8か所	公園地域管理 12か所	達成
			花壇地域管理 20か所	花壇地域管理 18か所	花壇地域管理 15か所	花壇地域管理 3か所	花壇地域管理 12か所	
49	421	地球温暖化防止足元 からの行動促進事業	地球温暖化防止地域推 進計画策定	変更なし	地球温暖化防止地域推 進計画検討	地球温暖化防止地域推 進計画策定	練馬区地球温暖化対策 地域推進計画策定	概ね達成
			エコライフチェック 100,000人(累計)	エコライフチェック 84,000人(累計)	エコライフチェック 1,000人(試行)	エコライフチェック 83,000人(累計)	エコライフチェック 94,301人(累計)	
			太陽光発電設備設置補 助 80件 燃料電池モニター制度 30件	家庭用燃料電池装置導 入工事補助 10件	—	家庭用燃料電池装置導 入工事補助 10件	家庭用燃料電池装置導 入工事補助 6件	
50	421	区民と見つけるねり まの自然	自然環境調査の実施 自然観察会の実施 自然保護活動の展開	自然環境調査の実施 (一部) 自然観察会の実施 —	—	自然環境調査の実施 (一部) 自然観察会の実施	自然環境調査の実施 自然観察会の実施 (自然保護活動は22年度)	達成
51	425	区立施設の環境配慮 の推進	区立施設省エネ対策推 進計画策定	ESCO事業の実施 省エネ改修工事 運用	区立施設省エネ対策基 本方針の策定	ESCO事業の実施 省エネ改修工事 運用	(仮称)区立施設改修等 環境配慮ガイドライン の策定(ESCO事業の 導入検討を含む)	一部達成
			区立施設省エネ対策の 実施	区立施設省エネ対策の 実施 9施設	—	区立施設省エネ対策の 実施 9施設	区立施設省エネ対策の 実施 6施設	
			練馬庁舎の省エネ対策 の実施	— (18・19年度実施済)	—	実施	実施	
52	431	リサイクルセンター の整備	4館	整備3館 設計1館	2館	整備1館 設計1館	整備1館 用地選定1館	概ね達成
53	441	まちづくりセンター の設置	1か所	— (18年度設置済)	—	1か所	1か所	達成
54	451	優良建築物等整備事 業・都心共同住宅供 給事業	建築物助成 9件	建築物助成 8件	建築物助成 7件	建築物助成 1件	未申請	未達成
55	451	組合等土地区画整理 事業	事業完了 14地区	事業完了14地区	事業完了 12地区 事業中 2地区	事業完了 2地区	事業完了 2地区 事業中 1地区	達成
56	451	地区計画制度の活用	計画管理 29地区	計画管理 28地区	計画管理 18地区	計画管理 10地区	計画管理 10地区	達成
57	451	大江戸線延伸地域の まちづくり事業	土支田中央区画整理事 業 整備(一部)	整備(一部)	先行買収 換地設計	整備(一部)	整備(一部)	一部達成
			補助230号線 沿道まちづくり事業 地区計画決定 3地区	地区計画決定 4地区	まちづくり構想の策定	地区計画決定 4地区	地区計画決定 1地区 計画案の作成 3地区	
58	452	練馬の中心核の整備	北口賑わい商店街づく り 地区計画決定 生活幹線道路の整備 (完成)	地区計画決定 生活幹線道路の整備 (用地買収)	地区計画素案策定 生活幹線道路の整備 (一部)	地区計画決定 生活幹線道路の整備 (用地買収)	地区計画決定 生活幹線道路の整備 (用地買収)	達成
			南口界わい商店街 づくり 電線類の地中化(完成)	電線類の地中化(一部)	電線類の地中化(一部)	電線類の地中化(一部)	電線類の地中化(一部)	
			千川通り沿道地区 地区計画決定	地区計画合意形成	千川通りの整備	地区計画合意形成	合意形成活動	
			北口区有地 基本構想策定・整備 (一部)	事業計画策定	北口区有地暫定利用	事業計画策定	事業計画策定	

通し 番号	新長期計画			中期実施計画（平成20 ～22年度）等における 21年度末の目標	平成17年度末の状況	4年間の目標事業量 （18～21年度末）	4年間の達成事業量 （18～21年度末見込み）	達成状況
	施策 番号	計画事業名	目標					
59	452	石神井公園駅周辺地区の整備（地域拠点の整備）	連続立体交差化整備（一部）	用地買収整備（一部）	都市計画決定	用地買収整備（一部）	用地買収整備（一部）	達成
			都市計画道路の整備整備（一部）	整備（一部）2路線	都市計画決定事業認可取得	整備（一部）2路線	整備（一部）2路線	
			駅前広場整備基本設計	事業認可準備	都市計画決定	事業認可準備	事業認可準備	
			駅周辺市街地まちづくり地区計画決定（一部）合意形成活動	合意形成活動	合意形成活動	合意形成活動	合意形成活動	
60	452	大泉学園駅周辺地区の整備（地域拠点の整備）	北口駅前広場の整備地区計画決定基本計画策定測量・基本設計	都市計画決定基本計画策定実施設計	合意形成活動	都市計画決定基本計画策定実施設計	都市計画決定	概ね達成
			駅周辺地区のまちづくり合意形成活動	地区計画決定 2地区合意形成活動 1地区	合意形成活動	地区計画決定 2地区合意形成活動 1地区	地区計画決定 2地区合意形成活動 1地区	
61	452	江古田駅周辺地区の整備（生活拠点の整備）	駅北口地区計画決定道路の整備（一部）	用地買収	合意形成活動整備計画検討	用地買収	用地買収	概ね達成
			駅南口駅前広場設計側道、生活幹線道路の整備（一部）	合意形成活動用地買収用地測量		合意形成活動用地買収用地測量	合意形成活動設計用地買収	
			駅舎バリアフリー工事南北自由通路の整備（完成）	南北自由通路の整備（一部）		南北自由通路の整備（一部）	南北自由通路の整備（一部）	
62	452	中村橋駅周辺地区の整備（生活拠点の整備）	駅南口駅前広場、小広場、歩行者通路の整備（完成）	整備（完成）	用地取得	整備（完成）	整備（完成）	概ね達成
			駅北口地区計画決定道路の整備（一部）	地区計画決定中杉通り等のバリアフリー化（基本設計）	合意形成活動	地区計画決定中杉通り等のバリアフリー化（基本設計）	地区計画策定中杉通り等のバリアフリー化（調整）	
63	452	上石神井駅周辺地区の整備（生活拠点の整備）	まちづくり基本計画策定地区計画決定	まちづくり基本計画策定合意形成活動	合意形成活動	まちづくり基本計画策定合意形成活動	地区計画検討エリアの選定	未達成
64	452	生活拠点の整備（各駅周辺地区の整備）	まちづくり促進活動コンサルタント派遣	まちづくり促進活動コンサルタント派遣	まちづくり促進活動	まちづくり促進活動コンサルタント派遣	合意形成活動アンケート調査	一部達成
65	453	都市防災不燃化促進事業	事業終了1地区事業中1地区建築物不燃化助成 72棟	事業終了1地区事業中1地区建築物不燃化助成 53棟	事業中 2地区建築物不燃化助成 37棟	事業終了1地区事業中1地区建築物不燃化助成 16棟	事業終了1地区事業中1地区建築物不燃化助成 12棟	概ね達成
66	453	密集住宅市街地整備促進事業	継続地区2地区のうち事業終了1地区建て替え助成 548戸公園整備 12,326㎡	事業中2地区建て替え助成 283戸道路整備 15,407㎡公園整備 7,670㎡	事業中2地区建て替え助成 226戸公園整備 3,385㎡	事業中2地区建て替え助成 57戸道路整備 15,407㎡公園整備 4,285㎡	事業中2地区建て替え助成 30戸道路整備 24,019㎡公園整備 2,884㎡	概ね達成
			新規地区整備計画策定1地区	調査	—	調査	調査	
67	453	雨水流出抑制施設の整備	抑制対策量 293,161㎡	抑制対策量 270,807㎡	抑制対策量 206,781㎡	抑制対策量 64,026㎡	抑制対策量 54,867㎡	概ね達成
			個人宅等への設置助成 3,328件	個人宅等への設置助成 3,153件	個人宅等への設置助成 2,478件	個人宅等への設置助成 675件	個人宅等への設置件数 619件	
68	454	鉄道駅バリアフリー事業	駅のバリアフリー化7駅	5駅	3駅	2駅	2駅	達成
69	461	練馬型コミュニティバスの運行	練馬型コミュニティバスの再編・運行	コミュニティバスの再編・運行	シャトルバス1路線バス交通実験1路線福祉コミュニティバス2路線	コミュニティバスの再編・運行	新規路線導入計画の策定及び運行	達成
70	461	エイトライナー整備促進事業	整備促進活動	整備促進活動	整備促進活動	整備促進活動	整備促進活動	達成
71	461	西武池袋線連続立体交差事業	西武池袋線の連続立体交差化（・複々線化）桜台駅～大泉学園駅間 7.7km 整備（一部）	西武池袋線の連続立体交差化（・複々線化）桜台駅～大泉学園駅間 7.7km 用地買収整備（一部）	桜台駅～練馬高野台駅間 5.7km 完成練馬高野台駅～大泉学園駅付近 2.0km 都市計画決定	練馬高野台駅～大泉学園駅付近 2.0km 用地買収整備（一部）	用地買収整備（一部）	達成
72	461	大江戸線延伸促進事業	大江戸線延伸の整備着手	延伸促進活動	延伸促進活動	延伸促進活動	延伸促進活動	達成
73	462	都市計画道路（地区幹線道路）の整備	完成1区間（530m）事業中4区間（1,245m）	完成1区間事業中6区間	事業中3区間（1,100m）	完成1区間事業中6区間	事業中4区間	一部達成
74	462	生活幹線道路の整備	完成5区間（1,163m）事業中5区間（2,057m）	完成2区間事業中7区間	事業中7区間（2,180m）	完成2区間事業中7区間	完成2区間事業中7区間	達成

通し 番号	新長期計画			中期実施計画（平成20 ～22年度）等における 21年度末の目標	平成17年度末の状況	4年間の目標事業量 （18～21年度末）	4年間の達成事業量 （18～21年度末見込み）	達成状況
	施策 番号	計画事業名	目標					
75	462	東京外かく環状道路 計画に関する事業	区の方針が反映された 外環の方針および都市 計画の確定	国、都との調整・協議 外環に関する都への働 きかけ等の調査・研究	国、都の「計画の具体 化に向けた考え方」に 対する、区の意見の取 りまとめおよび国、都 との調整	国、都との調整・協議 外環に関する都への働 きかけ等の調査・研究	都によるあり方の公表 基礎調査	概ね達成
76	463	快適なみちづくり 事業	電線類の地中化 完成 2地区・1路線 事業中 4路線	完成 2地区・2路線 事業中 4路線	事業中 2地区・1路線	完成 2地区・2路線 事業中 4路線	完成 1地区・2路線 事業中 4路線	概ね達成
			歩行者横断部の改良 100か所	歩行者横断部の改良 80か所	—	歩行者横断部の改良 80か所	歩行者横断部の改良 80か所	
77	463	自転車駐車場の整備	追加整備 8,350台	追加整備 4,902台	—	追加整備 4,902台	追加整備 5,062台	達成
78	471	区営住宅の整備 （移管受け入れ）	都からの移管 住宅 累計1,070戸 駐車場 累計148区画	住宅 累計970戸 駐車場 累計118区画	住宅 累計654戸 駐車場 累計30区画	住宅 累計324戸 駐車場 累計88区画	住宅 累計137戸 駐車場 累計28区画	一部達成
79	512	住民情報システムの 再構築	新システムの稼動・運用	新システムの稼動・運用	基本計画書・システム 開発計画書等策定	新システムの稼動・運用	新システムの稼動・運用	達成
80	512	統合型地理情報シス テムの整備	稼動	— （17年度に庁内版、18 年度に区民版を稼動済）	開発	稼動	稼動	達成

練馬区長期計画（平成 22 年度～26 年度）

〈素 案〉

発行 練馬区企画部基本構想担当課

住所 〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1 練馬区役所 本庁舎 6 階

TEL 03-5984-1064（ダイヤルイン）

FAX 03-3993-1195

電子メールアドレス kihonkousou@city.nerima.tokyo.jp

ホームページ <http://www.city.nerima.tokyo.jp/kikaku/kihonkousou/index.html>

*素案に関するご意見等は 9 月 7 日（月）まで受け付けています。